

ひかりではじめる豊かなコミュニケーションライフ

ひかり電話

ご利用ガイド

NTT西日本では、お客さまに安心してご利用いただけるよう、
光ブロードバンドサービスの品質向上に取り組んでいます。
サービスの工事・故障についての情報を下記ホームページでお知らせしております。
■工事・故障についてのお知らせ
<http://www.ntt-west.co.jp/info/construction/>

【故障・設定に関するお問い合わせ】

ひかり電話故障時のお問い合わせ先は、以下のとおりです。



0120-248995

携帯電話・PHSからも
ご利用になれます

【受付時間】

故障に関するお問い合わせ

24時間受付

設定に関するお問い合わせ

午前9時～午後9時受付

〈土曜・日曜・祝日・年末年始も受付しております〉

★西日本エリア以外からはご利用になれません。

【お申し込み・お問い合わせ】



0120-116116

携帯電話・PHSからも
ご利用になれます

【受付時間】 午前9時～午後9時 〈土曜・日曜・祝日も受付しております(年末年始を除きます)〉
電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

安心! 便利! おトク!

いろいろなサービスがセットに。

いろいろ使えてしっかりおトク!

安心・便利なサービスが充実



ナンバー・ディスプレイ

誰から電話がかかってきたのか知りたい!



ボイスワープ

かかってきた電話を転送したい!



ナンバー・リクエスト

相手が非通知なら、音声で通知をうながす!



キャッチホン

通話中にかかってきた電話も受けたい!



迷惑電話おことわりサービス

しつこい迷惑電話をなんとかしたい!



着信お知らせメール

外出先でも着信を確認したい!

★ひかり電話A(エース)で各付加サービスをご利用いただいた場合、付加サービスの機能、およびその他の付加サービスの機能が一部制約される場合があります。また、他の付加サービスと重畳してご利用いただけない場合があります。ナンバーディスプレイのご利用には、ナンバーディスプレイ対応電話機が必要です。ボイスワープ契約者までの通話料は、電話をかけた方の負担となりますが、ボイスワープ契約者から転送先までの通話料は、ボイスワープ契約者の負担となります(転送先がお話中や応答しない場合は通話料はかかりません)。FAXお知らせメールをご利用中の場合は、同一電話番号でボイスワープはご利用できません。フレッツ光プレミアム、Bフレッツ マンションタイプ対応ひかり電話をご契約で、複数チャンネル、またはテレビ電話をご利用の場合、キャッチホンはご利用できません。着信お知らせメールを受信する場合、ご利用の通信サービスにより通信料/パケット料がかかる場合があります。詳細は本冊子の各付加サービスの「ご利用上の注意事項」および「他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項」をご覧ください。

ひかり電話A_{エース}

ひかり電話A(エース)をご利用になるには、「フレッツ 光ネクスト」もしくは「フレッツ 光プレミアム」のご契約・料金が必要です。
ひかり電話A(エース)のご利用には、別途工事費が必要です。

ひかり電話A(エース)のご利用には、ナンバーディスプレイ対応の電話機等をお使いください。
ナンバーディスプレイ未対応電話機をご利用の際は、電話番号表示ができません。また通話できない場合等があります。
停電時はひかり電話A(エース)をご利用いただけません。
0039等の電気通信事業者を指定した発信、ダイヤルQ²など、一部かけられない番号があります。



ひかり電話A(エース)はとってもおトク

月額基本料金は
1,500円(税込1,575円)
+
4,970円(税込5,218.5円) ☆1
【フレッツ光プレミアム ファミリータイプの場合】

最大3時間分^{☆2}
480円(税込504円)分^{☆3}
の通話ができ、
余った通話料分は
翌月に繰り越せる^{☆4}

通話料金は全国一律
8円(税込8.4円)/3分^{☆5}

| 今までなら(月額) | |
|----------------------------|----------------------------|
| 合計 | 2,680円(税込2,814円) |
| 通話料(3時間分) ^{☆2} | 480円(税込504円) ^{☆3} |
| ナンバー・ディスプレイ [☆] | 400円(税込420円) |
| ナンバー・リクエスト [☆] | 200円(税込210円) |
| 迷惑電話おことわりサービス [☆] | 200円(税込210円) |
| ボイスワープ [☆] | 500円(税込525円) |
| キャッチホン [☆] | 300円(税込315円) |
| 着信お知らせメール [☆] | 100円(税込105円) |
| ひかり電話(基本プラン) | 500円(税込525円) |

フレッツ光ネクスト/フレッツ光プレミアム ファミリータイプの場合
4,970円(税込5,218.5円)^{☆1}

ひかり電話A(エース)なら、
1,180円(税込1,239円)
もおトク!

定額利用料(月額)
1,500円
(税込1,575円)

フレッツ光ネクスト/フレッツ光プレミアム ファミリータイプの場合
4,970円(税込5,218.5円)^{☆1}

- ☆1.「フレッツ光プレミアム ファミリータイプ」(無線LAN対応VoIP端末をご利用にならない場合)の回線使用料3,870円(税込4,063.5円)と屋内配線利用料200円(税込210円)、回線終端装置利用料900円(税込945円)の合計金額です。「フレッツあっと割引」適用後の利用料金です。インターネットをご利用いただくには、フレッツ光に対応したプロバイダとのご契約・ご利用料金が別途必要です。「フレッツあっと割引」は、「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光プレミアム」、「Bフレッツ」、「フレッツ ADSL」をご利用のお客さまを対象として、2年間の継続利用を条件に月額回線使用料の10%を割引するものです(お申し込みが必要です)。なお、契約料および工事費、屋内配線利用料、回線終端装置利用料、機器利用料は、割引対象外です。お客さまのご都合により、2年以内に解約の場合は、所定の解約申込書の提出と違約金が必要となります(フレッツ光プレミアム ファミリータイプを1年未満で解約の場合は5,000円(税込5,250円)、1~2年未満に解約の場合およびその他サービスを解約の場合は、電話0120-116116 午前9時~午後9時 年末年始(12/29~1/3)を除く、もしくは弊社ホームページ(<http://flets-w.com/waribiki/atto/>)にてご確認ください)。
- ☆2. NTT東西の加入電話・INSネット・ひかり電話サービス(ナビダイヤルは除く)に対して、連続して、または、毎回さっぱり3分単位の時間数で通話した場合です。3分未満の通話でも、3分未満に達した場合の料金がかかることから、すべての利用において最大時間分の通話ができるものではありません。
- ☆3. 月額基本料金に含まれる通話料分の通話対象は、NTT東西の加入電話・INSネット・ひかり電話サービスのみとなります。国際電話・携帯電話・PHS・他社固定電話・他社IP電話・ナビダイヤル等への通話は月額基本料金には含まれず、有料通話となります。
- ☆4. 繰り越した通話料分の有効期限は1か月です。他料金プランへの変更、およびひかり電話A(エース)の解約時には、繰り越した通話料分は無効となります。
- ☆5. NTT東西の加入電話・INSネット・ひかり電話サービス(テレビ電話は除く)、他社固定電話、他社IP電話(050番号への通話を除く)へ発信の場合、国際電話・携帯電話・PHS・050IP電話・テレビ電話・ナビダイヤル等への通話料金は異なります。

- *「ひかり電話A(エース)」はお申し込みが必要です。
- *「ひかり電話A(エース)」のご利用にあたっては通話明細の記録区分が「希望」または「一部非希望」となっている必要があります。
- 上記料金に加え、1電話番号ごとにユニバーサルサービス料8.4円/月(税込)が必要となります。(ユニバーサルサービス料は、あまなく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)による番号単価の変更にあわせて見直しします。)
- 記載内容および価格については、NTT西日本エリアのものです。

ひかり電話A(エース)および他の料金プランの最新情報は、
「ひかり電話ホームページ(<http://flets-w.com/hikaridenwa/>)」でご確認いただけます。

審査 20-4386

「教えて!」にお答えします。

ひかり電話の

「ひかり電話」と加入電話とは何が違いますか?

「ひかり電話」は光ファイバを利用することにより、加入電話、携帯電話等へ低廉な通話料金での発信、および従来の加入電話等と同じ電話番号での着信を可能とする光IP電話サービスです。ただし、「通話先」および「付加サービス」において一部制限がありますので、必ずご確認ください。また、停電時の通話はできません。

「ひかり電話対応機器」って何ですか?

「ひかり電話対応機器」とは「ひかり電話対応ホームゲートウェイ(フレッツ 光ネクストご契約の場合)」、「ひかり電話対応VoIPアダプタ/ルータ(フレッツ・光プレミアム/Bフレッツご契約の場合)」のことです。

受話器を上げたら「ピー・ピー・ピー・ピー」という音が出るのですが、これは何の音ですか?

ひかり電話対応機器(VoIPアダプタ/ルータおよびホームゲートウェイ)のバージョンアップお知らせ通知音です。本ガイドP.11「ひかり電話対応機器のバージョンアップ方法」をご覧ください。お使いのひかり電話対応機器の取扱説明書にしたがってバージョンアップをしてください。バージョンアップ後、この音は鳴らなくなります。

「ひかり電話」から発信できない番号はありますか?

代表的なものとして、0039等の電気通信事業者を指定した発信、ダイヤルQ²など、一部かけられない番号があります。詳しくは、本ガイドP.27の「接続可否番号一覧」をご覧ください。

引っ越しをするのですが、転居先でも継続して「ひかり電話」が使えますか?

転居先がひかり電話サービス提供エリアの場合は、「ひかり電話」を継続してご利用いただけます。転居先がひかり電話サービス提供エリアであっても、フレッツアクセスサービスや「ひかり電話」の工事が必要なため日数がかかることがあります。その間、「ひかり電話」はご使用いただけません。
※NTT東日本エリアへ転居される場合は、NTT東日本への「ひかり電話」のお申し込みが別途必要となります。

プッシュ回線って何? プッシュ(トーン)信号に切り替える方法は?

数字ボタンを押すごとに「ピッ・ポッ・パツ」といった音が聞こえる場合はプッシュ回線です。お使いの電話機がプッシュ回線でない場合は、プッシュ(トーン)信号に切り替えてご利用ください。プッシュ(トーン)信号に切り替える方法として代表的な例は、[トーン]ボタン、[#]ボタン、[PB]ボタン、[P]ボタンなどを押して切り替える方法です。(電話機によって操作方法が異なります。詳しくは、お使いの電話機の取扱説明書をご覧ください。)

フレッツ 光ネクスト/フレッツ・光プレミアム/Bフレッツ。自分が利用しているフレッツアクセスサービスを知るには?

フレッツアクセスサービスご契約時にお送りしております「お申込内容のご案内」の2枚目に記載しております「商品名」をご確認ください。本ガイドでは、ご契約されているフレッツアクセスサービスなどで設定パターンやご注意ください点が異なります。必ずご契約されているフレッツアクセスサービスをご確認のうえ、「ひかり電話」をご利用ください。

電話機に相手の電話番号を表示するには、どうしたらいい?

「ナンバー・ディスプレイ」のお申し込みが必要です。「ナンバー・ディスプレイ」は、電話に出る前に、かけてきた相手の電話番号を電話機などのディスプレイに表示するサービスです。詳しくは、本ガイドP.70「ナンバー・ディスプレイ」をご覧ください。

「ひかり電話」だから使える便利なサービスって?

「着信お知らせメール」や「FAXお知らせメール」は、着信やFAXがあったことをメールでお知らせしてくれる加入電話にはないとても便利なサービスです。また、「フレッツ 光ネクスト」なら「テレビ電話」や「高音質電話」でハイクオリティな通話が実現できます。「着信お知らせメール」…P.92 「FAXお知らせメール」…P.142
「テレビ電話」…P.130 「高音質電話」…P.138

「ひかり電話」は電話以外の使い道って他にないの?

「ひかり電話」と「クルリモ」を合わせて使えば、自宅の様子を外先からでもモニタリングできる安心のセキュリティもご利用いただけます。遠隔操作でカメラの向きを変えるなど、お部屋の隅々まで見回すことができ、話しかけることもできます。クルリモについて詳しくは、P.211をご覧ください。

もっと「ひかり電話」をフル活用したい!なにかいいプランはない?

「安心」「便利」「おトク」がそろった「ひかり電話A(エース)」がおすすめです。「ひかり電話A(エース)」は、「ナンバー・ディスプレイ」や「迷惑電話おこわりサービス」、「キャッチホン」など充実の付加サービスがたくさんついて、さらに通話料までセットになったおトクな「ひかり電話」のプランです。詳しくは、前のページをご覧ください。

故障かな?と思ったらどこに連絡すればいいですか?

「ひかり電話」故障時のお問い合わせは0120-248995までご連絡ください。(受付時間:24時間、土曜・日曜・休日・年末年始も受付)

Contents【目次】

ひかりではじめる豊かなコミュニケーションライフ

ひかり電話ご利用ガイド → P.4

サービスいっぱい!ひかり電話の付加サービス

A ひかり電話A(エース)に含まれるサービス

かかってきた電話を転送したい!

ボイスワープ A → P.40

誰から電話がかかってきたのか知りたい!

ナンバー・ディスプレイ/ナンバー・リクエスト A → P.70

しつこい迷惑電話をなんとかしたい!

迷惑電話おことわりサービス A → P.78

通話中にかかってきた電話も受けたい!

キャッチホン A → P.86

外出先でも着信を確認したい!

着信お知らせメール A → P.92

2回線分電話を使いたい!

複数チャネル → P.118

電話番号を使い分けたい!

追加番号 → P.124

相手の顔を見ながら話したい!

テレビ電話 → P.130

よりクリアな通話がしたい!

高音質電話 フレッツ 光ネクストでご契約の場合 → P.138

外出先からFAXを確認したい!

FAXお知らせメール → P.142

かかってきた通話の料金を着信側で負担する

フリーアクセス・ひかりワイド/特定番号通知サービス → P.170

ひかり電話の対応機器

→ P.176

契約約款等 → P.224

ひかりではじめる
豊かなコミュニケーションライフひかり電話
ご利用ガイドフレッツ 光ネクストで
ご契約の場合フレッツ・光プレミアム/
Bフレッツでご契約の場合

において

一部サービス内容や料金等が異なります。
異なる場合は、上記マークを入れております。

ひかり電話とは

- ・「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」
- ・「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」
- ・「フレッツ 光プレミアム ファミリータイプ」
- ・「フレッツ 光プレミアム マンションタイプ」
- ・「フレッツ・光マイタウン ファミリータイプ」
- ・「フレッツ・光マイタウン ファミリーライトタイプ」
- ・「Bフレッツ マンションタイプ」

以上のフレッツアクセスサービス(光ファイバ)を利用することにより、加入電話、携帯電話等へ低廉な通話料金での発信、および従来の加入電話等と同じ電話番号での発信を可能とする光IP電話サービスです。本サービスを契約することにより、基本サービスとして1契約ごとに1通話(チャンネル)^{※1}と、それに対応した1契約者電話番号^{※2}がご利用いただけます。

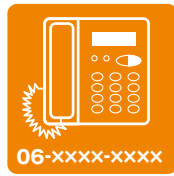
- ※1 「複数チャンネル」を申し込むことで、最大2通話まで同時にご利用が可能となります。
- ※2 「追加番号」を申し込むことで、最大5つの電話番号をご利用いただけます。

ひかり電話の特長



おトクな通話料金

全国一律8円/3分(税込8.4円/3分)の通話料金でご利用いただけます。^{※1}



ご利用中の電話番号・電話機がそのまま利用できる!

いまお使いの電話番号や電話機を変更せずにご利用いただけます。^{※2}



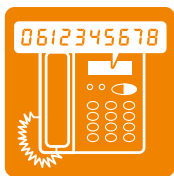
緊急通報等への発信が可能!

緊急通報(110番・118番・119番)およびフリーアクセス/フリーアクセス・ひかりワイド/フリーダイヤルへの通話が可能です。



加入電話並みの音声品質

音声パケットを優先して扱うため加入電話並みの音声品質を確保します。また、フレッツ 光ネクストなら広帯域を利用した高音質な通話が可能です。



便利な付加サービスも利用できる!

加入電話の付加サービスに相当する機能もご用意しております。^{※3}



フレッツ 光ネクストで契約の場合

高画質のテレビ電話が実現!

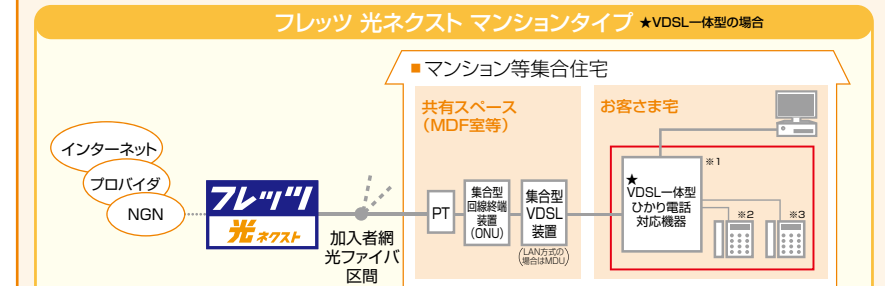
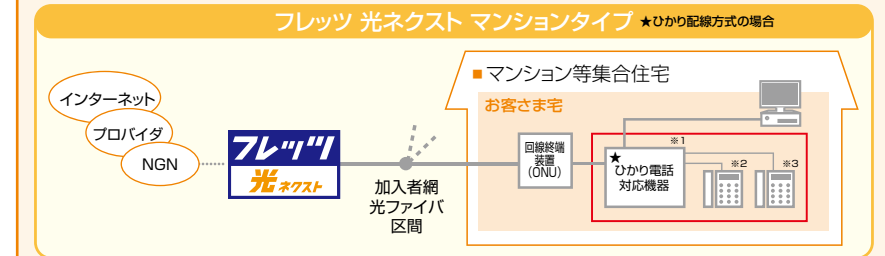
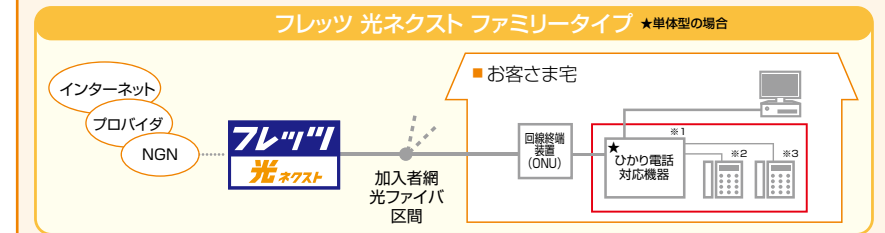
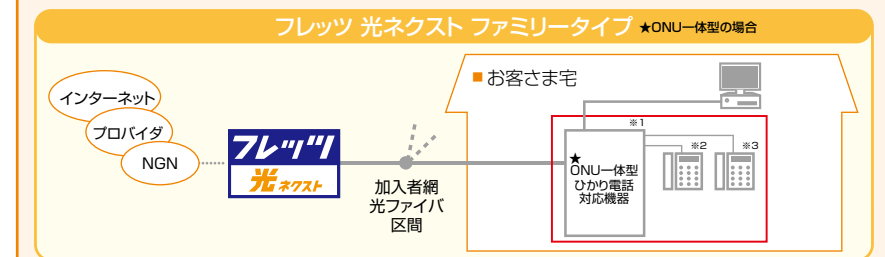
フレッツ 光ネクストなら標準テレビクラス(SD品質相当)の高画質「テレビ電話」が利用できます。

- ※1 NTT東西の加入電話・INSネット・ひかり電話サービス、他社固定電話、他社IP電話への発信(テレビ電話、050番号およびナビダイヤルへの発信を除く)の場合、詳しくはP.15「通話料金」をご覧ください。
- ※2 現在ご利用中の電話番号を引き続きご利用いただくためには、NTT西日本の加入電話等を休止し、加入電話等において同一番号による設置場所変更が可能な範囲でひかり電話をご利用いただく必要があります。
- ※3 ご利用いただける付加サービスの詳細については、P.40～P.174をご覧ください。

サービスイメージ

●「ひかり電話対応機器」とは「ひかり電話対応ホームゲートウェイ(フレッツ 光ネクストご契約の場合)」、「ひかり電話対応VoIPアダプタ/ルータ(フレッツ 光プレミアム/Bフレッツご契約の場合)」のことです。

フレッツ 光ネクスト をご利用のお客さま



- ※1 ひかり電話対応機器は無償で貸与いたします。(無線LAN対応の場合は別途費用が必要です。詳しくはP.14をご覧ください。)
 - ※2 デジタル電話機・デジタルFAX等のISDN専用端末、通報機能を備えた通信機器等はご利用いただけません。ひかり電話におけるFAX通信は、通信環境の設定(FAXの通信モード等)により伝送品質が保てない場合があります。また通信相手側がISDN回線をご利用の場合、通信相手側の設定によっては、FAXがご利用できない場合があります。
 - ※3 「追加番号」を申し込むことで最大5つの電話番号をご利用いただけます。
- ☆お客さまにより「一体型ひかり電話対応機器」もしくは「単体型ひかり電話対応機器」を選択することはできません。

フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウン をご利用のお客さま

フレッツ・光プレミアム ファミリータイプ、
フレッツ・光マイタウン ファミリータイプ、フレッツ・光マイタウン ファミリーライトタイプ※

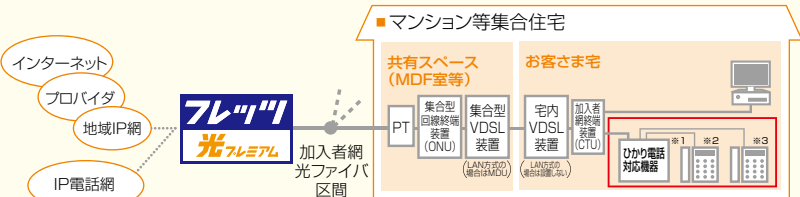


※「フレッツ・光マイタウン ファミリーライトタイプ」ではインターネットへのアクセスができません。

フレッツ・光プレミアム マンションタイプ ★ひかり配線方式の場合

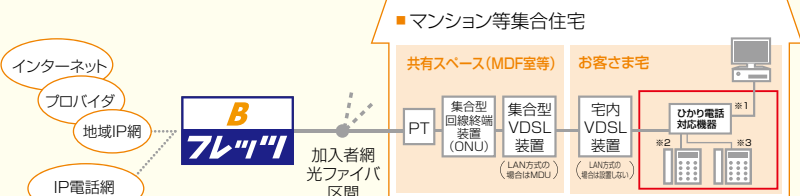


フレッツ・光プレミアム マンションタイプ ★VDSL方式の場合



Bフレッツ マンションタイプ をご利用のお客さま

Bフレッツ マンションタイプ ★VDSL方式の場合



- ※1 NTT西日本よりレンタルにて提供いたします。(ひかり電話対応機器は無償で貸与いたします。(無線LAN対応の場合は別途費用が必要です。詳しくはP.14をご覧ください。)[Bフレッツ マンションタイプ]でひかり電話をご利用の場合は、ひかり電話対応機器利用料300円/月(税込315円/月)が必要です。]
- ※2 デジタル電話機・デジタルFAX等のISDN専用端末、通報機能を備えた通信機器等はご利用いただけません。G3FAX、モデム通信についてご利用は可能ですが、通信環境条件等により伝送品質が保てない場合があります。FAXのご利用については、通信相手側がISDN回線をご利用の場合、通信相手側の設定によっては、FAXがご利用できない場合があります。
- ※3 「追加番号」を申し込むことで最大5つの電話番号をご利用いただけます。

ひかり電話のご利用方法

電話のかけかた、受けかた

従来の加入電話と同じかけかたでご利用いただけます。

電話をかける(発信)

- 1 電話機のハンドセット(受話器)を取り上げる
「ツー」という発信音が聞こえます。
 - 2 電話番号を押す
- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |
| * | 0 | # |
- 3 呼出音が聞こえる
 - 4 相手の方が出たらお話しする
 - 5 お話が終わったら、ハンドセット(受話器)を置く



電話を受ける(着信)

- 1 着信音が鳴る
「ブルルル」という着信音が鳴ります。
- 2 ハンドセット(受話器)を取り上げて、
相手の方とお話しする
- 3 お話が終わったら、ハンドセット(受話器)を置く



ワンポイント

- 最後の番号をダイヤルしてから約4~6秒たつと、ダイヤルの終了と判定し発信します。すぐに発信させたい場合は、番号に続けて「#」(シャープ)を押してください。

発信者番号通知、非通知のしかた

ひかり電話の発信者番号通知状態^{*1}が「通常通知」の場合

特定の発信だけ非通知にする

1 受話器を上げ、「ツー」という音が聞こえたら



2 相手先の電話番号を
プッシュする前に



3 「184」をプッシュし、続けて相手先電話番号をプッシュ

184+△△△△-△△△△

4 相手先にひかり電話の電話番号は通知されません



| 発信者番号通知状態 ^{*1} | 操作手順 | 受ける人へ通知する情報 |
|-------------------------|-------------|-----------------------------|
| 通常通知 | 相手の電話番号 | (例)0612345678 ^{*2} |
| | 184+相手の電話番号 | 非通知 |
| 通常非通知 | 相手の電話番号 | 非通知 |
| | 186+相手の電話番号 | (例)0612345678 ^{*2} |

^{*1} あらかじめNTT西日本にお申し込みいただいている、ひかり電話の通知状態です。

^{*2} ご利用のひかり電話の電話番号が通知されます。

国際電話のかけかた

1 受話器を上げ、「ツー」という音が聞こえたら



2 010 + 相手国番号 + 相手国内番号

国(地域)ごとに異なる番号

★主な国の国番号は下の表をご覧ください。

国際プレフィックス(国際電話であることを示す番号)
★固定の番号です。

例)ニューヨーク(0212)の123-4567番に電話する場合

010 + 1 + 212 + 123 - 4567

アメリカの国番号 ニューヨークの市外局番

相手国の市外局番は最初の
0を取った番号をダイヤルします。^{*}

^{*}一部例外地域もあります。

★ひかり電話の国際通話はT-Systemsジャパン株式会社の提供するドイツテレコム国際電話サービスを利用するため、「事業者識別番号」の入力は不要です。

★ひかり電話は、「事業者識別番号」等で事業者を指定した発信ができません。入力すると接続できませんのでご注意ください。

3 これで電話がかかります



★国際フリーダイヤル(010-800始まり)、船舶電話へは接続できません。

★海外の携帯電話への通話も可能です。通話料金は海外の固定電話へかけた場合と同じです。

★相手国の通信事情(相手国で紛争が起こっていたり、相手国のインフラが古い等)によっては、接続しにくい場合があります。

★国際通話等における発信番号通知について 国際通話等での発信電話番号通知は、相手国側の中継事業者網の設備状況により通知できない場合があります。そのため、相手側端末への表示を保証するものではありませんので、ご了承ください。

ひかり電話の国際電話に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【ひかり電話の国際電話のサービスに関するお問い合わせ】0120-116116 [受付時間] 午前9時～午後9時
(土曜・日曜・祝日も受付しております(年末年始を除きます))

【ひかり電話から国際電話にかけられない等のトラブルに関するお問い合わせ】0120-248995

主な国の国番号 / 通話料

| 国名 | 国番号 | 通話料 (1分あたり) | 国名 | 国番号 | 通話料 (1分あたり) |
|---------|-----------|----------------|----------|-----------|----------------|
| アメリカ | 1 | 9円 | 台湾 | 886 | 30円 |
| イギリス | 44 | 20円 | 中国 | 86 | 30円 |
| イタリア | 39 | 20円 | ドイツ | 49, 88228 | 20円 |
| インドネシア | 62 | 45円 | ニュージーランド | 64 | 25円 |
| オーストラリア | 61, 88230 | 20円 | フィリピン | 63 | 35円 |
| カナダ | 1 | 10円 | ブラジル | 55 | 30円 |
| タイ | 66 | 45円 | フランス | 33 | 20円 |
| 大韓民国 | 82 | 30円 | | | |

その他の国(地域)への国番号、通話料については、
P.31～P.32「国際通話料金一覧」をご覧ください。

ひかり電話対応機器のバージョンアップ方法

ひかり電話対応機器のファームウェアをバージョンアップすることで、最新の機能やサービスをご利用いただくことができます。ひかり電話対応機器は定期的に(1日1回)、当社バージョンアップお知らせ用サーバと通信を行い、バージョンアップの必要性を自動確認しています。バージョンアップの必要がある場合は、以下の方法でお客さまに通知します。

フレッツ 光ネクストでご契約の場合、ひかり電話対応機器の初期値は「自動更新」となっておりますが、お客さまにて「手動更新」に変更された場合、下記をご参照ください。

受話器を上げて「ピーピーピー」と聞こえたら…

これは、ひかり電話対応機器のファームウェアのバージョンアップが必要なことをお知らせする通知音です。



バージョンアップが必要な場合、受話器から聞こえる音が変わります！はじめに「ピーピーピー」という音が聞こえます。

バージョンアップの必要がない場合(通常時)

「ツー」という音が聞こえます。



※更新方法には、本ページ以下の「手動更新」の他、次ページ(P.12)の定時更新があります。(推奨)

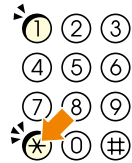
※一部のコードレスホン子機においては、親機との通信確立のため「ピーピーピー」等の音がする場合がありますので、必ず親機での確認・操作をお願いいたします。

バージョンアップを行う方法

電話機から受話器を取り上げ、**＊＊＊11**をダイヤルします。

ダイヤル直後に受話器から「ププ」と音がします。音が聞こえたら受話器を置いてください。

※フッシュホン設定(PB)の電話機で操作可能です。

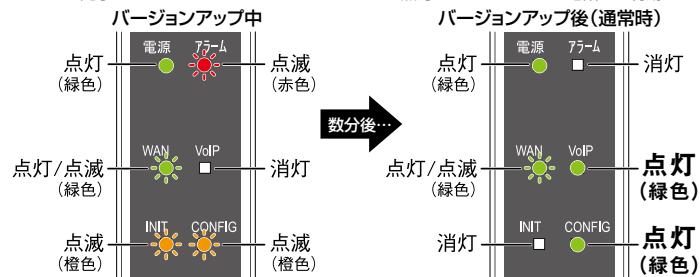


この操作をすると…

ファームウェアのバージョンアップが始まります。

なお、バージョンアップには、数分間かかります。

バージョンアップが完了すると、VolPランプとCONFIGランプが点灯しますので、ひかり電話をご利用できます。



★バージョンアップ中は、ひかり電話対応機器の電源は切らないでください。故障の原因となります。なお、バージョンアップには数分間かかります。バージョンアップ中はひかり電話をご利用いただけません。

※イラストのひかり電話対応機器はサンプルとして「AD-100SE」を使用しています。他の端末機種についても、同様の方法で確認していただけます。

※Bフレッツ マンションタイプでひかり電話をご利用の方は「ひかり電話対応VolPルータ」のバージョンアップを行ってください。

フレッツ 光ネクストでご契約の場合

フレッツ 光ネクストでひかり電話をご利用のお客さまは、ひかり電話対応機器(ホームゲートウェイ)のバージョンアップを行ってください。ファームウェアの更新中はひかり電話対応機器のアラームランプが赤点灯し、初期状態ランプがオレンジ点灯します。その後、アラームランプと初期状態ランプは消灯し、通常のランプ表示に戻ります。

★電話機からバージョンアップができない場合は、ひかり電話対応機器の電源を一度抜き、しばらくしてから再度電源を差し込んでください。

推奨!

時間を指定して自動的にバージョンアップすることができます

※Bフレッツ マンションタイプご利用のひかり電話を除きます。

フレッツ 光ネクストでご契約の場合

ひかり電話対応機器は、初期値において「自動更新」(午前1時～午後5時のいずれか)に設定されています。設定された時間帯から1時間以内に自動更新します。

ファームウェア更新中(約1分)は、すべての接続が切断されます。インターネットや映像コンテンツ視聴などの各サービスをご利用中に、ファームウェアの更新が実行される場合がありますので、自動更新時間の指定は、インターネットや電話を使わない時間帯(深夜など)に設定することをお勧めいたします。

[設定方法]

電話機から受話器を取り上げ、

＊＊＊882＊02##を

ダイヤルします。



定時更新時間を午前2時に設定する場合は。

定時更新の時間は00～23を入力してください。

フレッツ・光プレミアムでご契約の場合

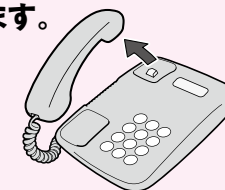
最新のファームウェアを確認した場合、指定された時間(0:00～23:00)から1時間以内に自動更新します。更新中はひかり電話をご利用いただけませんので、自動更新時間の指定は、電話を使わない時間帯(深夜など)に設定することをお勧めいたします。

[設定方法]

電話機から受話器を取り上げ、

＊＊＊88202##を

ダイヤルします。



定時更新時間を午前2時に設定する場合は。

定時更新の時間は00～23を入力してください。

[ご注意ください]

●ネットワークやサーバの状態によっては、最新のファームウェアの確認やダウンロードに失敗する場合があります。

お知らせ事項

- ひかり電話サービスを利用するうえで、重要且つ緊急を要するファームウェアが提供された場合には、「ファームウェア更新種別」の設定に関わらず、自動的にバージョンアップが行われることがあります。
- ひかり電話通話中および通話後の一定時間は、バージョンアップは実行されません。
- バージョンアップ中はひかり電話がご利用いただけません。緊急通報もご利用いただけません。

ひかり電話の料金

料金のしくみ

| | | |
|----------|---|-----------------|
| 基本料金 | + | 通話料など |
| ひかり電話利用料 | | ひかり電話の通話料、電報料など |

★別に消費税相当額(5%)が必要となります。 ★別にユニバーサルサービス料が必要となります。

月額利用料金

[月額基本料金プラン]

| | ひかり電話A(エース) | もっと安心プラン | 安心プラン | 基本プラン |
|-------------------|--|--|---------------------------------------|------------------|
| 月額基本料金*1 | 1,500円(税込1,575円) | 3,900円 (税込4,095円) | 1,400円 (税込1,470円) | 500円 (税込525円) |
| 月額基本料金に含まれる付加サービス | ・ボイスワープ ・ナンバーディスプレイ ・ナンバーリクエスト ・迷惑電話おこわりサービス ・キャッチホン ・着信お知らせメール | | - | |
| 月額基本料金に含まれる通話料分 | 480円(税込504円)分*2の通話ができます <最大3時間相当>*3 | 4,800円 (税込5,040円)*4 <最大30時間相当>*3 | 1,280円 (税込1,344円)*4 <最大8時間相当>*3 | - |
| 通話料分の繰越期間 | 1か月 | | - | |

*1 別途、フレッツアクセスサービス(フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ、フレッツ 光ネクスト マンションタイプ、フレッツ光プレミアム ファミリータイプ、フレッツ光プレミアム マンションタイプ、フレッツ光マイタウン ファミリータイプ、Bフレッツ マンションタイプ)の月額利用料と、インターネットを利用するためのISP料金が必要です。『フレッツ光マイタウン ファミリータイプ』でひかり電話をご利用のお客さまの月額基本料金については、フレッツアクセスサービスの月額基本料金とあわせてご請求させていただきます。月額基本料金は各自治体により異なり、各料金プランの提供はありません。*2 『ひかり電話A(エース)』の月額基本料金に含まれる通話料分を超えた通話は、音声通話8円/3分(税込8.4円/3分)、テレビ電話通話(携帯電話への発信を除く)15円/3分(税込15.75円/3分)、**フレッツ光ネクストでのご契約の場合** テレビ電話(利用帯域2.6Mbpsを超える場合)100円/3分(税込105円/3分)で計算いたします。*3 NTT東西の加入電話・INSネット・ひかり電話サービス(ナビダイヤルは除く)に対して、連続して、または、毎回きっちり3分単位の時間数で通話した場合です。3分未満の通話でも、3分間通話した場合の料金がかかることから、すべての利用において最大時間分の通話ができるものではありません。*4 『安心プラン』『もっと安心プラン』の月額基本料金に含まれる通話料分を超えた通話は、音声通話7.2円/3分(税込7.56円/3分)、テレビ電話通話(携帯電話への発信を除く)13.5円/3分(税込14.175円/3分)、**フレッツ光ネクストでのご契約の場合** 利用帯域2.6Mbpsを超える場合、90円/3分(税込94.5円/3分)で計算いたします。

<ひかり電話A(エース)について>

- ★『ひかり電話A(エース)』と『安心プラン』『もっと安心プラン』との重畳契約はできません。
- ★ひかり電話A(エース)のご利用には、ナンバーディスプレイ対応の電話機等をお使いください。ナンバーディスプレイ未対応電話機をご利用の際は、電話番号表示ができません。また通話できない場合等があります。ナンバーディスプレイに対応していない電話機は、ひかり電話対応機器の該当ポートのナンバーディスプレイ設定を「使用しない」に変更してご利用ください。
- ★**フレッツ光プレミアム/Bフレッツでのご契約の場合**「複数チャネル」または「テレビ電話」をご契約の場合「キャッチホン」は利用できません。
- ★『FAXお知らせメール』のご契約の場合、同一電話番号での「ボイスワープ」は利用できません。
- ★「追加番号」をご契約で、「ボイスワープ」「迷惑電話おこわりサービス」を2つ以上契約する場合、2契約目以降の付加サービス利用料が別途かかります。
- ★『ひかり電話A(エース)』の開始または廃止に伴う1か月未満の「ひかり電話」および6つの付加サービスのご利用料金1,020円(税込1,071円)は日割り計算(☆)により請求いたします。

☆請求金額=ご利用料金1,020円(税込1,071円)×利用日数÷暦日数+通話料等
○1円未満の端数は切り捨てます。○暦日数は当該月の日数で計算します。

<基本プラン、安心プラン、もっと安心プランについて>

- ★ひかり電話(「基本プラン」)の開始または廃止に伴う1か月未満の月額基本料金は、日割り計算(☆)により請求いたします。
- ★『安心プラン』『もっと安心プラン』の開始または廃止に伴う1か月未満の月額基本料金は、基本プラン月額基本料金相当500円(税込525円)について日割り計算(☆)により請求いたします。

☆請求金額=月額利用料金×利用日数÷暦日数+通話料等
○1円未満の端数は切り捨てます。○暦日数は当該月の日数で計算します。

<月額基本料金に含まれる通話料分について>

- ★月額基本料金に含まれる通話料分の通話対象は、NTT東西の加入電話・INSネット・ひかり電話サービス(ナビダイヤルは除く)のみとなります。国際電話・携帯電話・PHS・他社固定電話・他社IP電話・ナビダイヤル等につきましては対象外となります。月額基本料金に含まれる通話料は、音声通話8円/3分(税込8.4円/3分)、テレビ電話15円/3分(税込15.75円/3分)、テレビ電話(利用帯域2.6Mbpsを超える場合)100円/3分(税込105円/3分)で計算いたします(月額基本料金に含まれる通話料を超える通話も同様計算)。
- ★『ひかり電話A(エース)』は対象通話の月額通話料が480円(税込504円)に満たない場合、余った通話料分は翌月へ繰り越します。
 - ◆繰り越した通話料分の使用有効期限は1か月です。翌月に使いきらなかった繰り越した分は無効となります。
 - ◆前月からの通話料分の繰り越しがあつた場合、当月の対象通話は前月からの繰り越した分が優先的に割り当てられます。
 - ◆料金プランの変更およびひかり電話の解約時は、繰り越した通話料分は無効となります。

- ★ひかり電話ご契約時に「ひかり電話A(エース)」「安心プラン」「もっと安心プラン」をお申し込みの場合、開通翌月からの適用となります。
- ★すでにひかり電話をご利用いただいている場合の「ひかり電話A(エース)」「安心プラン」「もっと安心プラン」のプラン変更(電話番号が変わる移転を含む)は、変更希望日の翌月以降の適用となります。
- ★『安心プラン』『もっと安心プラン』の月額基本料金に含まれる通話料分の翌月繰り越しはありません。
- ★**ユニバーサルサービス料について**
上記料金表に加え、1電話番号ごとにユニバーサルサービス料8.4円/月(税込)が必要となります。(ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)による番号単価の変更にあわせて見直します。)

[機器利用料]

| 区分 | 契約単位 | 月額料金 |
|------------------------|---------------|----------------------|
| フレッツ 光ネクストで ご契約の場合 | ひかり電話対応機器 | 1装置ごと*1 無料 |
| | 無線LAN対応 | 1装置ごと*1 300円(税込315円) |
| | 無線LANカード(子機用) | 1枚ごと*2 300円(税込315円) |
| フレッツ・光プレミアムで ご契約の場合 | ひかり電話対応機器 | 1装置ごと*1 無料 |
| | 無線LAN対応 | 1装置ごと*1 300円(税込315円) |
| Bフレッツで ご契約の場合 | ひかり電話対応機器 | 1装置ごと*1 300円(税込315円) |
| | 無線LAN対応 | 1装置ごと*1 600円(税込630円) |

*1. ひかり電話対応機器は、ひかり電話1契約につき1装置のみの貸与となります。

*2. 無線LANカード(子機用)は最大4枚まで貸与します。

★無線LAN対応とは、「ひかり電話対応機器」に「無線LANカード(親機用)1枚」をセットしたご利用形態のことを指します。

付加サービス

| サービス名 | 月額利用料 | 単 位 | 「ひかり電話A(エース)」の月額利用料で利用できる付加サービス |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| ボイスワープ*1 | 500円(税込525円) | 1電話番号ごと | ○ |
| ナンバーディスプレイ*2 | 400円(税込420円) | ひかり電話1契約ごと | |
| ナンバーリクエスト*3 | 200円(税込210円) | ひかり電話1契約ごと | |
| 迷惑電話おこわりサービス*4 | 200円(税込210円) | ひかり電話1契約ごと または1電話番号ごと | |
| キャッチホン*5 | 300円(税込315円) | ひかり電話1契約ごと | |
| 着信お知らせメール*6 | 100円(税込105円) | 1電話番号ごと | |
| 複数チャネル | フレッツ 光ネクストで ご契約の場合 | 200円(税込210円) | ひかり電話1契約ごと |
| | フレッツ光プレミアム/ Bフレッツでのご契約の場合 | 400円(税込420円) | ひかり電話1契約ごと |
| 追加番号*7 | 100円(税込105円) | 1追加番号ごと | - |
| テレビ電話*8 | フレッツ 光ネクストで ご契約の場合 | 無料 | - |
| | フレッツ光プレミアム/ Bフレッツでのご契約の場合 | 無料 | - |
| フレッツ 光ネクストでのご契約の場合 高音質電話 *8*9 | 無料 | - | - |
| FAXお知らせメール*1,6 | 100円(税込105円) | 1電話番号ごと | - |
| フリーアクセス・ひかりワイド*7 | 1,000円(税込1,050円) | 1着信課金番号ごと | - |
| 特定番号通知サービス | 100円(税込105円) | 1電話番号ごと | - |

- *1 『FAXお知らせメール』と同一電話番号での「ボイスワープ」の重畳契約はできません。*2 『ナンバーディスプレイ』のご利用には、ナンバーディスプレイ対応の電話機が必要です。*3 『ナンバーリクエスト』のご利用には、あわせて『ナンバーディスプレイ』のご契約が必要です。*4 「追加番号」ご契約の場合「迷惑電話おこわりサービス」をひかり電話契約ごとのご契約かひかり電話の電話番号ごとのご契約を選択いただけます。
- *5 **フレッツ光プレミアム/Bフレッツでのご契約の場合**「複数チャネル」または「テレビ電話」の重畳契約はできません。*6 フレッツアクセスサービス「フレッツ光マイタウン ファミリータイプ」をご利用のお客さまにおいては、ISP接続機能未提供(インターネットへのアクセスが不可)のため、本回線から一部ご利用いただけない機能(サービス設定ホームページへの接続)があります。(インターネットへのアクセスが可能な他のアクセス回線等からご利用いただく必要があります。)*7 ごご利用には、上記料金に加え、1電話番号ごとにユニバーサルサービス料8.4円/月(税込)が必要となります。(ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)による番号単価の変更にあわせて見直します。)*8 「テレビ電話」および「高音質電話」をご利用になる場合は、弊社への申し込みが必要です。*9 「テレビ電話」と「高音質電話」はセットでお申し込みいただくこととなり、どちらもご利用が可能となります。*付加サービスの開始または廃止に伴う1か月未満の月額利用料は日割り計算により請求いたします。

通話料金

| 区 分 | | 通 話 料 金 | | | |
|---------------------|--|----------------------------|------------------------|----------------------|---------------------|
| 国 内 | NTT西日本・東日本の加入電話、INSネット、ひかり電話、ひかり電話オフィスタイプ、ひかり電話ビジネスタイプへの通話 | 音声通話料 | | 8円/3分(税込8.4円/3分) | |
| | | テレビ電話 | フレッツ 光ネクストで ご契約の場合 | 利用帯域2.6Mbpsまで | 15円/3分(税込15.75円/3分) |
| | | | | 利用帯域2.6Mbpsを 超える | 100円/3分(税込105円/3分) |
| | | フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 | | 15円/3分(税込15.75円/3分) | |
| | 携帯電話への通話 | グループ1-A ^{※1} | 音声通話料 | 16円/1分(税込16.8円/1分) | |
| | | | テレビ電話 | 30円/1分(税込31.5円/1分) | |
| | | グループ1-B ^{※1} | 18円/1分(税込18.9円/1分) | | |
| | | グループ1-D ^{※1☆} | 10.8円/3分(税込11.34円/3分) | | |
| | PHSへの通話 | 区域内 | | 10円/60秒(税込10.5円/60秒) | |
| | | ～160kmまで | | 10円/45秒(税込10.5円/45秒) | |
| 160km超 | | 10円/36秒(税込10.5円/36秒) | | | |
| 上記の通話料金の他に通信1回ごとに | | 10円(税込10.5円) | | | |
| 他社固定電話等への通話 | 「0AB～J」番号への通話 | | 8円/3分(税込8.4円/3分) | | |
| | IP電話 (050番号)への通話 | グループ2-A ^{※2} | 10.4円/3分(税込10.92円/3分) | | |
| | | グループ2-B ^{※2} | 10.5円/3分(税込11.025円/3分) | | |
| | | グループ2-C ^{※2} | 10.8円/3分(税込11.34円/3分) | | |
| 国 際 例 ^{※3} | アメリカ合衆国への通話(Guam・サイパンを除く) | | 9円/1分 | | |
| | 中華人民共和国への通話 | | 30円/1分 | | |
| | 大韓民国への通話 | | 30円/1分 | | |

☆携帯電話(080/090)への発信が、着信者の契約する事業者のサービスにより、IP電話(050)に着信した場合。

★テレビ電話を利用した「FOMA®」から「ひかり電話」への通話料は、NTTコモの各プランのデジタル通話料(テレビ電話通話料)が適用されます。なお、新料金プラン以外をご利用のお客さまの場合は、NTTコモの定める一般電話へのデジタル通話料(テレビ電話通話料)が適用されます。

※1 接続する事業者名は以下のとおりです。

| 区 分 | 当社と接続する事業者様名 |
|---------|--------------------------------------|
| グループ1-A | 株式会社エヌティティドコモ、イーモバイル株式会社 |
| グループ1-B | 沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社 |
| グループ1-D | 株式会社エヌティティドコモ |

※2 接続する事業者名は以下のとおりです。

(着信先のお客さまが契約しているIP電話事業者と当社と接続する事業者とは異なる場合があります)

| 区 分 | 当社と接続する事業者名 |
|---------|--|
| グループ2-A | 株式会社エヌティティ エムイー |
| グループ2-B | 株式会社STNet、九州通信ネットワーク株式会社、株式会社ケイ・オブティコム、ソフトバンクBB株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、フュージョンコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTぷらら、東北インテリジェント通信株式会社 |
| グループ2-C | エヌティティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、フュージョン・コミュニケーションズ株式会社※、株式会社UCOM、ZIP Telecom株式会社、株式会社エヌティティドコモ |

※旧、株式会社/ワードコム

※3 その他の国(地域)への通話料については、P.31～P.32「国際通話料金一覧」をご覧ください。

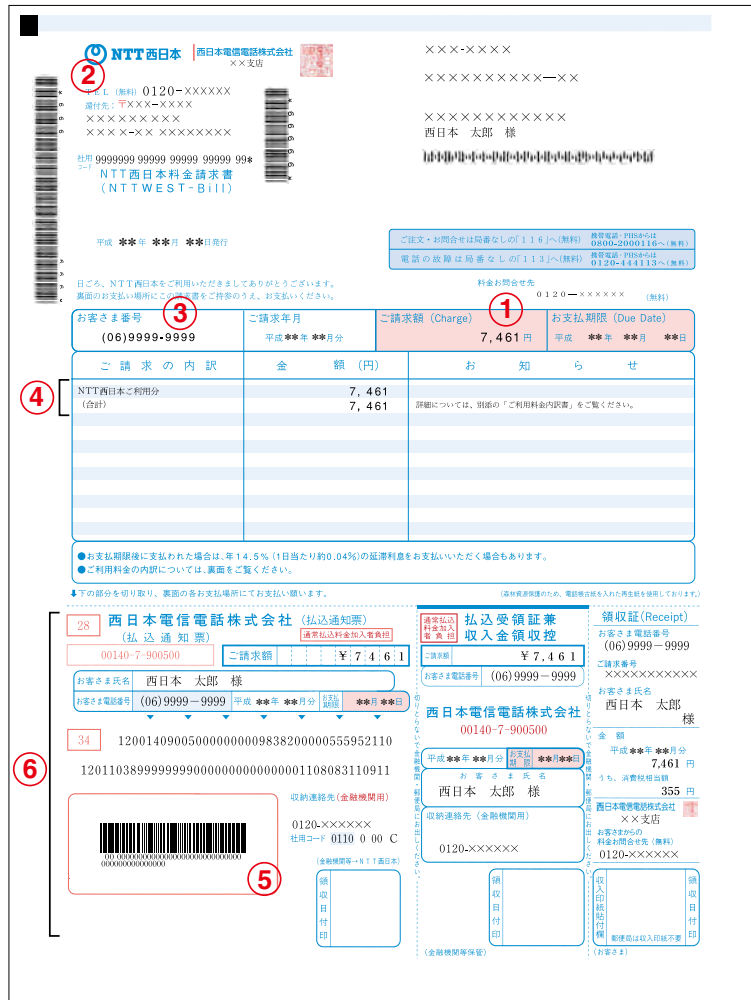
工事料金

| 区 分 | | 単 位 | 料 金 | |
|-----------------------|--|--------------------------|-------------------|---------------------|
| 基本工事費 ^{※1※2} | | 1工事ごと | 1,000円(税込1,050円) | |
| 交換機等工事費 | 基本機能 | 1アクセスサービスごと | 1,000円(税込1,050円) | |
| | ひかり電話A(エース) ^{※3} | 1契約ごと | 1,000円(税込1,050円) | |
| | 付加サービス | ボイスワープ ^{※3,4} | 1電話番号ごと | 1,000円(税込1,050円) |
| | | ナンバーディスプレイ ^{※3} | 1契約ごと | 1,000円(税込1,050円) |
| | | ナンバーリクエスト ^{※3} | 1契約ごと | 1,000円(税込1,050円) |
| | 迷惑電話おとりサービス ^{※3} | 1電話番号ごと ^{※7} | 1,000円(税込1,050円) | |
| | キャッチホン ^{※3,5} | 1契約ごと | 1,000円(税込1,050円) | |
| | 着信お知らせメール ^{※3} | 1電話番号ごと | 1,000円(税込1,050円) | |
| | 複数チャネル ^{※3,5} | 1契約ごと | 1,000円(税込1,050円) | |
| | 追加番号 ^{※3} | 1追加番号ごと | 700円(税込735円) | |
| | FAXお知らせメール ^{※3,4} | 1電話番号ごと | 1,000円(税込1,050円) | |
| | フリーアクセス・ひかりワイド | 基本機能の利用開始または内容の変更 | 1着信課金番号ごと | 1,000円(税込1,050円) |
| | | 追加機能の利用開始または内容の変更 | 1着信課金番号につき1追加機能ごと | 1,000円(税込1,050円) |
| | 特定番号通知サービス | 1電話番号ごと | 1,000円(税込1,050円) | |
| 同番移行工事費 ^{※6} | 1電話番号ごと | 2,000円(税込2,100円) | | |
| 機器工事費 | ひかり電話対応機器工事費 | 無線LAN 非対応 | 1装置ごと | 4,000円(税込4,200円) |
| | フレッツ 光ネクストでご契約の場合 ひかり電話対応ホームゲートウェイ (単体型/一体型) | | 無線LAN 対応 | 1装置ごと |
| | フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 ひかり電話対応VoIPアダプタ/ルータ | フレッツ 光ネクストで ご契約の場合 | | 無線LANカード (子機用)設置 |

※1 「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」、「フレッツ・光プレミアム ファミリータイプ」、「フレッツ・光プレミアム マンションタイプ」、「フレッツ 光マイタウン ファミリータイプ」、「フレッツ 光マイタウン ファミリータイプ」、「Bフレッツ マンションタイプ」と「ひかり電話」を同時に工事する場合は無料です。※2 派遣工事を伴う場合は4,500円(税込4,725円)となります。※3 「ひかり電話」と同時に工事する場合は無料です。※4 「FAXお知らせメール」と同一番号での「ボイスワープ」の重畳契約はできません。※5 **フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合** キャッチホンと複数チャネルは重畳契約できません。※6 加入電話等でこれまで利用していた電話番号をそのまま利用する場合には必要となります。ただし、アクセスサービスが「フレッツ・光プレミアム」または「Bフレッツ マンションタイプ」のひかり電話の電話番号(加入電話等から同番移行した電話番号の場合)を、「フレッツ 光ネクスト」でご利用のひかり電話の電話番号として同番移行する場合は工事費は不要です。※7 追加番号をご契約いただいているお客さまは「ひかり電話契約ごと(全電話番号共通)」でのご契約も可能です。★「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」、「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」、「フレッツ・光プレミアム ファミリータイプ」、「フレッツ・光プレミアム マンションタイプ」、「フレッツ 光マイタウン ファミリータイプ」、「フレッツ 光マイタウン ファミリータイプ」、「Bフレッツ マンションタイプ」を新たに契約される場合は、別途フレッツアクセスサービス新設に関わる費用が必要となります。★テレビ電話・高音質電話の工事費は無料です。

「請求書」の見方

口座振替をご利用でない場合



★請求書のイメージです。

- 「ご請求額」はご請求する総額です。
- 料金に関するお問い合わせ先です。料金についてのお問い合わせはこちらへお気軽におたずねください。
- ご利用中の電話番号もしくは「00」ではじまる10桁のお客さま番号が表示されます。
- 「ご請求の内訳」は各社等のご利用分の内訳です。なお、各ご利用分の詳細につきましては「ご利用料金内訳書」をご覧ください。
- バーコードの記載された請求書は、「弊社電話料金窓口」の表示があるコンビニエンスストア等でお支払いになります。
- この部分がお支払い用の請求書です。(ミシン目から切り取ってお支払いください。)

「ご利用料金内訳書」の見方

■フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ、フレッツ 光ネクスト マンションタイプの場合

| 料金内訳名 | 金額(円) | 税別 | ご利用期間等のお知らせ |
|---------------------|--------------|----|----------------------------------|
| 【NTT西日本ご利用分】 | | | |
| フレッツ光ネクスト利用料 | 4,300 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| 基本電話料 | 200 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| 回線維持費 | 900 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ひかり電話(基本料) | 500 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| フレッツ光ネクスト基本電話料 | 1,000 | 円 | ※毎月※日～※月※日 固定番号(10)0XXXXXX |
| ひかり電話(通話料) | 1,200 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ユニバーサルサービス料 | 16 | 円 | 1桁番号のご利用分です。 |
| 消費税(税込) | 405 | 円 | 計算上の料金を含むため、112%112%を乗じて算出しています。 |
| 【合計】 | 8,517 | | |

★アクセスサービス利用料は以下のように表示されます。
「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」は「フレッツ 光ネクストF利用料」
「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」は「フレッツ 光ネクストM利用料」

★請求書のイメージです。

■フレッツ・光プレミアム ファミリータイプ、フレッツ・光プレミアム マンションタイプ、フレッツ・光マイタウン ファミリータイプの場合

| 料金内訳名 | 金額(円) | 税別 | ご利用期間等のお知らせ |
|---------------------|--------------|----|----------------------------------|
| 【NTT西日本ご利用分】 | | | |
| フレッツ光ネクスト利用料 | 4,300 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| 基本電話料 | 200 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| 回線維持費 | 900 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ひかり電話(基本料) | 500 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ひかり電話(通話料) | 1,200 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ユニバーサルサービス料 | 8 | 円 | 1桁番号のご利用分です。 |
| 消費税(税込) | 355 | 円 | 計算上の料金を含むため、112%112%を乗じて算出しています。 |
| 【合計】 | 7,461 | | |

★アクセスサービス利用料は以下のように表示されます。
「フレッツ光プレミアム ファミリータイプ」は「フレッツ光プレミアムF利用料」
「フレッツ光プレミアム マンションタイプ」は「フレッツ光プレミアムM利用料」
「フレッツ光マイタウン ファミリータイプ」は「フレッツ光マイタウンF利用料」

★請求書のイメージです。

■フレッツ・光マイタウン ファミリーライトタイプの場合

| 料金内訳名 | 金額(円) | 税別 | ご利用期間等のお知らせ |
|---------------------|-------------|----|----------------------------------|
| 【NTT西日本ご利用分】 | | | |
| フレッツ光ネクスト利用料 | ×××× | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| 基本電話料 | 200 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| 回線維持費 | 900 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ひかり電話(基本料) | 500 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ひかり電話(通話料) | 1,200 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ユニバーサルサービス料 | 8 | 円 | 1桁番号のご利用分です。 |
| 消費税(税込) | ×××× | 円 | 計算上の料金を含むため、112%112%を乗じて算出しています。 |
| 【合計】 | ×××× | | |

★アクセスサービス「フレッツ・光マイタウン ファミリーライトタイプ」の利用料は「フレッツ・光マイタウンFL利用料」と表示され、金額はひかり電話とアクセス回線の基本料の合計されたものとなります。

★請求書のイメージです。

■Bフレッツ マンションタイプの場合

| 料金内訳名 | 金額(円) | 税別 | ご利用期間等のお知らせ |
|---------------------|--------------|----|----------------------------------|
| 【NTT西日本ご利用分】 | | | |
| フレッツ光ネクスト利用料 | 2,600 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| DSL実用アップ料 | 500 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| 基本電話料 | 200 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ひかり電話(基本料) | 500 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ひかり電話(通話料) | 1,200 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ひかり電話必須機器維持料 | 300 | 円 | ※毎月※日～※月※日 |
| ユニバーサルサービス料 | 255 | 円 | 1桁番号のご利用分です。 |
| 消費税(税込) | 255 | 円 | 計算上の料金を含むため、116%116%を乗じて算出しています。 |
| 【合計】 | 5,361 | | |

★アクセスサービス「Bフレッツ マンションタイプ」の利用料は「Bフレッツ マンション2利用料」と表示されます。

★請求書のイメージです。

- ご利用中の電話番号もしくは「00」ではじまる10桁のお客さま番号が表示されます。
- 消費税の計算には、「合算」「個別」「内税」「非対象等」の区分があります。

合算：ご請求時にとまて5%を乗じて計算するもの。「(内訳)消費税相当額(合算分)」の欄に消費税相当額と対象金額を表示しています。
個別：電報など1通(1通話、1件)ごとに計算するもの。「(内訳)消費税相当額(個別分)」の欄に消費税相当額を表示しています。
内税：消費税相当額をあらかじめ含んでいるもの。
非対象等：消費税の対象とならないもの。

料金をお支払いいただけないときは

ひかり電話の利用を停止し、さらには契約の解除をさせていただくことがありますので、ご了承ください。
★お支払期限後に支払われた場合は、契約約款に基づき年14.5%(1日あたり約0.04%)の割合で計算した延滞利息を加算させていただきます。

請求書のお届け

請求書の発行日と計算期間

請求書の発行予定日、基本料金と通話料金の計算期間は、以下のように定めさせていただいております。

●請求書発行の例



料金のお支払方法

料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください。口座振替をご利用いただけますと、お支払いに出かける手間が省け、お支払期限を気にしなくて済みますので大変便利です。

口座振替をご利用の場合は

お支払期限日にご指定の口座から振替させていただきます。手続きは、口座振替依頼書に必要事項をご記入、通帳印を押印のうえ、振替口座をお持ちの金融機関、郵便局または弊社支店にお申し込みください。

★残高不足等により振替できなかった場合は、お支払期限日の10日後に再度振替させていただきます。(一部金融機関を除きます。)

口座振替をご利用でない場合は

お支払期限までにお近くの銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農業協同組合、郵便局、「弊社電話料金窓口」の表示があるコンビニエンスストアでお支払いください。

クレジットカードによるお支払いは

お客さま指定のクレジットカードからお支払いいただくことができます。あらかじめ申込書の提出が必要となりますので、電話料金等請求書(領収証兼口座振替額のお知らせ)に記載しております「料金お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、クレジットカードによるお支払いは、クレジットカード支払規約を承諾のうえ、お申し込みください。

通話明細照会方法

Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)の概要

「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」は、ひかり電話をご利用のお客さまに、通話明細情報とひかり電話の前日までのご利用通話料金をインターネットでご提供するサービスです。インターネットに接続されたパソコンがあれば閲覧ができます。

★ひかり電話の通話明細については、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」のみでご提供となります。紙媒体でご提供はございません。
 ★プレッツ光マイタウン ファミリーライトタイプをご利用のお客さまにおいては、ISP接続未提供(インターネットへのアクセスが不可)のため、インターネットへのアクセスが可能な他のアクセス回線等からご利用いただく必要があります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、通話料金明細表の送付が可能です。1通あたり500円(税込525円)が必要となります。

Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)のURL

以下のURLをブラウザの「アドレス」欄に入力してください。

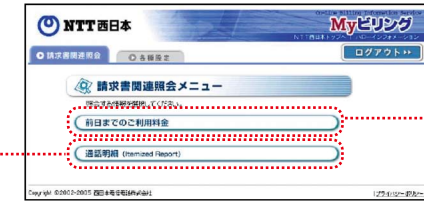
<https://www.billing.ntt-west.co.jp>

Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)のID・パスワード

ひかり電話のお申し込みと同時に、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」をお申し込みいただいた場合は、ひかり電話の「ご注文内容のお知らせ」に同封して、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」のお客さまID・パスワードを郵送いたします。ひかり電話のお申し込みと別にお申し込みいただいた場合は、個別にお客さまID・パスワードを郵送いたします。

パソコンからの照会方法 ★画面はイメージです。

1 Myビリングへログイン後、メニューを選択します。



「通話明細」を選択

2 フリーアクセス・ひかりワイドをご契約いただいているお客さまには、「サービス区分選択画面」が表示されます。

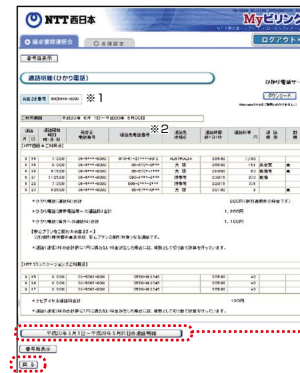
- ひかり電話サービス
- フリーアクセス・ひかりワイド

フリーアクセス・ひかりワイドのご契約のないお客さまには、本画面を終了、直接通話明細画面へ遷移します。



当月分のご利用がある場合

3 当月分のご利用がある場合は「通話明細内訳書・全番号画面」が表示されます。



「前日までのご利用料金」を選択

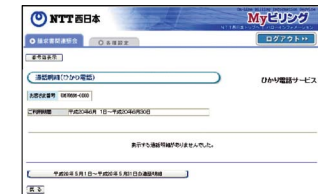
2 次回の「ご利用料金のお知らせ」に対応するご利用料金が表示されます。ご覧いただけるご利用料金は、割引計算をする前の概算料金です。

⚠ 前日24時までのご利用料金(通話料)は、当日16時頃以降に閲覧可能です。金額は概算であり、実際の請求額とは一致しない場合があります。



当月分のご利用がない場合

3 当月分のご利用がない場合はエラー表示となります。



※1. 汎用個別番号請求のお客さまの場合は汎用請求番号が表示されます。
 ※2. 通話先電話番号は、お客さまがダイヤルしている/していないに関わらず、市外局番から表示されます。
 例) 大阪よりダイヤル1234-5678⇒通話先電話番号: 06-1234-5678

ボタンクリックにより、前月分のご利用についての「通話明細内訳書・全番号画面」が表示されます。

「サービス区分選択」画面より照会した場合、サービス区分選択画面へ「戻る」ボタンが表示されます。

■通話明細データのダウンロード方法

1 「通話明細内訳書・全番号画面」の「ダウンロード」ボタンを押下してください。



2 「ダウンロード」ボタン押下した後「ダウンロードパスワード設定入力画面」へ遷移します。

- ・お客さまは通話明細データをダウンロードするつど、パスワードを設定する必要があります。
- ・パスワードにはログインパスワードと同じパスワードも設定可能です。
- ・パスワードは英文字だけ・数字だけでも許容しますが、必ず8桁必要です。

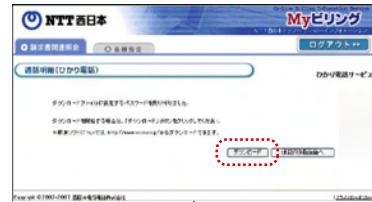


3 パスワード設定後「ダウンロードパスワード設定完了画面」が表示されます。

本画面を確認後、「ダウンロード」ボタンを押下することで、明細データがダウンロードされます。

※「Zip形式のファイルが開けない場合は、Zip形式に対応する解凍ソフトで解凍してからお使いください」とファイルの注意文言が表示されます。

- ! 推奨ソフトは指定していません。また、解凍ソフトの入手およびご利用方法に際してはお客さま個人の責任のもとに行ってください。



Zipを解凍後

4 CSVのファイルは全番号が1ファイルで取得されます。レコードの並びは時系列となります。

(0*)5***-3***,平成18年10月1日~平成18年10月31日,ひかり電話サービス…
通話月日,通話開始時刻,発信元電話番号,通話先電話番号,通話先地域名…
[NTT西日本ご利用分]
1015,07:00:00,03-5***-3***,010-2***-9***,AUSTRALIA,00:55:00,2500,
1015,08:00:00,03-5***-3***,03-5***-0***,東京,00:55:00,10035,★

■Myビリング画面上からの番号ごとの通話明細照会方法

1 「通話明細内訳書・全番号画面」の「番号毎表示」ボタンを押下してください。



2 「通話明細内訳書・番号選択画面(ひかり電話)」が表示されます。

※ご利用料金の集計は請求書表示と同じ区分・順番で表示されます。

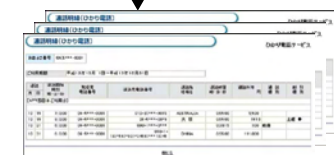
- ! 発信元電話番号が1つのお客さまにも本画面は表示されます。(その場合1行表示になります)

全番号表示へ戻るときはこのボタンを押下します



3 発信元電話番号をクリックすることにより、電話番号ごとの「通話明細内訳書・番号別画面(ひかり電話)」がポップアップ表示されます。

※お客さまのパソコンのブラウザでポップアップブロックが組み込まれている場合は、「番号別画面」がポップアップ表示されませんので、ご注意ください。



ご利用上の留意事項

- ▶ご利用可能なブラウザについて
お客さま情報保護の観点からデータ暗号化技術(SSL)を採用しておりますので、お使いのブラウザがSSL対応となっているかご確認のうえ、ご利用ください。推奨ブラウザ(Internet Explorer®5.5以上またはNetscape®4.75以上)であれば、初期設定のままご利用できます。
- ▶お問い合わせについて
お問い合わせについては、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)登録完了のお知らせ」に記載の料金お問い合わせ先までご連絡ください。
- ▶通話明細の開覧開始月について
通話明細の開覧開始月はあくまで予定であり、異動が生じた場合など、開覧できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)の利用規約につきましてはP.261をご参照ください。

ひかり電話の提供条件

- ひかり電話は、ひかり電話提供エリアに限りご利用いただけます。最新のひかり電話提供エリア情報については、[NTT西日本公式ホームページ http://flets-w.com/](http://flets-w.com/) でご確認くださいませ。
★ひかり電話の提供エリアであっても、設備状況等により、ご提供できない場合やご提供までにお時間がかかる場合があります。
- ひかり電話をご利用になるには、「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」「フレッツ光プレミアム ファミリータイプ」「フレッツ光プレミアム マンションタイプ」「フレッツ光マイタウン ファミリータイプ」「フレッツ光マイタウン ファミリーライトタイプ」「Bフレッツ マンションタイプ」のご契約・ご利用が必要となります。
★「Bフレッツ マンションタイプ」でPNA装置をご利用のお客さまはご利用になれません。
- 「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」でひかり電話をご利用の場合はひかり電話に対応したホームゲートウェイ、「フレッツ光プレミアム ファミリータイプ」「フレッツ光プレミアム マンションタイプ」「フレッツ光マイタウン ファミリータイプ」「フレッツ光マイタウン ファミリーライトタイプ」でひかり電話をご利用になる場合はひかり電話に対応したVoIPアダプタ、「Bフレッツ マンションタイプ」でひかり電話をご利用の場合はひかり電話に対応したVoIPルータの設置が必要となります。また、これらの機器を総称して「ひかり電話対応機器」といいます。
★ひかり電話対応ホームゲートウェイ・VoIPアダプタは当社より無償で貸与いたします。ひかり電話対応VoIPルータは当社より貸与いたしますが、ひかり電話対応機器利用料300円/月(税込315円/月)が必要となります。
- **フレッツ光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合** 付加サービスの「複数チャネル」、「追加番号」、「テレビ電話」をご利用になる場合、当該サービスに対応したひかり電話対応機器の設置が必要となります。
★上記付加サービスをお申し込み時に販売担当者よりご案内させていただきます。
- 県間通話[※]に関しては株式会社NTT-ME、株式会社NTTネオミート、NTTコミュニケーションズ株式会社、国際通話に関してはT-Systemsジャパン株式会社のサービスを、それぞれご利用いただくこととなります。
※県内通話においても、株式会社NTTネオミートをご利用いただく場合があります。
- ひかり電話や付加サービス「追加番号」の電話番号をNTT西日本の加入電話等から同番移行せず新たに利用開始する場合、ひかり電話専用の電話番号になります。ひかり電話専用電話番号は、ひかり電話、ひかり電話オフィスタイプ以外のNTT西日本の加入電話や他社の電話サービスに同番移行して継続利用することはできません。
● 同番移行とは、NTT西日本の加入電話等をご利用いただいているお客さまが、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用することをいいます。

現在お使いの電話番号を継続してひかり電話でご利用の場合

- NTT西日本の加入電話等をご利用いただいているお客さまが、現在ご利用中の電話番号をそのまま利用することを同番移行とします。(一部ご利用いただけない場合があります。)
- 現在ご利用中の電話番号を引き続きご利用いただくためには、NTT西日本の加入電話等を休止し、加入電話等において同一番号による設置場所変更が可能な範囲でひかり電話をご利用いただく必要があります。
★別途、加入電話等の休止工事費2,000円(税込2,100円) [基本工事費1,000円(税込1,050円)、交換機等工事費1,000円(税込1,050円)]が必要となります。(フレッツアクセスサービスやひかり電話と同時工事の場合、いずれか1つのサービスの基本工事費のみ必要となります。詳しくは販売担当者にご確認ください。)
- NTT西日本の加入電話等を休止して、ひかり電話をご利用いただく場合、休止対象の加入電話等に付随するNTT西日本にて提供するサービス(割引サービスを含む)は原則解約となります。
★特に以下のサービスはひかり電話で引き続きご利用いただけない場合がございますので、必ずお客さまご自身でサービス提供者(警備会社等)へ確認の連絡を行ってください。
 - 信号監視通信(警備会社等の監視センタへの監視信号通知)
 - ノーリング通信(電気・水道・ガス等の遠隔検針)
 - オフトーク通信(情報センタ等からの各種情報発信)
- 加入電話等の休止に伴い、定額料金の発生する割引サービス等の他社電話サービスにご加入の場合、必要に応じてお客さまご自身でそのサービス提供者への利用終了の連絡を行ってください。サービス提供者への連絡がない場合、ご利用の如何に関わらず、料金が発生する場合がありますのでご注意ください。
- ひかり電話は、マイライン対象外です。したがって加入電話等から現在お使いの電話番号を継続してひかり電話でご利用されるお客さまの場合、マイライン契約は解除されます。
- ひかり電話でご利用いただける付加サービスについては、P.24「便利な付加サービス」のみとなります。
- お客さまによっては、請求書の「お客さま番号」欄に記載される番号が、「ひかり電話の電話番号」ではなく、「ご注文内容のお知らせ」に記載している「ご請求書番号」^{*}となる場合があります。また、請求書の発行時期・お支払期限等が変わる場合があります。あらかじめ販売担当者までご確認ください。
^{*}「00」ではまる10桁のお客さま番号が表示されます。

便利な付加サービス

ひかり電話には以下の便利な付加サービスがあります。ご利用いただくためには、お申し込みが必要となります。
★付加サービスの詳細はP.40～P.174をご覧ください。

| | |
|---|---|
| ボイスワープ 1電話番号ごと 月 額 500円(税込525円) | 複数チャネル ひかり電話1契約ごと 月 額 400円(税込420円) フレッツ 光ネクストでご契約の場合 月 額 200円(税込210円) |
| ナンバーディスプレイ ひかり電話1契約ごと 月 額 400円(税込420円) | 追加番号^{※1} 1追加番号ごと 月 額 100円(税込105円) |
| ナンバーリクエスト ひかり電話1契約ごと 月 額 200円(税込210円) | テレビ電話^{※3} 月 額 無料 [*] テレビ電話通話料金が別途必要となります。 フレッツ 光ネクストでご契約の場合 高音質電話^{※3} 月 額 無料 [*] 高音質電話通話料金が別途必要となります。 |
| 迷惑電話おことわりサービス ひかり電話1契約ごとまたは1電話番号ごと 月 額 200円(税込210円) | FAXお知らせメール^{※2} 1電話番号ごと 月 額 100円(税込105円) |
| キャッチホン ひかり電話1契約ごと 月 額 300円(税込315円) | フリーアクセス・ひかりワイド^{※1} 1着信課金番号ごと 月 額 1,000円(税込1,050円) |
| 着信お知らせメール^{※2} 1電話番号ごと 月 額 100円(税込105円) | 特定番号通知サービス 1電話番号ごと 月 額 100円(税込105円) |

- ※1 上記料金に加え、1電話番号ごとにユニバーサルサービス料8.4円/月(税込)が必要となります。(ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)による番号単価の変更にあわせて見直します。)
- ※2 「フレッツ光マイタウン ファミリーライトタイプ」をご利用のお客さまにおいては、ISP接続未提供(インターネットへのアクセスが不可)のため、本回線から一部ご利用いただけない機能(サービス設定ホームページへの接続)があります。インターネットへのアクセスが可能な他のアクセス回線等からご利用いただく必要があります。
- ※3 「テレビ電話」および「高音質電話」をご利用になる場合は、お申し込みが必要です。フレッツ 光ネクストでご契約の場合「テレビ電話」と「高音質電話」はセットでお申し込みいただくこととなり、どちらもご利用が可能となります。

料金プラン「ひかり電話A(エース)」をご利用いただきますと、月額基本料金に6つの付加サービスが含まれます。

| 料金プラン | 月額基本料金 | 月額基本料金に含まれる付加サービス | 月額基本料金に含まれる通話料分 |
|-------------|------------------|---|---|
| ひかり電話A(エース) | 1,500円(税込1,575円) | ・ボイスワープ ・ナンバーディスプレイ ・ナンバーリクエスト ・迷惑電話おことわりサービス ・キャッチホン ・着信お知らせメール | 480円(税込504円) 分の通話ができます。 <最大3時間相当> |

★「フレッツ光マイタウン ファミリーライトタイプ」をご利用のお客さまにおいては、月額料金プラン ひかり電話A(エース)の提供はしていません。

電話帳への掲載

ひかり電話は、電話帳(ハローページ・タウンページ)への掲載が可能です。

ひかり電話ご利用のお客さまも、通常の加入電話等と同様、電話帳への掲載が可能です。ハローページには、事務所・住宅用のお客さまの、またタウンページには、事務用のお客さまのお名前、ひかり電話の電話番号、住所を掲載しています。

電話帳への掲載

お客さまのお申し出に基づき、お名前、ご住所、電話番号等を電話帳へ掲載します。電話番号ごとに掲載可能です。お申し出いただいた掲載情報は「番号情報データベースシステム」に登録し、電話帳発行または番号案内の利用目的に限定のうえ、要望に応じて電気通信事業者等に提供されます。

重複掲載

1電話番号につき1掲載は無料です。お客さまご希望で2つ以上の掲載をされる場合は重複掲載料が必要となります。重複掲載料は、電話帳発行のつど追加1掲載ごとに500円(税込525円)です。電話帳発行のつど同様のお取扱いとさせていただきますので、重複掲載がご不要となる場合はお申し付けください。

電話帳掲載の省略

お客さまご希望により掲載しないこともできます。追加番号をご利用いただいている場合、掲載していない電話番号の掲載権利を、他の電話番号へ充当することはできません。電話帳掲載をしない場合でも番号案内をすることが可能です。

104番・番号案内

お名前とご住所からお問い合わせの電話番号をご案内するサービスです。

●番号案内料(オペレータ扱いによる手動番号案内料)(平成21年4月1日現在)

| 昼間・夜間 (8時～23時) | 月に1案内の場合 | | 60円(税込63円)／案内 |
|-------------------|----------------|-----------|-------------------|
| | 月に2案内 以上の場合 | 1案内分 | 60円(税込63円)／案内 |
| | | 1案内を超える部分 | 90円(税込94.5円)／案内 |
| 深夜・早朝(23時～翌朝8時) | | | 150円(税込157.5円)／案内 |

※公衆電話からは、利用回数、利用時間帯に関わらず、100円(税込)／案内です。

※ピンク電話などからは、ご利用できない場合があります。

※「104」番号案内から、そのままおつなぎする「DIAL104」からの着信も可能です。ただし、ひかり電話から「DIAL104」への発信はできません。

●無料番号案内(ふれあい案内)

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、当社が定めた一定の障害のある方並びに、療育手帳(愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳とよばれる場合もあります。)・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、無料でご案内いたします。ご利用にあたっては、あらかじめ登録が必要となります。詳しくは「0120-104174」へお問い合わせください。

●電話帳に電話番号を記載されていないお客さまへ

電話番号やご住所を不特定多数の人に広く見られることを避けるため、お客さまのご希望により電話帳掲載をされない場合でも、「掲載省略案内サービス」をご利用になれば、「104」番号案内で電話番号をご案内することができるようになります。詳しくは、「0120-116116」へお問い合わせください。

テレホンカードによるひかり電話通話料金お支払いの充当

未使用のテレホンカードにおいて、ひかり電話通話料金のお支払いに充てることができます。

●対象となる通話料金は以下のとおりです。

- ・通話料金(安心プラン、もっと安心プラン、ひかり電話A(エース)の定額通話料を含む)[※]
- ・携帯電話・PHSへの通話料金
- ・国際通話料金
- ・050通話料金

★フリーアクセス・ひかりワイドの通話料金は対象外となります。

※ひかり電話A(エース)の場合、月額利用料金1,500円(税込1,575円)のうち定額通話料480円(税込504円)、および定額通話料を超えた通話料部分がテレホンカード充当の対象となります。

●テレホンカードによる通話料金支払い充当手数料

- ・テレホンカード 50円(税込52.5円)／1枚
- ・ICテレホンカード 100円(税込105円)／1枚

●テレホンカードの総額が通話料を上回る場合は預り証を発行して管理させていただきます。(次月以降の通話料に繰り越しが可能です。)

お申し込み・お問い合わせ：請求書表示の料金お問い合わせ先フリーダイヤルへおかけください。

ひかり電話の名義をご変更される時

ひかり電話の名義をご変更される時は、弊社の販売担当者もしくは「0120-116116」までご連絡ください。



【ご注意】
弊社では、ひかり電話のご名義人からのお申し出によりご注文を承っております。ご名義人以外の方からのひかり電話の移転や解約等のご注文は承っておりませんので、忘れずにお手続きください。

お手続き方法

ひかり電話の名義の変更には、次の3つのパターンがありますので、どちらに該当するかご確認のうえ、お手続きください。また、ひかり電話の名義変更に伴い、「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」「フレッツ 光プレミアム ファミリータイプ」「フレッツ 光プレミアム マンションタイプ」「フレッツ 光マイタウン ファミリータイプ」「フレッツ 光マイタウン ファミリーライトタイプ」「Bフレッツ マンションタイプ」の名義変更も必要になりますので、忘れずにお手続きください。

●ひかり電話の利用権を譲渡される時

販売担当者もしくは「0120-116116」までご連絡いただき、ひかり電話利用権譲渡承認請求書に新旧のご契約者が連署し、必要書類を添えてご提出ください。

★ひかり電話の利用権の譲渡は、弊社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

■ご用意いただくもの

| | |
|------------------|--|
| 譲り渡す方 (旧契約者) | 印鑑証明書(発行日から3か月以内のもの)とその印鑑 (販売担当者に直接対面してお申し込みのときは、運転免許証・パスポートなどの公的書類をご提示いただければ印鑑証明書のご提出は不要です。 ★法人名義の場合は、必ず該当法人の印鑑証明書とその印鑑が必要です。 |
| 譲り受ける方 (新契約者) | 運転免許証・健康保険証・登記簿謄(抄)本など住所・氏名が確認できるものと印鑑 |
| 譲渡承認手数料 | 800円(税込840円) |

★別途「フレッツ 光ネクスト ファミリータイプ」「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」「フレッツ 光プレミアム ファミリータイプ」「フレッツ 光プレミアム マンションタイプ」「フレッツ 光マイタウン ファミリータイプ」「フレッツ 光マイタウン ファミリーライトタイプ」「Bフレッツ マンションタイプ」の譲渡承認手数料800円(税込840円)が必要となります。

●ひかり電話の利用権を相続される時

相続や法人の合併などに伴い、ひかり電話の名義が変更になるときは、販売担当者もしくは「0120-116116」までご連絡いただき、ひかり電話利用権承継・改称届書に必要書類を添えて、速やかにお届けください。

■ご用意いただくもの

| | |
|-----|---|
| 相続は | 旧契約者と相続人との相続関係が証明できる戸籍謄(抄)本と相続人の印鑑 |
| 合併は | 合併された法人と存続または設立された法人との承継関係が証明できる登記簿謄(抄)本と新契約者となる法人の代表者印 |

●お名前や会社名が変わった時

結婚などでお名前が変わったとき、また法人等の名称や組織を変更したときは、販売担当者もしくは「0120-116116」までご連絡いただき、ひかり電話利用権承継・改称届書に必要書類を添えて、速やかにお届けください。

■ご用意いただくもの

| | |
|-----|-------------------------------------|
| 個人は | お名前が変わったことが確認できる戸籍謄(抄)本と印鑑 |
| 法人は | 変更内容が記載されている登記簿謄(抄)本と新契約者となる法人の代表者印 |

留意事項

接続できない番号

- ・ひかり電話では、加入電話等と異なり、下記「接続可否番号一覧」のとおり接続できない番号があります。お申し込み・ご利用の際は、ご注意ください。
- ・ひかり電話から0039等の“00”から始まる電気通信事業者を指定した発信はできません。
- ・ひかり電話からシャープダイヤル(#+4桁の番号サービス)への発信はできません。

接続可否番号一覧

【1XY番号】

| 電話番号 | サービス名等 | 接続可否 | 電話番号 | サービス名等 | 接続可否 | 電話番号 | サービス名等 | 接続可否 |
|------|----------------------|------|------|--------------------------|------|------|----------------|------|
| 100 | 100番通話 | × | 121 | クレジット通話サービス | × | 152 | メンバーズネット | × |
| 102 | 非常緊急扱い電話 | × | 122 | 固定優先解除 | × | 159 | あいらお知らせ | × |
| 104 | 番号案内 | ○ | 125 | でんわ会議 | × | 161 | ファクシミリ通信網 | × |
| 106 | コレクトコール(コミュニケーション扱い) | × | 134 | ダイヤルQ ² /スワード | × | 162 | ファクシミリ通信網 | × |
| 108 | 自動コレクトコール | × | 135 | 特定番号通知サービス | ○ | 163 | ビデオテキスト接続 | × |
| 110 | 警察(緊急呼) | ○ | 136 | ナンバーアナウンス | × | 164 | DDX-TP | × |
| 111 | 線路試験受付 | × | 141 | でんわぼん、二重番号サービス | × | 165 | メール送受信 | × |
| 112 | 共同加入者受付 | × | 142 | ボイスワープ | ○ | 166 | ビデオテキスト接続 | × |
| 113 | 故障受付 | ○ | 144 | 迷惑電話おこわりサービス | ○ | 167 | DDX-TP | × |
| 114 | お話し中調べ | × | 145 | キャッチホン2 | × | 169 | DDX-TP | × |
| 115 | 電報受付 | × | 146 | キャッチホン2 | × | 171 | 災害用伝言ダイヤル[171] | ○ |
| 116 | 営業受付 | ○ | 147 | ボイスワープセレクト | ○ | 177 | 天気予報 | ○ |
| 117 | 時報 | ○ | 148 | ナンバーリクエスト | ○ | 184 | 発信者番号通知拒否 | ○ |
| 118 | 海上保安(緊急呼) | ○ | 149 | DDX-TP | × | 186 | 発信者番号通知 | ○ |
| 119 | 消防(緊急呼) | ○ | 151 | メンバーズネット | × | | | |

【OABO番号】

| 電話番号 | サービス名等 | 接続可否 |
|------|--------------------------------|-----------------|
| 0120 | フリーダイヤル/フリーアクセス等 ^{※2} | ○ |
| 0170 | 伝言ダイヤル | × |
| 0180 | テレホン/テレドーム/データドーム | × |
| 0190 | エンジェルライン | × |
| 0570 | ナビダイヤル/ナビアクセス/APナビ等 | △ ^{※1} |
| 0800 | フリーダイヤル/フリーアクセス等 ^{※2} | ○ |
| 0910 | 公専接続 | × |
| 0990 | ダイヤルQ ² | × |

※1 NTTコミュニケーションズの「ナビダイヤル」のみ接続可能です。通話料金については、NTTコミュニケーションズの定める通話料が適用されます。なお、ナビダイヤル以外の「0570」から始まる電話番号(ナビアクセス/APナビ等)への接続はできません。

※2 ひかり電話では、発信先(相手側)が応答しない場合、約3分後に自動的に接続が切断されます。このため、「しばらくお待ちください」や「番号を入力してください」等のガイダンスが流れるフリーダイヤル等へ接続している場合、待ち合わせや入力途中の状態であっても、発信から約3分後に接続が切断される場合があります。フリーダイヤル契約者がひかり電話の着信を許可しない設定の場合、ひかり電話からつながりません。

【事業者識別番号】

| 事業者識別番号 | 電気通信事業者名 | 接続可否 | 事業者識別番号 | 電気通信事業者名 | 接続可否 | 事業者識別番号 | 電気通信事業者名 | 接続可否 |
|-----------|------------------|------|-----------|------------------|------|---------------|--------------|------|
| 001 | KDDI | × | 0061~0063 | ソフトバンクテレコム | × | 009120,009121 | プラステル | × |
| 0030 | ZIP Telecom | × | 0065,0066 | ソフトバンクテレコム | × | 009130 | ドコモ | × |
| 0031,0032 | アイビーエス | × | 0070 | KDDI | × | 009144,009145 | アルファネットワーク | × |
| 0033~0035 | NTTコミュニケーションズ | × | 0071,0072 | ベライゾン ジャパン | × | 009155,009156 | エヌティティ エムイー | × |
| 0036 | NTT東日本 | × | 0073,0074 | 安子の電話 | × | 009177 | ソフトバンクBB | × |
| 0037,0038 | フュージョンコミュニケーションズ | × | 0077 | KDDI | × | 009180 | スピーティア | × |
| 0039 | NTT西日本 | × | 0080 | T-Systemsジャパン | × | 009181 | 関西コムネット | × |
| 0041~0045 | ソフトバンクテレコム | × | 0081,0082 | フュージョンコミュニケーションズ | × | 009191,009192 | NTTぷらら | × |
| 0046 | ソフトバンクモバイル | × | 0083,0084 | ソフトバンクテレコム | × | 009198 | ソフトバンクBB | × |
| 0050 | UCOM | × | 0086 | 九州通信ネットワーク | × | 009199 | エヌティティエムイー中国 | × |
| 0051~0057 | KDDI | × | 0088 | ソフトバンクテレコム | × | | | |
| 0060 | UCOM | × | 0089 | T-Systemsジャパン | × | | | |

※事業者識別番号を付けてダイヤルした場合、次のガイダンスが流れます。「先頭が00で始まる番号へはおつながりできません。なお、電話機などの設定により、00で始まる番号を自動ダイヤルしている可能性があります。電話機などの設定をご確認ください。」

【OAO番号】

| 電話番号 | サービス名等 | 接続可否 |
|------|------------------|------|
| 010 | 国際電話 | ○ |
| 020 | ポケベル | × |
| 050 | IP電話 | × |
| 060 | UPT(eコール) | ○ |
| 070 | PHS [※] | ○ |
| 080 | 携帯電話 | ○ |
| 090 | 携帯電話 | ○ |

※発信先(相手側)のPHS端末が圏外、または電源が入っていない場合は、その旨をお知らせするガイダンスではなく、話中音が聞かれます。

★NTTドコモの衛星船舶への発信はできません。これらの発信不可の番号は下記のとおりです。(Xには0~9の任意の番号が入ります。)発信した場合はつながりません。

| | | |
|-----|-----|---|
| 090 | 302 | 20XXX~41XXX,43XXX~47XXX, 57XXX~63XXX,66XXX~67XXX |
|-----|-----|---|

(2009年4月1日現在)

ACR、LCR(電話会社自動選択機能)のある電話機をご利用の場合

「ひかり電話」から電気通信事業者を指定した発信はできません。したがって、電話機のACR(スーパーACR等)機能や携帯電話へダイヤルする際に事業者識別番号(NTT西日本の場合0039)を自動付与する機能は、お使いいただけません。(これらの機能が起動しているときひかり電話からの発信ができなくなる場合があります。)[ひかり電話]をご利用になる前に、お使いの電話機でこれらの機能が起動しているか確認いただき、起動している場合は機能の停止もしくは解除を行ってください。なお、ACR機能を解除される場合は、ACRサービス提供会社への解除手続きも合わせて行ってください。

緊急通報について

緊急通報番号(110番、119番)へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続先(警察・消防)に通知されます(一部の消防を除く)。ただし、番号の頭に「184」をつけてダイヤルした場合には通知されず、各機関からの呼び出しができない場合がありますのでご注意ください。短縮ダイヤル等で電話機自体に「184」発信を設定している場合は、特にご注意ください。

ひかり電話対応機器のバージョンアップ

ひかり電話では、加入電話等と異なり、ひかり電話対応機器をご利用いただく必要があります。ひかり電話対応機器のファームウェアのバージョンアップはひかり電話対応機器が定期的に自動チェックし、お客さまが受話器を取り上げた際、「ピーピーピー」という音にて通知しますので、お客さまご自身にて実施していただく必要があります。(フレッツ 光ネクストでご契約の場合…ひかり電話対応機器の初期値は「自動更新」となっております。)

★詳細につきましてはP.11「ひかり電話対応機器のバージョンアップ方法」をご覧ください。

バージョンアップを行うためには、インターネットに接続する必要がある場合があります。

通話明細について

ひかり電話の通話明細内訳については、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」のみのご提供とさせていただきます。

★Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)とは、お客さまがご利用されたひかり電話の通話明細内訳と前日までのご利用料金についてNTT西日本がお客さまに対し、インターネットでご提供するサービスです。通話明細書の紙媒体でのご提供はできませんので、あらかじめご了承ください。

ひかり電話におけるご利用できない端末について

本サービスはひかり電話対応機器に電話機等を接続することでご利用いただけますが、次の端末はご利用いただけません。

- ISDN対応電話機(i-トンビ等) ■ G4FAX
- 通報機能を備えた通信機器(シルバーホンあんしんシリーズ、通報用電話機SLシリーズ等)

ひかり電話におけるFAX通信は、通信環境の設定(FAXの通信モード等)により伝送品質が保てない場合があります。また通信相手側がISDN回線をご利用の場合、通信相手側の設定によっては、FAXがご利用できない場合があります。

マイラインについて

ひかり電話は、マイライン対象外です。したがって加入電話等から同番移行[※]されたお客さまの場合、加入電話等の休止に伴い、マイライン契約は解除されますので、ご注意ください。

※NTT西日本の加入電話等をご利用いただいているお客さまが、ひかり電話を同一設置場所でご利用いただく場合、現在ご利用中の電話番号をそのままご利用することを同番移行といえます。(一部ご利用できない場合があります。)

信号監視通信、ノーリング通信等について

NTT西日本の加入電話等を休止して、ひかり電話をご利用いただく場合、休止対象の加入電話等に付随するNTT西日本にて提供するサービス(割引サービスを含む)は原則解約となります。また、以下のサービスはひかり電話で引き続きご利用いただけない場合がありますので、必ずお客さまご自身でサービス提供者(警備会社等)へ確認の連絡を行ってください。

- 信号監視通信(警備会社等の監視センタへの監視信号通知) ■ ノーリング通信(電気・水道・ガス等の遠隔検針)
- オートク通信(情報センタ等からの各種情報発信)

ひかり電話の移転について

転居先がひかり電話サービス未提供エリアの場合、ひかり電話を転居先で継続してご利用いただけません。また、転居先がひかり電話サービス提供エリアであっても、フレッツアクセスサービスやひかり電話の工事が必要なためご利用開始までに日数がかかることがあります。その間、ひかり電話はご利用いただけません。

★NTT東日本エリアへ転居される場合は、NTT東日本への「ひかり電話」のお申し込みが別途必要となります。

フレッツ 光ネクストでご契約の場合

停電時について

ひかり電話対応機器の「ひかり電話」ランプが緑点灯しているか確認してください。「ひかり電話」ランプが消灯、「登録」ランプが赤点滅している場合は、ひかり電話がご利用できませんので、電源を入れ直してください。ひかり電話の設定が完了すると、ひかり電話対応機器の「ひかり電話」ランプ、「登録」ランプが緑点灯します。上記方法でもひかり電話がご利用いただけない場合は、「0120-248995」までご連絡ください。

★停電時はひかり電話をご利用になれません。携帯電話やPHSまたはお近くの公衆電話をご利用願います。

フレッツ・光プレミアム、Bフレッツでご契約の場合 次ページを参照ください。

フレッツ光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 停電時について

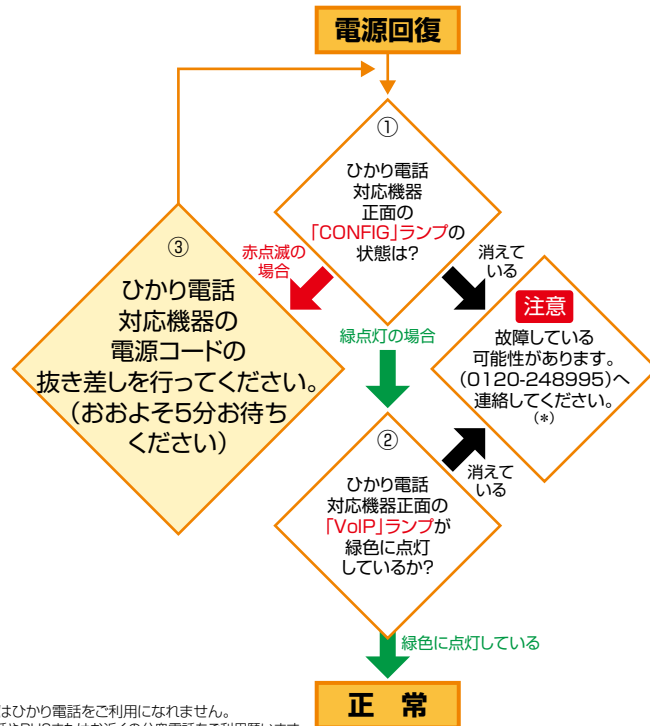
停電時はひかり電話をご利用になれません。携帯電話やPHSまたはお近くの公衆電話をご利用願います。
電力供給が回復した際、ひかり電話をご利用できない場合があります。^{*1}その際には、ひかり電話対応機器を以下の手順によりご確認ください。

(手順)

- ①ひかり電話対応機器の正面の**【CONFIG】ランプ**(P.191～P.197参照)がどのような状態にあるか確認してください。
 - 緑点灯**の場合は手順②へ
 - 赤点滅**の場合は手順③へ
 - 消えている等その他の場合は故障している可能性があります。(0120-248995へ連絡してください。)
- ②ひかり電話対応機器の**【VoIP】ランプ**(P.191～P.197参照)が緑色に点灯していることを確認してください。
 - 緑色に点灯している場合は正常にご利用いただけます。^{*2}
 - 消えている等その他の場合は故障している可能性があります。(0120-248995へ連絡してください。)
- ③ひかり電話対応機器の電源コードの抜き差しを行ってください。(おおよそ5分お待ちください)
その後、手順①に戻ってください。

注意事項

- ^{*1} 電話機を取り上げた際、「ツーン」という音(ダイヤルトーン)がしても、ひかり電話をご利用できない場合があります。
^{*2} ひかり電話対応機器の**【VoIP】ランプ**(P.191～P.197参照)が緑色に点灯しているにも関わらず、ひかり電話が使用できない場合は故障の可能性があります。(0120-248995へ連絡してください。)
★電源供給回復後、ひかり電話が利用可能**【CONFIG】ランプ**(P.191～P.197参照)が緑点灯となるまで、最大15分かかる場合があります。



* 停電時はひかり電話をご利用になれません。
携帯電話やPHSまたはお近くの公衆電話をご利用願います。

国際通話料金一覧

ア行

| 国名 | 国番号 | 1分までごとに次に規定する額(単位:円) |
|--------------------|-------|----------------------|
| アイスランド共和国 | 354 | 70 |
| アイルランド | 353 | 20 |
| アゼルバイジャン共和国 | 994 | 70 |
| アンレス諸島 | 351 | 35 |
| アフガニスタンイスラム共和国 | 93 | 160 |
| アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) | 1 | 9 |
| アラブ首長国連邦 | 971 | 50 |
| アルジェリア民主人民共和国 | 213 | 127 |
| アルゼンチン共和国 | 54 | 50 |
| アルバ | 297 | 80 |
| アルバニア共和国 | 355 | 120 |
| アルメニア共和国 | 374 | 202 |
| アンギラ | 1-264 | 80 |
| アンゴラ共和国 | 244 | 45 |
| アンティガ・バーブーダ | 1-268 | 80 |
| アンドラ公国 | 376 | 41 |
| イエメン共和国 | 967 | 140 |
| イスラエル国 | 972 | 30 |
| イタリア共和国 | 39 | 20 |
| イラク共和国 | 964 | 225 |
| イランイスラム共和国 | 98 | 80 |
| インド | 91 | 80 |
| インドネシア共和国 | 62 | 45 |
| ウガンダ共和国 | 256 | 50 |
| ウクライナ | 380 | 50 |
| ウズベキスタン共和国 | 998 | 100 |
| ウルグアイ東方共和国 | 598 | 60 |
| 英領バミナン諸島 | 1-284 | 55 |
| エクアドル共和国 | 593 | 60 |
| エジプト・アラブ共和国 | 20 | 75 |
| エストニア共和国 | 372 | 80 |
| エチオピア連邦民主共和国 | 251 | 150 |
| エリトリア国 | 291 | 125 |
| エルサルバドル共和国 | 503 | 60 |
| オーストラリア連邦 | 61*1 | 20 |
| オーストリア共和国 | 43 | 30 |
| オマーン国 | 968 | 80 |
| オランダ王国 | 31 | 20 |
| オランダ領アンティール | 599 | 70 |

*1 着信先によっては「88230」もご利用いただけます。

カ行

| | | |
|-----------|-------|-----|
| カーナ共和国 | 233 | 70 |
| カーボベルデ共和国 | 238 | 75 |
| カザフスタン共和国 | 7 | 70 |
| カタール国 | 974 | 112 |
| カナダ | 1 | 10 |
| カナリア諸島 | 34 | 30 |
| ガボン共和国 | 241 | 70 |
| カメルーン共和国 | 237 | 80 |
| ガンビア共和国 | 220 | 115 |
| カンボジア王国 | 855 | 90 |
| ギニア共和国 | 224 | 70 |
| キプロス共和国 | 357 | 45 |
| キューバ共和国 | 53 | 112 |
| ギリシャ共和国 | 30 | 35 |
| ギリバ共和国 | 686 | 155 |
| キルギス共和国 | 996 | 140 |
| グアテマラ共和国 | 502 | 50 |
| グアドループ島 | 590 | 75 |
| グアム | 1-671 | 20 |
| グウェート国 | 965 | 80 |
| クック諸島 | 682 | 155 |
| グリーンランド | 299 | 91 |
| クリスマス島 | 61 | 20 |
| グルジア | 995 | 101 |

| | | |
|------------------------|-------|-----|
| グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国 | 44 | 20 |
| クロアチア共和国 | 385 | 101 |
| ケイマン諸島 | 1-345 | 70 |
| ケニア共和国 | 254 | 75 |
| コートジボワール共和国 | 225 | 80 |
| ココス・キーリング諸島 | 61 | 20 |
| コスタリカ共和国 | 506 | 35 |
| コモロ連合 | 269 | 80 |
| コロンビア共和国 | 57 | 45 |
| コンゴ共和国 | 242 | 150 |
| コンゴ民主共和国 | 243 | 75 |

サ行

| | | |
|----------------------|-------|-----|
| サイパン | 1-670 | 30 |
| サウジアラビア王国 | 966 | 80 |
| サモア独立国 | 685 | 80 |
| サントメ・プリンシペ民主共和国 | 239 | 200 |
| ザンビア共和国 | 260 | 70 |
| サンビエール島・ミクロン島 | 508 | 50 |
| サンマリノ共和国 | 378 | 60 |
| サンラオネ共和国 | 232 | 175 |
| ジブチ共和国 | 253 | 125 |
| ジブラルタル | 350 | 90 |
| ジャマイカ | 1-876 | 75 |
| シリアアラブ共和国 | 963 | 110 |
| シンガポール共和国 | 65 | 30 |
| ジンバブエ共和国 | 263 | 70 |
| スイス連邦 | 41 | 40 |
| スウェーデン王国 | 46 | 20 |
| スーダン共和国 | 249 | 125 |
| スペイン王国 | 34 | 30 |
| スペイン領北アフリカ | 34 | 30 |
| スリナム共和国 | 597 | 80 |
| スリランカ民主社会主義共和国 | 94 | 75 |
| スロバキア共和国 | 421 | 45 |
| スロベニア共和国 | 386 | 100 |
| スワジランド王国 | 268 | 45 |
| 赤道ギニア共和国 | 240 | 120 |
| セネガル共和国 | 221 | 125 |
| セルビア共和国 | 381 | 120 |
| セントビンセントおよびグレナディーン諸島 | 1-784 | 80 |
| ソマリア民主共和国 | 252 | 125 |
| ソロモン諸島 | 677 | 159 |

タ行

| | | |
|---------------------|-------|-----|
| タイ王国 | 66 | 45 |
| 大韓民国 | 82 | 30 |
| 大北アフリカ社会主義人民ジャマヘリヤ国 | 218 | 70 |
| 台湾 | 886 | 30 |
| タジキスタン共和国 | 992 | 60 |
| タンザニア連合共和国 | 255 | 80 |
| チェコ共和国 | 420 | 45 |
| チャド共和国 | 235 | 250 |
| 中華人民共和国 | 86 | 30 |
| チュニジア共和国 | 216 | 70 |
| 朝鮮民主主義人民共和国 | 850 | 129 |
| チリ共和国 | 56 | 35 |
| ツバル | 688 | 120 |
| デンマーク王国 | 45 | 30 |
| ドイツ連邦共和国 | 49*2 | 20 |
| トーゴ共和国 | 228 | 110 |
| トケラウ諸島 | 690 | 159 |
| ドミニカ共和国 | 1-809 | 35 |
| トリニダード・トゴ共和国 | 1-868 | 55 |
| トルクメニスタン | 993 | 110 |
| トルコ共和国 | 90 | 45 |
| トンガ王国 | 676 | 105 |

*2 着信先によっては「88228」もご利用いただけます。

ナ行

| 国名 | 国番号 | 1分までごとに次に規定する額(単位:円) |
|-------------|-----|----------------------|
| ナイジェリア連邦共和国 | 234 | 80 |
| ナウル共和国 | 674 | 110 |
| ナミビア共和国 | 264 | 80 |
| ニカラグア共和国 | 505 | 55 |
| ニジェール共和国 | 227 | 70 |
| ニューカドニア | 687 | 100 |
| ニュージーランド | 64 | 25 |
| ネパール連邦民主共和国 | 977 | 106 |
| ノーフォーク島 | 672 | 79 |
| ナルウエー王国 | 47 | 20 |

ハ行

| | | |
|------------------|--------------|-----|
| ハーレーン王国 | 973 | 80 |
| ハイチ共和国 | 509 | 75 |
| パキスタン・イスラム共和国 | 92 | 70 |
| ハチカン市国 | 39 | 20 |
| パナマ共和国 | 507 | 55 |
| パプアニューギニア共和国 | 678 | 159 |
| パルマ共和国 | 1-242 | 35 |
| パプアニューギニア独立国 | 675 | 50 |
| バミューダ諸島 | 1-441 | 50 |
| パラオ共和国 | 680 | 100 |
| パラグアイ共和国 | 595 | 60 |
| パリバルス | 1-246 | 75 |
| パレスチナ | 970 | 30 |
| ハワイ | 1-808 | 9 |
| ハンガリー共和国 | 36 | 35 |
| バングラデシュ人民共和国 | 880 | 70 |
| 東ティモール民主共和国 | 670 | 126 |
| フィジー諸島共和国 | 679 | 50 |
| フィリピン共和国 | 63 | 35 |
| フィンランド共和国 | 358*3 | 30 |
| フータン王国 | 975 | 70 |
| ブルートリコ | 1-787, 1-939 | 40 |
| フェロー諸島 | 298 | 75 |
| フォークランド諸島 | 500 | 190 |
| ブラジル連邦共和国 | 55 | 30 |
| フランス共和国 | 33 | 20 |
| フランス領ギアナ | 594 | 50 |
| フランス領ポリネシア | 689 | 50 |
| フランス領ポリネシア・フテナ諸島 | 681 | 230 |
| ブルガリア共和国 | 359 | 80 |
| ブルキナファソ | 226 | 80 |
| ブルネイ・ダルサラーム国 | 673 | 62 |
| ブルンジ共和国 | 257 | 70 |
| 米領サモア | 1-684 | 50 |
| 米領バミナン諸島 | 1-340 | 20 |
| ベトナム社会主義共和国 | 84 | 85 |
| ベナン共和国 | 229 | 80 |
| ベネズエラ・ボリバル共和国 | 58 | 50 |
| ベラルーシ共和国 | 375 | 80 |
| ベリーズ | 501 | 55 |
| ベルー共和国 | 51 | 55 |
| ベルギー王国 | 32 | 20 |
| ポーランド共和国 | 48 | 40 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 387 | 60 |
| ボツワナ共和国 | 267 | 75 |
| ボリビア共和国 | 591 | 55 |
| ポルトガル共和国 | 351 | 35 |
| 香港 | 852 | 30 |
| ホンジュラス共和国 | 504 | 65 |

*3 着信先によっては「88240」もご利用いただけます。

マ行

| | | |
|------------------|-----|-----|
| マーシャル諸島共和国 | 692 | 110 |
| マイヨット島 | 262 | 150 |
| マカオ | 853 | 55 |
| マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | 389 | 80 |
| マダガスカル共和国 | 261 | 160 |
| マディラ諸島 | 351 | 35 |
| マラウイ共和国 | 265 | 127 |
| マリ共和国 | 223 | 55 |
| マルタ共和国 | 356 | 70 |
| マルチニーク島 | 596 | 55 |
| マレーシア | 60 | 30 |
| ミクロネシア連邦 | 691 | 79 |
| 南アフリカ共和国 | 27 | 75 |
| ミャンマー連邦 | 95 | 90 |
| メキシコ合衆国 | 52 | 35 |
| モーリシャス共和国 | 290 | 70 |
| モーリタニア・イスラム共和国 | 222 | 80 |
| モザンビーク共和国 | 258 | 127 |
| モナコ公国 | 377 | 25 |
| モルディブ共和国 | 960 | 105 |
| モロッコ王国 | 212 | 70 |
| モンゴル国 | 976 | 60 |
| モンテネグロ | 382 | 120 |

ヤ行

| | | |
|--------------|-----|-----|
| ヨルダン・ハシミット王国 | 962 | 110 |
|--------------|-----|-----|

ラ行

| | | |
|-------------|-----|-----|
| ラオス人民民主共和国 | 856 | 105 |
| ラトビア共和国 | 371 | 90 |
| リトアニア共和国 | 370 | 60 |
| リビデンシユタイン公国 | 423 | 30 |
| リベリア共和国 | 231 | 75 |
| ルーマニア | 40 | 60 |
| ルクセンブルク大公国 | 352 | 35 |
| ルワンダ共和国 | 250 | 125 |
| レソト王国 | 266 | 70 |
| レバノン共和国 | 961 | 112 |
| レユニオン | 262 | 70 |
| ロシア | 7 | 45 |

インマルサット

| | | |
|---------------|---------|-----|
| インマルサット-B | 870~874 | 307 |
| インマルサット-M | 870~874 | 363 |
| インマルサット-MiNiM | 870~874 | 209 |

衛星携帯端末

| | | |
|-------------|------------|-----|
| イリジウム衛星携帯電話 | 8816, 8817 | 250 |
| スラヤ衛星携帯電話 | 88216 | 175 |

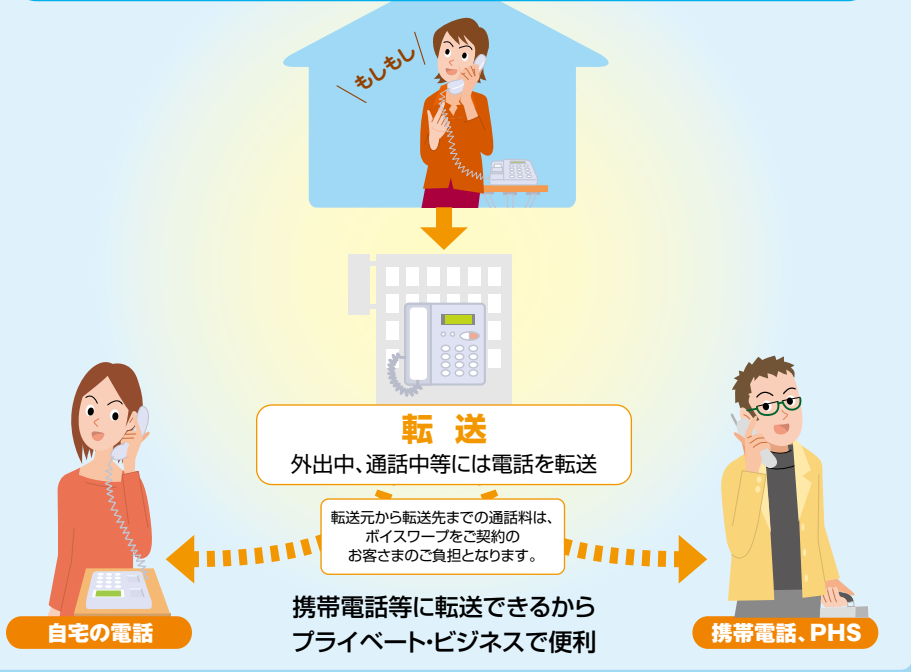
★海外の携帯電話への通話可能です。
通話料金は海外の固定電話へかけた場合と同じです。

国際電話のかけかたについては、P. 10をご覧ください。

ボイスワープ

プライベートでもビジネスでも、シーンに応じて多彩に活用できる

外出時（不在時）や通話中等に大活躍！



電話番号ごとのご契約になります

FAXお知らせメールとの重畳契約はできません

ボイスワープ

月額利用料金 **500**円(税込**525**円) / 1電話番号ごと 工事費 **2,000**円(税込**2,100**円)

★ひかり電話申込時に付加サービスを同時申し込みされると上記、付加サービスの工事費が無料となります。詳しくは販売担当者におたずねください。

お申し込み・サービス内容に係わるお問い合わせ先について



0120-116116

【受付時間】
午前9時～午後9時

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号を確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

ボイスワープとは

- 自宅や事務所にかかってきた電話を、あらかじめ指定した電話番号へ転送できるサービスです。楽しい会話や、ビジネスのチャンスを「ボイスワープ」なら逃しません。

★加入電話等の付加サービス「ボイスワープ」と一部機能が異なります。詳しくはP.69を参照してください。

転送方法の組み合わせ

ボイスワープをご利用いただくためには、「転送先リスト」に転送したい電話番号を登録していただく必要があります。各種機能のご利用にあたっては、転送先リストから転送先を選択し、利用の開始/停止に関する操作をしていただくことで可能となります。

転送先リスト・登録リスト

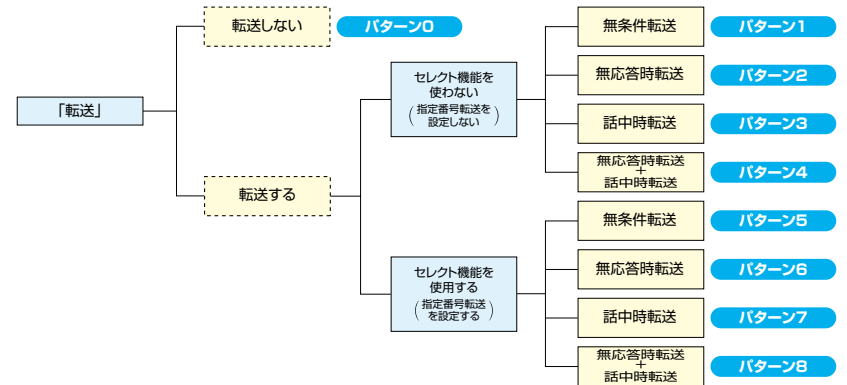
転送先リスト

転送先の電話番号を最大4件まで登録できます。ただし、実際の転送先として指定できるのは1番号に限ります。

登録リスト

あらかじめ転送したい相手の電話番号を最大30件まで登録できます。

転送方法の組み合わせを、以下のパターン0から8までの中から選択できます。

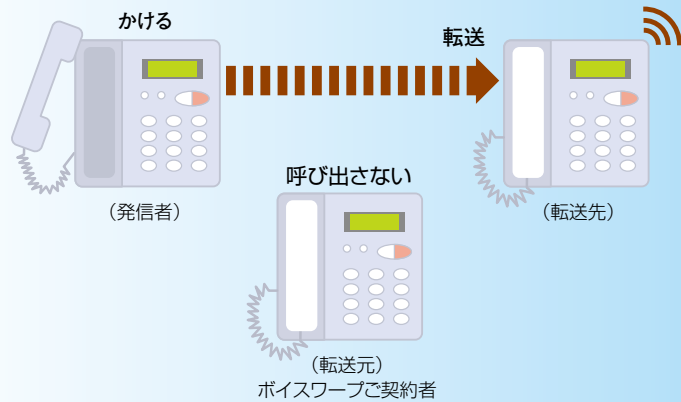


| | セレクト機能 (指定転送) | 無条件 転送 | 無応答時 転送 | 話中時 転送 |
|-------|------------------|-----------|------------|-----------|
| パターン0 | × | × | × | × |
| パターン1 | × | ○ | × | × |
| パターン2 | × | × | ○ | × |
| パターン3 | × | × | × | ○ |
| パターン4 | × | × | ○ | ○ |
| パターン5 | ○ | ○ | × | × |
| パターン6 | ○ | × | ○ | × |
| パターン7 | ○ | × | × | ○ |
| パターン8 | ○ | × | ○ | ○ |

呼び出さずに転送

無条件転送

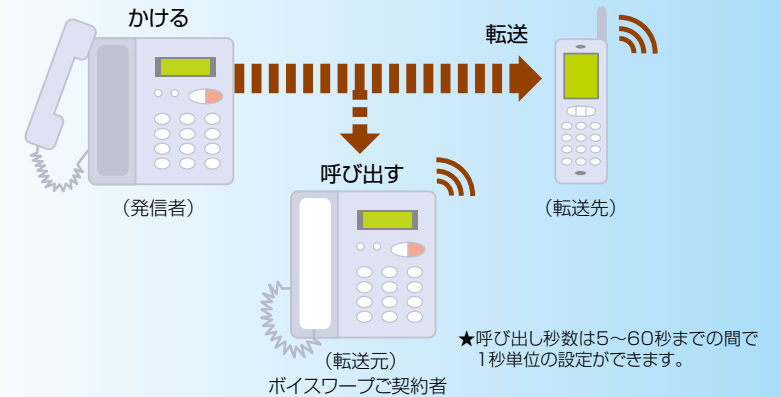
転送元の電話を呼び出さずに、かかってきた電話を転送先へ直接転送します。



呼び出してから転送

無応答時転送

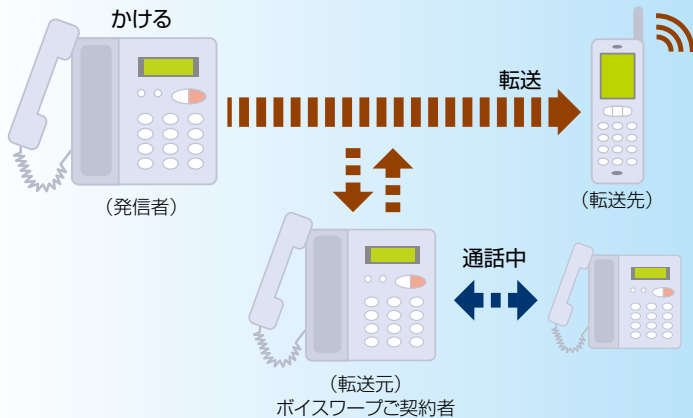
いったん転送元の電話を呼び出した後に転送します。電話のベルが鳴っている間に受話器をあげると、電話をかけてきた方とお話ができます。



通話中のときに転送

話中時転送

お客さまが通話中でふさがっているときだけ、転送します。

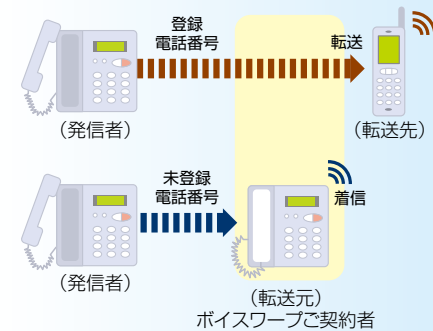


大切な電話だけ転送・着信できる(セレクト機能)

★発信電話番号が非通知の場合は、セレクト機能は動作しません。

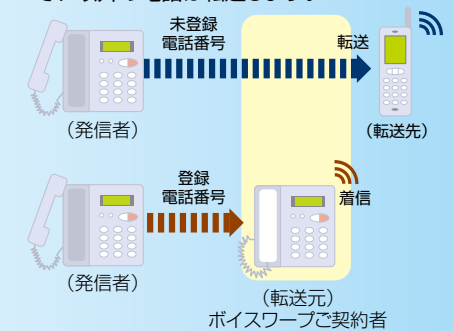
登録番号転送

あらかじめ登録してある電話番号からかかってきた場合だけ転送します。



登録番号着信

あらかじめ登録してある電話番号からかかってきた場合だけ着信し、それ以外の電話は転送します。



はじめに!

設定パターンをご確認ください

フレッツ 光ネクストでご契約の場合 フレッツ 光ネクストをご契約のお客さまは、**A**で各種設定を行ってください。

お客さまによって、ボイスワープの各種設定パターンが異なります。ご利用前に、お客さまに該当する設定パターンをご確認いただき、正しい操作方法でご利用ください。

ダイヤル操作にてご確認ください(通話料：無料)

受話器を上げて **142** をダイヤルします。

「追加番号」をご契約いただいている場合のみ

ガイダンス

「ボイスワープの設定を行います。」「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。

ボイスワープ 契約番号+#

ボイスワープをご契約されている電話番号で、転送設定を行いたい電話番号を入力してください。

ガイダンス

「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、転送先の登録は“2”、呼出秒数の設定は“3”、その他各種設定は“4”、設定状況の確認は“8”を押してください。」というガイダンスが流れます。

8 **8** をダイヤルしてください。

このガイダンスで
ご確認ください!

ガイダンス

【転送先リストが登録されている場合】
「現在、サービスは開始(停止)中です。転送先リスト番号□番の△△△△△△△△△△です。呼び出し秒数は××秒です。」「設定状況の確認を行います。転送先電話番号の確認は“0”転送条件の確認は“1”を押してください。」というガイダンスが流れます。

【転送先リストが登録されていない場合】
「現在、サービスは停止中です。転送先の登録はありません。呼び出し秒数は××秒です。」「設定状況の確認を行います。転送先電話番号の確認は“0”転送条件の確認は“1”を押してください。」というガイダンスが流れます。

「設定状況の確認を行います。」「転送先番号の確認は“0”、転送条件の確認は“1”を押してください。」というガイダンスが流れます。

パターンA 以上の流れのお客さまは、『設定操作に関する留意事項』(P.47~P.48)をお読みいただき、『ご利用にあたっての設定方法』(P.49~)にお進みください。一部操作方法が異なる場合がございますのでご注意ください。ご注意ください部分には **A** **パターンAのお客さま** マークを付けております。

パターンB 以上の流れのお客さまは、『ご利用にあたっての設定方法』(P.49~)にお進みください。一部操作方法が異なる場合がございますのでご注意ください。ご注意ください部分には **B** **パターンBのお客さま** マークを付けております。

その他のご確認方法

ひかり電話開通時にお送りしております「お申込内容のご案内」に記載のリモートコントロール用アクセス番号にてご確認くださいこともできます。

「お申込内容のご案内」

ご注文内容詳細

ご注文電話番号: xx-xxxx-xxxx

◆ご注文いただいた商品等の内容

| 商品名 | 内容 | 数量 | 請求内容 | 月額利用料等 |
|-------------------|----|----|------|---------------|
| ひかり電話基本プラン | 登録 | 1 | 基本料 | 500円(税込) 525円 |
| ひかり電話対応機器 | 登録 | 1 | レンタル | |
| ボイスワープ | 登録 | 1 | 付加機能 | 500円(税込) 525円 |
| リモートコントロール用アクセス番号 | 登録 | 1 | 付加機能 | 100円(税込) 105円 |
| 発信お知らせメール | 登録 | 1 | 付加機能 | 100円(税込) 105円 |
| 追加番号 | 登録 | 1 | 付加機能 | |
| 発信電話番号-通知 | 登録 | 1 | 付加機能 | |

(上記はイメージです)

06-6480-6142

06-4307-4142

パターンA 以上の流れのお客さまは、『設定操作に関する留意事項』(P.47~P.48)をお読みいただき、『ご利用にあたっての設定方法』(P.49~)にお進みください。一部操作方法が異なる場合がございますのでご注意ください。ご注意ください部分には **A** **パターンAのお客さま** マークを付けております。

パターンB 以上の流れのお客さまは、『ご利用にあたっての設定方法』(P.49~)にお進みください。一部操作方法が異なる場合がございますのでご注意ください。ご注意ください部分には **B** **パターンBのお客さま** マークを付けております。

お客さまの設定パターンは _____ です。

ご確認ください
設定パターンを
お客さまにてご記入ください。

フレッツ 光ネクストでご契約の場合 フレッツ 光ネクストをご契約のお客さまは、**A**で各種設定を行ってください。

★パターンAとパターンBによって、操作やご注意ください内容が異なる部分があります。

設定操作に関する留意事項

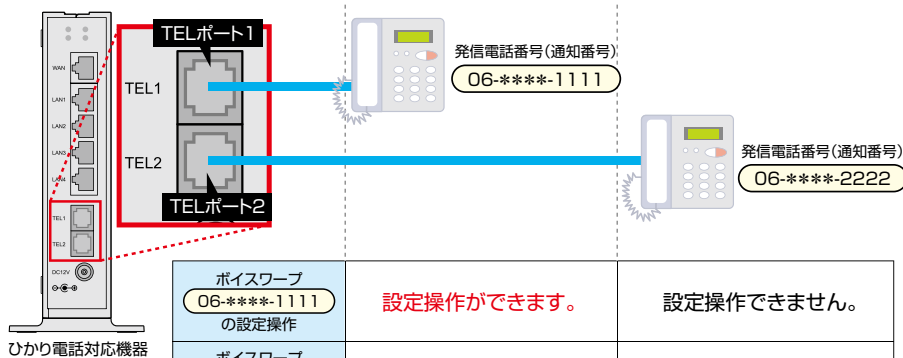
パターン
A のお客さまへ

**ボイスワープの設定操作は、発信電話番号(通知番号)を元に認証します。
発信電話番号(通知番号)をご確認のうえ、ボイスワープをご利用ください。**

ボイスワープ契約番号と異なる電話番号が発信電話番号に設定されている場合、その電話番号から「142」をダイヤルしても「お客さまのおかけになった電話からはこのサービスはご利用いただけません。」のガイダンスが流れます。

ひかり電話を3電話番号利用で
ボイスワープを3契約の場合

【ご契約番号：06-****-1111】ボイスワープ(契約)
【ご契約番号：06-****-2222】ボイスワープ(契約)
【ご契約番号：06-****-3333】ボイスワープ(契約)



| | | |
|---------------------------------|------------|------------|
| ボイスワープ 06-****-1111 の設定操作 | 設定操作ができます。 | 設定操作できません。 |
| ボイスワープ 06-****-2222 の設定操作 | 設定操作できません。 | 設定操作ができます。 |
| ボイスワープ 06-****-3333 の設定操作 | 設定操作できません。 | 設定操作できません。 |

発信電話番号(通知番号)の設定を変更する必要があります。設定Web画面にアクセスし、「電話設定」の「通知番号」の設定を行ってください。

▶ フレッツ 光ネクストでご契約の場合 P.183～の「設定方法」をご覧ください。

▶ フレッツ光プレミアム/Bフレッツでご契約の場合 P.201～の「設定方法」をご覧ください。

例:1 ■ボイスワープ 06-**-1111の設定操作をする場合**

06-**-1111の電話機から発信するだけでOK!**

発信電話番号(通知番号)を設定した後は、操作したいボイスワープの契約番号の電話機から「142」「147」をダイヤルするだけです。(ダイヤル後の電話番号の入力は不要です。)

例:2 ■ボイスワープ 06-**-3333の設定操作をする場合**

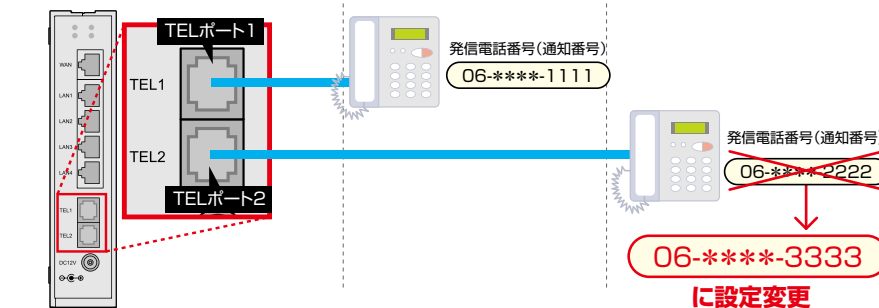
06-****-1111 TELポート1の発信電話番号(通知番号)に設定されている

06-****-2222 TELポート2の発信電話番号(通知番号)に設定されている

06-****-3333 どちらのTELポートにも設定されていない状態

**発信電話番号(通知番号)に設定されていない状態では、
ボイスワープの設定操作ができません。
「06-****-3333」を発信電話番号(通知番号)に設定変更してください。**

STEP.1 「06-****-2222」が設定されているTELポート2の発信電話番号(通知番号)を、一時的に「06-****-3333」に変更してください。



設定の変更方法は

- ▶ フレッツ 光ネクストでご契約の場合 P.183～の「設定方法」をご覧ください。
- ▶ フレッツ光プレミアム/Bフレッツでご契約の場合 P.201～の「設定方法」をご覧ください。

STEP.2 TELポート2につながっている電話機から発信して、設定操作をしてください。これで、「06-****-3333」の電話番号から操作していることになります。

STEP.3 設定終了後は、TELポート2の発信電話番号(通知番号)を「06-****-2222」に戻してください。

設定方法はSTEP.1での設定と同様です。

- ▶ フレッツ 光ネクストでご契約の場合 P.183～の「設定方法」をご覧ください。
- ▶ フレッツ光プレミアム/Bフレッツでご契約の場合 P.201～の「設定方法」をご覧ください。

はじめに!

お客さまによって、ボイスワープの各種設定パターンが異なります。
 「設定パターンをご確認ください」(P.45)よりお客さまに該当する設定パターンをご確認いただき、
 正しい操作方法でご利用ください。

ご利用にあたっての設定方法 (早見表 P.67~P.68参照)

1.自動転送に関する設定

(1) 転送先電話番号の登録

転送先リスト(転送先電話番号を事前に登録しておくところ)の番号1へ、電話番号を登録します。
本操作は必ず実施してください。

- | | |
|-------------------------|---|
| ① 142 | ① 受話器を上げて 142 をダイヤルします。 B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ— 「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」 「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に「#」を押 してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい 電話番号を入力し、「#」を押してください。 ★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入 力してください。」のガイダンスが流れます。 |
| ② ガイダンス | ② 「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、 転送先の登録は“2”、呼出秒数の設定は“3”、その他各種設定は“4”、設定状況の確認 は“8”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ 2 | ③ 2 をダイヤルしてください。 |
| ④ ガイダンス | ④ 「転送先リスト1番の転送先電話番号登録を行います。」「登録する電話番号を市外局 番から入力し、最後に「#」を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑤ 転送先 電話番号+# | ⑤ 転送先の電話番号をダイヤルし、最後に # を押してください。 |
| ⑥ ガイダンス | ⑥ 「入力された電話番号は△△△△△△△△△△です。よろしければ“1”を、入力し直 す場合は“2”、本設定を中断する場合は“それ以外”を押してください。」というガイダ ンスが流れます。 |
| ⑦ 1 | ⑦ 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑧ 登録完了 | ⑧ 「設定を更新しています。しばらくお待ちください。」「転送先登録が完了しました。」 「サービスメニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置 いてください。」というガイダンスが流れます。これで登録は完了です。 |

★転送先の電話番号を間違えますと、転送先の方にも、かけてこられた方にも迷惑がかかります。正確に登録してください。
 ★ **パターンAのお客さま** 転送先リスト1番に転送先電話番号が登録されている場合のみ、転送先リスト1番が転送先に指定されます。
 ★ **パターンBのお客さま** 「転送先電話番号の指定」(P.51)が必要となります。
 ★104番や117番などの3桁の番号、フリーアクセス、フリーアクセス・ひかりワイド、ナビアクセス、フリーダイヤル、ナビダイヤル、フリーホン、ダイヤルQ、伝言ダイヤル、#ダイヤル、国際電話の番号、0070、0077、0088、001、0081等で始まる事業者識別番号等は転送先としてご利用できません。詳細は「転送先に指定できない番号について」(P.64)を参照してください。

(2) 転送先電話番号を複数登録するとき*

※転送先電話番号を複数登録しない場合は、P.51以降をご参照ください。

転送先リスト番号2~4へ、電話番号を登録します。

★転送先リストへの電話番号の登録は、リスト番号1を含め最大4個まで登録できます。

- | | |
|-------------------------|---|
| ① 142 | ① 受話器を上げて 142 をダイヤルします。 B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ— 「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」 「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に「#」を押 してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい 電話番号を入力し、「#」を押してください。 ★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入 力してください。」のガイダンスが流れます。 |
| ② ガイダンス | ② 「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、 転送先の登録は“2”、呼出秒数の設定は“3”、その他各種設定は“4”、設定状況の確認 は“8”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ 4 | ③ 4 をダイヤルしてください。 |
| ④ ガイダンス | ④ 「各種設定を行います。」「転送先電話番号の登録は“0”、転送先の指定は“1”、リモ トコントロールの設定は“3”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑤ 0 | ⑤ 0 をダイヤルしてください。 |
| ⑥ ガイダンス | ⑥ 「転送先電話番号の登録を行います。」「転送先リスト番号の2から4のいずれかを押 してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑦ 2~4 | ⑦ 転送先リスト番号 2~4 をダイヤルしてください。 |
| ⑧ ガイダンス | ⑧ 「転送先電話番号を市外局番から入力し最後に「#」を押してください。」というガイ ダンスが流れます。 |
| ⑨ 転送先 電話番号+# | ⑨ 転送先の電話番号をダイヤルし、最後に # を押してください。 |
| ⑩ ガイダンス | ⑩ 「登録先リストは□、転送先電話番号は△△△△△△△△△△です。よろしければ “1”、入力し直す場合は“2”、本設定を中断する場合は“それ以外”を押してくださ い。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑪ 1 | ⑪ 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑫ 登録完了 | ⑫ 「設定を更新しています。しばらくお待ちください。」「転送先電話番号の登録が完了 しました。」「設定メニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器 を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで登録は完了です。 |

(3) 転送先電話番号の指定

転送先リスト番号1~4の中から指定します。

- | | | |
|---|---------------------|---|
| ① | 142 | ① 受話器を上げて 142 をダイヤルします。 |
| | | <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p>B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ —</p> <p>「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」 「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押し してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい 電話番号を入力し、“#”を押ししてください。</p> <p>★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入 力してください。」のガイダンスが流れます。</p> </div> |
| ② | ガイダンス | ② 「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、 転送先の登録は“2”、呼出秒数の設定は“3”、その他各種設定は“4”、設定状況の確 認は“8”を押ししてください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ | 4 | ③ 4 をダイヤルしてください。 |
| ④ | ガイダンス | ④ 「各種設定を行います。」「転送先電話番号の登録は“0”、転送先の指定は“1”、リモ ートコントロールの設定は“3”を押ししてください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑤ | 1 | ⑤ 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑥ | ガイダンス | ⑥ 「転送先リスト番号の指定を行います。リスト番号の1から4のいずれかを押ししてく ださい。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑦ | 1 ~ 4 | ⑦ 転送先として指定したい転送先リスト番号 1 ~ 4 をダイヤルしてください。 |
| ⑧ | ガイダンス | ⑧ 「転送先リストは□、転送先電話番号は△△△△△△△△△△です。よろしければ “1”、入力し直す場合には“2”、本設定を中断する場合は“それ以外”を押ししてくだ さい。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑨ | 1 | ⑨ 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑩ | ガイダンス | ⑩ 「設定を更新しています。しばらくお待ちください。」 「転送先指定が完了しました。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑪ | 設定完了 | ⑪ 「設定メニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外”を押し受話器を置いて ください。」というガイダンスが流れます。 *転送を開始される場合は、「(4) 転送の開始」(P.52)を参照してください。 |

★ご契約時のサービスの状態は転送先リスト番号が設定されていないためあらかじめ番号の登録が必要です。
(転送先リスト番号「1」への登録方法はP.49を参照してください。)

★**パターンAのお客さま** 転送先リスト1番に転送先電話番号が登録されている場合のみ、転送先リスト1番が転送先に指定
されます。

(4) 転送の開始

転送を開始します。★転送機能については、P.43~P.44をご覧ください。

- | | | |
|-----------------------------|------------|---|
| ① | 142 | ① 受話器を上げて 142 をダイヤルします。 |
| | | <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p>B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ —</p> <p>「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」 「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押し してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい 電話番号を入力し、“#”を押ししてください。</p> <p>★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入 力してください。」のガイダンスが流れます。</p> </div> |
| ② | ガイダンス | ② 「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、 転送先の登録は“2”、呼出秒数の設定は“3”、その他各種設定は“4”、設定状況の確 認は“8”を押ししてください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ | 1 | ③ 1 をダイヤルしてください。 |
| ④ | ガイダンス | ④ 「転送条件を設定し、サービスを開始します。無条件転送は“1”、無応答時転送は“2”、 話中時転送は“3”、無応答時転送と話中時転送の併用は“4”を押ししてください。」とい うガイダンスが流れます。 |
| 【無条件転送の場合】 | | |
| ⑤ | 1 | ⑤ 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑥ | 設定完了 | ⑥ 「サービスを開始しました。」「サービスメニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外” を押し受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで設定は完了です。 |
| 【無応答時転送の場合】 | | |
| ⑤ | 2 | ⑤ 2 をダイヤルしてください。 |
| ⑥ | 設定完了 | ⑥ 「サービスを開始しました。」「サービスメニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外” を押し受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで設定は完了です。 |
| 【話中時転送の場合】 | | |
| ⑤ | 3 | ⑤ 3 をダイヤルしてください。 |
| ⑥ | 設定完了 | ⑥ 「サービスを開始しました。」「サービスメニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外” を押し受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで設定は完了です。 |
| 【無応答時転送と話中時転送の併用の場合】 | | |
| ⑤ | 4 | ⑤ 4 をダイヤルしてください。 |
| ⑥ | 設定完了 | ⑥ 「サービスを開始しました。」「サービスメニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外” を押し受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで設定は完了です。 |

★ご契約時のサービスの状態は転送「停止」に設定されています。

★転送先電話番号を登録しないで転送の開始操作を行った場合には、④で「転送先の電話番号が登録されていません。」という
ガイダンスが流れます。

★**パターンAのお客さま** セレクト機能が開始されていた場合に、「142+0」で転送の停止を行ったとしてもセレクト機能は開始
の状態を保持します。また「転送の開始」を行っても、セレクト機能を続けてご利用いただけます。

★**パターンBのお客さま** 「142+0」で転送の停止を行うと、「セレクト機能の停止」も同時に行われます。また「転送の開始」を
行っても、セレクト機能は開始されません。

(5) 転送の停止

転送を停止します。

- ① **142**

① 受話器を上げて **142** をダイヤルします。

B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ
「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」
「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい電話番号を入力し、“#”を押してください。
★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入力してください。」のガイダンスが流れます。
- ② ガイダンス

② 「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、転送先の登録は“2”、呼出秒数の設定は“3”、その他各種設定は“4”、設定状況の確認は“8”を押してください。」というガイダンスが流れます。
- ③ **0**

③ **0** をダイヤルしてください。
- ④ ガイダンス

④ 「サービスを停止します。しばらくお待ちください。」
「サービスを停止しました。」というガイダンスが流れます。
- ⑤ 設定完了

⑤ 「サービスメニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。
これで設定は完了です。

- ★ご契約時のサービスの状態は転送「停止」に設定されています。
- ★ **パターンAのお客さま** セレクト機能が開始されていた場合に、「142+0」で転送の停止を行ったとしてもセレクト機能は開始の状態を保持します。また「転送の開始」を行っても、セレクト機能を続けてご利用いただけます。
- ★ **パターンBのお客さま** 「142+0」で転送の停止を行うと、「セレクト機能の停止」も同時に行われます。また「転送の開始」を行っても、セレクト機能は開始されません。

(6) 無応答時転送の呼び出し秒数を設定するとき

無応答時転送の呼び出し秒数を指定します。

- ① **142**

① 受話器を上げて **142** をダイヤルします。

B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ
「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」
「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい電話番号を入力し、“#”を押してください。
★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入力してください。」のガイダンスが流れます。
- ② ガイダンス

② 「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、転送先の登録は“2”、呼出秒数の設定は“3”、その他各種設定は“4”、設定状況の確認は“8”を押してください。」というガイダンスが流れます。
- ③ **3**

③ **3** をダイヤルしてください。
- ④ ガイダンス

④ 「呼出秒数の設定を行います。」「呼出秒数を5から60秒の範囲で入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。
- ⑤ **5~60 + #**

⑤ 指定したい電話の呼び出し秒数 **5~60 + #** をダイヤルしてください。

呼び出し秒数は5~60秒の範囲を1秒単位で設定してください。
- ⑥ ガイダンス

⑥ 「入力された秒数は××です。よろしければ“1”、入力し直す場合は“2”、本設定を中断する場合は“それ以外”を押してください。」というガイダンスが流れます。
- ⑦ **1**

⑦ **1** をダイヤルしてください。
- ⑧ 設定完了

⑧ 「設定を更新しています。しばらくお待ちください。」「呼出秒数設定が完了しました。」
「サービスメニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。
これで設定は完了です。

- ★ご契約時のサービスの状態は呼び出し秒数が「5秒」に設定されています。

(7) 外出先の電話から転送の開始/停止、転送先の指定を行う機能の利用を指定するとき

リモートコントロールの利用を指定します。リモートコントロールを利用するには、はじめに暗証番号(数字4桁)の登録が必要となります。暗証番号の登録は、リモートコントロールを指定するときと同時にを行います。

| | | |
|---|------------|--|
| ① | 142 | ① 受話器を上げて 142 をダイヤルします。 <small>メニュー</small> B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ — 「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」 「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい電話番号を入力し、“#”を押してください。 ★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入力してください。」のガイダンスが流れます。 |
| ② | ガイダンス | ② 「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、転送先の登録は“2”、呼出秒数の設定は“3”、その他各種設定は“4”、設定状況の確認は“8”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ | 4 | ③ 4 をダイヤルしてください。 |
| ④ | ガイダンス | ④ 「各種設定を行います。」「転送先電話番号の登録は“0”、転送先の指定は“1”、リモートコントロールの設定は“3”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑤ | 3 | ⑤ 3 をダイヤルしてください。 |
| ⑥ | ガイダンス | ⑥ 「リモートコントロール利用の設定を行います。」「リモートコントロールを利用しない場合は“0”、利用する場合は“1”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| 【リモートコントロールをご利用になる場合(合わせて、暗証番号を登録します。)] | | |
| ⑦ | 1 | ⑦ ⑥のガイダンスに従って 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑧ | ガイダンス | ⑧ 「暗証番号の登録を行います。暗証番号を4桁で入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑨ | 暗証番号+# | ⑨ リモートコントロールで利用したい暗証番号をダイヤルし、最後に # を押してください。 |
| ⑩ | ガイダンス | ⑩ 「入力された暗証番号は△△△△です。よろしければ“1”、入力し直す場合は“2”、本設定を中断する場合は“それ以外”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑪ | 1 | ⑪ 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑫ | ガイダンス | ⑫ 「設定を更新しています。しばらくお待ちください。」「暗証番号を登録し、リモートコントロールを利用するに設定しました。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑬ | 設定完了 | ⑬ 「設定メニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで設定は完了です。 |
| 【リモートコントロールをご利用にならない場合】 | | |
| ⑦ | 0 | ⑦ ⑥のガイダンスに従って 0 をダイヤルしてください。 |
| ⑧ | ガイダンス | ⑧ 「設定を更新しています。しばらくお待ちください。」「リモートコントロールを利用しないに設定しました。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑨ | 設定完了 | ⑨ 「設定メニューに戻る場合は“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで設定は完了です。 |
| ★ご契約時のサービスの状態はリモートコントロールをご利用にならない状態に設定されています。 ★暗証番号は、*、#、1111等(同一番号4桁)および、ご契約電話番号の下4桁と同一の番号は指定できません。 ★リモートコントロールのご利用方法については「3.リモートコントロールの使い方」(P.61)を参照してください。 | | |

(8) 各種設定状況を確認するとき

ご利用状況を確認します。

| | | |
|-----------|------------|--|
| ① | 142 | ① 受話器を上げて 142 をダイヤルします。 <small>メニュー</small> B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ — 「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」 「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい電話番号を入力し、“#”を押してください。 ★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入力してください。」のガイダンスが流れます。 |
| ② | ガイダンス | ② 「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、転送先の登録は“2”、呼出秒数の設定は“3”、その他各種設定は“4”、設定状況の確認は“8”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ | 8 | ③ 8 をダイヤルしてください。 |
| ④ | ガイダンス | <small>メニュー</small> A のお客さま — 【転送先リストが登録されている場合】 ④ 「現在、サービスは開始(停止)中です。転送先リスト番号○番の△△△△△△△△です。呼び出し秒数は××秒です。」設定状況の確認を行います。転送先電話番号の確認は“0”転送条件の確認は“1”を押してください。」というガイダンスが流れます。 【転送先リストが登録されていない場合】 ④ 「現在、サービスは停止中です。転送先の登録はありません。呼び出し秒数は××秒です。」設定状況の確認を行います。転送先電話番号の確認は“0”転送条件の確認は“1”を押してください。」というガイダンスが流れます。 <small>メニュー</small> B のお客さま — 「設定状況の確認を行います。」「転送先番号の確認は“0”、転送条件の確認は“1”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| | | 【転送先リストの登録内容の確認】 |
| ⑤ | 0 | ⑤ ④のガイダンスに従って 0 をダイヤルしてください。 |
| ⑥ | ガイダンス | ⑥ 「転送先電話番号の確認を行います。」「登録されている電話番号は、次のとおりです。転送先リスト1番は△△△△△△△△△△、転送先リスト2番は△△△△△△△△△△、転送先リスト3番…」というガイダンスが流れます。 *電話番号が登録されていない場合は、「転送先リスト1番は未登録です。転送先リスト2番は…」というガイダンスが流れます。 |
| ⑦ | 確認完了 | ⑦ 「サービスメニューに戻る場合は、“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで確認は完了です。 |
| 【転送条件の確認】 | | |
| ⑤ | 1 | ⑤ ④のガイダンスに従って 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑥ | ガイダンス | ⑥ 「転送条件の確認を行います。」「登録されている転送条件は次のとおりです。無条件転送モードは開始中(停止中)です。無応答時転送モードは停止中(開始中)です。話中時転送モードは停止中(開始中)です。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑦ | 確認完了 | ⑦ 「サービスメニューに戻る場合は、“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで確認は完了です。 |

2.セレクト機能に関する設定

(1)登録リストに電話番号を登録するとき

登録リストとは、転送させたい電話番号もしくは、着信させたい電話番号を登録しておくところです。
(登録できる数は最大30番号です。)

- | | |
|---------------------|---|
| ① 147 | ① 受話器を上げて 147 をダイヤルします。 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p>B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ — 「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」 「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい電話番号を入力し、“#”を押してください。 ★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入力してください。」のガイダンスが流れます。</p> </div> |
| ② ガイダンス | ② 「ボイスワープセレクト機能の設定を行います。」「電話番号の登録は“2”、各種設定は“3”、登録電話番号の確認は“8”、登録電話番号の削除は“9”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ 2 | ③ 2 をダイヤルしてください。 |
| ④ ガイダンス | ④ 「登録する電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑤ 登録する電話番号+# | ⑤ 登録する電話番号を市外局番からダイヤルし、最後に # を押してください。 |
| ⑥ ガイダンス | ⑥ 「入力された電話番号は△△△△△△△△△△です。よろしければ“1”を、入力直す場合は“2”、本設定を中断する場合は“それ以外”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑦ 1 | ⑦ 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑧ ガイダンス | ⑧ 「設定を更新しています。しばらくお待ちください。」「電話番号の登録が完了しました。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑨ 登録完了 | ⑨ 「サービスメニューに戻る場合は、“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで登録は完了です。 |

★登録リストに登録されている電話番号が満杯の場合、⑤で登録する電話番号をダイヤルした後、「登録件数が30件を超えました。登録されているいずれかの電話番号を削除してから登録してください。」というガイダンスが流れます。登録リストの削除方法はP.58を参照してください。

(2)登録リストから電話番号を削除するとき

登録リストに登録している電話番号を削除します。

- | | |
|---------------------|---|
| ① 147 | ① 受話器を上げて 147 をダイヤルします。 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;"> <p>B で「追加番号」をご契約のお客さまのみ — 「追加番号」をご契約いただいている場合は、「ボイスワープの設定を行います。」 「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。ボイスワープの転送設定を行いたい電話番号を入力し、“#”を押してください。 ★ボイスワープ契約番号以外の番号を入力した場合、「お客さまの認証に失敗しました。もう一度入力してください。」のガイダンスが流れます。</p> </div> |
| ② ガイダンス | ② 「ボイスワープセレクト機能の設定を行います。」「電話番号の登録は“2”、各種設定は“3”、登録電話番号の確認は“8”、登録電話番号の削除は“9”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ 9 | ③ 9 をダイヤルしてください。 |
| ④ ガイダンス | ④ 「削除する電話番号を市外局番から入力し、最後に“#”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑤ 削除する電話番号+# | ⑤ 削除する電話番号を市外局番からダイヤルし、最後に # を押してください。 |
| ⑥ ガイダンス | ⑥ 「入力された電話番号は△△△△△△△△△△です。よろしければ“1”、入力直す場合は“2”、本設定を中断する場合は“それ以外”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑦ 1 | ⑦ 1 をダイヤルしてください。 |
| ⑧ ガイダンス | ⑧ 「設定を更新しています。しばらくお待ちください。」「電話番号の削除が完了しました。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑨ 削除完了 | ⑨ 「サービスメニューに戻る場合は、“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで削除は完了です。 |

★登録リストに登録されている電話番号がない場合、⑤で削除する電話番号をダイヤルした後「電話番号の削除に失敗しました。」というガイダンスが流れます。

3.リモートコントロールの使い方

外出先の電話から転送の開始／停止、転送先の指定を行うとき

リモートコントロールを行います。

★リモートコントロールを行うには、事前にP.55 1.(7)外出先の電話から転送の開始／停止、転送先の指定を行う機能の利用を指定するときに従って設定してください。

| | |
|---------------------|--|
| ① 「リモコン用 アクセス番号」 | ① 受話器を上げて「リモコン用アクセス番号」をダイヤルします。(P.62参照) |
| ② ガイダンス | ② 「お客様の確認を行います。」「ボイスワープの設定を行いたい電話番号を市外局番から入力し、最後に「#」を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ | ③ ボイスワープをご契約されている電話番号を市外局番からダイヤルし、最後に を押してください。 |
| ④ ガイダンス | ④ 「お客様の暗証番号を入力し、最後に「#」を押してください。」とガイダンスが流れます。 |
| ⑤ | ⑤ 暗証番号をダイヤルし、最後に を押してください。 |
| ⑥ ガイダンス | ⑥ 「ボイスワープの設定を行います。」「サービスの停止は“0”、サービスの開始は“1”、転送先の指定は“2”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |

【転送を停止する場合】

| | |
|---------|--|
| ⑦ | ⑦ ⑥のガイダンスに従って をダイヤルしてください。 |
| ⑧ ガイダンス | ⑧ 「サービスを停止します。しばらくお待ちください。」「サービスを停止しました。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑨ 設定完了 | ⑨ 「サービスメニューに戻る場合は、“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで設定は完了です。 |

【転送を開始する場合】

| | |
|---------|--|
| ⑦ | ⑦ ⑥のガイダンスに従って をダイヤルしてください。 |
| ⑧ ガイダンス | ⑧ 「サービスを開始しました。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑨ 設定完了 | ⑨ 「サービスメニューに戻る場合は、“0”、終了する場合は“0以外”を押すか受話器を置いてください。」というガイダンスが流れます。これで設定は完了です。 |

【転送先を指定する場合】

※転送開始の状態では転送先を変更した場合、転送開始の状態は継続されます。

| | |
|------------|---|
| ⑦ | ⑦ ⑥のガイダンスに従って をダイヤルしてください。 |
| ⑧ ガイダンス | ⑧ 「転送先の指定を行います。」「指定したい転送先リスト番号の1から4のいずれかを押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑨ 転送先リスト番号 | ⑨ 転送先のリスト番号 ~ をダイヤルしてください。 |
| ⑩ ガイダンス | ⑩ 「転送先リストは□、転送先電話番号は△△△△△△△△△△です。なお、同時にサービスを開始します。よろしければ“1”、入力直す場合は“2”、本設定を中断する場合は“それ以外”を押してください。」というガイダンスが流れます。 ⑩ 「転送先リストは□、転送先電話番号は△△△△△△△△△△です。よろしければ“1”、入力直す場合は“2”、本設定を中断する場合は“それ以外”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑪ | ⑪ ⑩のガイダンスに従って をダイヤルしてください。 |
| ⑫ ガイダンス | ⑫ 「設定を更新しています。しばらくお待ちください。」「転送先指定が完了しました。」というガイダンスが流れます。 |
| ⑬ 設定完了 | ⑬ 「ご利用ありがとうございました。」というガイダンスが流れます。これで設定完了です。 |

★ **パターンAのお客さま** 転送先リストを指定すると同時に転送を開始します。

★ ⑤で暗証番号を間違った場合、「お客様の認証に失敗しました。もう一度入力してください。」というガイダンスが流れます。

★ 暗証番号を累計4回間違えると、ご利用できなくなります。そのときには、ボイスワープを契約している回線から暗証番号の登録を再度行ってください。

★ リモートコントロール機能は、加入電話（プッシュ回線、ダイヤル回線（プッシュ信号送出機能付き端末が必要））、INSネット、携帯電話、PHS等からのご利用が可能です。

★ リモートコントロールのご利用には通話料がかかります。

★ リモートコントロールによるセレクト機能の開始・停止はできません。

リモコン用アクセス番号

パターンAのお客さま **06-6480-6142 (有料)**

パターンBのお客さま **06-4307-4142 (有料)**

(注) 番号については変更になる場合があります。詳しくは、弊社までお問い合わせください。

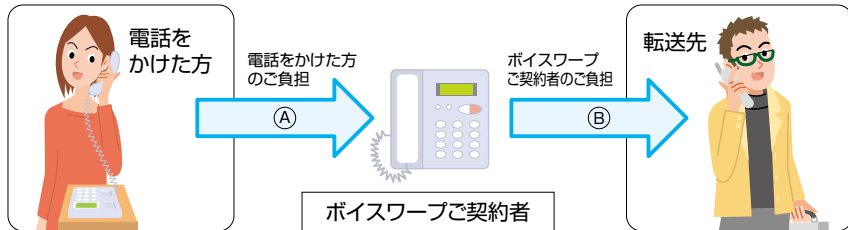
ご利用上の注意事項

電話機について

- ダイヤル式の電話機からは設定できません。プッシュ(トーン)信号に切り替え可能な電話機については、プッシュ(トーン)信号に切り替えてご利用ください。
- ★プッシュ(トーン)信号に切り替える方法は本ガイドP.1「ひかり電話の「教えて」」にお答えします。」をご覧ください。

通話料金について

- ボイスワープご契約者までの通話料金(下図 ㉔)は、電話をかけた方のご負担となります。ボイスワープご契約者から転送先まで(下図 ㉕)は、ボイスワープご契約者のご負担となります。



電話番号通知について

- 発信者が電話番号を通知する場合、転送先へ通知される電話番号は発信者の電話番号となります。発信電話番号が非通知の場合、転送元・転送先への電話番号の通知は行われません。

通話について

- 通常の電話の場合に比べ、転送する場合には電話をかけた方から転送先につながるまでに時間がかかります。
- かけた電話が転送されている旨を発信者および転送先に通知するアナウンスはありません。
- 転送先への転送理由の通知は行いません。
- 転送された通話を、転送先においてさらに別の転送先に転送する場合の、通話品質については保証いたしかねます。

同時転送可能数について

- 同時に転送できる通話の数は、1契約につき1つまでとなります。また、「複数チャネル」ご契約時は2つまで同時転送可能です。*1*2
2つ目(「複数チャネル」契約の場合は、3つ目)の転送対象通話については転送されません。*3

*1 転送元が応答したか否かに関わらず、1契約につき1つまたは2つまでとなります。
*2 転送中であっても、発信および転送対象通話以外の着信は可能です。
*3 「無応答時転送」の場合は転送元を呼び出し続けます。それ以外の転送方法の場合は、発信者に話中音を通知します。

最大転送回数について

- 転送された通話を転送先において、さらに別の転送先へ転送する場合、最大転送回数は5回までに制限されます。6回目の転送を行おうとすると、発信者に話中音を通知します。

★ひかり電話ビジネスタイプに転送する場合はカウントされません。

その他

- キャッチホン、ナンバーリクエスト、迷惑電話おことわりサービスをご利用中はボイスワープが動作しない場合があります。
★他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項についてはP.64～P.66をご参照ください。
- 転送中も、ボイスワープご契約者の電話から電話をかけることができます。
- 「ひかり電話」の基本契約が一時中断の場合、転送はいたしません。
- 転送先からの申し出があり、必要な場合には、お客さま(ご契約者)に代わって転送を停止することがあります。

【転送先に指定できない番号について】

- 当社以外の電話会社の回線を経由した通話については、登録番号転送(着信)機能が作動しない場合があります。
- 転送先規制番号
以下の転送先規制番号は「転送先リスト」に登録できません。

| 区分 | 転送先規制番号 | サービス |
|-------|---------------|--------------------|
| OOXY系 | OOXY(全事業者の番号) | 事業者接続 |
| OAO系 | 010 | 国際接続 |
| | 020 | ポケベル |
| | 060 | eコール |
| OABO系 | 0120 | 着信課金サービス |
| | 0800 | |
| | 0570 | 特定番号着信サービス |
| | 0170 | 伝言ダイヤル |
| | 0180 | テレゴン/テレドーム |
| | 0190 | エンジェルライン |
| | 0990 | ダイヤルQ ² |
| 1XY系 | 1XY | すべて |
| #ABCD | #ABCD | すべて |

★A,B,C,D,X,Yには任意の数字が入ります。
★転送先にご契約者の自番号を登録し、転送すると、話中音が通知され転送されません。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

■複数チャネル

- ・同時転送可能数が2となります。
各転送機能における動作条件は以下のとおりです。

| | |
|--------------|---|
| 無条件転送 | 最大2件まで転送されます。 |
| 無応答時転送 | 転送タイム満了後の着信について最大2件まで転送されます。着信時に2チャネルとも通話中であった場合は、話中状態となり、転送されません。 |
| 話中時転送 | 以下のいずれかの状態において最大2件まで転送されます。 ①着信時に2チャネルとも通話中であった場合 ②1チャネルが通話中にボイスワープを契約している電話番号に着信があり、着信可能な端末がない場合 |
| セレクト機能(指定転送) | 設定された転送方法(無条件転送、無応答時転送、話中時転送)の動作条件と同じです。 |

■追加番号

- ・ボイスワープの契約は電話番号ごとのため、ボイスワープをご利用したい電話番号ごとにご契約が必要となります。また、転送動作も電話番号ごとになります。

■テレビ電話

- ・テレビ電話の転送可能な条件は以下のとおりです。
 - ① 転送先が、テレビ電話接続可能であること。
(転送先が契約条件や端末条件によりテレビ電話接続不可の場合は、映像転送できません。標準音質の音声通話にて再接続された場合は転送できません。)
 - ② 発信者が、「ひかり電話/ひかり電話オフィスタ입(Bフレッツ、フレッツ・光プレミアム)」(テレビ電話契約有り)もしくは「ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)」で映像発信した場合であること。
(発信者がFOMA®の場合は、映像転送できません。標準音質の音声通話にて再接続された場合は転送できます。)
 - ③ 転送条件が、無条件転送もしくは話中時転送であること。
(無応答時転送の場合は、映像転送の可否は、転送元端末に依存します。発信者と転送元端末の接続において端末能力の不一致が生じ、発側端末が標準音質の音声にて自動再接続を行った場合には、音声で転送されます。)

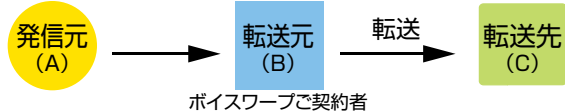
| 発信者 | 転送元 | 転送先 | 転送元から転送先への転送動作 |
|-----------------------|----------------------------|---------------------|----------------|
| FOMA®※1 | ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | FOMA® | 音声にて接続(音声転送) |
| | | ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | |
| | ひかり電話(Bフレッツ、フレッツ・光プレミアム)※5 | | |
| ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | FOMA® | 映像転送※2※3 |
| | | ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | |
| | ひかり電話(Bフレッツ、フレッツ・光プレミアム)※5 | 加入電話 | 音声にて接続(音声転送) |
| ひかり電話(Bフレッツ、光プレミアム)※5 | ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | FOMA® | 映像転送※2 |
| | | ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | |
| | ひかり電話(Bフレッツ、フレッツ・光プレミアム)※5 | 加入電話 | 音声にて接続(音声転送) |

※1 FOMA®端末が音声による再接続を許容する設定となっている必要があります。
 ※2 無応答転送の場合、映像転送可否は、転送元端末に依存します。(発信者と転送元端末にて自動再接続による音声再接続を行った場合、音声で転送されます。)
 ※3 発信者がひかり電話(フレッツ 光ネクスト)の映像転送の品質は、転送条件が無応答転送以外は、発信者と転送先で通信可能な最も高い品質での映像転送を行います。(これにより、標準テレピクラス(SD品質相当)でのテレビ電話発信の映像転送は、転送先が標準テレピクラス(SD品質相当)対応であれば、標準テレピクラス(SD品質相当)で転送されます。)また、無応答転送の場合は、映像転送の品質は、転送元と転送先で通信可能な最も高い品質での映像転送を行います。
 ※4 ひかり電話オフィスタ입を含みます。
 ※5 ひかり電話オフィスタ입を含みません。

■ナンバーディスプレイ

- ・ボイスワープの転送先への電話番号通知については、以下のようになります。また、発信元(A)が「184」をダイヤルすると電話番号は通知されません。

<Bがボイスワープを、Cがナンバーディスプレイを契約している場合>



転送先(C)には、発信元(A)の電話番号が通知されます。

■ナンバーリクエスト

- ・ボイスワープの利用中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、電話は転送されず、かけた人にはナンバーリクエストのメッセージで応答します。

■迷惑電話おことわりサービス

- ・ボイスワープと合わせてご利用の場合には、迷惑電話おことわりサービスが優先して動作するため、迷惑電話として登録されている電話番号からは転送されません。

■キャッチホン

- ・各転送機能設定時のキャッチホンの動作は以下のとおりです。

| | | |
|-----------|---|------------------------|
| 無条件転送設定時 | キャッチホンは動作しません。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。 | |
| | 1コール目 転送先へ転送中 | 2コール目 発信者に話中音を返します。 |
| 無応答時転送設定時 | 設定された呼び出し秒数以内にフッキング操作を行えば割込可能です。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。 | |
| | 1コール目 通話中 | 2コール目 割込音が入ります。 |
| 話中時転送設定時 | キャッチホンは動作しません。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。 | |
| | 1コール目 通話中 | 2コール目 転送先へ転送します。 |

ご利用にあたっての設定中(たとえば、転送先電話番号の登録中など)には、キャッチホンは動作せず、割込音は鳴りません。

■FAXお知らせメール

- ・ボイスワープと重畳契約はできません。
★ただし、各サービスをご契約いただく電話番号が異なる場合は、ご契約可能です。

フレッツ 光ネクストで
ご契約の場合
■高音質電話

- ・高音質電話の転送可能な条件は以下のとおりです。
 - ① 発信者が、ひかり電話サービスで高音質電話発信した場合であること。
 - ② 転送先が、高音質電話接続可能であること。
★転送先が契約条件や端末条件により高音質電話接続ができない場合は、転送はできません。標準音質の音声通話にて自動再接続された場合は転送できます。
 - ③ 転送条件が、無条件転送もしくは話中時転送であること。
★無応答後転送の場合は、映像転送の可否は、転送元端末に依存します。発信者と転送元端末の接続において端末能力の不一致が生じ、網からの信号返送によって発信側端末が標準音質の音声にて自動再接続を行った場合には、標準音質の音声で転送されます。

はじめに!

お客さまによって、ボイスワープの各種設定パターンが異なります。
 「設定パターンをご確認ください」(P.45)よりお客さまに該当する設定パターンをご確認いただき、
 正しい操作方法でご利用ください。

設定方法早見表

| 機能 | | パターンBのお客さま 追加番号ご契約時のみ | 操作方法 | 初期設定 | ページ | |
|-------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------------|------|------|----------------|
| ●転送の停止 | | 142+ | 転送設定電話番号+#+0 | 停止 | P.53 | |
| ●転送の開始 | | 142+ | 転送設定電話番号+#+1+1~4 | | P.52 | |
| ●転送先リスト番号1への登録 | | 142+ | 転送設定電話番号+#+2+転送先電話番号+#+1 | - | P.49 | |
| ●転送先リスト番号2~4への登録 | | 142+ | 転送設定電話番号+#+4+0+2~4+転送先電話番号+#+1 | - | P.50 | |
| ●転送先リスト番号の指定 | | 142+ | 転送設定電話番号+#+4+1+1~4+1 | - | P.51 | |
| ●無応答時転送の呼び出し秒数の指定 | | 142+ | 転送設定電話番号+#+3+5~60+#+1 | 5秒 | P.54 | |
| ご利用状況の確認 | ●転送先リストに登録されている転送先電話番号 | 142+ | 転送設定電話番号+#+8+0 | - | P.56 | |
| | ●転送条件 | 142+ | 転送設定電話番号+#+8+1 | - | | |
| | ●登録リストへの電話番号の登録 | 147+ | 転送設定電話番号+#+2+登録電話番号+#+1 | - | | P.57 |
| ●登録リストからの電話番号の削除 | | 147+ | 転送設定電話番号+#+9+削除電話番号+#+1 | - | P.58 | |
| セレクト機能の設定 | ●セレクト機能の停止 | 147+ | 転送設定電話番号+#+3+0 | 停止 | P.59 | |
| | ●セレクト機能の指定 | ●登録番号を転送する設定 | 147+ | | | 転送設定電話番号+#+3+1 |
| | | ●登録していない番号を転送する設定 | 147+ | | | 転送設定電話番号+#+3+2 |
| ●登録リストの電話番号を確認 | | 147+ | 転送設定電話番号+#+8 | - | P.60 | |
| ●暗証番号の登録/変更 | | 142+ | 転送設定電話番号+#+4+3+1+暗証番号+#+1 | なし | P.55 | |

(リモートコントロールの指定時に設定)

パターンAのお客さま 設定操作は、ボイスワープ契約電話番号から行う必要があります。

利用方法早見表

| 機能 | | パターンBのお客さま 追加番号ご契約時のみ | 操作方法 | 初期設定 | ページ |
|----------------------------|-----------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|------|-----------|
| リモートコントロール | ●リモートコントロールの利用 (暗証番号の登録) | ●なし | 142+ 転送設定電話番号+#+4+3+0 | なし | P.55 |
| | ●あり | 142+ 転送設定電話番号+#+4+3+1+暗証番号+#+1 | | | |
| パターンAのお客さま 06-6480-6142 | ●転送の停止 | | リモコン用アクセス番号+転送設定電話番号+#+暗証番号+#+0 | - | P.61~P.62 |
| パターンBのお客さま 06-4307-4142 | ●転送の開始 | | リモコン用アクセス番号+転送設定電話番号+#+暗証番号+#+1 | | |
| | ●転送先リスト番号の指定 | | リモコン用アクセス番号+転送設定電話番号+#+暗証番号+#+2+1~4+1 | | |

加入電話・INSネットの「ボイスワープ」との主な違い

加入電話・INSネットの付加サービス「ボイスワープ」とは以下のとおり、一部サービス内容が異なります。

| | | 内容 | 加入電話 | INSネット | ひかり電話 |
|----------|----|----------------------------------|---|--|---|
| 機能 | 1 | 応答後転送機能 | あり | なし | なし |
| | 2 | 話中時転送機能 | なし | あり | あり |
| | 3 | セレクト機能 (登録番号転送/着信機能) | なし (ただし、ボイスワープ セレクトで提供) | なし (ただし、INSボイスワープ セレクトで提供) | あり |
| | 4 | 転送条件の確認 | なし | あり (「1428」+「0~3」) | あり (「142」+「8」+「1」) |
| | 5 | 転送トーン、 転送案内トーン | あり | あり | なし |
| | 6 | 転送先リスト数 | 5 | 5 | 4 |
| | 7 | 無応答時転送の 転送タイミング設定 | 呼び出し回数 (1~9回) | 秒数 (5~60秒) 5秒単位 | 秒数(5~60秒) 1秒単位 |
| 操作 手順 | 8 | 無条件転送、 無応答時転送の 設定手順 | 「142」⇒「3」ダイヤル後 無条件転送⇒「0」 無応答時転送⇒「1~9」 | 「1421」ダイヤル後 無条件転送⇒「1」 無応答転送⇒「2」か「4」 | 「142」⇒「1」ダイヤル後 無条件転送⇒「1」 無応答時転送⇒「2」 |
| | 9 | リモート コントロール手順 (外出先からの操作方法) | 【一般電話回線・公衆電話】 ⇒「142」をダイヤル 【携帯電話・PHS】 ⇒「リモコン用アクセス番号」 をダイヤル | 【一般電話回線・公衆電話】 ⇒「1427」をダイヤル 【携帯電話・PHS】 ⇒「リモコン用アクセス番号」 をダイヤル | すべて 「リモコン用アクセス番号」 をダイヤル |
| | 10 | 転送先リスト 番号の指定 | リストが1つの 場合は指定不要 | リストが1つの 場合は指定不要 | パターンBのお客さま リストが1つの 場合でも指定が必要 ★転送先リスト番号「1」を 指定してください。 |

★詳しくは販売担当者におたずねください。

★INSネットの付加サービス「INSボイスワープ」を「ダイヤルイン」・「i・ナンバー」ご契約時にご利用になる場合と、ひかり電話の「ボイスワープ」を追加番号ご契約時にご利用になる場合の操作方法は異なります。

| 「INSボイスワープ」を 「ダイヤルイン」・「i・ナンバー」ご契約時に利用 | ひかり電話の「ボイスワープ」を 追加番号ご契約時に利用 |
|---|---|
| 発信電話番号を元に設定する電話番号を認証します。各種設定を行う場合、発信者の設定が可能な通信機器を「INSボイスワープ」をご利用になりたい番号に正しく設定してご利用ください。 | パターンAのお客さま 発信電話番号を元に設定する電話番号を認証します。詳しくは「設定操作に関する留意事項(P.47)」をご覧ください。 パターンBのお客さま 各種設定時に、設定を行いたい電話番号を入力してご利用ください。 |

電話をもっと、安心・便利に使いたい ナンバー・ディスプレイ/ ナンバー・リクエスト

ひかり電話A(エース)に含まれるサービスです。

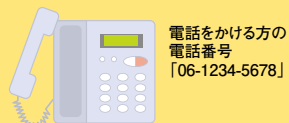
★ナンバー・リクエストはダイヤル式の電話機からは設定できません。プッシュ(トーン)信号に切り替え可能な電話機については、プッシュ(トーン)信号に切り替えてご利用ください。プッシュ(トーン)信号に切り替える方法は本ガイドP.1「ひかり電話の「教えて」」にお答えします。」をご覧ください。

ナンバー・ディスプレイ／ナンバー・リクエスト

電話に出る前に、 かけてきた相手の電話番号がわかります！

かける人

1 相手の電話番号をダイヤル



電話番号が伝わるから、
相手も安心！

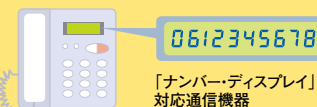


2 電話をかけた方の
電話番号を通知
(例)「0612345678」

5 通話

受ける人

3 かけてきた方の電話番号を表示



電話に出る前に、
相手の電話番号が
わかるんだ！



4 確認したうえで受話器を上げる

ひかり電話契約ごとのご契約になります

ナンバー・ディスプレイ

月額利用料金 **400**円(税込**420**円)／ひかり電話1契約ごと

工事費 **2,000**円(税込**2,100**円)／回線

ナンバー・リクエスト

※詳しくはP.75をお読みください。

月額利用料金 **200**円(税込**210**円)／ひかり電話1契約ごと

工事費 **2,000**円(税込**2,100**円)／回線

★ひかり電話申込時に付加サービスを同時申し込みされると上記、付加サービスの工事費が無料となります。詳しくは販売担当者におたずねください。

お申し込み・サービス内容に係わる
お問い合わせ先について



0120-116116

【受付時間】
午前9時～午後9時

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

ナンバー・ディスプレイとは

- 電話に出る前に、かけてきた相手の電話番号を電話機などのディスプレイに表示するサービスです。
- かけてきた相手が電話番号を通知するか否かによって次のような内容が表示されます。


| 電話番号通知状況(発信側) | | 通信機器への表示内容(着信側) |
|-----------------------------|-------------|----------------------------|
| 「通知」の場合 | ひかり電話・加入電話等 | (例)「0612345678」 |
| | 公衆電話発信 | 「公衆電話」、「コウシュウデンワ」または「C」 |
| 「非通知」の場合(ひかり電話・加入電話・公衆電話とも) | | 「非通知」、「ヒツウチ」または「P」 |
| 国際電話などで番号を通知できない場合 | | 「表示圏外」、「ヒョウジケンガイ」または「O」「S」 |

注：ご利用の通信機器によって表示内容が異なる場合があります。

- ★一部を除く国際電話など電話番号を通知できない通話および公衆電話からの通話については電話番号は表示されず、電話番号を通知できない理由(「表示圏外」、「公衆電話」等)が表示されます。
- ★かけてきた相手の利用電話回線が「通常非通知」のご契約になっている場合や、電話番号の前に「184」をつけてかけてきた場合など、かけてきた相手の意思により電話番号を通知しない通話については電話番号は表示されず「非通知」表示となります。
- ★電話をかけた相手の方がIP電話から電話をかけた場合、電話番号および電話番号を表示できない理由(「非通知」、「表示圏外」等)については各IP電話事業者により異なります。
- ★表示された電話番号に折り返し電話をかけてもつながらない場合があります。

ご利用上の注意事項

【通信機器の確認】

- 本サービスのご利用には、ナンバー・ディスプレイ対応の通信機器やアダプタの設置、およびその設定が必要となります。通信機器にディスプレイがあってもナンバー・ディスプレイに対応していないと電話番号は表示されません。
- ★ナンバー・ディスプレイシンボルマーク  が目印です。

【通信機器の接続に関する注意点】

- 本サービスの工事日までに現在ご利用の電話機をナンバー・ディスプレイ対応の通信機器などにお取り替えのうえナンバー・ディスプレイ機能を「ON」にしてください。
- 「複数チャンネル」「追加番号」「テレビ電話」をご契約のお客さまは、ひかり電話対応機器のナンバー・ディスプレイ設定[※]を「使用する」にしてください。
- フレッツ光プレミアム／8フレッツでご契約の場合** ひかり電話対応機器が、「AD-100SE/101SE/100KI」、「WBC V110M」の場合ナンバー・ディスプレイのON/OFF機能がありませんので、ナンバー・ディスプレイに対応していない電話機を接続した場合は電話がつかない場合があります。万一、ナンバー・ディスプレイに対応していない電話機を接続した場合、短い断続した呼び出し音の後、通常の呼び出し音が聞こえますので、通常の呼び出し音が変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼び出し音が変わるまで5～6秒かかります。
- ナンバー・ディスプレイに対応していない電話機は、ひかり電話対応機器の該当ポートのナンバー・ディスプレイ設定[※]を「使用しない」に変更してご利用ください。

※ひかり電話対応機器の各ポートのナンバー・ディスプレイ設定(初期設定)は「使用する」になっています。

- ★本サービスを利用している回線に本サービスに対応していない電話機を接続した場合は電話がつかない場合があります。万一、本サービスに対応していない電話機を接続した場合、短い断続した呼び出し音の後、通常の呼び出し音が聞こえますので、通常の呼び出し音が変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼び出し音が変わるまで5～6秒かかります。
- ★本サービスを利用している回線に本サービス対応の電話機と本サービスに対応していない自動応答端末(留守番電話機やFAXなど)を同時に接続すると、接続方法によっては番号の表示ができなかったり、途中で通話が切断される場合があります。(通信機器の接続方法については、P.73の接続例をご覧ください)

- NTT西日本以外の電話会社を経由した着信も対象となります。
- 加入電話およびINSネットからの着信も対象となります。
- デジタル方式の自動車・携帯電話、PHSおよび地域系電話会社(一部事業者を除く)からの着信も対象となります。詳細については、ご利用の事業者へお問い合わせください。
- 国際電話(一部除く)など電話番号を通知できない着信については、対象となりません。

【通信機器の接続例】

次の例から、お客さまが現在お使いの形態に最も近いタイプを選んでご覧ください。

例1 一般電話機とナンバー・ディスプレイ対応アダプタを接続する場合



例2 ナンバー・ディスプレイ対応電話機を1台接続する場合



例3 一般電話機とナンバー・ディスプレイ対応FAXを接続する場合



●番号通知方法(電話をかけるとき)

「通常通知」をお選びの方

今までどおりのかけかたで、電話番号を通知します。ただし、相手の電話番号の前に「184」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号は通知されません。

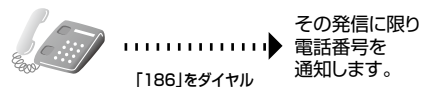
「通常通知」をお選びの場合



「通常非通知」をお選びの方

今までどおりのかけかたで、電話番号を通知しません。ただし、相手の電話番号の前に「186」をダイヤルすると、その発信に限り、電話番号を通知することができます。

「通常非通知」をお選びの場合



★お選びいただいている番号通知方法の変更は、弊社へお申し出ください。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

| | |
|-----------------------------|---|
| ■追加番号 | <ul style="list-style-type: none"> 追加番号サービスをご契約の際、「ナンバー・ディスプレイ」の電話番号ごとの契約はできません。 「ナンバー・ディスプレイ」を契約いただいた場合、すべての電話番号において、かけてきた方の電話番号が表示されます。 |
| ■テレビ電話 | <ul style="list-style-type: none"> テレビ電話接続中でも、「ナンバー・ディスプレイ」による電話番号の表示を見ることができます。 |
| ■ナンバー・リクエスト | <ul style="list-style-type: none"> ナンバー・リクエスト同時設定時に非通知でかかってきた着信に対しては、ナンバー・リクエストの音声メッセージが応答し、着信しません。そのため、電話番号は表示されません。 |
| ■ボイスワープ | <ul style="list-style-type: none"> ボイスワープによる転送先への電話番号通知については、転送の設定状況により以下ようになります。また、転送の設定状況に関わらず、発信元(A)が「184」をダイヤルすると電話番号は通知されません。 <p><Bがボイスワープを、Cがナンバー・ディスプレイを契約している場合></p> <p>転送先(C)には、発信元(A)の電話番号が通知されます。</p> |
| ■迷惑電話おことわりサービス | <ul style="list-style-type: none"> 迷惑電話おことわりサービス利用中に、登録されている電話番号からかかってきて、メッセージで応答した通話は、電話番号などは表示されません。(着信しません。) |
| ■キャッチホン | <ul style="list-style-type: none"> フレッツ 光ネクストでご契約の場合 キャッチホンの割り込み着信についても、ひかり電話対応機器の設定により電話番号の表示が可能です。なお、表示するには、キャッチホン・ディスプレイ対応機器の電話機が必要です。 フレッツ 光ネクストでご契約の場合 キャッチホン・ディスプレイの機能をご利用になるには、CDマークのついたキャッチホン・ディスプレイ対応の電話機が必要です。 フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 キャッチホンでの割り込み着信の際には「ナンバー・ディスプレイ」による電話番号の表示はできません。 |
| フレッツ 光ネクストでご契約の場合 ■高音質電話 | <ul style="list-style-type: none"> 標準音質の音声電話と同様に、着信時に表示します。 |

ナンバー・リクエストとは

番号非通知の相手には、自動音声で応答します。

- 電話番号を「通知しない」でかけてきた相手に「おそれいりますが、電話番号の前に186をつけてダイヤルするなど、あなたの電話番号を通知しておかけ直してください。」と音声メッセージで応答する機能です。この場合、着信音はなりません。(かけた方には通話料金がかかります。)

★一部の端末では音声メッセージの応答ができず、非課金となる場合があります。(この場合でも着信はしません。)

- ご利用いただくには、ナンバー・ディスプレイのご契約が必要です。

● ナンバー・リクエストの操作手順

- ◆ ご契約時は停止状態です。ご利用いただくためには開始の設定が必要です。

①受話器を上げて **148** をダイヤルしてください。

② 「ナンバー・リクエストの設定を行います。」「サービスの停止は“0”サービスの開始は“1”を押してください。」というガイダンスが流れます。

★ガイダンスを最後まで聞かずに **0**、**1** のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)

| 【開始するとき】 | 【停止するとき】 |
|---|---|
| ③ 1 をダイヤルしてください。 | ③ 0 をダイヤルしてください。 |
| ④ 「サービスを開始します。しばらくお待ちください。」 「サービスを開始しました。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切ってください。 ナンバー・リクエストが開始されます。 | ④ 「サービスを停止します。しばらくお待ちください。」 「サービスを停止しました。」というガイダンスが流れます。ここで電話を切ってください。 ナンバー・リクエストが停止されます。 |

★ナンバー・リクエストでメッセージ応答した場合は着信しません。

★ナンバー・リクエスト契約者が通話中の場合も、ナンバー・リクエストは機能します。

★ナンバー・リクエストの開始・停止の操作には通話料金がかかりません。

★自動車・携帯電話(一部事業者)、国際電話(一部除く)からなどの電話番号を通知できない着信、公衆電話からの着信についてはナンバー・リクエストは機能せず、そのまま着信します。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

| | |
|--------------------|---|
| ■ 追加番号 | ・ 電話番号ごとにナンバー・リクエストのサービス開始/停止を行うことはできません。同一ひかり電話契約の全番号について、同じサービス状態となります。 |
| ■ ボイスワープ | ・ ボイスワープの転送機能を利用中に電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、電話は転送されず、かけた人にはナンバー・リクエストのメッセージで応答します。 |
| ■ 迷惑電話おことわりサービス | ・ 「迷惑電話リスト」に登録されている番号からの呼び出しについては、迷惑電話おことわりメッセージが応答し、電話番号等は表示されません。(着信しません。) |
| ■ キャッチホン | ・ 通話中に後からかかってきた電話(割り込み電話)が電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、キャッチホンは機能せず、ナンバー・リクエストのメッセージで応答します。 |
| ■ FAXお知らせメール | ・ ナンバー・リクエストが優先され、FAXお知らせメールは送信されません。(着信する電話が、電話番号を「通知しない」で、かけている場合) |
| ■ 着信お知らせメール | ・ ナンバー・リクエストが優先され、着信お知らせメールは送信されません。 |
| ■ フレッツ 光ネクストで契約の場合 | ・ 標準音質の音声通話と同様に、受信を拒否します。 ただし、発信がテレビ電話、高音質電話の場合、網側から発側端末に対して「発信ID通知要請」信号を送信し、発側端末が標準音質の音声通話で自動的に再発信したときのみガイダンス応答します。(ガイダンス応答した通話は、発信者に課金されます。)標準音質の音声にて自動的に再発信しない場合、ガイダンス応答しません。 |
| ■ テレビ電話 | |
| ■ 高音質電話 | |

● 「発信者個人情報保護ガイドライン」について

郵政省(現、総務省)は、本サービスにより通知された電話番号が不当に利用されることを防止するため、平成8年11月に「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を制定しました。このガイドラインは、本サービスの事業利用者を対象とし、番号情報の適正利用を促しています。郵政省(現、総務省)は同年11月に関連業界に対しガイドラインの周知を行いました。弊社では、発信電話番号情報を適正にご利用いただくよう、サービスをご利用いただくお客さまに対して、ガイドラインをご理解いただくよう努めるとともに、電話サービス契約約款などに盛り込みました。「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してご利用願います。

発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービス(以下「発信者情報通知サービス」という。)の利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護することを目的とする。

2. 定義

(1) 発信者個人情報

発信者情報通知サービスにより通知される個人に関する情報であって、当該情報に含まれる電話番号、氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。)をいう。

(2) 事業用サービス利用者

発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。

(3) 記録

コンピューター等による自動処理を行うかどうかにかかわらず、通知された発信者個人情報を後に取り出すことができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して折り返し通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

3. 発信者個人情報の記録の制限等

- (1) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報を記録する場合には、記録目的を明確にし、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の記録を行う場合、情報主体に対し、発信者個人情報を記録すること及び記録目的を告げなければならない。ただし、情報主体が既にこれを知っている場合はこの限りではない。
- (3) 事業用サービス利用者は、コンピューター等による自動処理により発信者個人情報の記録を行う電話番号について、誰もが知り得る簡便でわかりやすい方法で周知しなければならない。

4. 発信者個人情報の利用の制限

事業用サービス利用者は、記録目的の範囲を超えて、発信者個人情報を利用してはならない。

5. 発信者個人情報の提供の制限

事業用サービス利用者は、発信者個人情報を外部へ提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、記録目的にかかわらず、当該個人情報を外部へ提供することができる。

- (1) 発信者が外部への提供について同意した場合
- (2) 法令の規定により提供が求められた場合

6. 不当な差別的取扱いの制限

事業用サービス利用者は、発信者情報通知サービスの利用に際し、不当な差別的取扱いを行ってはならない。

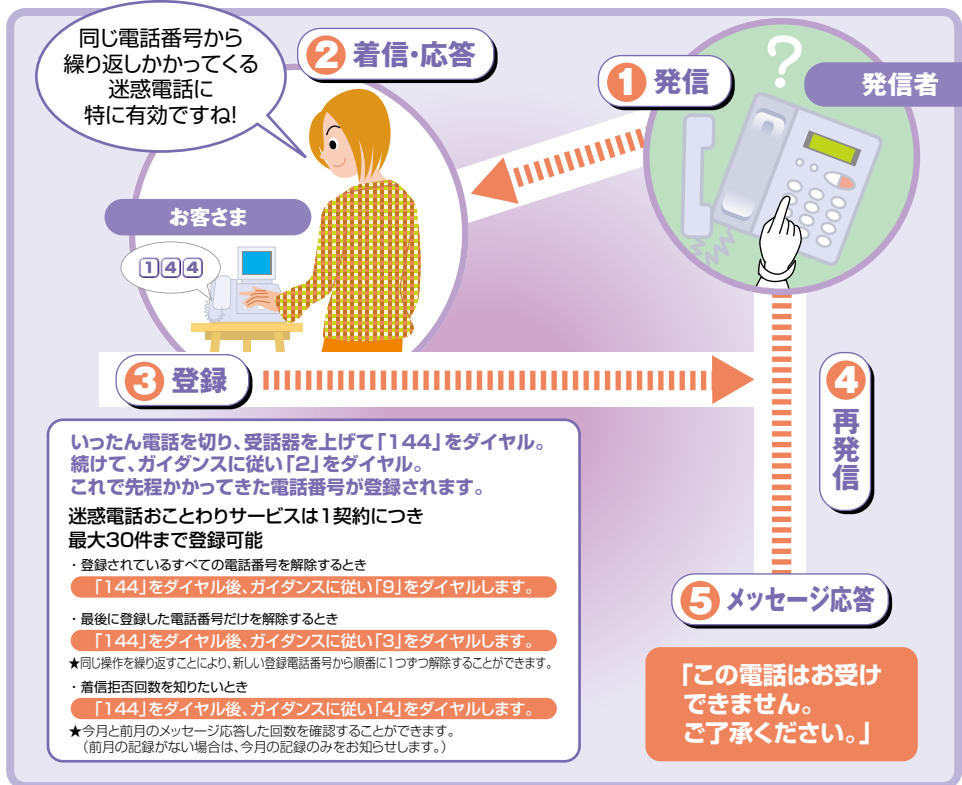
7. 発信者個人情報の適正管理

- (1) 事業用サービス利用者は、記録目的に応じて発信者個人情報の正確性を保つよう努めなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報への不当なアクセス、その紛失、破壊、改ざん、漏洩等に対して適切な保護措置を講じなければならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の処理を外部に委託する場合には、契約等の法律行為に基づき、当該発信者個人情報に関する秘密の保持等に関する事項を明確にし、個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

8. 事業用サービス利用者の発信者個人情報の開示及び訂正・削除

- (1) 事業用サービス利用者は、情報主体から自己に関する発信者個人情報の開示の請求があった場合、本人であることを確認した上でこれに応じなければならない。
- (2) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報に誤りがある、情報主体から訂正・削除を求められた場合、正当な理由なく、その請求を拒んではならない。
- (3) 事業用サービス利用者は、発信者個人情報の誤りを訂正・削除するまでは、その情報を利用してはならない。

迷惑電話おことわりサービス



追加番号をご契約いただいていないお客さま

・「ひかり電話の電話番号ごと」のご契約になります。

追加番号をご契約いただいているお客さま

・「ひかり電話の電話番号ごと」のご契約が「ひかり電話契約ごと(全電話番号共通)」のご契約がいずれか一方をお選びいただけます。

★「ひかり電話契約ごと(全電話番号共通)」のご契約の場合、「迷惑電話リスト」は1つ(全電話番号共通)となり、電話番号ごとに「迷惑電話リスト」を分けることはできません。

★ご契約単位を変更される場合、迷惑電話おことわりサービスの工事費が必要となります。

★ご契約単位を変更される場合、変更前の「迷惑電話リスト」の登録内容・効果(着信拒否回数)を変更後の「迷惑電話リスト」に引き継ぐことはできません。

迷惑電話おことわりサービス

月額利用料金 200円(税込210円) / ひかり電話1契約ごと または 1電話番号ごと 工事費 2,000円(税込2,100円)

★ひかり電話申込時に付加サービスを同時申し込みされると上記、付加サービスの工事費が無料となります。詳しくは販売担当者におたずねください。

お申し込み・サービス内容に係わるお問い合わせ先について



0120-116116

【受付時間】
午前9時～午後9時

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

迷惑電話おことわりサービスとは

- 迷惑電話を受けた直後に、お客さまが電話機からダイヤル操作を行うことにより、以降同じ電話番号から着信があった場合に、お客さまに代わって「この電話はお受けできません。ご了承ください。」と自動的にメッセージで応答するサービスです。

★登録した電話番号からかかってきた場合には、メッセージで応答しますので、着信しません。

★登録した電話番号以外からかかってきた場合には、通常の応答が可能です。

★発信電話番号が非通知の場合でも、登録および着信拒否可能です。*

※発信電話番号を識別できない通話(一部の国際電話等)については登録および着信拒否できません。

登録方法

(迷惑電話を受けた直後にダイヤル操作をしてください)

迷惑電話を受けた後、いったん電話を切ります。続いて次の操作をしてください。

- | | |
|----------|---|
| ① 144 | ① 受話器を上げて、「144」をダイヤルしてください。 |
| ② ガイダンス* | ② 「迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は“2”、最新登録番号の削除は“3”、登録番号一括削除は“9”、効果の確認をする時は“4”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ 2 | ③ ガイダンスに従って「2」をダイヤルしてください。 |
| ④ ガイダンス | ④ 「迷惑電話リストの登録が完了しました。」というガイダンスが流れたら受話器をおいてください。 |
| ⑤ 登録完了 | ⑤ これで登録操作は完了です。 |

★登録しておくことができる電話番号の数は最大30件までです。限度数を超えて登録を行う場合は、「登録件数が30件を超えますので最も古い電話番号を削除します。よろしければ“0”、そうでなければ“0以外”を押してください。」とガイダンスが流れますので、「0」をダイヤルして最も古い電話番号を取り消し、新しい電話番号を登録してください。

★弊社以外の電話会社の回線を経由した通話については、登録できない場合もありますので、登録にあたっては、必ずガイダンスにより登録ができたかどうかを確認してください。なお、登録できないときは、「迷惑電話リストの登録に失敗しました。」というガイダンスが流れます。

※フレッツ 光ネクストでご契約の場合 ガイダンスを最後まで聞かずに“2”のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)

一括解除方法

(登録されているすべての電話番号を解除します。)

- | | |
|----------|---|
| ① 144 | ① 受話器を上げて、「144」をダイヤルしてください。 |
| ② ガイダンス* | ② 「迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は“2”、最新登録番号の削除は“3”、登録番号一括削除は“9”、効果の確認をする時は“4”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ 9 | ③ ガイダンスに従って「9」をダイヤルしてください。 |
| ④ ガイダンス | ④ 「登録電話番号の一括削除が完了しました。」というガイダンスが流れたら受話器をおいてください。 |
| ⑤ 解除完了 | ⑤ これで解除操作は完了です。 |

★この操作を行う場合は登録されている電話番号のすべてが解除されますのでご注意ください。

★解除完了のガイダンスは、必ず確認してください。

★いつでも解除できます。

※フレッツ 光ネクストでご契約の場合 ガイダンスを最後まで聞かずに“9”のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)

最新登録電話番号解除方法

(最も新しい登録電話番号を解除します。)

| | | |
|---|------------|---|
| ① | 144 | ① 受話器を上げて、 144 をダイヤルしてください。 |
| ② | ガイダンス* | ② 「迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は“2”、最新登録番号の削除は“3”、登録番号一括削除は“9”、効果の確認をする時は“4”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ | 3 | ③ ガイダンスに従って 3 をダイヤルしてください。 |
| ④ | ガイダンス | ④ 「最新登録番号の削除が完了しました。」というガイダンスが流れたら受話器をおいてください。 |
| ⑤ | 解除完了 | ⑤ これで解除操作は完了です。 |

★同じ操作を繰り返すことにより、新しい登録電話番号から順番に1つずつ解除することができます。
★解除完了のガイダンスは、必ず確認してください。
★いつでも解除できます。
※ **フレッツ 光ネクスト**でご契約の場合 ガイダンスを最後まで聞かずに“3”のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)

効果(着信拒否回数)の確認方法

(過去2か月における着信拒否回数をお知らせします。)

| | | |
|---|------------|---|
| ① | 144 | ① 受話器を上げて、 144 をダイヤルしてください。 |
| ② | ガイダンス* | ② 「迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は“2”、最新登録番号の削除は“3”、登録番号一括削除は“9”、効果の確認をする時は“4”を押してください。」というガイダンスが流れます。 |
| ③ | 4 | ③ ガイダンスに従って 4 をダイヤルしてください。 |
| ④ | ガイダンス | ④ ・前月の効果測定値がある場合 今月、メッセージ応答した回数は〇〇回です。 前月、メッセージ応答した回数は〇〇回です。 ・前月の効果測定値がない場合 今月、メッセージ応答した回数は〇〇回です。 |
| ⑤ | 確認完了 | ⑤ これで効果の確認は完了です。 |

★回数が99回までは「〇〇回」とガイダンスし、100回以上の場合は「100回以上」とガイダンスします。
※ **フレッツ 光ネクスト**でご契約の場合 ガイダンスを最後まで聞かずに“4”のダイヤル操作を行うことができます。(スキップ機能)

ガイダンスの内容

(操作中には次のガイダンスが流れます。)

| 項目 | ガイダンス | 案内回数 | |
|---------------------|---|------|---|
| 144 ダイヤル後 | 迷惑電話おことわりサービスの設定を行います。迷惑電話リストへの登録は“2”、最新登録番号の削除は“3”、登録番号一括削除は“9”、効果の確認をする時は“4”を押してください。 | 1回 | |
| 2 登録時 | 登録完了確認 | | 迷惑電話リストの登録が完了しました。 |
| | 登録できないとき | | 迷惑電話リストの登録に失敗しました。 |
| | 登録限度数を超えてさらに登録操作を行った場合 | | 登録件数が30件を超えますので最も古い電話番号を削除します。よろしければ“0”、そうでなければ“0以外”を押してください。 |
| 解除時 | 3 最新登録電話番号解除確認 | | 最新登録番号の削除が完了しました。 |
| | 9 一括解除確認 | | 登録電話番号の一括削除が完了しました。 |
| 4 効果確認時 | 効果確認 | | 今月、メッセージ応答した回数は〇〇回です。 前月、メッセージ応答した回数は〇〇回です。 |
| | 効果確認できない場合 | | 効果確認ができませんでした。 |

●登録した相手が電話をかけてきたときには、相手側に次のメッセージが流れます。(2回繰り返した後に切れれます。)

この電話はお受けできません。ご了承ください。

★このとき、お客さまへは着信しません。また、お客さまの電話の発信や着信は通常どおり可能です。

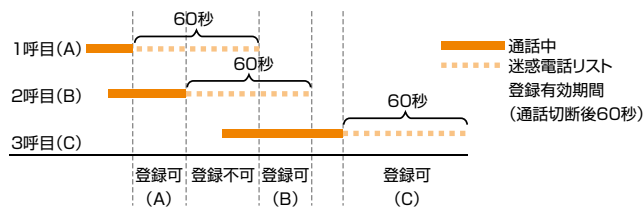
ご利用上の注意事項

- ダイヤル式の電話機からは設定できません。プッシュ(トーン)信号に切り替え可能な電話機については、プッシュ(トーン)信号に切り替えてご利用ください。
- 相手側の交換機の種類等によっては、登録できない場合があります。
- 登録した相手の電話番号はわかりません。
- 本サービスは、迷惑電話を防止したい旨のお申し出があったお客さまにご提供いたします。
- 弊社以外の電話会社の回線を經由した通話については、本サービスをご利用できない場合があります。
- メッセージによる応答時には、発信者に通常の通話料がかかります。
- 弊社は、本サービスのメッセージ応答に伴い発生する損害等については、責任を負いません。
- 一部を除く国際通話など電話番号を通知できない通話については拒否登録できません。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

■複数チャンネル

- ・複数同時に通話している場合、「迷惑電話リスト」に登録される電話番号は、最後に切断した相手先の電話番号となります。
- ・「迷惑電話リスト」への登録は、通話切断後60秒以内となります。
- ・同時に複数の着信があった場合など、どちらの通話も登録できない期間が発生します。



★(A)と(B)が同じ電話番号からの着信の場合、登録不可となる期間は発生しません。

- ・登録できない期間に登録しようとすると、「相手の電話番号が確認できないので、登録できません。」というガイダンスが流れます。

■追加番号

- ・「ひかり電話の電話番号ごと」のご契約か「ひかり電話契約ごと(全電話番号共通)」のご契約かいずれか一方をお選びいただけます。

★「ひかり電話契約ごと(全電話番号共通)」のご契約の場合、「迷惑電話リスト」は1つ(全電話番号共通)となり、電話番号ごとに「迷惑電話リスト」を分けることはできません。

★ご契約単位を変更される場合、迷惑電話おこわりサービスの工事費が必要となります。

★ご契約単位を変更される場合、変更前の「迷惑電話リスト」の登録内容・効果(着信拒否回数)を引き継ぐことはできません。

★追加番号のご契約がないお客さま(電話番号が1つのお客さま)は、電話番号ごとのご契約となります。

| 契約単位 | ひかり電話の電話番号ごと | ひかり電話契約ごと(フレッツアクセスラインサービスごと) |
|--------|---|------------------------------|
| | 迷惑電話リスト数 | 1つ/電話番号 |
| 登録番号数 | 30番号/リスト | |
| 適用範囲 | 迷惑電話おこわりサービスをご契約いただいている電話番号に対する着信拒否となります。 | ひかり電話の全電話番号に対する着信拒否となります。 |
| 月額利用料金 | 200円(税込210円)/電話番号 | 200円(税込210円)/ひかり電話契約 |

- ・「ひかり電話の電話番号ごと」のご契約の場合、登録操作をする電話機の発信電話番号が、迷惑電話おこわりサービスをご契約いただいている電話番号(追加番号)と同一である必要があります。発信電話番号の設定はひかり電話対応機器で行いますので、ひかり電話対応機器の各ポートの発信電話番号設定において、本サービスを契約していない電話番号を選択されている場合は、当該ポートに接続した電話機から着信拒否登録できません。

■ナンバーディスプレイ

- ・「迷惑電話リスト」に登録されている番号からの呼び出しについては、迷惑電話おこわりメッセージが応答し、電話番号等は表示されません。(着信しません。)

■ナンバーリクエスト

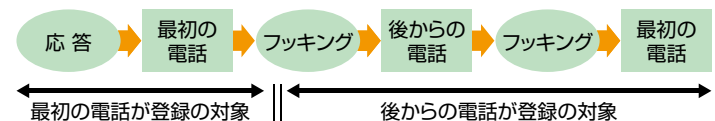
- ・「迷惑電話リスト」に登録されている番号からの呼び出しについては、迷惑電話おこわりメッセージが応答し、ナンバーリクエストガイダンスは送出されません。(着信しません。)

■ボイスワープ

- ・「迷惑電話リスト」に登録されている番号からの呼び出しについては、迷惑電話おこわりメッセージが応答し、転送されません。(着信しません。)

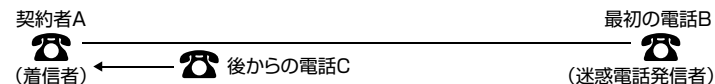
■キャッチホン

- ・登録対象となる電話を間違えないよう下記の事項にご注意願います。
- ・通話中に後からかかってきた電話に応答した場合は、それ以降、**切り替えた後からの電話が登録の対象となります。**



留意事項 後からかかってきた電話とお話が済んで、最初の電話の方とお話しても、登録の対象となる電話は後からかかってきた電話となりますのでご注意ください。

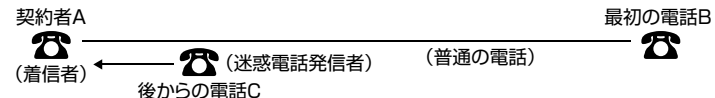
(迷惑電話に應對中に、他から電話がかかってきた場合)



- ・A(契約者)がB(迷惑電話発信者)からの電話対応中にキャッチホンの割込音が入った場合、キャッチホンの切り替え操作をせずに電話を切り、呼び出し音が鳴らなくなってから、登録操作を行ってください。

留意事項 なお、キャッチホンで切り替えてしまうと、切り替えたCの電話が登録の対象となってしまうので、ご注意ください。

(お話し中に他からかかってきた電話に應答したところ、それが迷惑電話だった場合)



- ・A(契約者)がB(普通の電話)と通話中にキャッチホンで切り替えた電話がC(迷惑電話発信者)からの電話であった場合、最初の方のお話が済んだ後に、いったん受話器をおろして登録操作を行ってください。

■FAXお知らせメール

- ・迷惑電話おこわりサービスが優先され、FAXお知らせメールは送信されません。(着信する電話が「迷惑電話リスト」に登録している電話の場合)
- ・FAXお知らせメールで応答した電話については「迷惑電話リスト」に登録することができません。

■着信お知らせメール

- ・迷惑電話おこわりサービスが優先され、着信お知らせメールは送信されません。

■フレッツ 光ネクストで契約の場合

■テレビ電話 ■高音質電話

- ・「迷惑電話リスト」への登録は、標準品質の音声通話と同様に、迷惑電話を受けた直後に登録操作を行うことにより、同じ電話番号からの着信を拒否します。
- ・ただし、テレビ電話、高音質電話発信の場合、着信拒否ガイダンスは、端末によっては、聞くことができないことがあります。

加入電話の「迷惑電話おことわりサービス」との主な違い

加入電話の付加サービス「迷惑電話おことわりサービス」とは以下のとおり、一部サービス内容が異なります。

| | 内 容 | 加入電話 | ひかり電話 |
|---|-------------------|---|--|
| 1 | 最大登録数による プラン分け | あり (6件と30件のプラン) | なし (30件のプランのみ) |
| 2 | 登録した相手への メッセージ | こちらは△△-△△△△の △△△△です。この電話は お受けできません。ご了承ください。 | この電話はお受けできません。 ご了承ください。 |
| 3 | 登録、解除の ダイヤル方法 | 「144●」●の部分登録は「2」 全解除「9」最新解除「3」 ★連続ダイヤル可 | 「144」ダイヤル後ガイダンスに したがい次の番号をダイヤル ★連続ダイヤル不可 |

★詳しくは販売担当者におたずねください。

MEMO

電話中の大切な連絡もしっかりキャッチ

キャッチホン

ひかり電話A(エース)に含まれるサービスです。

キャッチホン

「キャッチホン」で、通話中の電話も逃さない!!

長電話もゆっくり楽しみ会話も弾む!



キャッチホン
なら

長電話で怒られることも
なくなりました!

ちよと
まって

はい

いつでも電話が
つながるから
イライラしません!

ひかり電話契約ごとのご契約となります

フレッツ光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 複数チャンネル・テレビ電話との重畳契約はできません

キャッチホン

月額利用料金 **300**円(税込**315**円) / ひかり電話1契約ごと 工事費 **2,000**円(税込**2,100**円)

★ひかり電話申込時に付加サービスを同時申し込みされると上記、付加サービスの工事費が無料となります。詳しくは販売担当者におたずねください。

お申し込み・サービス内容に係わる
お問い合わせ先について



0120-116116 [受付時間]
午前9時~午後9時

携帯PHS OK

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

ご利用方法 サイン(割込音)を受けてポン!
フックスイッチの押し方がポイントです。

1 通話中に、他から電話がかかってくる

あなたの受話器から「ツ〜、ププッ、ププッ」というサイン(割込音)が聞こえます。
(かけてきた方には、普通の呼び出し音が聞こえます。)

2 通話中に他からかかってきた電話に応答したいとき



または



- ①「いま、よそから電話がかかってきたので、そのままお待ちください。」と告げて、
 - ②フックスイッチ(受話器をおくところ)は下までポン、フックボタンは軽くポンと押してください。
(フックボタンを「フラッシュ」「@」等と表示している電話機もあります。)
 - ③かかってきた方とお話ができます。
(お待ちいただいている方には保留音が聞こえます。)
 - ④後からかかってきた方のお話が終わったら、フックスイッチまたはフックボタンをもう一度ポンと押してください。
 - ⑤最初の方とお話ができます。
- (注)一方の方に待っていただいている間は、その通話は、電話をかけた方に通話料がかかります。

3 通話中の通話を終了し、他からかかってきた電話に応答したいとき



- ①前の通話を切るために受話器をおきますと、すぐにあなたの電話のベルが鳴ります。
 - ②受話器をとると、かかってきた方とお話ができます。
- (注) 電話のベルを確認せずフックスイッチまたはフックボタンで通話相手を切り替えますと、キャッチホン機能が動作し最初にお話した相手の方が受話器をおくまで、最初の通話が保留され通話料がかかります。

4 次のようなときは、他から電話がかかっても割込音が入らないことがあります



- ①発信音が聞こえているとき。
- ②ダイヤル中のとき。
- ③相手の方のダイヤルを回し終わって、呼び出し音が鳴っているとき。
- ④115/116/117/177/184/186以外の1XY特番(110番や119番等)に発信しているとき。

ご利用上の注意事項

- お待ちいただいている間の通話料は、
■あなたからかけた電話のときは、あなたに通話料がかかります。
■先方からかかってきた電話のときは、その方に通話料がかかります。
- フックスイッチまたはフックボタンを長く押しますと、電話が切れてしまうことがあります。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

- **ナンバーディスプレイ**
 - ・ **フレッツ 光ネクストでご契約の場合** ナンバーディスプレイをご利用の場合は、通話中の着信についても、ひかり電話対応機器の設定により電話番号の表示が可能です。なお、表示するには、キャッチホン・ディスプレイ対応機器の電話機が必要です。
 - ・ **フレッツ 光ネクストでご契約の場合** キャッチホン・ディスプレイの機能をご利用になるには、**CD** マークのついたキャッチホン・ディスプレイ対応の電話機が必要です。
 - ・ **フレッツ 光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合** ナンバーディスプレイをご利用の場合は、通話中の着信に対する電話番号は表示されません。

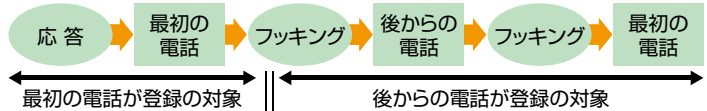
- **ナンバーリクエスト**
 - ・ 通話中に後からかかってきた電話(割り込み電話)が電話番号を「通知しない」でかかってきた場合、キャッチホンは機能せず、ナンバーリクエストのメッセージで応答します。

- **ボイスワープ**

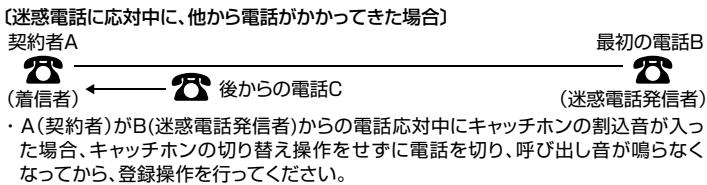
ボイスワープをご利用の場合は、以下のとおりとなります。

 - ・ 無条件転送設定時
キャッチホンは作動しません。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。
1コール目：転送先へ転送中 2コール目：発信者に話中音を返します。
 - ・ 無応答時転送設定時
設定された呼び出し秒数以内にフッキング操作を行えば割込可能です。
ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。
1コール目：通話中 2コール目：割込音が入ります。
 - ・ 話中時転送設定時
キャッチホンは作動しません。ボイスワープ契約回線の動作は以下のとおりです。
1コール目：通話中 2コール目：転送先へ転送します。

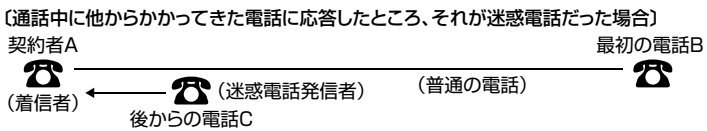
- **迷惑電話おことわりサービス**
 - ・ 登録対象となる電話を間違えないよう下記の事項にご注意願います。
 - ・ 通話中に後からかかってきた電話に応答した場合は、それ以降、**切り替えた後からの電話が登録の対象となります。**



留意事項 後からかかってきた電話とお話が済んで、最初の電話の方とお話しても、登録の対象となる電話は後からかかってきた電話となりますのでご注意ください。



留意事項 なお、キャッチホンで切り替えてしまうと、切り替えたCの電話が登録の対象となってしまいますので、ご注意ください。



| | |
|--|--|
| フレッツ 光ネクストでご契約の場合 ■複数チャンネル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2チャンネルとも通話中のとき割り込み動作します。 |
| フレッツ 光ネクストでご契約の場合 ■追加番号 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通話中の電話番号に着信があった場合に、割込音動作が行われます。 |
| ■FAXお知らせメール | <ul style="list-style-type: none"> ・ FAXお知らせメールの通話中(開始中)はキャッチホンは動作しません。 |
| フレッツ 光ネクストでご契約の場合 ■テレビ電話 ■高音質電話 | <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての契約チャンネルが話中時にテレビ電話、高音質電話で着信があった場合には、発信側端末へ標準音質の音声での自動接続を促します。発信側端末が自動的に標準音質の音声での再接続を行った場合には、着側へ着信表示音を通知します。 |

MEMO

外出先でも着信を確認したい

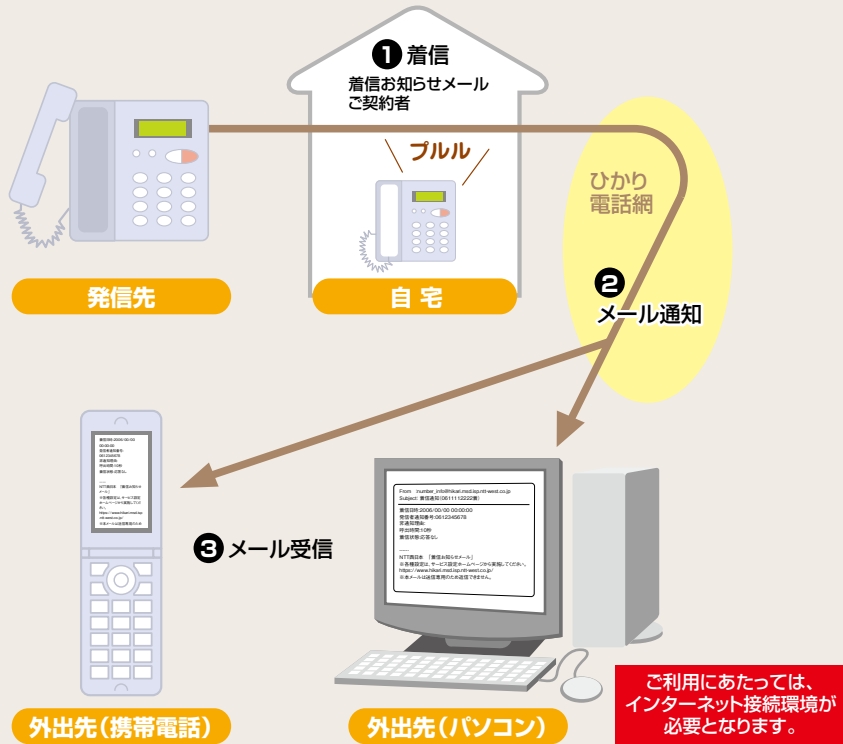
着信お知らせメール

ひかり電話A(エース)に含まれるサービスです。

★ダイヤル式の電話機からは設定できません。プッシュ(トーン)信号に切り替え可能な電話機については、プッシュ(トーン)信号に切り替えてご利用ください。プッシュ(トーン)信号に切り替える方法は本ガイドP.1「ひかり電話の「教えて」にお答えします。」をご覧ください。

着信お知らせメール

外出中に自宅や会社に着信があった場合、あらかじめ登録したメールアドレスに着信があったことをお知らせするメールが届きます。



電話番号ごとのご契約になります

着信お知らせメール

月額利用料金 **100**円(税込**105**円) / 1電話番号ごと 工事費 **2,000**円(税込**2,100**円)

★ひかり電話申込時に付加サービスを同時申し込みされると上記、付加サービスの工事費が無料となります。詳しくは販売担当者におたずねください。

お申し込み・サービス内容に係わるお問い合わせ先について



0120-116116

【受付時間】
午前9時～午後9時

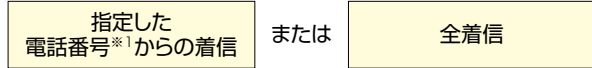
※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

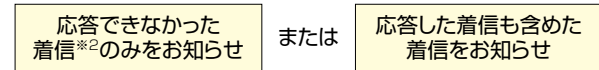
着信お知らせメールとは

- 外出中に自宅や会社に着信があったら、あらかじめ登録したパソコンや携帯電話のメール(最大5か所)へお知らせをします。
- 「着信お知らせメール」の送信条件を設定できます。

まず、「あらかじめ指定した電話番号^{※1}からの着信をお知らせする」か「すべての着信をお知らせする」を選択します。



次に、「応答できなかった着信^{※2}のみをお知らせする」か「応答した着信も含めた着信をお知らせする」を選択します。



※1 登録できる通信相手先の電話番号は最大30電話番号です。指定した電話番号からの着信であっても、番号非通知の場合は、「着信お知らせメール」は送信されません。

※2 不在時の呼びきり、転送など。

ご利用上の注意事項

- メールを受信制限をされている場合は受信できません。受信拒否設定を解除するか、もしくは
パターンAのお客さま「hikari.ntt-west.net」 **パターンBのお客さま**「hikari.msd.isp.ntt-west.co.jp」
 を受信指定ドメインとして設定してください。設定パターンについては、次ページの「設定パターンをご確認ください」をご覧ください。
- アクセス回線「フレッツ・光マイタウン ファミリーライトタイプ」をご利用のお客さまにおいては、ISP接続機能未提供(インターネットへのアクセスが不可)のため、本回線から一部ご利用いただけない機能(サービス設定ホームページへの接続)があります。インターネットへのアクセスが可能なアクセス回線等からご利用いただく必要があります。
- お知らせメールへの返信はできません。
- 送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知されるおそれがあります。メールアドレス登録の際、必ず「**テストメール送信**」を行ってください。
- 送信先メールアドレスの登録誤りやメールサーバの不具合等により、お知らせメールが送信されない場合や届くまでにしばらく時間がかかる場合があります。
- 通知メールを受信する際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。
- パソコン等からサービスの設定を行うためには、インターネット接続環境が必要となります。
- 着信お知らせメールとFAXお知らせメールを重畳契約した場合、1つの着信に対して、2通のメール(着信お知らせメールとFAXお知らせメール)が送信されます。(着信お知らせメールであらかじめ指定した番号のみ、応答できなかった着信のみの設定をしている場合を除きます。)

はじめに!

設定パターンをご確認ください

フレッツ 光ネクストでご契約の場合 フレッツ 光ネクストをご契約のお客さまは、**A**で各種設定を行ってください。

お客さまによって、着信お知らせメールの各種設定パターンが異なります。ご利用前に、お客さまに該当する設定パターンをご確認いただき、正しい操作方法でご利用ください。

契約している回線から **06-6480-6430(有料)** をダイヤル。

★電話番号の認証を行うため、本サービスを契約している電話番号からダイヤルしてください。

このガイダンスで ご確認ください!

ガイダンス

「仮パスワードの設定を行います。仮パスワードを設定する単位を選択します。回線単位に設定する場合は1、電話番号単位に設定する場合は2を入力してください。」

「お客さまのおかけになった電話番号は現在使われていないか、もしくは市外局番からおかけになる必要があります。番号をお確かめになってもう一度おかけ直してください。」

パターン **A**

上記のガイダンスが流れるお客さまは、設定パターンAの「ご利用方法」(P.96~P.107)をご覧ください。

パターン **B**

上記のガイダンスが流れるお客さまは、設定パターンBの「ご利用方法」(P.109~P.116)をご覧ください。

お客さまの設定パターンは _____ です。

ご確認ください。設定パターンをお客さまにてご記入ください。

フレッツ 光ネクストでご契約の場合 フレッツ 光ネクストをご契約のお客さまは、**A**で各種設定を行ってください。

はじめに!

お客さまによって、着信お知らせメールの各種設定パターンが異なります。「設定パターンをご確認ください」(P.95)よりお客さまに該当する設定パターンをご確認いただき、正しい操作方法でご利用ください。

パターン **A** ご利用方法

ひかり電話設定サイトについて

■ひかり電話設定サイトとは

ひかり電話設定サイトとは、パソコンなどからひかり電話/ひかり電話オフィスタイプの付加サービスである「着信お知らせメール」/「FAXお知らせメール」の各種設定や、「FAXお知らせメール」で受信したFAXの確認などができるサイトです。

■ログイン時の認証単位

ひかり電話設定サイトへ接続(ログイン)する時の認証方法には、「回線単位」で認証する方法と、「電話番号単位」で認証する方法があります。お客さまのご利用方法により、どちらかの認証方法をお選びいただけます。

| | |
|--------|--|
| 回線単位 | ご利用の回線で契約しているすべての「着信お知らせメール」/「FAXお知らせメール」の設定が可能です。 |
| 電話番号単位 | 該当の電話番号で契約している「着信お知らせメール」/「FAXお知らせメール」の設定が可能です。 |

<ご利用例>

契約番号：06-0000-1111...「着信お知らせメール」を契約
追加番号：06-0000-2222...「着信お知らせメール」と「FAXお知らせメール」を契約

回線単位で認証する場合

⇒06-0000-1111の「着信お知らせメール」および、06-0000-2222の「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」の設定が可能です。

電話番号単位で認証する場合

⇒06-0000-1111でログインした時は、06-0000-1111の「着信お知らせメール」の設定が可能です。
⇒06-0000-2222でログインした時は、06-0000-2222の「着信お知らせメール」と「FAXお知らせメール」の設定が可能です。

■ご利用手順

はじめにご利用になる場合は、仮パスワード設定を行ってから、ひかり電話設定サイトにログインしてください。2回目以降ご利用になる場合は、直接ひかり電話設定サイトにログインしてください。
※パスワードが無効になった場合、パスワードがわからなくなった場合には仮パスワードの設定を行う必要があります。

仮パスワード設定番号

06-6480-6430(有料)

●仮パスワード設定番号にダイヤルする時は、契約電話番号の認証を行うため、**契約している回線からダイヤルしてください**。それ以外の電話番号(携帯電話等)からダイヤルした場合は接続できません。また、仮パスワードの設定にはプッシュ信号送出機能付電話機が必要です。

●仮パスワード設定番号への通話料は有料(税込8.4円/3分)です。

サービス設定ホームページ

<https://www.hikari.ntt-west.net>

●ご利用の端末、ブラウザ等の条件により、正しく表示されない場合があります。

推奨OS：Windows®2000(日本語版)、Windows®XP(日本語版)
推奨ブラウザ：Internet Explorer®6.0.x

■パスワード

パスワードの有効期限は60日間です。60日間、パスワードの変更がなかった場合、ログイン時に新しくパスワードを設定する必要があります。なお、変更前と同様のパスワードは新しいパスワードとして設定できません。

1. 仮パスワードの設定

ここでは、ひかり電話設定サイト(<https://www.hikari.ntt-west.net>)に接続するために必要な仮パスワードの設定手順について説明します。仮パスワード設定番号へダイヤルする前に、あらかじめ仮パスワードを設定する認証単位を選択してください。(パスワードの認証単位についてはP.96を参照ください)

回線単位に設定する場合

1 契約回線から、仮パスワード設定番号06-6480-6430 (有料)へダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードの設定を行います。仮パスワードを設定する単位を選択します。回線単位に設定する場合は1、電話番号単位に設定する場合は2を入力してください。」

2 「1」をダイヤル

ガイダンス 「●●●番の仮パスワードの設定を行います。設定したい仮パスワードを入力してください。」

3 「仮パスワード」をダイヤル

注意 仮パスワードは、
8桁の数字を設定してください。

★無効な仮パスワードを入力した場合は、次のガイダンスが流れます。「入力された番号が正しくありません。もう一度押ししてください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

ガイダンス 「確認のためにもう一度仮パスワードを入力してください。」

4 「仮パスワード」をダイヤル

ガイダンス 「●●●番の仮パスワードの設定が完了しました。ご利用ありがとうございました。」

5 これで仮パスワードの設定は完了です。

★仮パスワードの有効期間は24時間です。設定後24時間以上経過すると無効となりますので、再度、同様の手順で仮パスワードを設定してください。

電話番号単位に設定する場合

1 契約回線から、仮パスワード設定番号06-6480-6430 (有料)へダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードの設定を行います。仮パスワードを設定する単位を選択します。回線単位に設定する場合は1、電話番号単位に設定する場合は2を入力してください。」

2 「2」をダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードを設定する電話番号を市外局番から入力し、最後に#を押してください。」

3 「本サービスを契約している電話番号」+「#」をダイヤル

★本サービスを契約している電話番号以外をダイヤルした場合は次のガイダンスが流れます。「入力された番号が正しくありません。もう一度押ししてください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

ガイダンス 「●●●番の仮パスワードの設定を行います。設定したい仮パスワードを入力してください。」

4 「仮パスワード」をダイヤル

注意 仮パスワードは、
8桁の数字を設定してください。

★無効な仮パスワードを入力した場合は、次のガイダンスが流れます。「入力された番号が正しくありません。もう一度押ししてください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

ガイダンス 「確認のためにもう一度仮パスワードを入力してください。」

5 「仮パスワード」をダイヤル

ガイダンス 「●●●番の仮パスワードの設定が完了しました。ご利用ありがとうございました。」

6 これで仮パスワードの設定は完了です。

★仮パスワードの有効期間は24時間です。設定後24時間以上経過すると無効となりますので、再度、同様の手順で仮パスワードを設定してください。

2. サービス設定ホームページへ接続

ここでは、パソコン等からサービス設定ホームページへ接続する手順について説明します。
(はじめて接続する場合は、前頁で設定した仮パスワードを利用して接続します)

- 1 パソコン、携帯電話等から
「<https://www.hikari.ntt-west.net>」に接続します。

★ご利用の端末、ブラウザ等の条件により、正しく画面が表示されない場合があります。

- 2 「ログイン」をクリックします。



- 3 「電話番号」「パスワード」を入力します。

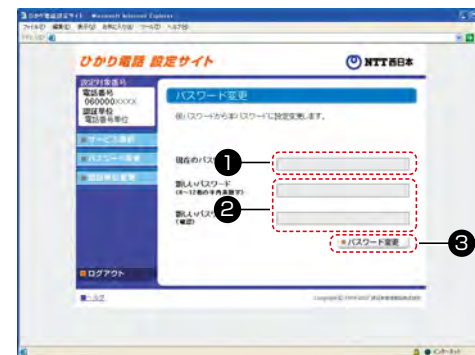
- ① 「本サービスを契約している電話番号(ハイフンなし)」を半角で入力します。
- ② 「パスワード(はじめて接続する場合は仮パスワード)」を半角で入力します。
- ③ 「ログイン」をクリックします。



- ★仮パスワードでログインする際には、3回連続で間違えると、仮パスワードが無効となります。
- ★パスワードの入力を10回連続して間違えると、パスワードが無効となります。
- ★仮パスワード設定後24時間以上経過した場合は、仮パスワードが無効となります。
- ★パスワード、仮パスワードが無効となった場合、または忘れてしまった場合等には、再度、P.97の手順にそって仮パスワードを設定してください。

- 4 仮パスワードで接続した場合またはパスワードの有効期限が切れた場合は、パスワードの変更が必要です。

- ① 現在のパスワードを入力する欄に、仮パスワードの場合は「仮パスワード」、有効期限切れの場合は現在ご利用中の「パスワード」を入力します。
- ② 新しいパスワードを入力する欄に、今後接続する時に使用する「パスワード(8~12桁の半角英数字)」を2回入力します。
- ③ 「パスワード変更」をクリックします。



★現在のパスワードと同一のパスワードを新しいパスワードに設定することはできません。

- ★ご利用の端末・ブラウザなどの条件によりサービス設定ホームページの画面が正しく表示されない場合があります。
(推奨動作環境 OS : Windows®2000(日本語版)、Windows®XP(日本語版)、ブラウザ : Internet Explorer®6.0.x)
- ★サービス設定ホームページへの接続は、SSLによって暗号化されています。
- ★サービス設定ホームページは、フレッツフォン、携帯電話等からも接続、設定が可能です。
- ★サービス設定ホームページへアクセスする際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。
- ★新しいパスワードは、8桁~12桁の英数字で設定してください。ただし、数字のみの設定はできません。また、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくい値を設定し、定期的に変更するようにしてください。
- ★パスワードの有効期限は60日間です。60日間、パスワードの変更がなかった場合、ログイン時に新しくパスワードを設定する必要があります。なお、変更前と同様のパスワードは新しいパスワードとして設定できません。
- ★パスワード、仮パスワードが無効となった場合、または忘れてしまった場合等には、再度、P.97の手順にそって仮パスワードを設定してください。
- ★パスワードの入力を連続10回誤ると、パスワードは使用できなくなります。仮パスワードの設定からやり直してください。
- ★ログイン状態で、認証単位が「電話番号単位」で30分間何も操作しなかった場合、または、「回線単位」で10分間何もしなかった場合、自動的にログアウトされます。設定作業を続ける場合には、再度ログインする必要があります。

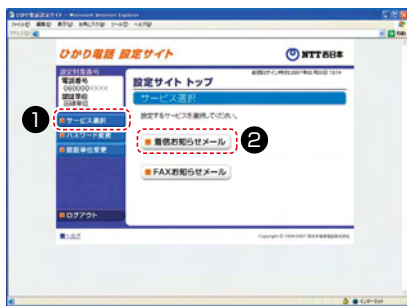
3.着信お知らせメールの設定

ここでは、着信お知らせメールの設定方法について説明します。着信お知らせメールでは次の設定が可能です。

- サービス開始/停止……………サービスの開始または停止の設定を行います。
- 送信先メールアドレス設定……………着信お知らせメールを送信するメールアドレスを設定します。
- メール送信条件設定……………着信お知らせメールの送信条件を設定します。
- お知らせ対象電話番号設定……………着信お知らせメールの送信対象とする発信元電話番号を設定します。

着信お知らせメールサービスを選択

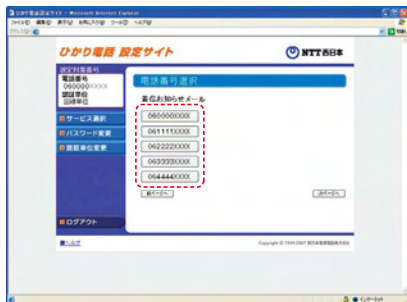
- 1 ①「サービス選択」をクリックします。
- ②「着信お知らせメール」をクリックします。



認証単位が回線単位、かつ同一回線内で複数契約されている場合には以下の操作が必要です。

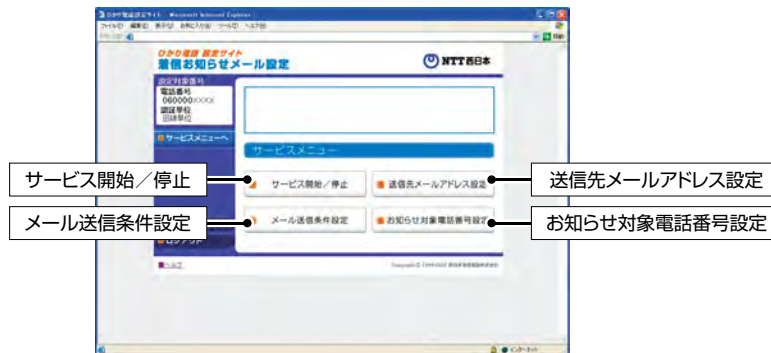
- 2 設定する電話番号をクリックします。

★認証単位が番号単位の場合には必要ありません。



サービスメニュー

設定する項目をクリックします。



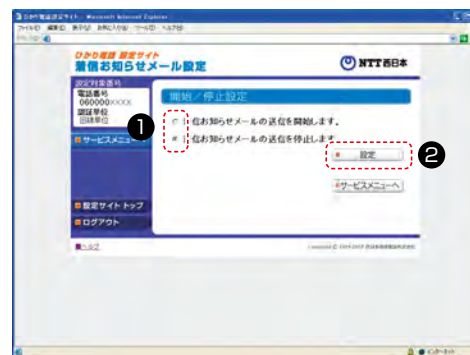
開始/停止設定

サービスの開始または停止の設定を行います。

- ①「開始」または「停止」を選択します。
- ②「設定」ボタンをクリックします。

★本サービスを「開始」するには、あらかじめ「送信先メールアドレス設定」が必要です。

★「送信先メールアドレス設定」を行っていない場合、サービスの「開始」をしてもエラーが表示されます。



送信先メールアドレス設定

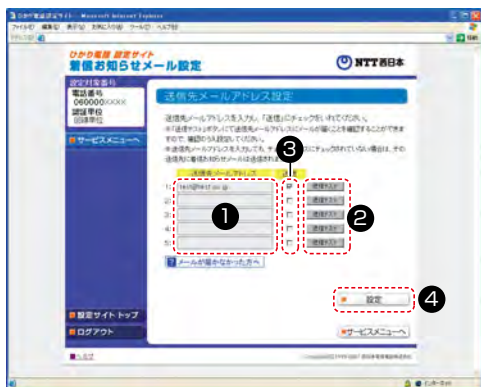
1 着信お知らせメールの送信先メールアドレスを設定します。
送信先は5カ所まで設定可能です。

- 1 着信お知らせメールの送信先メールアドレスを入力します。
- 2 「送信テスト」ボタンをクリックし、正しくメールが届くことを確認します。
- 3 着信お知らせメールを送信したいメールアドレスの「送信」欄にチェックを入れます。

★メールアドレス登録の際、必ず「テストメール送信」を行ってください。

★送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知されるおそれがあります。

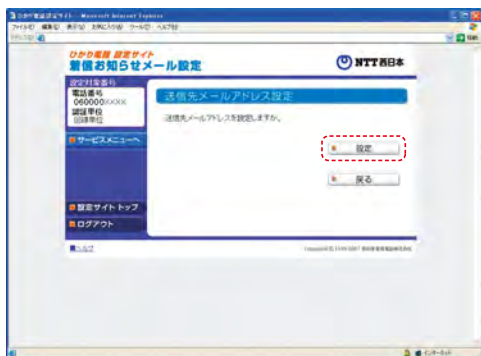
- 4 「設定」ボタンをクリックします。



★送信先メールアドレスとして設定できる文字は以下のとおりです。
[0~9][a~z][A~Z][-@_!\$%*+/?^#]

★メールの受信制限をされている場合は受信できません。
受信拒否設定を解除する、もしくは[hikari.ntt-west.net]を受信指定ドメインとして設定してください。

2 「設定」ボタンをクリックします。



メール送信条件設定

着信お知らせメールの送信条件を設定します。(P.94 参照)

- 1 条件を設定する場合は、設定する条件のチェックボックスにチェックを入れます。
- 2 「設定」ボタンをクリックします。

★本設定は必須ではありません



★初期設定では、チェックボックスにチェックは入っていません。

お知らせ対象電話番号設定

(メール送信条件設定で「お知らせ対象電話番号からの着信のみお知らせする」を指定した場合に本設定が必要です。)

着信お知らせメールの送信対象とする発信元電話番号を設定します。
電話番号は30件まで設定可能です。

- 1 発信元電話番号を指定して着信お知らせメールを送信する場合は、「電話番号」欄に指定する電話番号(ハイフンなし)を入力します。
- 2 「指定」欄にチェックを入れます。
- 3 「設定」ボタンをクリックします。



★設定した番号からの着信であっても、発信元が発信者番号を非通知にて電話をかけてきた場合には、着信お知らせメールは送信されません。

★メールの受信制限をされている場合は受信できません。受信拒否設定を解除する、もしくは[hikari.ntt-west.net]を受信指定ドメインとして設定してください。

★送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知されるおそれがあります。メールアドレス登録の際、必ず「テストメール送信」を行ってください。

★送信先メールアドレスの登録誤りやメールサーバの不具合等により、お知らせメールが送信されない場合や届くまでにしばらく時間がかかる場合があります。

★通知メールを受信する際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。

■着信があったことをお知らせするメールのイメージは以下のとおりです。

着信日時:2009/00/00 00:00:00
 発信電話番号:0612345678
 非通知理由:
 呼出時間:30秒
 着信状態:応答なし

 NTT西日本 「着信お知らせメール」
 ※各種設定は、ひかり電話設定サイトから行ってください。
<https://www.hikari.ntt-west.net/>
 ※本メールは送信専用のため返信できません。

パソコンイメージ

★非通知理由:非通知での着信の場合、以下のいずれかが表示されます。
 「非通知」「公衆」「表示圏外」

★着信状態:着信状態は以下のいずれかが表示されます。
 「通話」「応答なし」「転送」

着信日時:2009/00/00
 00:00:00
 発信電話番号:0612345678
 非通知理由:
 呼出時間:30秒
 着信状態:応答なし

 NTT西日本 「着信お知らせメール」
 ※各種設定は、ひかり電話設定サイトから行ってください。
<https://www.hikari.ntt-west.net/>
 ※本メールは送信専用のため返信できません。

携帯電話イメージ

4.その他設定

ここでは、その他の設定手順について説明します。

- パスワード変更 接続する時のパスワードを変更します。
- 認証単位変更 認証単位(回線単位⇄電話番号単位)を変更します。

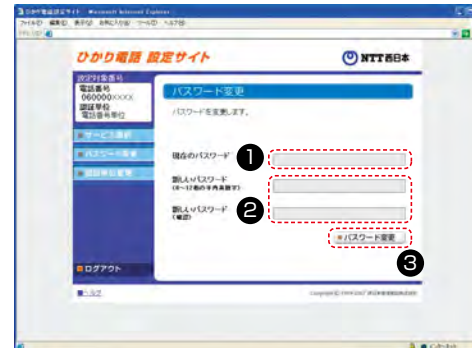
設定サイトトップ画面

設定する項目をクリックします。



パスワード変更

- ① 現在のパスワードを入力する欄に、「パスワード」を入力します。
- ② 新しいパスワードを入力する欄2か所に、今後接続する時に使用する「パスワード(8~12桁の半角英数字)」を入力します。
- ③ 「パスワード変更」をクリックします。



はじめに!

お客さまによって、着信お知らせメールの各種設定パターンが異なります。
「設定パターンをご確認ください」(P.95)よりお客さまに該当する設定パターンをご確認いただき、正しい操作方法でご利用ください。

ご利用方法

仮パスワード設定番号・サービス設定ホームページについて

仮パスワード設定番号

072-242-7142(有料)

- 仮パスワード設定番号にダイヤルする時は、契約電話番号の認証を行うため、**本サービスを契約している電話番号(もしくは認証用番号)からダイヤルしてください。**それ以外の電話番号(携帯電話等)からダイヤルした場合は接続できません。また、仮パスワードの設定にはプッシュ信号送出機能付電話機が必要です。
- 追加番号をご契約いただいている場合は、ひかり電話対応機器の各ポートに設定してある「発信電話番号」でダイヤルされますので、本サービスを契約している電話番号と同じ電話番号を「発信電話番号」に設定する必要があります。
- 仮パスワード設定番号への通話料は有料(税込8.4円/3分)です。

サービス設定ホームページ

<https://www.hikari.msdlisp.ntt-west.co.jp>

- ご利用の端末、ブラウザ等の条件により、正しく表示されない場合があります。

推奨OS : Windows®2000(日本語版)、Windows®XP(日本語版)
推奨ブラウザ : InternetExplorer®6.0.x

1. 仮パスワードの設定

「着信お知らせメール」は、パソコン等からサービス設定ホームページ(<https://www.hikari.msdlisp.ntt-west.co.jp>)へ接続し、サービスの設定を行うことで、ご利用いただけます。ここでは、サービス設定ホームページへ接続するために必要な仮パスワードの設定手順について説明します。

1 本サービスを契約している電話番号*から、 仮パスワード設定番号072-242-7142(有料)へダイヤル

*追加番号契約がある場合、あらかじめ認証用番号としてお申し出いただいた電話番号からのダイヤルも可能です。

★電話番号の認証を行うため、本サービスを契約している電話番号から仮パスワード設定番号にダイヤルしてください。

ガイダンス 「着信お知らせメールもしくはFAXお知らせメールの設定を行います。
着信お知らせメールの仮パスワードを設定するには数字の0を、
FAXお知らせメールの仮パスワードを設定するには数字の1を押して、最後に#を押してください。」

2 「0」+「#」をダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードを設定する契約電話番号を市外局番から入力し、最後に#を押してください。」

3 「本サービスを契約している電話番号」+「#」をダイヤル

★本サービスを契約している電話番号以外をダイヤルした場合は、次のガイダンスが流れます。「入力番号が無効です。もう一度入力してください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、手順1からのやり直しが必要です。

ガイダンス 「仮パスワードの設定を行います。「*」を含む8桁の仮パスワードを入力し、最後に#を押してください。」

4 「仮パスワード」+「#」をダイヤル

注意 仮パスワードは、「*」を含む8桁の数字を設定してください。(すべて「*」は設定できません)

★無効な仮パスワードを入力した場合は、次のガイダンスが流れます。「入力番号が無効です。もう一度入力してください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、手順1からのやり直しが必要です。

ガイダンス 「確認のためにもう一度仮パスワードを入力し、最後に#を押してください。」

5 「仮パスワード」+「#」をダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードの設定が完了しました。ご利用ありがとうございました。」

6 これで仮パスワードの設定は完了です。

★仮パスワードの有効期間は24時間です。設定後24時間以上経過すると無効となりますので再度、同様の手順で仮パスワードを設定してください。

2. サービス設定ホームページへ接続

ここでは、パソコン等からサービス設定ホームページへ接続する手順について説明します。
(はじめて接続する場合は、前頁で設定した仮パスワードを利用して接続します)

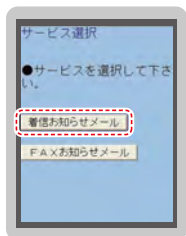
- 1 パソコン、携帯電話等から
「<https://www.hikari.msd.isp.ntt-west.co.jp>」に接続します。

★ご利用の端末、ブラウザ等の条件により、正しく画面が表示されない場合があります。

- 2 「着信お知らせメール」をクリックします。

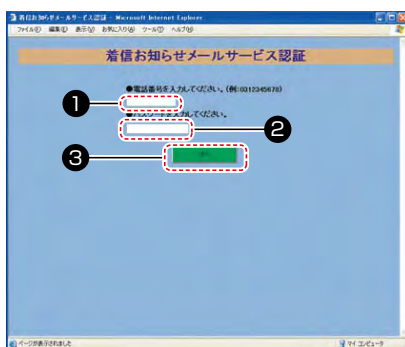


携帯電話イメージ

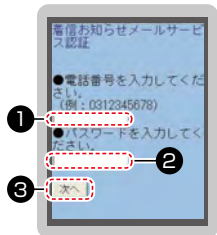


- 3 「電話番号」「パスワード」を入力します。

- ① 「本サービスを契約している電話番号」を半角で入力します。
- ② 「パスワード(はじめて接続する場合は仮パスワード)」を半角で入力します。
- ③ 「次へ」をクリックします。



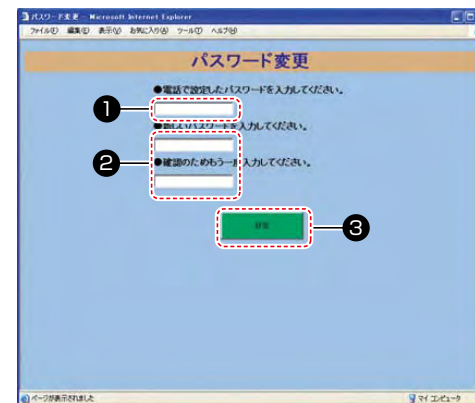
携帯電話イメージ



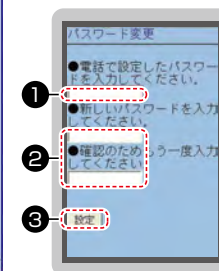
- ★パスワードの入力を10回連続して間違えると、パスワードが無効となります。
- ★仮パスワード設定後24時間以上経過した場合は、仮パスワードが無効となります。
- ★パスワード、仮パスワードが無効となった場合、または忘れてしまった場合等には、再度、P.109の手順にそって仮パスワードを設定してください。

- 4 仮パスワードで接続した場合は、パスワードの変更が必要です。

- ① 現在のパスワードを入力する欄に、「仮パスワード」を入力します。
- ② 新しいパスワードを入力する欄に、今後接続する時に使用する「パスワード(4~8桁の半角英数字)」を2回入力します。
- ③ 「設定」をクリックします。



携帯電話イメージ



★パスワードは4桁~8桁の半角英数字で設定してください。数字のみの設定はできません。なお、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくいパスワードを設定し、定期的に変更するようにしてください。

- ★ご利用の端末、ブラウザなどの条件によりサービス設定ホームページの画面が正しく表示されない場合があります。
(推奨動作環境 OS : Windows®2000(日本語版)、Windows®XP(日本語版)、ブラウザ : Internet Explorer®6.0.x)
- ★サービス設定ホームページへの接続は、SSLによって暗号化されています。
- ★サービス設定ホームページは、フレッツフォン、携帯電話等からも接続、設定が可能です。
- ★サービス設定ホームページへアクセスする際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。
- ★パスワードは、4桁~8桁の英数字で設定してください。ただし、数字のみの設定はできません。また、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくい値を設定し、定期的に変更するようにしてください。
- ★パスワード、仮パスワードが無効となった場合、または忘れてしまった場合等には、再度、P.109の手順にそって仮パスワードを設定してください。
- ★パスワードの入力を連続10回誤ると、パスワードは使用できなくなります。仮パスワードの設定からやり直してください。
- ★ログイン状態で、30分間何も操作しなかった場合には、自動的にログアウトされます。設定作業を続ける場合には、再度ログインする必要があります。

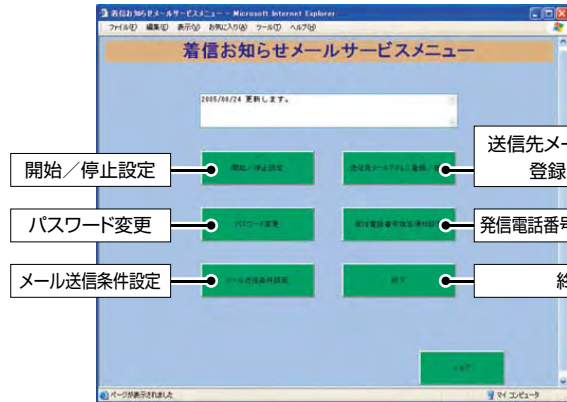
3.着信お知らせメールの設定

ここでは、着信お知らせメールの設定方法について説明します。着信お知らせメールでは次の5項目の設定が可能です。

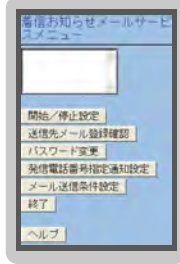
- 開始/停止設定サービスの開始または停止の設定を行います。
- 送信先メールアドレス登録/確認着信お知らせメールを送信するメールアドレスを登録、確認します。
- メール送信条件設定着信お知らせメールの送信条件を設定します。
- 発信電話番号指定通知設定着信お知らせメールの送信対象とする発信元電話番号を設定します。
- パスワード変更接続する時のパスワードを変更します。

メインメニュー

設定する項目をクリックします。



携帯電話イメージ



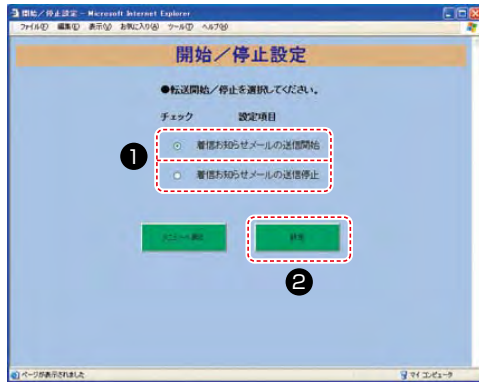
開始/停止設定

サービスの開始または停止の設定を行います。

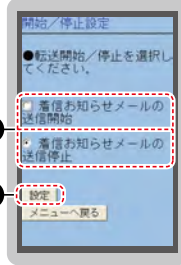
- 1 「開始」または「停止」を選択します。
- 2 「設定」ボタンをクリックします。

★本サービスを「開始」するには、あらかじめ「送信先メールアドレス登録/確認」が必要です。

★「送信先メールアドレス登録/確認」を行っていない場合、サービスの「開始」してもエラーが表示されます。



携帯電話イメージ



送信先メールアドレス登録/確認

着信お知らせメールを送信するメールアドレスを登録、確認します。送信先は5カ所まで登録可能です。

- 1 着信お知らせメールの送信先メールアドレスを入力します。
- 2 登録したメールアドレスへ着信お知らせメールを送信する場合は、「送信する」欄にチェックを入れます。
- 3 「テストメール送信」ボタンをクリックし、正しくメールが届くことを確認します。

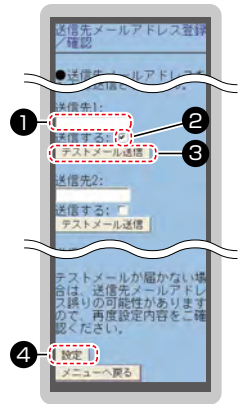
★メールアドレス登録の際、必ず「テストメール送信」を行ってください。

★送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知されるおそれがあります。

- 4 「設定」ボタンをクリックします。



携帯電話イメージ

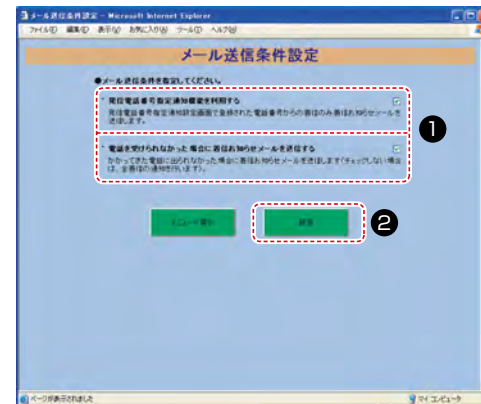


メール送信条件設定

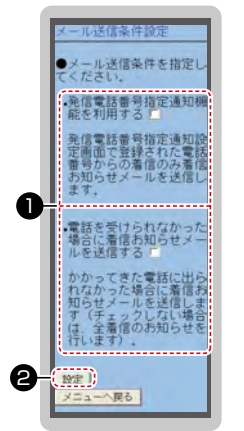
着信お知らせメールの送信条件を設定します。(P.94参照)

- 1 条件を設定する場合は、設定する条件「発信電話番号指定通知機能を利用する」と「電話を受けられなかった場合に着信お知らせメールを送信する」のチェックボックスにチェックを入れます。
- 2 「設定」ボタンをクリックします。

★本設定は必須ではありません



携帯電話イメージ



★初期設定では、チェックボックスにチェックは入っていません。

発信電話番号指定通知設定

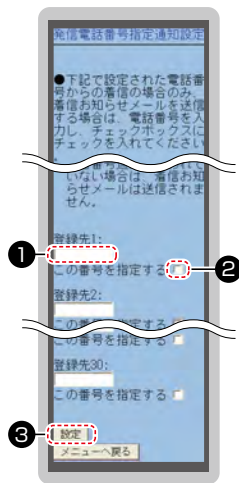
(メール送信条件設定で「発信電話番号指定通知機能を利用する」を指定した場合に本設定が必要です。) 着信お知らせメールの送信対象とする発信元電話番号を設定します。電話番号は30件まで設定可能です。

- 1 発信元電話番号を指定して着信お知らせメールを送信する場合は、「発信電話番号」欄に指定する電話番号(ハイフンなし)を入力します。
- 2 「指定する」欄にチェックを入れます。
- 3 「設定」ボタンをクリックします。

★設定した番号からの着信であっても発信元が、非通知にて電話をかけてきた場合には、着信お知らせメールは送信されません。



携帯電話イメージ

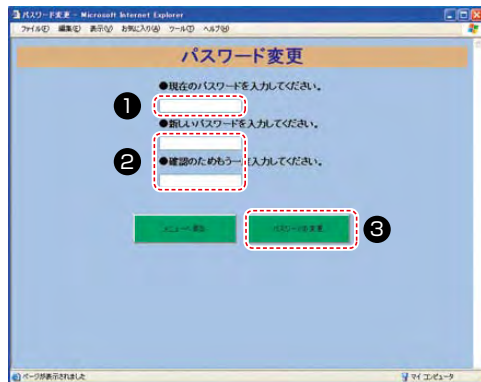


パスワード変更

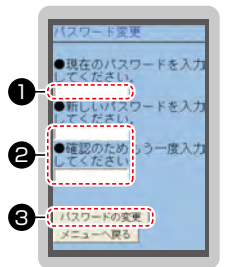
接続する時のパスワードを変更します。

- 1 現在のパスワードを入力します。
- 2 新しいパスワードを2回入力します。
- 3 「パスワードの変更」をクリックします。

★パスワードは4桁～8桁の英数字で設定してください。数字のみの設定はできません。なお、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくいパスワードを設定し、定期的に変更するようにしてください。



携帯電話イメージ



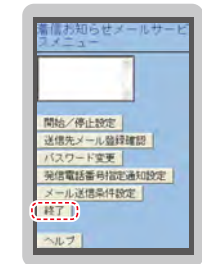
設定の終了

サービスの設定を終了します。

設定を終了する場合は「終了」ボタンをクリックします。



携帯電話イメージ



- ★メールの受信制限をされている場合は受信できません。受信拒否設定を解除する、もしくは[hikari.msdlsp.nnt-west.co.jp]を受信指定ドメインとして設定してください。
- ★送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知されるおそれがあります。メールアドレス登録の際、必ず「テストメール送信」を行ってください。
- ★送信先メールアドレスの登録誤りやメールサーバの不具合等により、お知らせメールが送信されない場合や届くまでにしばらく時間がかかる場合があります。
- ★通知メールを受信する際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。

■着信があったことをお知らせするメールのイメージは以下のとおりです。

着信日時:2009/00/00 00:00:00
 発信者通知番号:0612345678
 非通知理由:
 呼出時間:10秒
 着信状態:応答なし

 NTT西日本 「着信お知らせメール」
 ※各種設定は、サービス設定ホームページから実施してください。
<https://www.hikari.msdlsp.nnt-west.co.jp/>
 ※本メールは送信専用のため返信できません。

パソコンイメージ

- ★非通知理由:非通知での着信の場合、以下のいずれかが表示されます。
 「非通知」「公衆」「表示圏外」
- ★着信状態:着信状態は以下のいずれかが表示されます。
 「通話」「応答なし」「転送」

着信日時:2009/00/00
 00:00:00
 発信者通知番号:0612345678
 非通知理由:
 呼出時間:10秒
 着信状態:応答なし

 NTT西日本 「着信お知らせメール」
 ※各種設定は、サービス設定ホームページから実施してください。
<https://www.hikari.msdlsp.nnt-west.co.jp/>
 ※本メールは送信専用のため返信できません。

携帯電話イメージ

複数チャンネル

ひかり電話を2回線分使いたい!

複数チャンネル
なら



ひかり電話が同時に2回線使えます!!
たとえば、電話中でもFAXを使えます。

ひかり電話契約ごとのご契約となります

フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 **キャッチホンとの重畳契約はできません**

複数チャンネル

フレッツ 光ネクストでご契約の場合 月額利用料金 **200円**(税込**210円**) / ひかり電話1契約ごと

フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 月額利用料金 **400円**(税込**420円**) / ひかり電話1契約ごと

お申し込み・サービス内容に係わる
お問い合わせ先について



0120-116116

【受付時間】
午前9時～午後9時

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

複数チャンネルとは

ひかり電話1契約で同時に2回線分使えます。

- ひかり電話1契約で、最大2つの同時発着信が可能となるサービスです。
- 1つの電話機が通話中でも、もう1つの電話機やFAX*があれば、同時に通話や通信ができます。

★フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 キャッチホンとの重畳契約はできません。

★フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 本サービスに対応したひかり電話対応機器をご利用いただく必要があります。

※ひかり電話におけるFAX通信は、通信環境の設定(FAXの通信モード等)により伝送品質が保てない場合があります。

また通信相手側がSDN回線をご利用の場合、通信相手側の設定によっては、FAXをご利用できない場合があります。

工事費

| | 複数チャンネル工事費 | |
|---|--------------------------------------|---|
| | NTT西日本が ひかり電話対応機器を 設置・設定する場合 | お客さまご自身で ひかり電話対応機器を 設置・設定いただく場合 |
| 「複数チャンネル」のみ 新規で工事する場合 | 9,500円 (税込 9,975円) | 2,000円 (税込 2,100円) |
| 「ひかり電話」「複数チャンネル」を 新規で同時工事する場合 | 8,500円 (税込 8,925円) | 無料 |
| 「フレッツ 光ネクスト」または 「フレッツ・光プレミアム」または 「フレッツ・光マイタウン」と 「ひかり電話」「複数チャンネル」を 新規で同時工事する場合 | 無料 * | 無料 * ★ひかり電話対応機器の設置・設定 はNTT西日本が実施いたします。 |
| 「Bフレッツ マンションタイプ」 「ひかり電話」「複数チャンネル」を 新規で同時工事する場合 | 4,000円 (税込 4,200円) | 無料 |

※ひかり電話対応機器工事費無料キャンペーン適用の場合です。通常時はひかり電話対応機器の設置・設定工事費として4,000円(税込4,200円)が必要になります。なお、ひかり電話対応機器が無線LAN対応の場合は、3,500円(税込3,675円)をご負担いただけます。詳しくは弊社販売担当者へお問い合わせください。

★「ひかり電話」およびフレッツアクセスサービスの工事費は含まれておりません。

ご利用上の注意事項

- お客さまご自身のひかり電話の電話番号(追加番号)への発信はできません。
- 同一のひかり電話契約内での外線発着信はできません。

[フレッツ・光プレミアム/Bフレッツ対応ひかり電話]ご利用上の注意事項

- キャッチホンとの重畳契約はできません。
- 本サービスに対応したひかり電話対応機器をご利用いただく必要があります。「複数チャンネル」対応機器は以下のとおりです。

| | |
|---|----------------------------------|
| フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウンをご利用のお客さま | Bフレッツ マンションタイプをご利用のお客さま |
| 「複数チャンネル」対応 ひかり電話対応機器AD-200SE/AD-200NE | 「複数チャンネル」対応 ひかり電話対応機器RT-200KI |

重要!

- 本サービスのご利用にあたり、ひかり電話対応機器をお客さまご自身でお取り替えいただく場合は、本サービスの工事時間以降すみやかにお取り替えください。工事時間を過ぎますと新しいひかり電話対応機器に取り替えるまでの間、ひかり電話が発着信できなくなります。

★工事時間前にお取り替えいただいた場合、お取り替えいただいた時点から工事時間後、ひかり電話対応機器をお客さまご自身で再起動(電源OFF/ON)していただくまでの間、ひかり電話がご利用いただけません。

- AD-200SE/AD-200NE、RT-200KIのTELポート(単体アナログ電話機等を接続するポート)数は2ポートです。
- フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウンをご利用のお客さまがご利用いただくひかり電話対応機器「AD-200SE/AD-200NE」につきましては、弊社より無料でレンタルいたします。
- Bフレッツ マンションタイプをご利用のお客さまがご利用いただくひかり電話対応機器「RT-200KI」につきましては、弊社よりレンタルいたします。その場合、「ひかり電話対応機器利用料」月額300円(税込315円)が別途必要となります。
- すでにひかり電話をご利用いただいているお客さまにつきましては、「複数チャンネル」対応の機器にお取り替えいただく場合があります。

[フレッツ 光ネクスト対応ひかり電話]ご利用上の注意事項

- ひかり電話対応機器のTELポート(単体アナログ電話機等を接続するポート)数は2ポートです。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

フレッツ・光プレミアム/
Bフレッツ対応ひかり電話

■テレビ電話

- ・テレビ電話で映像通信をしているとき、2通話目の発着信は音声・映像ともできません。音声のみの電話についても着信できません。(発信者に話し中の音を返します。)
- ・1回線音声(FAX含む)で通話中に、テレビ電話(映像通信)による発着信はできません。(映像による発着信があった場合は、音声のみ接続いたします。)

フレッツ 光ネクストで
ご契約の場合

- テレビ電話
- 高音質電話

- ・追加したチャンネルでテレビ電話または高音質電話を利用する場合は、別途テレビ電話または高音質電話の利用申し込みが必要です。テレビ電話/高音質電話を利用できるチャンネル数は選択可能です(1または2)。

■ボイスワープ

- ・同時転送可能数が2となります。
- ・各転送機能における動作条件は以下のとおりです。

| | |
|--------------|---|
| 無条件転送 | 最大2件まで転送されます。 |
| 無応答時転送 | 転送タイム満了後の着信について最大2件まで転送されます。着信時に2チャンネルとも通話中であった場合は、話中状態となり、転送されません。 |
| 話中時転送 | 以下のいずれかの状態において最大2件まで転送されます。 ①着信時に2チャンネルとも通話中であった場合 ②1チャンネルが通話中にボイスワープを契約している電話番号に着信があり、着信可能な端末がない場合 |
| セレクト機能(指定転送) | 設定された転送方法(無条件転送、無応答時転送、話中時転送)の動作条件と同じです。 |

■ナンバーディスプレイ

- ・ナンバーディスプレイに対応していない電話を接続する場合、ナンバーディスプレイに対応していない電話機を接続するひかり電話対応機器の該当ポートのナンバーディスプレイ設定*を「使用しない」に変更してご利用ください。

※ひかり電話対応機器の各ポートのナンバーディスプレイ設定(初期設定)は「使用する」になっています。

★万一、ナンバーディスプレイに対応していない電話機を接続し、ひかり電話対応機器の設定変更をしていない場合、短い断続した呼出し音の後、通常の呼出し音が聞こえますので、通常の呼出し音に変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼出し音になるまで5~6秒かかります。

★ひかり電話対応機器の設定方法詳細につきましては、各端末同梱の取扱説明書をご参照ください。

■キャッチホン

フレッツ 光ネクストでご契約の場合

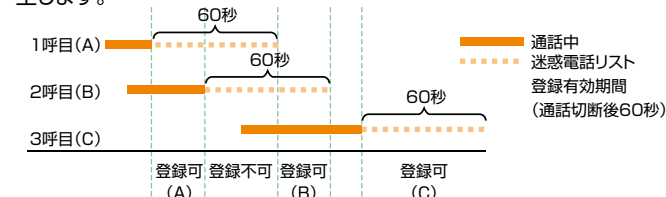
- ・2チャンネルとも通話中のとき割り込み動作します。

フレッツ・光プレミアム/Bフレッツでご契約の場合

- ・複数チャンネルと重畳契約いただけません。

■迷惑電話おことわりサービス

- ・複数同時に通話している場合、「迷惑電話リスト」に登録される電話番号は、最後に切断した相手先の電話番号となります。
- ・「迷惑電話リスト」への登録は、通話切断後60秒以内となります。
- ・同時に複数の着信があった場合、どちらの通信も登録できない期間が発生します。



★(A)と(B)が同じ電話番号からの着信の場合、登録不可となる期間は発生しません。

- ・登録できない期間に登録しようとすると、「相手の電話番号が確認できないので、登録できません。」というガイダンスが流れます。

■FAXお知らせメール

- ・FAXお知らせメールの同時FAX受信可能数が2件までとなります。

加入電話等とのサービス内容の違い

| 機能 | 加入電話 | INSネット64 | ひかり電話 |
|----------|------|----------|-------|
| 同時発着信可能数 | 1 | 最大2 | 最大2 |

★フレッツ・光プレミアム/Bフレッツ対応ひかり電話 ひかり電話で複数チャンネルをご利用の場合はキャッチホンはご契約いただけません。

追加番号

電話番号を使い分けたい!

より便利で快適に電話を使うことができます



電話用に

061234●●●●



FAX用に

061234▲▲▲▲

最大
5番号が
利用可能

電話番号を使い分ける

一つの回線で
電話番号を使い分けられ
とても便利

同時に2回線ご利用になる場合は、
別途「複数チャンネル」のご契約が
必要となります。



061234●●●●



061234▲▲▲▲

1追加番号ごとのご契約となります

追加番号 月額利用料金 **100円**(税込**105円**) / 1追加番号ごと

★「追加番号」のご利用には、上記料金に加え、1電話番号ごとにユニバーサルサービス料8.4円/月(税込)が必要となります。[ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)による番号単価の変更にあわせて見直します。]

お申し込み・サービス内容に係わる
お問い合わせ先について



0120-116116

【受付時間】
午前9時～午後9時

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

追加番号とは

ひかり電話1契約で複数の電話番号が使えます。

- ひかり電話1契約で、最大5電話番号(契約者番号1番号+追加番号4番号)の利用が可能となるサービスです。ひかり電話1契約で、電話番号を複数使えるので、電話とFAX*で電話番号を使い分けたり、自宅用/仕事用で別々の電話番号を使うことができます。

★1電話番号ごとのお申し込みになります。(最大4電話番号まで追加できます)

★「フレッツ・光プレミアム」/「Bフレッツ」でご契約の場合 本サービスに対応したひかり電話対応機器をご利用いただく必要があります。

※ひかり電話におけるFAX通信は、通信環境の設定(FAXの通信モード等)により伝送品質が保てない場合があります。また通信相手側がSDN回線をご利用の場合、通信相手側の設定によっては、FAXをご利用できない場合があります。

工事費

| | 追加番号工事費 | |
|--|------------------------------------|--|
| | NTT西日本が ひかり電話対応機器を 設置・設定する場合 | お客さまご自身で ひかり電話対応機器を 設置・設定いただく場合 |
| 「追加番号」のみ 新規で工事する場合 ^{※1} | 9,200円 (税込9,660円) | 1,700円 (税込1,785円) |
| 「ひかり電話」「追加番号」を 新規で同時工事する場合 | 8,500円 (税込8,925円) | 無料 |
| 「フレッツ 光ネクスト」または 「フレッツ・光プレミアム」または 「フレッツ・光マイタウン」と 「ひかり電話」「追加番号」を 新規で同時工事する場合 | 無料 ^{※2} | 無料 ^{※2} ★ひかり電話対応機器の設置・設定は NTT西日本が実施いたします。 |
| 「Bフレッツ マンションタイプ」 「ひかり電話」「追加番号」を 新規で同時工事する場合 | 4,000円 (税込4,200円) | 無料 |

※1 追加番号を1番号追加することに700円(税込735円)加算されます。

※2 ひかり電話対応機器工事費無料キャンペーン適用の場合です。通常時はひかり電話対応機器の設置・設定工事費として4,000円(税込4,200円)が必要になります。なお、ひかり電話対応機器が無線LAN対応の場合は、3,500円(税込3,675円)をご負担いただけます。詳しくは弊社販売担当者へお問い合わせください。

★「ひかり電話」および「フレッツアクセスサービス」の工事費は含まれておりません。

ご利用上の注意事項

- お客さまご自身のひかり電話の電話番号(追加番号)への発信はできません。
- 同一のひかり電話契約内での外線発着信はできません。

【フレッツ・光プレミアム／Bフレッツ対応ひかり電話】ご利用上の注意事項

- 本サービスに対応したひかり電話対応機器をご利用いただく必要があります。「追加番号」対応機器は以下のとおりです。

フレッツ・光プレミアム／フレッツ・光マイタウンをご利用のお客さま
「追加番号」対応
ひかり電話対応機器AD-200SE/AD-200NE

Bフレッツ マンションタイプをご利用のお客さま
「追加番号」対応
ひかり電話対応機器RT-200KI

重要!

- 本サービスのご利用にあたり、ひかり電話対応機器をお客さまご自身でお取り替えいただく場合は、本サービスの工事時間以降すみやかにお取り替えください。工事時間を過ぎますと新しいひかり電話対応機器に取り替えるまでの間、ひかり電話が発着信できなくなります。
- ★工事時間前にお取り替えいただいた場合、お取り替えいただいた時点から工事時間後、ひかり電話対応機器をお客さまご自身で再起動(電源OFF/ON)していただくまでの間、ひかり電話をご利用いただけません。
- 本サービスをすでにご利用のお客さまが、電話番号の追加や廃止をする場合、工事時間以降、必ずひかり電話対応機器の再起動(電源OFF/ONなど)を実施してください。
- ★再起動いただきますと、電話番号の追加や廃止後の電話番号情報がひかり電話対応機器に設定され、ご利用いただけるようになります。
- AD-200SE/AD-200NE、RT-200KIのTELポート(単体アナログ電話機等を接続するポート)数は2ポートです。
- フレッツ・光プレミアム／フレッツ・光マイタウンをご利用のお客さまがご利用いただくひかり電話対応機器「AD-200SE/AD-200NE」につきましては、弊社より無料でレンタルいたします。
- Bフレッツ マンションタイプをご利用のお客さまがご利用いただくひかり電話対応機器「RT-200KI」につきましては、弊社よりレンタルいたします。その場合、「ひかり電話対応機器使用料」月額300円(税込315円)が別途必要となります。
- すでにひかり電話をご利用いただいているお客さまにつきましては、「追加番号」対応のひかり電話対応機器にお取り替えいただく場合があります。

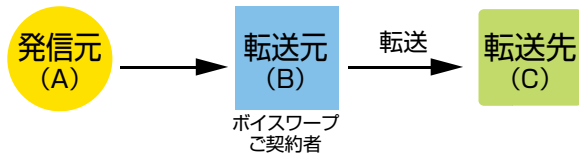
【フレッツ 光ネクスト対応ひかり電話】ご利用上の注意事項

- ひかり電話対応機器のTELポート(単体アナログ電話機等を接続するポート)数は2ポートです。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

■ボイスワープ

- ・電話番号(追加番号)ごとのご契約が必要となります。
- ・ボイスワープによる転送先への電話番号通知については、転送の設定状況により以下ようになります。また、転送の設定状況に関わらず、発信元(A)が「184」をダイヤルすると電話番号は通知されません。
<Bがボイスワープを、Cがナンバーディスプレイを契約している場合>



転送先(C)には、発信元(A)の電話番号が通知されます。

■ナンバー・ディスプレイ

- ・ナンバー・ディスプレイに対応していない電話機は、ひかり電話対応機器の該当ポートのナンバー・ディスプレイ設定*を「使用しない」に変更してご利用ください。

※ひかり電話対応機器の各ポートのナンバー・ディスプレイ設定(初期設定)は「使用する」になっています。
★万一、ナンバー・ディスプレイに対応していない電話機を接続し、ひかり電話対応機器の設定変更をしない場合、短い断続した呼出音の後、通常の呼出音が聞こえますので、通常の呼出音が変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼出音になるまで5~6秒かかります。
★ひかり電話対応機器の設定方法詳細につきましては、各端末同梱の取扱説明書をご参照ください。

■ナンバー・リクエスト

- ・ナンバー・リクエスト同時設定時に非通知でかかってきた着信に対しては、ナンバー・リクエストの音声メッセージが応答し、着信しません。そのため、電話番号は表示されません。

■迷惑電話おことわりサービス

- ・「ひかり電話の電話番号ごと」のご契約か「ひかり電話契約ごと(全電話番号共通)」のご契約かいずれか一方をお選びいただけます。

★「ひかり電話契約ごと(全電話番号共通)」のご契約の場合、「迷惑電話リスト」は1つ(全電話番号共通)となり、電話番号ごとに「迷惑電話リスト」を分けることはできません。
★ご契約単位を変更される場合、迷惑電話おことわりサービスの工事費が必要となります。
★ご契約単位を変更される場合、変更前の「迷惑電話リスト」の登録内容・効果(着信拒否回数)を引き継ぐことはできません。
★追加番号のご契約がないお客さま(電話番号が1つのお客さま)は、電話番号ごとのご契約となります。

| 契約単位 | ひかり電話の電話番号ごと | ひかり電話契約ごと(フレッツアクセスサービスごと) |
|----------|--|------------------------------------|
| | 電話番号ごとに「迷惑電話リスト」を分けたいお客さま | すべての電話番号において「迷惑電話リスト」を共通で利用されるお客さま |
| 迷惑電話リスト数 | 1つ/電話番号 | 1つ/ひかり電話契約(全電話番号共通) |
| 登録番号数 | 30番号/リスト | |
| 適用範囲 | 迷惑電話おことわりサービスをご契約いただいている電話番号に対する着信拒否となります。 | ひかり電話の全電話番号に対する着信拒否となります。 |
| 月額利用料金 | 200円(税込210円)/電話番号 | 200円(税込210円)/ひかり電話契約 |

- ・「ひかり電話の電話番号ごと」のご契約の場合、登録操作をする電話機の発信電話番号が、迷惑電話おことわりサービスをご契約いただいている電話番号(追加番号)と同一である必要があります。ひかり電話対応機器の各ポートの発信電話番号設定において、本サービスを契約していない電話番号を選択されている場合は、当該ポートに接続した電話機から着信拒否登録できません。

■FAXお知らせメール

- ・電話番号(追加番号)ごとのご契約が必要となります。

■着信お知らせメール

- ・電話番号(追加番号)ごとのご契約が必要となります。

フレッツ 光ネクストで ご契約の場合

■キャッチホン

- ・通話中の電話番号に着信があった場合に、割込音動作が行われます。

フレッツ 光ネクストで ご契約の場合

■テレビ電話 ■高音質電話

- ・標準音質の音声通話と同様に、複数の電話番号(契約者電話番号+追加番号)が利用できます。

テレビ電話

ひかり電話からFOMA®へテレビ電話ができます。
フレッツ 光ネクストなら、標準テレビクラス(SD品質相当)の
高画質のテレビ電話が実現!

顔を見ながら電話できるからより気持ちが伝わる

最近顔を見て
いないけど本当に
元気なのかなあ



久しぶりだねえ
元気にしてる?

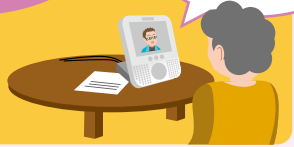


顔が見えるから
安心で気持ちが
伝えやすい



テレビ電話
なら

元気そうだね!



ひかり電話契約ごとのご契約となります

フレッツ光プレミアム/Bフレッツでご契約の場合 **キャッチホンとの重畳契約はできません**

テレビ電話

月額利用料金 **無料** 通話料金 FOMA®へのテレビ電話通話料 **30円(税込31.5円)/1分**
工事費 **無料** ひかり電話へのテレビ電話通話料 **15円(税込15.75円)/3分**
フレッツ 光ネクストでご契約の場合
標準テレビクラス(SD品質相当)を超える場合 **100円(税込105円)/3分**
(ご利用帯域が2.6Mbpsを超える場合)

★「FOMA®」から「ひかり電話」へのテレビ電話通話料は、NTTドコモ各社の定めるデジタル通信料金が適用されます。
★「FOMA®」への音声通話料は、16円(税込16.8円)/60秒、ひかり電話への音声通話料:8円(税込8.4円)/3分となります。

お申し込み・サービス内容に係わる
お問い合わせ先について

0120-116116 【受付時間】
午前9時～午後9時

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。
土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

テレビ電話とは

- ひかり電話に接続したIPテレビ電話端末(例:「フレッツフォンVP100/1000/1500」および「クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)」等)とNTTドコモの「FOMA®」との間で、テレビ電話が可能となるサービスです。本サービスを契約しているひかり電話契約者同士でもテレビ電話がご利用いただけます。
- フレッツ 光ネクストでご契約の場合 標準テレビクラス(SD品質相当)のテレビ電話もご利用いただけます。^{*}
※標準テレビクラス(SD品質相当)の映像をご利用いただくためには、IPテレビ電話端末(例:「フレッツフォンVP1000/1500」等)もしくはパソコンでひかり電話をご利用できるソフトウェアが必要です。
- ★ご利用にはお申し込みが必要です。
- ★フレッツ光プレミアム/Bフレッツでご契約の場合 キャッチホンとの重畳契約はできません。
- ★本サービスに対応したひかり電話対応機器をご利用いただく必要があります。
- ★ひかり電話同士のテレビ電話接続の通信時は「FOMA®」と通信する際と同等の品質となります。
- ★フレッツ 光ネクストでご契約の場合 標準テレビクラス(SD品質相当)のテレビ電話は、フレッツ 光ネクストで提供されるひかり電話でNTT西日本/東日本間の接続が可能です。

工事費

テレビ電話の工事費は無料です。
ひかり電話対応機器の設置・設定が必要な場合は別途下記の工事費が必要となります。

| | テレビ電話工事費 | |
|---|-------------------------|--|
| | NTT西日本がひかり電話対応機器を設置する場合 | お客様ご自身でひかり電話対応機器を設置いただく場合 |
| 「テレビ電話」のみ 新規で工事する場合 | 8,500円 (税込8,925円) | 無料 |
| 「ひかり電話」「テレビ電話」を 新規で同時工事する場合 | 8,500円 (税込8,925円) | 無料 |
| 「フレッツ 光ネクスト」または 「フレッツ・光プレミアム」または 「フレッツ・光マイタウン」と 「ひかり電話」「テレビ電話」を 新規で同時工事する場合 | 無料 ^{**} | 無料 ^{**} ★ひかり電話対応機器の設置・設定は NTT西日本が実施いたします。 |
| 「Bフレッツ マンションタイプ」 「ひかり電話」「テレビ電話」を 新規で同時工事する場合 | 4,000円 (税込4,200円) | 無料 |

※ひかり電話対応機器工事費無料キャンペーン適用の場合です。通常時はひかり電話対応機器の設置・設定工事費として4,000円(税込4,200円)が必要となります。なお、ひかり電話対応機器が無線LAN対応の場合は、3,500円(税込3,675円)をご負担いただきます。詳しくは弊社販売担当者へお問い合わせください。

- ★テレビ電話と同時に「複数チャンネル」「追加番号」を工事する場合、上記工事費は不要です。
- ★「フレッツフォンVP100/1000/1500」および「クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)」の設定工事は含まれておりません。
- ★「ひかり電話」および「フレッツアクセスサービス」の工事費は含まれておりません。

ご利用上の注意事項

- 本サービスのご利用にはお申し込みが必要です。
- テレビ電話をご利用いただくためには、本サービスに対応したIPテレビ電話端末およびソフトウェア(フレッツ 光ネクストご契約の場合)等が必要となります。
- 本サービスをご利用いただくためには、IPテレビ電話端末「フレッツフォンVP1000」のファームウェアのバージョンが2.000以上である必要があります。ファームウェアのバージョンアップにはインターネット接続が必要です。
- IPテレビ電話端末「フレッツフォンVP100/1000/1500」からの発信は、すべてテレビ電話(映像+音声)での発信となります。ただし、接続先端末が映像通信機能を持たない場合は、音声のみの接続となります。その場合は、テレビ電話通話料ではなく、音声通話料が適用されます。
- IPテレビ電話端末「フレッツフォンVP100/1000/1500」には、通信開始時の映像ON/OFF選択機能がありますが、映像をOFFにされていてもテレビ電話通信時にはテレビ電話通話料が適用されます。
- FOMA[®]とテレビ電話を利用する場合、相手の電波状態等により、映像や音声が悪化したり、切断となる場合があります。また、ひかり電話ご利用者の周りの雑音が多い場合には、相手側の声が聞き取りづらい、もしくは聞こえないことがあります。

【映像通信可能な接続形態】

映像通信が可能となる通信相手は、NTT東西の「ひかり電話契約者」、並びにNTTドコモの「FOMA[®]*1契約者」です。

| 発信者 \ 着信者 | ひかり電話(フレッツ光ネクスト)契約者 | 西日本エリアのひかり電話(フレッツ・光プレミアム)契約者 | 東日本エリアのひかり電話(Bフレッツ)契約者 | FOMA [®] 契約者 | 050IP電話のテレビ電話サービスや他の移動体事業者のテレビ電話サービス |
|--------------------------------------|---------------------|------------------------------|------------------------|-----------------------|--------------------------------------|
| ひかり電話(フレッツ光ネクスト)契約者 | ○ | ○*2 | ○*2 | ○*2 | △*3 |
| 西日本エリアのひかり電話(フレッツ・光プレミアム)契約者 | ○*2 | ○*2 | ○*2 | ○*2 | △*3 |
| 東日本エリアのひかり電話(Bフレッツ)契約者 | ○*2 | ○*2 | ○*2 | ○*2 | △*3 |
| FOMA [®] 契約者 | ○*2 | ○*2 | ○*2 | — | — |
| 050IP電話のテレビ電話サービスや他の移動体事業者のテレビ電話サービス | ×*4 | ×*4 | ×*4 | — | — |

○：映像通信可能 △：音声通話 ×：通信不可

標準テレビクラス(SD品質相当)のテレビ電話をご利用いただくためには、発信者と着信者の双方がフレッツアクセスサービスとして「フレッツ 光ネクスト」契約者であることが条件となります。また、IPテレビ電話端末等が必要です。

*1 相手のFOMA[®]が海外にいる時は、映像通信の発信はできません。

*2 標準テレビクラスで接続します。

*3 映像接続不可の場合は、基本的には、標準音質の音声にて接続します。

*4 発信者側の接続条件によります。

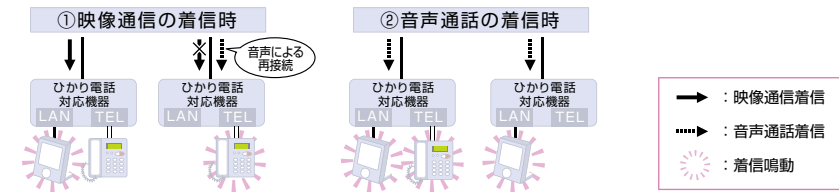
【1XY番号への発信】

・110、119、118等の1XY番号(184、186を除く)への発信時は、音声通信となります。

【着信鳴動】

- ①映像通信の着信時
映像通信端末がある場合、映像通信端末のみ鳴動します。(映像通信端末がない場合は、鳴動せず、音声による接続を待ちます。)
- ②音声通話の着信時
映像通信端末の有無にかかわらず、応答可能な全端末が鳴動します。

【着信時の鳴動】



【フレッツ・光プレミアム/Bフレッツ対応ひかり電話】ご利用上の注意事項

- キャッチホンとの重畳契約はできません。
- ひかり電話対応機器RT-200KIをご利用のお客さまにおいて、ファームウェアの更新がされていない場合、「フレッツフォンVP100/1000/1500」からFOMA[®]へ発信する際、呼び出し音が鳴らない場合があります。
- 本サービスに対応したひかり電話対応機器をご利用いただく必要があります。「テレビ電話」対応機器は以下のとおりです。

フレッツ光プレミアム/フレッツ光マイタウンをご利用のお客さま

Bフレッツ マンションタイプをご利用のお客さま

「テレビ電話」対応
ひかり電話対応機器AD-200SE/AD-200NE

「テレビ電話」対応
ひかり電話対応機器RT-200KI

重要!

- 本サービスのご利用にあたり、ひかり電話対応機器をお客さまご自身でお取り替えいただく場合は、本サービスの工事時間以降すみやかに取り替えてください。工事時間を過ぎますと新しいひかり電話対応機器に取り替えるまでの間、ひかり電話が発着信できなくなります。
- ★工事時間前にお取り替えいただいた場合、お取り替えいただいた時点から工事時間後、ひかり電話対応機器をお客さまご自身で再起動(電源OFF/ON)していただくまでの間、ひかり電話をご利用いただけません。

- AD-200SE/AD-200NE、RT-200KIのLANポート数は4ポートです。
- フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウンをご利用のお客さまがご利用いただくひかり電話対応機器「AD-200SE/AD-200NE」につきましては、弊社より無料でレンタルいたします。
- Bフレッツ マンションタイプをご利用のお客さまがご利用いただくひかり電話対応機器「RT-200KI」につきましては、弊社よりレンタルいたします。その場合、「ひかり電話対応機器使用料」月額300円(税込315円)が別途必要となります。
- すでにひかり電話をご利用いただいているお客さまにつきましては、「テレビ電話」対応のNTT西日本からレンタルするひかり電話対応機器にお取り替えいただく場合があります。

【フレッツ 光ネクスト対応ひかり電話】ご利用上の注意事項

- 「テレビ電話」と「高音質電話」はセットでお申し込みいただくこととなり、どちらもご利用が可能となります。
- 標準テレビクラス(SD品質相当)の映像をご利用いただくためには、IPテレビ電話端末およびパソコンでひかり電話をご利用できるソフトウェアが必要です。「フレッツフォンVP1000」にて本サービスをご利用いただくためには、ファームウェアのバージョンは3.000以上である必要があります。「フレッツフォンVP1500」にて本サービスをご利用いただくためには、ファームウェアのバージョンは2.000以上である必要があります。
- ひかり電話対応機器のLANポート数は4ポートです。
- ハイビジョンクラスは、フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプで提供するひかり電話オフィスタイプでご利用いただけます。
- 「フレッツ 光ネクスト マンションタイプ」でVDSL方式をご利用の場合、集合型VDSL装置から宅内VDSL装置間の設備状況により通信帯域が確保できずテレビ電話が提供できない場合があります。
- ひかり電話同士(標準テレビクラス(SD品質相当)の対応機器でない場合)のテレビ電話接続の通信時はFOMA[®]と通信する際と同等の品質となります。
- 標準テレビクラス(SD品質)のテレビ電話にて、フリーアクセス・ひかりワイド番号(「0120」「0800」)への発信はできません。通信機器の自動再接続機能により、標準音質の音声での接続となります。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

■ボイスワープ

- ・テレビ電話の転送可能な条件は以下のとおりです。
 - ①転送先が、テレビ電話接続可能であること。
(転送先が契約条件や端末条件によりテレビ電話接続不可の場合は、映像転送できません。標準音質の音声通話にて再接続された場合は転送できます。)
 - ②発信者が、「ひかり電話/ひかり電話オフィスタイプ(Bフレッツ、フレッツ・光プレミアム)」(テレビ電話契約有り)もしくは「ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)」で映像発信した場合であること。
(発信者がFOMA®の場合は、映像転送できません。標準音質の音声通話にて再接続された場合は転送できます。)
 - ③転送条件が、無条件転送もしくは話中時転送であること。
(無応答時転送の場合は、映像転送の可否は、転送元端末に依存します。発信者と転送元端末の接続において端末能力の不一致が生じ、発側端末が標準音質の音声にて自動再接続を行った場合には、音声で転送されます。)

| 発信者 | 転送元 | 転送先 | 転送元から転送先への転送動作 |
|--|--|----------------------------|------------------|
| FOMA®※1 | ひかり電話 (フレッツ 光ネクスト) ※4 | FOMA® | 音声にて接続 (音声転送) |
| | | ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | |
| | ひかり電話 (Bフレッツ、 フレッツ・ 光プレミアム) ※5 | ひかり電話(Bフレッツ、フレッツ・光プレミアム)※5 | |
| | | 加入電話 | |
| ひかり電話 (フレッツ 光ネクスト) ※4 | ひかり電話 (フレッツ 光ネクスト) ※4 | FOMA® | 映像転送※2※3 |
| | | ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | |
| | ひかり電話 (Bフレッツ、 フレッツ・ 光プレミアム) ※5 | ひかり電話(Bフレッツ、フレッツ・光プレミアム)※5 | |
| | | 加入電話 | 音声にて接続(音声転送) |
| ひかり電話 (Bフレッツ、 フレッツ・ 光プレミアム) ※5 | ひかり電話 (フレッツ 光ネクスト) ※4 | FOMA® | 映像転送※2※3 |
| | | ひかり電話(フレッツ 光ネクスト)※4 | |
| | ひかり電話 (Bフレッツ、 フレッツ・ 光プレミアム) ※5 | ひかり電話(Bフレッツ、フレッツ・光プレミアム)※5 | |
| | | 加入電話 | 音声にて接続(音声転送) |

- ※1 FOMA®端末が音声による再接続を許容する設定となっている必要があります。
- ※2 無応答転送の場合、映像転送可否は、転送元端末に依存。(発信者と転送元端末にて自動再接続による音声再接続を行った場合、音声で転送されます。)
- ※3 発信者がひかり電話(フレッツ 光ネクスト)の映像転送の品質は、転送条件が無応答転送以外は、発信者と転送先で通信可能な最も高い品質での映像転送を行います。(これにより、標準テレビクラス(SD品質相当)でのテレビ電話発信の映像転送は、転送先が標準テレビクラス(SD品質相当)対応であれば、標準テレビクラス(SD品質相当)で転送されます。また、無応答転送の場合は、映像転送の品質は、転送元と転送先で通信可能な最も高い品質での映像転送を行います。)
- ※4 ひかり電話オフィスタイプを含みます。
- ※5 ひかり電話オフィスタイプを含みません。

■ナンバーディスプレイ

- ・ナンバーディスプレイをご利用いただけますが、ナンバーディスプレイに対応していない電話機は、ひかり電話対応機器の該当ポートのナンバーディスプレイ設定※を「使用しない」に変更してご利用ください。
 - ※ひかり電話対応機器の各ポートのナンバーディスプレイ設定(初期設定)は「使用する」になっています。
 - ★万一、ナンバーディスプレイに対応していない電話機を接続し、ひかり電話対応機器の設定変更をしていない場合、短い断続した呼出音の後、通常の呼出音が聞こえますので、通常の呼出音に変わってから電話に出るようにしてください。通常の呼出音になるまで5〜6秒かかります。
 - ★ひかり電話対応機器の設定方法詳細につきましては、各端末同梱の取扱説明書をご参照ください。

■キャッチホン

- ・**フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合** テレビ電話と重畳契約いただけません。
- ・**フレッツ 光ネクストでご契約の場合** 通話中にテレビ電話を着信した場合は、テレビ電話による接続ができないため、標準音質の音声での接続となります。このとき、発信者側では音声での再接続が行われます。

■複数チャンネル

- ・**フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合** テレビ電話で映像通信をしているとき、2通話目の発着信は音声・映像ともできません。音声のみの電話についても着信できません。(発信者に話中の音を返します。)
- ・**フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合** 1回線音声(FAX含む)で通話中に、テレビ電話(映像通信)による発着信はできません。(映像による発着信があった場合は、音声のみ接続いたします。)
- ・**フレッツ 光ネクストでご契約の場合** テレビ電話での映像通信については、お申し込み内容に応じて、最大同時2通話が可能です。

フレッツ 光ネクストでご契約の場合

■高音質電話

- ・「テレビ電話」と「高音質電話」はセットでお申し込みいただくこととなり、どちらもご利用が可能となります。

■FAXお知らせメール

- ・FAXお知らせメールをご利用中(開始中)に、テレビ電話の着信があった場合、音声のみで接続され、発信者は「ピー」というFAX受信音が聞こえます。また、FAXお知らせメールご利用者には、「受信結果」に「受信エラー」と表示されたメールが送信されます。

フレッツ 光ネクストで
ご契約の場合

ひかりソフトフォン

「ひかりソフトフォン」はフレッツ 光ネクスト対応ひかり電話をご契約のお客さまにパソコンでひかり電話を利用いただけるソフトウェアです。標準音質の電話に加え、フレッツ 光ネクストならではのサービスである標準テレビクラス(SD品質相当)のテレビ電話・高音質電話をご利用いただけます。

★「ひかりソフトフォン」のご利用には、「フレッツ 光ネクスト」「ひかり電話」およびプロバイダの契約・料金が必要です。

★標準テレビクラス(SD品質相当)のテレビ電話、高音質電話のご利用にあたっては、契約者様および通話先の相手が、ひかり電話の付加サービス「テレビ電話」「高音質電話」をご契約のうえ(初期費用、月額利用料とも無料)、「ひかりソフトフォン」や対応端末をご利用いただいていることが条件となります。



なめらかな映像と
クリアな音声による
コミュニケーション

「ひかりソフトフォン」のダウンロードは下記ホームページから

<http://flets-w.com/next/hikari/softphone.html>

- ★ご利用になる前に必ずご利用時の留意事項をご確認ください。
- ★パソコンなど、必要な機器をご確認のうえ、インストールしてください。
- ★ひかりソフトフォンをインストールしているパソコンの電源がオフの時は通信を行うことができません。その際、緊急通報等すぐに発着信ができませんので、一般の電話機を別途ご用意ください。
- ★お客さまのご利用状況(環境)によっては「ひかりソフトフォン」のダウンロードにお時間がかかる場合がございます。

【お客さまでご用意いただく必要機器】

| | | |
|--------|---|---|
| パソコン | OS | Microsoft® Windows® Vista (SP1 32bit対応)各エディション(Enterpriseを除く) Microsoft.NetFramework3.0~(3.5を推奨) |
| | CPU | Intel® Core 2 Duo 2.00GHz相当以上(推奨) |
| | メモリ | 2G Byte以上(推奨) |
| | HDD | 100M Byte以上の空き容量 |
| ヘッドセット | 周波数特性の上限が8000Hz以上 | |
| Webカメラ | 解像度：640×480、320×240、176×144 色数：24bit 色以上のカラー フレームレート：30フレーム/秒、15フレーム/秒、10フレーム/秒 ビデオフォーマットが420またはRG24またはUYU2をサポート、DirectShow 対応 インタフェース：USB2.0以上 | |

- ★上記の内容を満たしていても、お客さまのご利用状況(環境)によっては、「ひかりソフトフォン」をご利用できない場合があります。
- ★【お客さまでご用意いただく必要機器】の最新情報は、上記ホームページにて随時更新しております。

【ひかりソフトフォン(ソフトウェア)に関する料金】

ダウンロード **無料**^{*} 初期費用 **無料** 利用料 **無料**

※「ひかりソフトフォン」のダウンロードに際して、ダイヤルアップ接続など従量制で接続する場合には通信料が別途発生いたしますのでご注意ください。

フレッツ 光ネクストでご契約の場合

よりクリアな通話がしたい

高音質電話

高音質電話

高音質の音声通話ができます!

クリアな音声でコミュニケーション



ひかり電話契約ごとのご契約となります

高音質電話

月額利用料金 **無料** 工事費 **無料** 通話料金 **8円(税込8.4円)/3分**

お申し込み・サービス内容に係わる
お問い合わせ先について



0120-116116

【受付時間】
午前9時～午後9時

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。
土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

高音質電話とは

- 標準音質の音声通話(3.4kHz帯域)に比べ、約2倍の帯域(7kHz)を利用した高音質な音声通話が可能サービスです。
- 高音質電話は、高音質電話の契約者同士で高音質電話に対応した電話機同士で通信が可能です。標準電話機と接続した場合は、標準音質の音声での通信が可能です。
- NTT西日本/東日本間で高音質通話が可能です。

★「高音質電話」をご利用になる場合は、お申し込みが必要です。なお、「テレビ電話」と「高音質電話」はセットでお申し込みいただくこととなり、どちらもご利用が可能となります。

ご利用上の注意事項

- 高音質電話が可能な通信相手は、NTT西日本/東日本のひかり電話(フレッツアクセスサービスが「フレッツ光ネクスト」)の契約者です。
- 本サービスのご利用にはお申し込みが必要です。なお、「テレビ電話」と「高音質電話」はセットでお申し込みいただくこととなり、どちらもご利用が可能となります。
- 高音質電話を利用する場合、本サービスに対応した機器(IP電話会議装置 MEETING BOX、高音質電話機 ひかりクリアフォンHQ-100等)およびソフトウェアが必要となります。

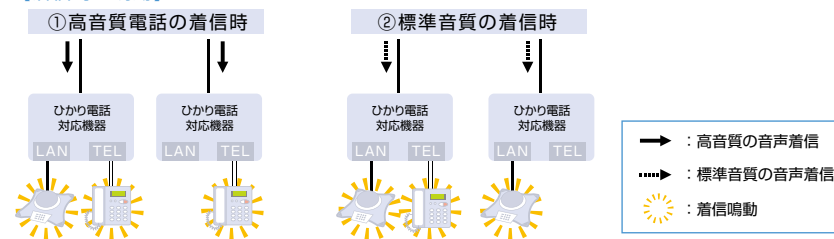
【1XY番号への発信】

・104、110、119等の1XY系には、高音質電話ができません。ただし、発信側端末から標準音質の音声による自動接続を行った場合は、標準音質の音声通話として接続します。

【着信鳴動】

- ①高音質電話の着信時
ひかり電話対応機器配下の高音質電話機、標準音質の音声電話機すべてが鳴動します。
- ②標準音質の着信時
高音質電話機の有無にかかわらず、応答可能な全端末が鳴動します。

【着信時の鳴動】



※発信側端末から標準音質の音声による自動再接続を行った場合には標準音質の音声にて鳴動します。

他の付加サービスと合わせてご利用いただく場合の留意事項

| | |
|-----------------------|--|
| <p>■キャッチホン</p> | <p>・通話中に高音質電話を着信した場合は、高音質音声による接続ができないため、端末にて標準音声で自動再接続が可能な場合は、着信標示音を通知します。このとき、発信者側でも標準音声での再接続が行われます。</p> |
| <p>■ボイスワープ</p> | <p>・高音質電話の転送可能な条件は以下のとおりです。</p> <p>①発信者が、ひかり電話サービスで高音質電話発信した場合であること。</p> <p>②転送先が、高音質電話接続可能であること。</p> <p>★転送先が契約条件や端末条件により高音質電話接続ができない場合は、転送はできません。標準音質の音声通話にて自動再接続された場合は転送できます。</p> <p>③転送条件が、無条件転送もしくは話中時転送であること。</p> <p>★無応答後転送の場合は、映像転送の可否は、転送元端末に依存します。発信者と転送元端末の接続において端末能力の不一致が生じ、網からの信号返送によって発信側端末が標準音質の音声にて自動再接続を行った場合には、標準音質の音声で転送されます。</p> |
| <p>■ナンバーリクエスト</p> | <p>・高音質電話の非通知発信の場合、ガイダンスは、端末によって聞くことができない場合があります。</p> |
| <p>■迷惑電話おことわりサービス</p> | <p>・高音質電話発信の場合、着信拒否ガイダンスは、端末によって聞くことができない場合があります。</p> |
| <p>■複数チャンネル</p> | <p>・同時に最大2通話(チャンネル)利用できます。</p> |
| <p>■着信お知らせメール</p> | <p>・標準音質の音声通話と同様に、着信情報を指定のメールアドレスに送信します。(発信側端末から標準音質の音声による自動再接続を行った場合の着信についても、お知らせメール対象となります。なお、その際のお知らせメールは1通です。)</p> |
| <p>■FAXお知らせメール</p> | <p>・FAX受信「開始」で高音質電話着信時は網から「標準音質の音声通話接続」を促す信号を返送します。発信側端末から標準音質の音声による自動再接続を行った場合は接続後、FAX受信エラーとなります。</p> |
| <p>■テレビ電話</p> | <p>・「テレビ電話」と「高音質電話」はセットでお申し込みいただくこととなり、どちらもご利用が可能となります。</p> |

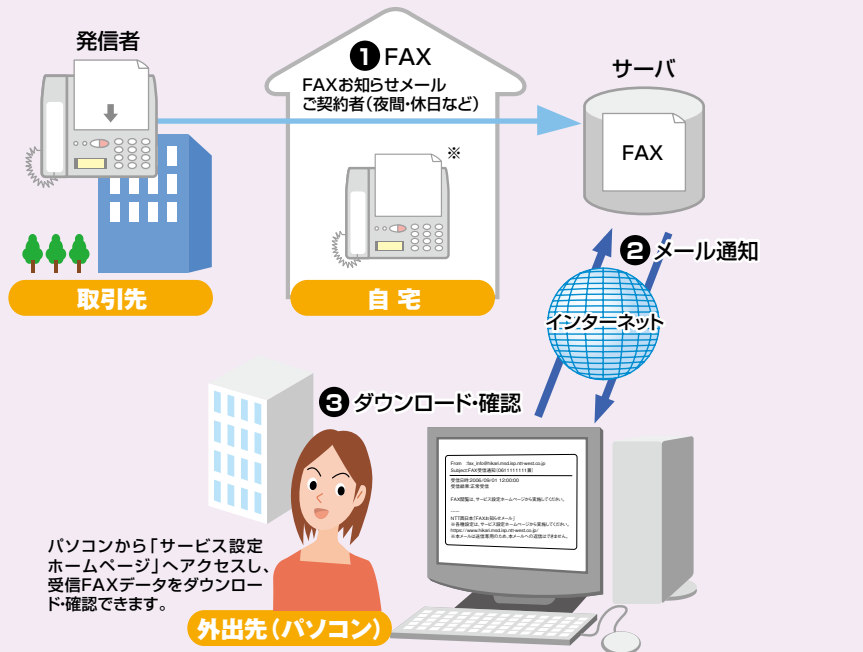
外出先からFAXを確認したい

FAXお知らせメール

★ダイヤル式の電話機からは設定できません。プッシュ(トーン)信号に切り替え可能な電話機については、プッシュ(トーン)信号に切り替えてご利用ください。プッシュ(トーン)信号に切り替える方法は本ガイドP.1「ひかり電話の「教えて」にお答えします。」をご覧ください。

FAXお知らせメール

外出中に自宅や会社にFAXが送信されても、
外出先のパソコンからFAXの内容を確認することができます。



ご利用にあたっては、
インターネット接続環境が必要となります。

電話番号ごとの契約になります

ボイスワープとの重畳契約はできません

FAXお知らせメール

月額利用料金 **100**円(税込**105**円) / 1電話番号ごと **工事費 2,000**円(税込**2,100**円)

★わかり電話申込時に付加サービスを同時申し込みされると上記、付加サービスの工事費が減額されます。詳しくは販売担当者におたずねください。

お申し込み・サービス内容に係わる
お問い合わせ先について



0120-116116 【受付時間】
午前9時～午後9時

携帯PHS OK

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

土曜・日曜・祝日も受付中(年末年始を除きます)。電話番号をお確かめのうえ、「0120」から正しくダイヤルしてください。

FAXお知らせメールとは


- 外出中に自宅や会社にFAXがあったことを、あらかじめ指定したパソコンや携帯電話のメールへお知らせし、パソコンからFAX内容を確認することができるサービスです。
- 着信情報をお知らせするメールアドレスは最大5件まで設定可能です。
- 受信したFAXは、当社のサーバで代行受信します。受信可能な容量は1契約につき10MB(A4判1枚80KBとした場合約125枚)です。
- 受信可能な用紙サイズはA4判、B4判です。
- FAXの内容を確認するには、ご利用のパソコンにTIFF形式の画像ファイルが閲覧可能なソフトウェアがインストールされている必要があります。

ご利用上の注意事項

- ボイスワープとの重畳契約はできません。
※ただし、各サービスをご契約いただく電話番号が異なる場合は、ご契約可能です。
- **ご利用にあたっては、インターネット接続環境が必要となります。**
- アクセスサービス「フレッツ・光マイタウン ファミリーライトタイプ」をご利用のお客さまにおいては、ISP接続機能未提供(インターネットへのアクセスが不可)のため、本回線から一部ご利用いただけない機能(サービス設定ホームページへの接続)があります。インターネットへのアクセスが可能なアクセス回線等からご利用いただく必要があります。
- 本サービスは、パソコン等からサービス設定ホームページへ接続し、FAX受信の「開始/停止」の設定ができます。設定が「開始」の状態の場合、電話の発信は可能ですが、本サービスをご契約いただいている電話番号への電話(音声)やFAXの着信はできません。(着信音が鳴りません。)
- 受信可能な用紙サイズはA4判・B4判です。それ以外で送信された場合、動作保証対象外となります。
- 1回の受信での最大受信枚数は98枚です。
- 受信したFAXはTIFF形式のデータに変換されます。画像閲覧ソフトは本サービスには付属しておりませんので、お客さまにてソフトウェアをご用意ください。Microsoft Windows®の標準閲覧ソフト「画像とFAXビューア」やMacintosh®「プレビュー」もご利用いただけます。
- 受信BOXの容量は10MB(例:A4判1枚80KBとした場合125枚程度 ※データ量は、受信したFAXにより異なります。)です。BOXの残量が無くなるとFAXの受信ができなくなりますので、ダウンロードしたFAXデータは、定期的に削除するようにしてください。
- ご契約いただいているFAXの着信電話番号とFAXお知らせメールの契約番号が同一の場合、FAXお知らせメールをご利用中(開始中)は、ご契約いただいているFAXは鳴動(着信)しません。また、FAXお知らせメールの契約電話番号への電話(音声)の着信もできません。
- 本サービスは、カラーFAXには対応していません。
- お知らせメールへの返信はできません。
- **本サービスを解約した際、受信データはすべて消去されます。本サービス解約前に必要に応じダウンロードしてください。**
- 本サービスの操作にて登録いただく個人情報については、お客さまの本人確認、電気通信サービスなどの提供、これらに関するお客さまへのご連絡、その他契約約款などに基づく契約内容の実施に必要な範囲内で利用いたします。また、新たな電気通信サービスなどの企画および開発、電気通信サービスなどの提供に必要な設備の管理および改善、その他NTT西日本の電気通信サービスなどに係る業務の実施に必要な範囲内で利用します。なお、お客さまとの電気通信サービスなどに係る契約が解除された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
また、本画面に記載などいただいた個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、NTT西日本の業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。また、NTT西日本の契約約款などの規定または個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。
- FAXお知らせメールと着信お知らせメールを重畳契約した場合、1つの着信に対して、2通のメール(FAXお知らせメールと着信お知らせメール)が送信されます。(着信お知らせメールであらかじめ指定した番号のみ、応答できなかった着信のみの設定をしている場合を除きます。)
- 本サービスでは、実際のFAXの送受信結果にかかわらず、発信者のFAXと代行受信するサーバの通信条件によっては、FAXの内容を確認できない場合があります。

はじめに!

設定パターンをご確認ください

フレッツ 光ネクストでご契約の場合 フレッツ 光ネクストをご契約のお客さまは、で各種設定を行ってください。

お客さまによって、FAXお知らせメールの各種設定パターンが異なります。ご利用前に、お客さまに該当する設定パターンをご確認いただき、正しい操作方法でご利用ください。

契約している回線から **06-6480-6430(有料)** をダイヤル。

★電話番号の認証を行うため、本サービスを契約している電話番号からダイヤルしてください。

このガイドンスで
ご確認ください!

ガイドンス

「仮パスワードの設定を行います。仮パスワードを設定する単位を選択します。回線単位に設定する場合は1、電話番号単位に設定する場合は2を入力してください。」

「お客さまのおかけになった電話番号は現在使われていないか、もしくは市外局番からおかけになる必要があります。番号をお確かめになってもう一度おかけ直してください。」

パターン
A


上記のガイドンスが流れるお客さまは、設定パターンAの「ご利用方法」(P.146~P.157)をご覧ください。

パターン
B

上記のガイドンスが流れるお客さまは、設定パターンBの「ご利用方法」(P.159~P.167)をご覧ください。

お客さまの設定パターンは _____ です。

ご確認いただいた設定パターンをお客さまにてご記入ください。

フレッツ 光ネクストでご契約の場合 フレッツ 光ネクストをご契約のお客さまは、で各種設定を行ってください。

はじめに!

お客さまによって、FAXお知らせメールの各種設定パターンが異なります。「設定パターンをご確認ください」(P.145)よりお客さまに該当する設定パターンをご確認いただき、正しい操作方法でご利用ください。

パターン
A ご利用方法

ひかり電話設定サイトについて

■ひかり電話設定サイトとは

ひかり電話設定サイトとは、パソコンなどからひかり電話/ひかり電話オフィスタイプの付加サービスである「着信お知らせメール」/「FAXお知らせメール」の各種設定や、「FAXお知らせメール」で受信したFAXの確認などができるサイトです。

■ログイン時の認証単位

ひかり電話設定サイトへ接続(ログイン)する時の認証方法には、「回線単位」で認証する方法と、「電話番号単位」で認証する方法があります。お客さまのご利用方法により、どちらかの認証方法をお選びいただけます。

| | |
|--------|--|
| 回線単位 | ご利用の回線で契約しているすべての「着信お知らせメール」/「FAXお知らせメール」の設定が可能です。 |
| 電話番号単位 | 該当の電話番号で契約している「着信お知らせメール」/「FAXお知らせメール」の設定が可能です。 |

<ご利用例>

契約番号：06-0000-1111...「着信お知らせメール」を契約
追加番号：06-0000-2222...「着信お知らせメール」と「FAXお知らせメール」を契約

回線単位で認証する場合

⇒06-0000-1111の「着信お知らせメール」および、06-0000-2222の「着信お知らせメール」「FAXお知らせメール」の設定が可能です。

電話番号単位で認証する場合

⇒06-0000-1111でログインした時は、06-0000-1111の「着信お知らせメール」の設定が可能です。
⇒06-0000-2222でログインした時は、06-0000-2222の「着信お知らせメール」と「FAXお知らせメール」の設定が可能です。

■ご利用手順

はじめてご利用になる場合は、仮パスワード設定を行ってから、ひかり電話設定サイトにログインしてください。2回目以降ご利用になる場合は、直接ひかり電話設定サイトにログインしてください。
※パスワードが無効になった場合、パスワードがわからなくなった場合には仮パスワードの設定を行う必要があります。

仮パスワード設定番号

06-6480-6430(有料)

●仮パスワード設定番号にダイヤルする時は、契約電話番号の認証を行うため、**契約している回線からダイヤルしてください**。それ以外の電話番号(携帯電話等)からダイヤルした場合は接続できません。また、仮パスワードの設定にはプッシュ信号送出機能付電話機が必要です。

●仮パスワード設定番号への通話料は有料(税込8.4円/3分)です。

サービス設定ホームページ

<https://www.hikari.ntt-west.net>

●ご利用の端末、ブラウザ等の条件により、正しく表示されない場合があります。

推奨OS:Windows®2000(日本語版)、Windows®XP(日本語版)
推奨ブラウザ:Internet Explorer®6.0.x

■パスワード

パスワードの有効期限は60日間です。60日間、パスワードの変更がなかった場合、ログイン時に新しくパスワードを設定する必要があります。なお、変更前と同様のパスワードは新しいパスワードとして設定できません。

1. 仮パスワードの設定

ここでは、ひかり電話設定サイト(<https://www.hikari.ntt-west.net>)に接続するために必要な仮パスワードの設定手順について説明します。仮パスワード設定番号へダイヤルする前に、あらかじめ仮パスワードを設定する認証単位を選択してください。(パスワードの認証単位についてはP.146を参照ください)

回線単位に設定する場合

1 契約回線から、仮パスワード設定番号06-6480-6430 (有料)へダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードの設定を行います。仮パスワードを設定する単位を選択します。回線単位に設定する場合は1、電話番号単位に設定する場合は2を入力してください。」

2 「1」をダイヤル

ガイダンス 「●●●番の仮パスワードの設定を行います。設定したい仮パスワードを入力してください。」

3 「仮パスワード」をダイヤル

注意 仮パスワードは、
8桁の数字を設定してください。

★無効な仮パスワードを入力した場合は、次のガイダンスが流れます。「入力された番号が正しくありません。もう一度押してください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

ガイダンス 「確認のためにもう一度仮パスワードを入力してください。」

4 「仮パスワード」をダイヤル

ガイダンス 「●●●番の仮パスワードの設定が完了しました。ご利用ありがとうございました。」

5 これで仮パスワードの設定は完了です。

★仮パスワードの有効期間は24時間です。設定後24時間以上経過すると無効となりますので、再度、同様の手順で仮パスワードを設定してください。

電話番号単位に設定する場合

1 契約回線から、仮パスワード設定番号06-6480-6430 (有料)へダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードの設定を行います。仮パスワードを設定する単位を選択します。回線単位に設定する場合は1、電話番号単位に設定する場合は2を入力してください。」

2 「2」をダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードを設定する電話番号を市外局番から入力し、最後に#を押してください。」

3 「本サービスを契約している電話番号」+「#」をダイヤル

★本サービスを契約している電話番号以外をダイヤルした場合は次のガイダンスが流れます。「入力された番号が正しくありません。もう一度押してください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

ガイダンス 「●●●番の仮パスワードの設定を行います。設定したい仮パスワードを入力してください。」

4 「仮パスワード」をダイヤル

注意 仮パスワードは、
8桁の数字を設定してください。

★無効な仮パスワードを入力した場合は、次のガイダンスが流れます。「入力された番号が正しくありません。もう一度押してください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、一度電話を切り、手順1からやり直してください。

ガイダンス 「確認のためにもう一度仮パスワードを入力してください。」

5 「仮パスワード」をダイヤル

ガイダンス 「●●●番の仮パスワードの設定が完了しました。ご利用ありがとうございました。」

6 これで仮パスワードの設定は完了です。

★仮パスワードの有効期間は24時間です。設定後24時間以上経過すると無効となりますので、再度、同様の手順で仮パスワードを設定してください。

2. サービス設定ホームページへ接続

ここでは、パソコン等からサービス設定ホームページへ接続する手順について説明します。
(はじめて接続する場合は、前頁で設定した仮パスワードを利用して接続します)

- 1** パソコン、携帯電話等から
「<https://www.hikari.ntt-west.net>」に接続します。

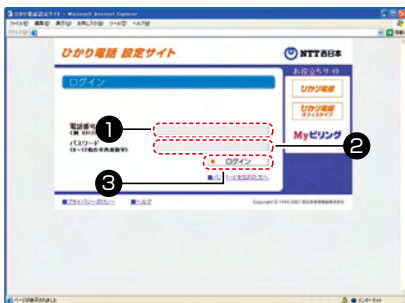
★ご利用の端末、ブラウザ等の条件により、正しく画面が表示されない場合があります。

- 2** 「ログイン」をクリックします。



- 3** 「電話番号」「パスワード」を入力します。

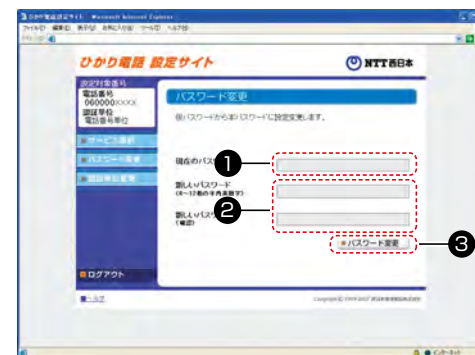
- ① 「本サービスを契約している電話番号(ハイフンなし)」を半角で入力します。
- ② 「パスワード(はじめて接続する場合は仮パスワード)」を半角で入力します。
- ③ 「ログイン」をクリックします。



- ★仮パスワードでログインする際には、3回連続で間違えると、仮パスワードが無効となります。
- ★パスワードの入力を10回連続して間違えると、パスワードが無効となります。
- ★仮パスワード設定後24時間以上経過した場合は、仮パスワードが無効となります。
- ★パスワード、仮パスワードが無効となった場合、または忘れてしまった場合等には、再度、P.147の手順にそって仮パスワードを設定してください。

- 4** 仮パスワードで接続した場合またはパスワードの有効期限が切れた場合は、
パスワードの変更が必要です。

- ① 現在のパスワードを入力する欄に、仮パスワードの場合は「仮パスワード」、有効期限切れの場合は現在ご利用中の「パスワード」を入力します。
- ② 新しいパスワードを入力する欄に、今後接続する時に使用する「パスワード(8~12桁の半角英数字)」を2回入力します。
- ③ 「パスワード変更」をクリックします。



★現在のパスワードと同一のパスワードを新しいパスワードに設定することはできません。

- ★ご利用の端末・ブラウザなどの条件によりサービス設定ホームページの画面が正しく表示されない場合があります。
(推奨動作環境 OS : Windows®2000(日本語版)、Windows®XP(日本語版)、ブラウザ : InternetExplorer®6.0.x)
- ★サービス設定ホームページへの接続は、SSLによって暗号化されています。
- ★サービス設定ホームページは、フレッツフォン、携帯電話等からも接続、設定が可能です。
- ★サービス設定ホームページへアクセスする際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。
- ★新しいパスワードは、8桁~12桁の英数字で設定してください。ただし、数字のみの設定はできません。また、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくい値を設定し、定期的に変更するようにしてください。
- ★パスワードの有効期限は60日間です。60日間、パスワードの変更がなかった場合、ログイン時に新しくパスワードを設定する必要があります。なお、変更前と同様のパスワードは新しいパスワードとして設定できません。
- ★パスワード、仮パスワードが無効となった場合、または忘れてしまった場合等には、再度、P.147の手順にそって仮パスワードを設定してください。
- ★パスワードの入力を連続10回繰り返すと、パスワードは使用できなくなります。仮パスワードの設定からやり直してください。
- ★ログイン状態で、認証単位が「電話番号単位」で30分間何も操作しなかった場合、または、「回線単位」で10分間何もしなかった場合、自動的にログアウトされます。設定作業を続ける場合には、再度ログインする必要があります。

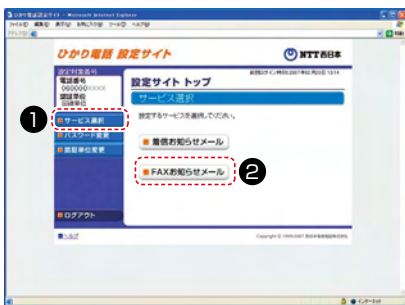
3.FAXお知らせメールの設定

ここでは、FAXお知らせメールの設定方法について説明します。FAXお知らせメールでは次の設定が可能です。

- サービス開始/停止……………サービスの開始または停止の設定を行います。
- 送信先メールアドレス設定……………FAXお知らせメールを送信するメールアドレスを登録、確認します。
- 受信FAX内容確認……………受信したFAXのダウンロード、および受信日時などを確認します。

FAXお知らせメールサービスを選択

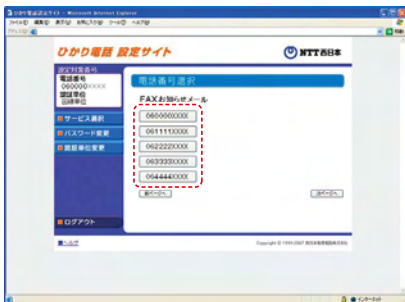
- 1 「サービス選択」をクリックします。
- 2 「FAXお知らせメール」をクリックします。



認証単位が回線単位、かつ同一回線内で複数契約されている場合には以下の操作が必要です。

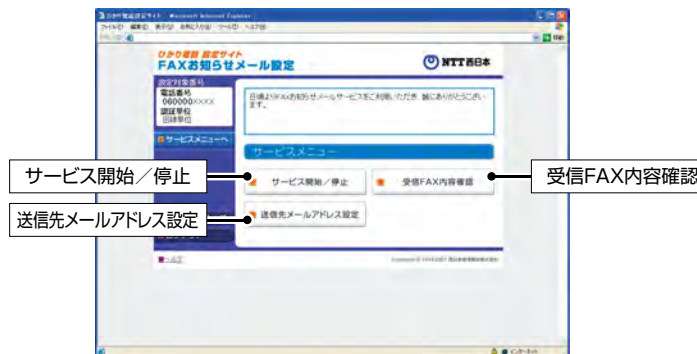
- 2 設定する電話番号をクリックします。

★認証単位が番号単位の場合には必要ありません。



サービスメニュー

設定する項目をクリックします。



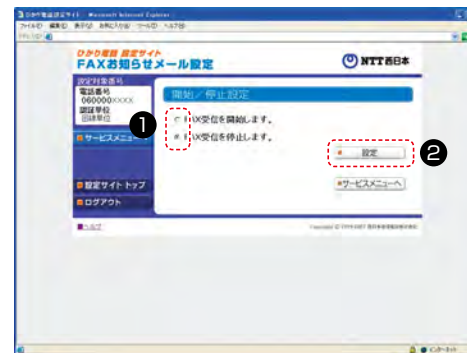
サービス開始/停止

サービスの開始または停止の設定を行います。

- 1 「開始」または「停止」を選択します。
- 2 「設定」ボタンをクリックします。

★本サービスを「開始」するには、あらかじめ「送信先メールアドレス設定」が必要です。

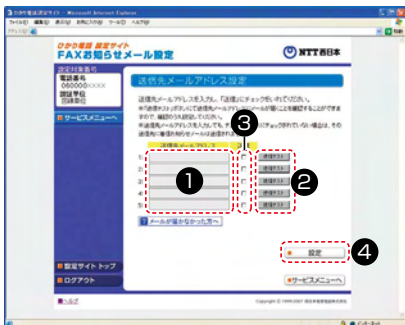
★「送信先メールアドレス設定」を行っていない場合、サービスの「開始」をしてもエラーが表示されます。



送信先メールアドレス設定

1 FAXお知らせメールの送信先メールアドレスを登録、確認します。
送信先は5カ所まで設定可能です。

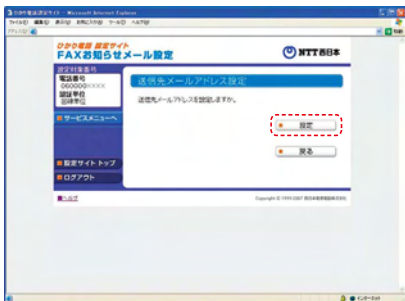
- 1 FAXお知らせメールの送信先メールアドレスを入力します。
 - 2 「送信テスト」ボタンをクリックし、正しくメールが届くことを確認します。
 - 3 FAXお知らせメールを送信したいメールアドレスの「送信」欄にチェックを入れます。
- ★メールアドレス登録の際、必ず「テストメール送信」を行ってください。
- ★送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知されるおそれがあります。
- 4 「設定」ボタンをクリックします。



★送信先メールアドレスとして設定できる文字は以下のとおりです。
[0~9][a~z][A~Z][-@_!\$%'+*/?^#]

★メールの受信制限をされている場合は受信できません。
受信拒否設定を解除する、もしくは「hikari.ntt-west.net」を受信指定ドメインとして設定してください。

2 「設定」ボタンをクリックします。



★メールの受信制限をされている場合は受信できません。受信拒否設定を解除する、もしくは「hikari.msd.isp.ntt-west.co.jp」を受信指定ドメインとして設定してください。

★送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知されるおそれがあります。メールアドレス登録の際、必ず「テストメール送信」を行ってください。

★送信先メールアドレスの登録誤りやメールサーバの不具合等により、お知らせメールが送信されない場合や届くまでにしばらく時間がかかる場合があります。

★通知メールを受信する際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。

4.FAX確認方法

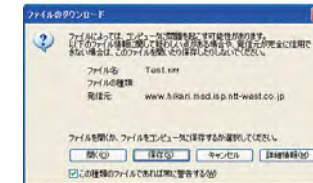
ここでは、受信したFAXの確認の手順について説明します。

1 メインメニューで「受信FAX内容確認」をクリックします。



2 「見る」をクリックして受信FAXをダウンロードし、
画像閲覧ソフトにて閲覧します。

★受信したFAXはTIFF形式のデータに変換されます。対応のソフトで閲覧ください。



以下のソフトウェアなどをご利用ください。

Windows[®] XPに標準でインストールされている「画像とFAXビューア」
Mac OS Xに標準でインストールされている「プレビュー」
Windows Vista[®]に標準でインストールされている「フォトギャラリー」など

3 受信FAXを削除します。

- 受信したFAXを削除する場合は、「削除」欄にチェックを入れます。
- 「選択削除」ボタンをクリックします。

★受信BOXの容量は10MBです。BOXの残量が無くなるとFAXの受信ができなくなりますので、定期的な削除するようにしてください。



■FAXの受信をお知らせするメールのイメージは以下のとおりです。

受信日時:2009/00/00 00:00:00
 発信電話番号:0612345678
 受信結果:正常受信
 受信FAX枚数[枚]:2
 使用容量/受信BOX容量[KB]:2330/10240

受信したFAXは、ひかり電話設定サイトで閲覧できます。

NTT西日本「FAXお知らせメール」
 ※各種設定は、ひかり電話設定サイトから行ってください。
<https://www.hikari.ntt-west.net>
 ※本メールは送信専用のため返信できません。

パソコンイメージ

受信日時:2009/00/00 00:00:00
 発信電話番号:0612345678
 受信結果:正常受信
 受信FAX枚数[枚]:2
 使用容量/受信BOX容量 [KB]:2330/10240

受信したFAXは、ひかり電話設定サイトで閲覧できます。

NTT西日本「FAXお知らせメール」
 ※各種設定は、ひかり電話設定サイトから行ってください。
<https://www.hikari.ntt-west.net>
 ※本メールは送信専用のため返信できません。

携帯電話イメージ

★受信結果は、以下のいずれか表示します。

「正常受信」
 正常にFAXの受信できた場合

「受信エラー(受信BOX残容量なし)」
 FAX受信BOXの残容量不足のため、受信できなかった場合

「受信エラー」
 FAX受信BOX残容量不足以外の理由で受信できなかった場合(音声通話着信の場合など)

5.その他設定

ここでは、その他の設定手順について説明します。

- パスワード変更.....接続する時のパスワードを変更します。
- 認証単位変更.....認証単位(回線単位⇄電話番号単位)を変更します。

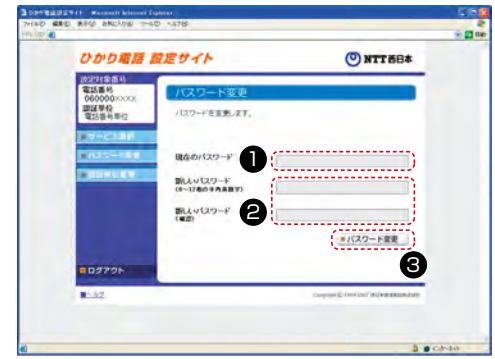
設定サイトトップ画面

設定する項目をクリックします。



パスワード変更

- 現在のパスワードを入力する欄に、「パスワード」を入力します。
- 新しいパスワードを入力する欄2か所に、今後接続する時に使用する「パスワード(8~12桁の半角英数字)」を入力します。
- 「パスワード変更」をクリックします。



はじめに!

お客様によって、FAXお知らせメールの各種設定パターンが異なります。
「設定パターンをご確認ください」(P.145)よりお客様に該当する設定パターンをご確認いただき、正しい操作方法でご利用ください。

ご利用方法

仮パスワード設定番号・サービス設定ホームページについて

仮パスワード設定番号

072-242-7142(有料)

- 仮パスワード設定番号にダイヤルする時は、契約電話番号の認証を行うため、**本サービスを契約している電話番号(もしくは認証用番号)からダイヤルしてください。**それ以外の電話番号(携帯電話等)からダイヤルした場合は接続できません。また、仮パスワードの設定にはプッシュ信号送出機能付電話機が必要です。
- 追加番号をご契約いただいている場合は、ひかり電話対応機器の各ポートに設定してある「発信電話番号」でダイヤルされますので、本サービスを契約している電話番号と同じ電話番号を「発信電話番号」に設定する必要があります。
- 仮パスワード設定番号への通話料は有料(税込8.4円/3分)です。

サービス設定ホームページ

<https://www.hikari.msd.isp.ntt-west.co.jp>

- ご利用の端末、ブラウザ等の条件により、正しく表示されない場合があります。

推奨OS : Windows®2000(日本語版)、Windows®XP(日本語版)
 推奨ブラウザ : Internet Explorer®6.0.x

1. 仮パスワードの設定

「FAXお知らせメール」は、パソコン等からサービス設定ホームページ(<https://www.hikari.msd.isp.ntt-west.co.jp>)へ接続し、サービスの設定を行うことで、ご利用いただけます。ここでは、サービス設定ホームページへ接続するために必要な仮パスワードの設定手順について説明します。

1 本サービスを契約している電話番号*から、仮パスワード設定番号072-242-7142(有料)へダイヤル

*追加番号契約がある場合、あらかじめ認証用番号としてお申し出いただいた電話番号からのダイヤルも可能です。

★電話番号の認証を行うため、本サービスを契約している電話番号から仮パスワード設定番号にダイヤルしてください。

ガイダンス 「着信お知らせメールもしくはFAXお知らせメールの設定を行います。着信お知らせメールの仮パスワードを設定するには数字の0を、FAXお知らせメールの仮パスワードを設定するには数字の1を押して、最後に#を押してください。」

2 「1」+「#」をダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードを設定する契約電話番号を市外局番から入力し、最後に#を押してください。」

3 「本サービスを契約している電話番号」+「#」をダイヤル

★本サービスを契約している電話番号以外をダイヤルした場合は、次のガイダンスが流れます。「入力番号が無効です。もう一度入力してください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、手順1からのやり直しが必要です。

ガイダンス 「仮パスワードの設定を行います。「*」を含む8桁の仮パスワードを入力し、最後に#を押してください。」

4 「仮パスワード」+「#」をダイヤル

注意 仮パスワードは、「*」を含む8桁の数字を設定してください。(すべて「*」は設定できません)

★無効な仮パスワードを入力した場合は、次のガイダンスが流れます。「入力番号が無効です。もう一度入力してください。」なお、3回誤ってダイヤルした場合は、手順1からのやり直しが必要です。

ガイダンス 「確認のためにもう一度仮パスワードを入力し、最後に#を押してください。」

5 「仮パスワード」+「#」をダイヤル

ガイダンス 「仮パスワードの設定が完了しました。ご利用ありがとうございました。」

6 これで仮パスワードの設定は完了です。

★仮パスワードの有効期間は24時間です。設定後24時間以上経過すると無効となりますので再度、同様の手順で仮パスワードを設定してください。

2. サービス設定ホームページへ接続

ここでは、パソコン等からサービス設定ホームページへ接続する手順について説明します。
(はじめて接続する場合は、前頁で設定した仮パスワードを利用して接続します)

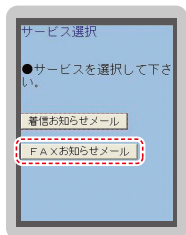
- 1 パソコン、携帯電話等から
「<https://www.hikari.msd.isp.ntt-west.co.jp>」に接続します。

★ご利用の端末、ブラウザ等の条件により、正しく画面が表示されない場合があります。

- 2 「FAXお知らせメール」をクリックします。

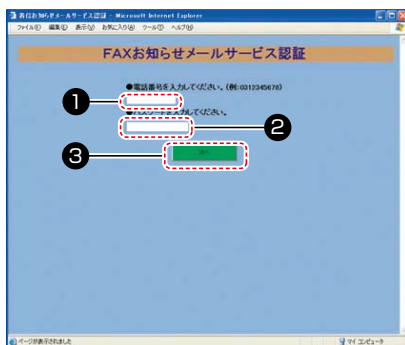


携帯電話イメージ

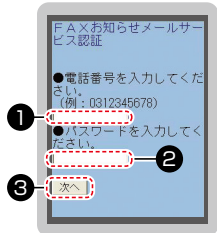


- 3 「電話番号」「パスワード」を入力します。

- ① 「本サービスを契約している電話番号」を半角で入力します。
- ② 「パスワード(はじめて接続する場合は仮パスワード)」を半角で入力します。
- ③ 「次へ」をクリックします。



携帯電話イメージ



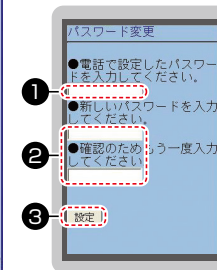
- ★パスワードの入力を10回連続して間違えると、パスワードが無効となります。
- ★仮パスワード設定後24時間以上経過した場合は、仮パスワードが無効となります。
- ★パスワード、仮パスワードが無効となった場合、または忘れてしまった場合等には、再度、P.159の手順にそって仮パスワードを設定してください。

- 4 仮パスワードで接続した場合は、パスワードの変更が必要です。

- ① 現在のパスワードを入力する欄に、「仮パスワード」を入力します。
- ② 新しいパスワードを入力する欄に、今後接続する時に使用する「パスワード(4~8桁の半角英数字)」を2回入力します。
- ③ 「設定」をクリックします。



携帯電話イメージ



★パスワードは4桁~8桁の半角英数字で設定してください。数字のみの設定はできません。なお、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくいパスワードを設定し、定期的に変更するようにしてください。

- ★ご利用の端末、ブラウザなどの条件によりサービス設定ホームページの画面が正しく表示されない場合があります。
(推奨動作環境 OS : Windows®2000(日本語版)、Windows®XP(日本語版)、ブラウザ : Internet Explorer®6.0.x)
- ★サービス設定ホームページへの接続は、SSLによって暗号化されています。
- ★サービス設定ホームページは、フレッツフォン、携帯電話等からも接続、設定が可能です。
- ★サービス設定ホームページへアクセスする際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。
- ★パスワードは、4桁~8桁の英数字で設定してください。ただし、数字のみの設定はできません。また、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくい値を設定し、定期的に変更するようにしてください。
- ★パスワード、仮パスワードが無効となった場合、または忘れてしまった場合等には、再度、P.159の手順にそって仮パスワードを設定してください。
- ★パスワードの入力を連続10回誤ると、パスワードは使用できなくなります。仮パスワードの設定からやり直してください。
- ★ログイン状態で、30分間何も操作しなかった場合には、自動的にログアウトされます。設定作業を続ける場合には、再度ログインする必要があります。

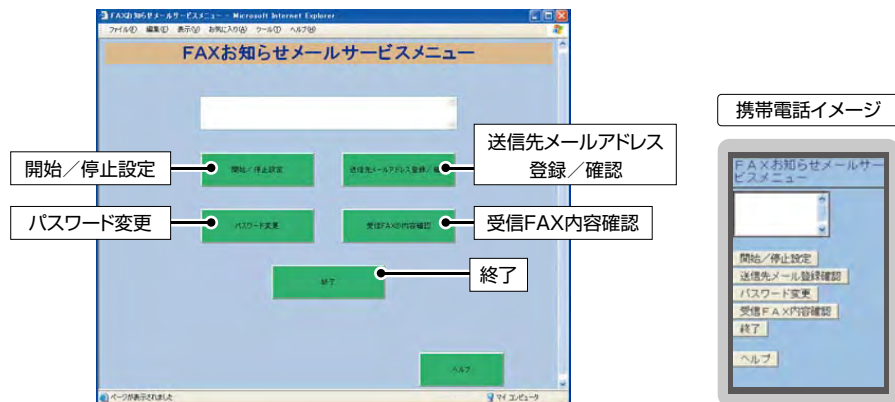
3.FAXお知らせメールの設定

ここでは、FAXお知らせメールの設定方法について説明します。FAXお知らせメールでは次の3項目の設定が可能です。

- 開始/停止設定 サービスの開始または停止の設定を行います。
- 送信先メールアドレス登録/確認 FAXお知らせメールを送信するメールアドレスを登録、確認します。
- パスワード変更 接続する時のパスワードを変更します。

メインメニュー

設定する項目をクリックします。



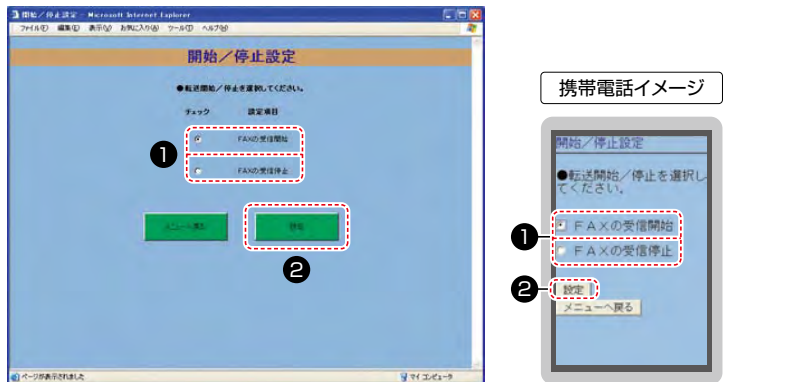
開始/停止設定

サービスの開始または停止の設定を行います。

- ① 「開始」または「停止」を選択します。
- ② 「設定」ボタンをクリックします。

★本サービスを「開始」するには、あらかじめ「送信先メールアドレス登録/確認」が必要です。

★「送信先メールアドレス登録/確認」を行っていない場合、サービスの「開始」をしてもエラーが表示されます。



送信先メールアドレス登録/確認

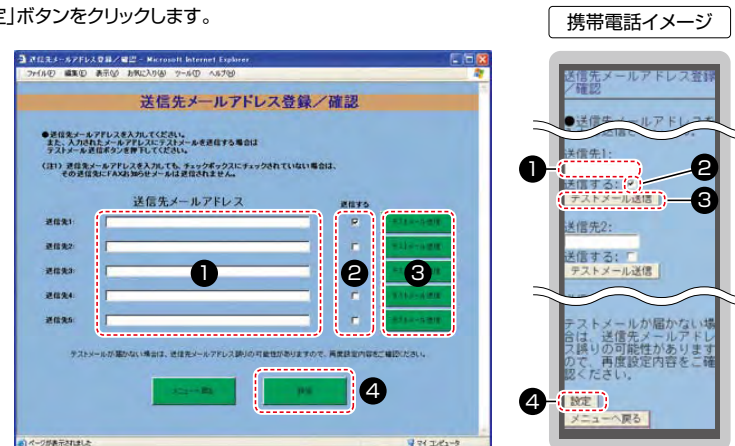
FAXお知らせメールを送信するメールアドレスを登録、確認します。送信先は5カ所まで登録可能です。

- ① FAXお知らせメールの送信先メールアドレスを入力します。
- ② 登録したメールアドレスへFAXお知らせメールを送信する場合は、「送信する」欄にチェックを入れます。
- ③ 「テストメール送信」ボタンをクリックし、正しくメールが届くことを確認します。

★メールアドレス登録の際、必ず「テストメール送信」を行ってください。

★送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知されるおそれがあります。

- ④ 「設定」ボタンをクリックします。

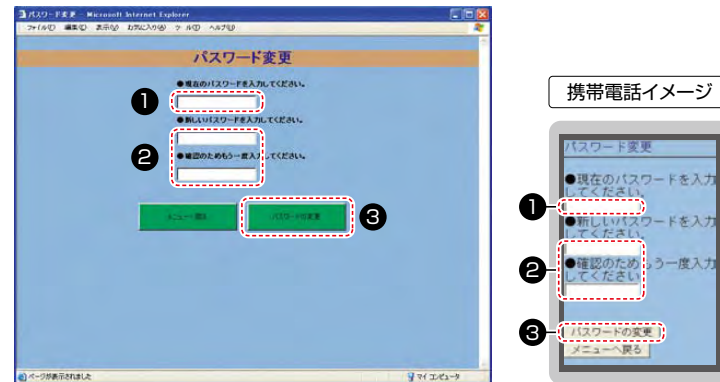


パスワード変更

接続する時のパスワードを変更します。

- ① 現在のパスワードを入力します。
- ② 新しいパスワードを2回入力します。
- ③ 「パスワードの変更」をクリックします。

★パスワードは4桁～8桁の英数字で設定してください。数字のみの設定はできません。なお、不正アクセスを防止するため、他人が推測しにくいパスワードを設定し、定期的に変更するようにしてください。

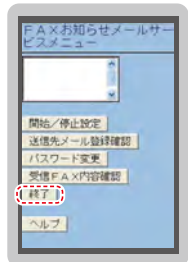


設定の終了

サービスの設定を終了します。
設定を終了する場合は「終了」ボタンをクリックします。



携帯電話イメージ



- ★メールの受信制限をされている場合は受信できません。受信拒否設定を解除する、もしくは「hikari.msd.isp.ntt-west.co.jp」を受信指定ドメインとして設定してください。
- ★送信先メールアドレスの登録を誤った場合、第三者に着信情報が通知されるおそれがあります。メールアドレス登録の際、必ず「テストメール送信」を行ってください。
- ★送信先メールアドレスの登録誤りやメールサーバの不具合等により、お知らせメールが送信されない場合や届くまでにしばらく時間がかかる場合があります。
- ★通知メールを受信する際、ご利用の通信サービスにより、通信料、パケット通信料等がかかる場合があります。

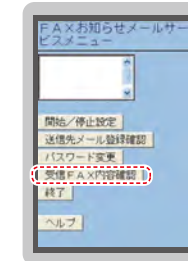
4.FAX確認方法

ここでは、受信したFAXの確認の手順について説明します。

1 メインメニューで「受信FAXの内容確認」をクリックします。



携帯電話イメージ

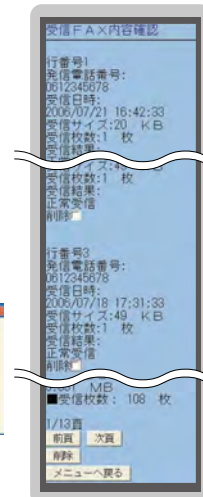


2 「見る」をクリックしてダウンロードし、画像閲覧ソフトにて閲覧します。

★受信したFAXはTIFF形式のデータに変換されます。対応のソフトで閲覧ください。



携帯電話イメージ



以下のソフトウェアなどをご利用ください。

- Windows® XPに標準でインストールされている「画像とFAXビューア」
- Mac OS Xに標準でインストールされている「プレビュー」
- Windows Vista®に標準でインストールされている「フォトギャラリー」など

★携帯電話ではFAXの内容を画像で閲覧することはできません。

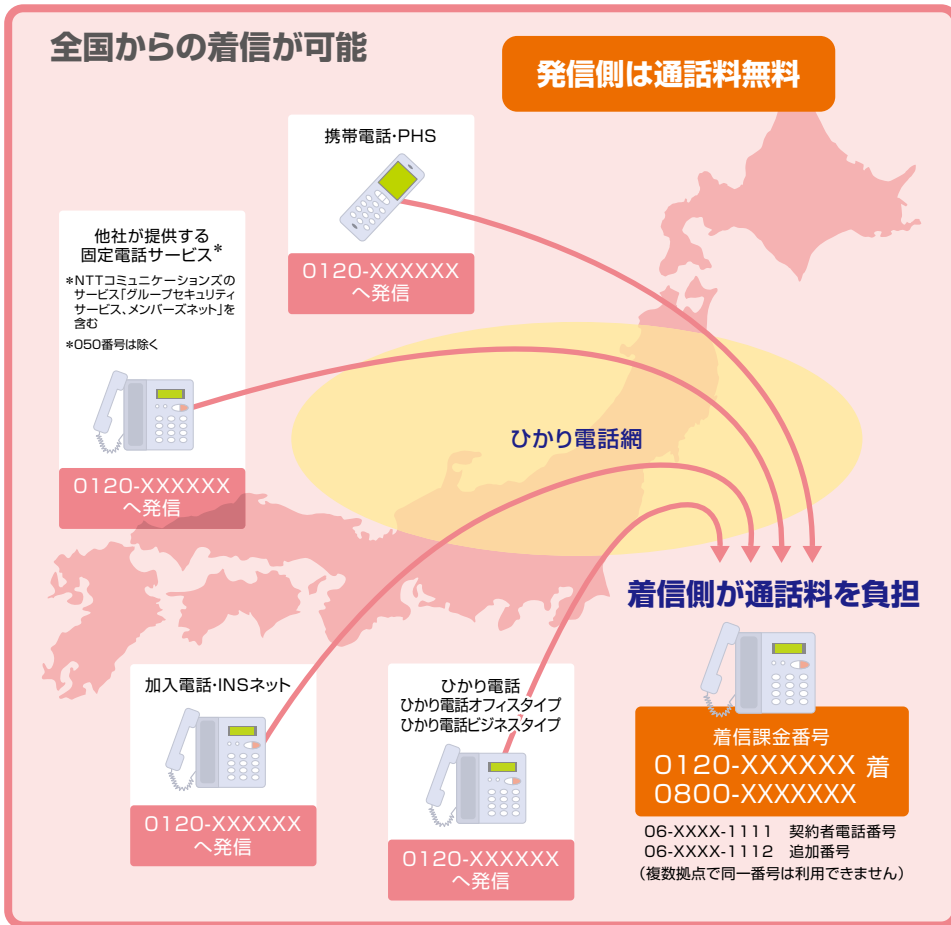
かかってきた通話の料金を着信側で負担する

フリーアクセス・ ひかりワイド／ 特定番号通知サービス

★特定番号通知サービスはダイヤル式の電話機からは設定できません。プッシュ(トーン)信号に切り替え可能な電話機については、プッシュ(トーン)信号に切り替えてご利用ください。
プッシュ(トーン)信号に切り替える方法は本ガイドP.1「ひかり電話の「教えて」にお答えします。」をご覧ください。

フリーアクセス・ひかりワイド / 特定番号通知サービス

「0120」で始まる10桁番号、「0800」で始まる11桁番号を利用し、かかってきた通話の料金を着信側で負担するサービスです。
 (フリーアクセス・ひかりワイドのサービスの詳細については、「フリーアクセス・ひかりワイドご利用ガイド」を参照してください。)



着信課金番号ごとのご契約になります

フリーアクセス・ひかりワイド

月額利用料金 基本機能 **1,000円(税込1,050円)** / 1着信課金番号ごと

★「フリーアクセス・ひかりワイド」のご利用には、上記料金に加え、1電話番号ごとにユニバーサルサービス料8.4円/月(税込)が必要となります。(ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するために負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)による番号単価の変更にあわせて見直します。)

フリーアクセス・ひかりワイドとは

- 「0120」または「0800」で始まる番号への発信通話料金を着信側で負担いただくサービスです。
- 1着信課金番号あたりの契約者電話番号 / 追加番号数は最大5番号です。
- 1契約者電話番号 / 追加番号あたりの同時接続数は最大2です。
- 他事業者が提供する着信課金サービスでお客さまが利用している「0120」または「0800」で始まる番号を、着信課金番号ポータビリティにより、フリーアクセス・ひかりワイドとして引き続きご利用いただけます。

月額利用料金

| 機能名 | 内容 | 単位 | 月額利用料金 | |
|--------------|--|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 基本機能 | 下記の回線から、フリーアクセス・ひかりワイド番号(「0120」または「0800」で始まる番号)への発信通話料金を着信側で負担いただくサービス ○固定電話 ・ NTT東日本および西日本の加入電話、INSネット、ひかり電話、ひかり電話オフィスタイプ、ひかり電話ビジネスタイプ ・ CATV等の他事業者直収電話* ○携帯電話・自動車電話 ○PHS ○公衆電話 *一部事業者を除きます。 | 1着信課金番号ごと | 1,000円 (税込 1,050円) | |
| | 発信地域指定 | あらかじめ着信先への発信地域を指定できるサービス | 1着信課金番号ごと | 無料 |
| フリーアクセスガイダンス | 通話開始前に、発信者および着信者に、フリーアクセス・ひかりワイド番号での通話であること等を音声ガイダンスでお知らせするサービス | 1着信課金番号ごと | (上記基本機能料金に含まれます) | |
| 追加機能 | 発信地域振分機能 | 1つのフリーアクセス・ひかりワイド番号にかかってきた電話を、発信地域ごとに、あらかじめご指定いただいた同一契約者回線内の別の電話番号へ接続するサービス | 1着信課金番号ごと | 350円 (税込 367.5円) |
| | 話中時迂回機能 | 着信先が通話中のとき、あらかじめご指定いただいた同一契約者回線内の別の電話番号へ迂回して接続するサービス | 1迂回グループごと | 800円 (税込 840円) |
| | 着信振分接続機能 | フリーアクセス・ひかりワイド番号にかかってきた電話を、あらかじめご指定いただいた比率で、自動的に同一契約者回線内の複数の電話番号に分配して接続するサービス | 1振分グループごと | 700円 (税込 735円) |
| | 受付先変更機能 | 営業時間外にかかってきた電話を、あらかじめ登録した時間になると、ご指定いただいた同一契約者回線内の別の電話番号へ自動的に接続するサービス | 1受付先変更元電話番号ごと | 1,000円 (税込 1,050円) |
| | 時間外案内機能 | 営業時間外にかかってきた電話に対し、受付時間外であることをお知らせするサービス | 1電話番号ごと | 650円 (税込 682.5円) |
| | カスタムコントロール | 利用状況の照会やオプション機能の設定・変更をお客さま自身でリアルタイムに行うことができるサービス | 1着信課金番号ごと | 無料 |
| | 特定番号通知サービス | 電話をかけた相手の方に、フリーアクセス・ひかりワイド番号を通知するサービス | 1電話番号ごと | 100円 (税込 105円) |

★別途、ひかり電話の基本料金、通話料金などのご利用料金が必要となります。
 ★「フリーアクセス・ひかりワイド」のご利用には、上記料金に加え、1電話番号ごとにユニバーサルサービス料8.4円/月(税込)が必要となります。(ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(加入電話、公衆電話、緊急通報)の提供を確保するために負担いただく料金です。ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)が定める1電話番号あたりの費用(番号単価)と同額であり、ユニバーサルサービス支援機関(社団法人電気通信事業者協会)による番号単価の変更にあわせて見直します。)

通話料金について

| 区 分 | | 通 話 料 金 |
|-----------------------------------|--------------------|----------------------|
| 加入電話・INSネット・ひかり電話・CATV等の他事業者直収電話発 | 県内 | 8円/3分(税込8.4円/3分) |
| | 県間 | |
| 携帯電話発* | グループ1-A | 16円/1分(税込16.8円/1分) |
| | グループ1-B | 18円/1分(税込18.9円/1分) |
| PHS発 | 区域内 | 10円/60秒(税込10.5円/60秒) |
| | ～160kmまで | 10円/45秒(税込10.5円/45秒) |
| | 160km超 | 10円/36秒(税込10.5円/36秒) |
| | 上記の通話料金のほかに通信1回ごとに | 10円(税込10.5円) |
| 公衆電話発 | 県内 | 20円/1分(税込21円/1分) |
| | 県間 | 30円/1分(税込31.5円/1分) |

* 接続する事業者様名は以下のとおりです。

| 区 分 | 弊社と接続する事業者様名 |
|---------|--------------------------------------|
| グループ1-A | 株式会社エヌ・ティ・ティ・コム、イーモバイル株式会社 |
| グループ1-B | 沖縄セルラー電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社 |

工事費について

| 区 分 | | 単 位 | 料 金 |
|-------------|--------------------------------|-----------------------|---|
| 基本工事費 | | 1工事ごと | 1,000円 (税込1,050円) |
| 交換機等 工事費 | 着信課金機能 (フリーアクセス・ ひかりワイド) | 基本機能の利用開始 または内容の変更 | 1着信課金番号ごと 1,000円 (税込1,050円) |
| | | 追加機能の利用開始 または内容の変更 | 1着信課金番号につき 1追加機能ごと 1,000円 (税込1,050円) |
| | 特定番号 通知サービス | 機能の利用開始 または内容の変更 | 1電話番号ごと 1,000円 (税込1,050円) |

★ひかり電話の工事やフリーアクセス・ひかりワイドの工事が同一設置場所住所において同時に行われる場合には、基本工事費は無料となります。

★ひかり電話を新規にご契約される場合には、別途ひかり電話の新設に関わる工事料金が必要となります。

ご利用上の注意事項

- 1契約者電話番号/追加番号に対して複数のフリーアクセス・ひかりワイドの契約はできません。
- 「050」から始まるIP電話および国際電話からの着信はできません。
- フリーアクセス・ひかりワイド番号において「0800」から始まる電話番号は1桁になります。(「0120」から始まる番号は10桁)
- 複数拠点共通番号機能はありません。(ひかり電話の同一契約者回線内での利用となります。)[発信地域振分機能][話中時迂回機能][着信振分接続機能][受付先変更機能]は同一契約者回線内での利用となります。
- 着信通話料の上限を設定することはできません。
- 回線が込み合い話中時の場合、ネットワーク上で保留させることはできません。
- ボイスワープの「話中時転送機能」で指定した転送先とフリーアクセス・ひかりワイドの「話中時迂回機能」で指定した迂回先が異なる場合、着信する電話番号が異なることがあります。
- FAXお知らせメールをご利用の際にFAX受信を「ON」とした場合、着信は音声も含めてすべてサーバで受信します。(契約者回線では受信しません。)
- フリーアクセスガイダンスと迷惑電話おことわりサービスおよびナンバー・リクエストを併用する場合、ガイダンスが重なって聞こえます。また、留守番電話機や電話/FAX兼用機等と併用する場合も注意が必要です。
- 発信地域指定を地域または県単位で指定する場合、携帯電話・PHSからの通話には注意が必要です。
- オリジナルのガイダンスを発信者に流すことはできません。
- 着信する電話が間違い電話・迷惑電話などの場合でも通話料はフリーアクセス・ひかりワイド契約者のご負担となります。
- ピンク電話からフリーアクセス・ひかりワイド番号へおかけになる場合は、ピンク電話ご契約者に鍵の操作をしていただく必要があります。鍵の操作なしでかけられた場合、着信側の声は発信側に聞こえますが、発信側の声は着信側に聞こえない状態になります。
- 他社が提供する固定電話サービスおよび他社IP電話との接続において接続対象事業者は以下のとおりです。
フュージョン・コミュニケーションズ(株)/KDDI(株)*1/ソフトバンクテレコム(株)/(株)UCOM/KVH(株)/(株)ジェイコム/ZIPテレコム(株)/九州通信ネットワーク(株)/(株)エネルギア・コミュニケーションズ/(株)STNet/中部テレコミュニケーション(株)*2/東北インテリジェント通信(株)*3/(株)ケイ・オプティコム/NTTコミュニケーションズ(株)

*1: 旧DDIの直収電話を除く

*2: 技術的な理由から、中部テレコミュニケーション(株)発信については発信側へ以下のガイダンスが聞こえません。

【対象ガイダンス】利用停止/一時中断/改番/廃番/時間外案内/接続規制

*3: IP電話発信は除く

特定番号通知サービス

ナンバー・ディスプレイを利用されている相手の方に対して、ひかり電話/ひかり電話オフィスタイプの電話番号ではなく、ご契約のフリーアクセス・ひかりワイド番号を通知する機能です。

- フリーアクセス・ひかりワイド番号の認知度が高まり、相手の方に安心して電話に出てもらったり、折り返し電話をかけてもらうことができます。
- 設定により、フリーアクセス・ひかりワイド番号を通知するか、一般の電話番号を通知するかの選択ができます。
電話機からの操作で交換機に「開始」「停止」の設定をします。
開始:フリーアクセス・ひかりワイド番号を通知 停止:一般の電話番号を通知(契約時は停止状態です)

電話機からの操作は以下のとおりです

| 操 作 番 号 | 機 能 |
|---------|---------|
| 135+1 | サービスの開始 |
| 135+0 | サービスの停止 |

1電話番号ごとのご契約となります。

フリーアクセス・ひかりワイドのサービスの詳細については、「フリーアクセス・ひかりワイドご利用ガイド」を参照してください。

ひかり電話の対応機器

フレッツ 光ネクストで
ご契約の場合

フレッツ・光プレミアム/
Bフレッツでご契約の場合

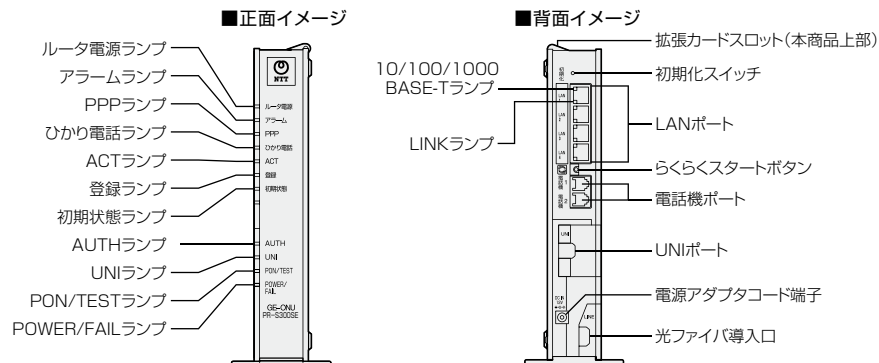
において

一部サービス内容や料金等が異なります。
異なる場合は、上記マークを入れております。

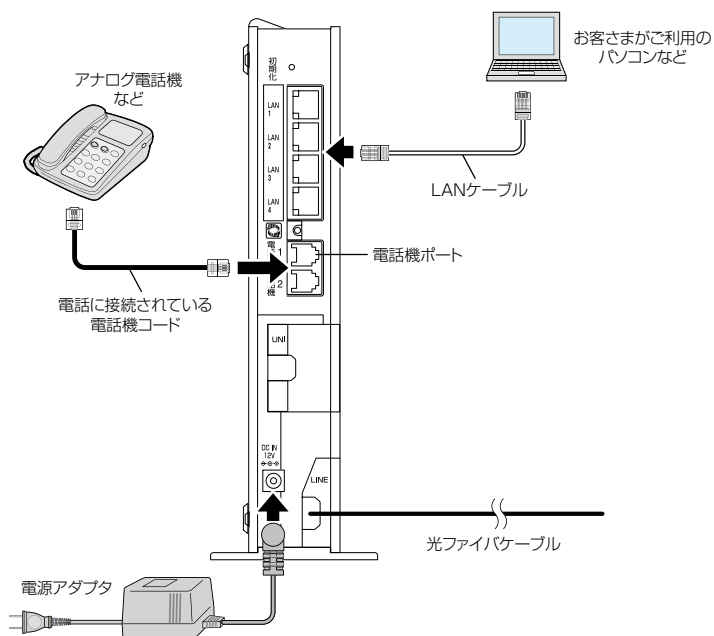
フレッツ 光ネクストで
ご契約の場合

1. ひかり電話対応機器 (PR-S300NE/SE) ONU一体型

ひかり電話対応機器概要 (PR-S300NE/SE)



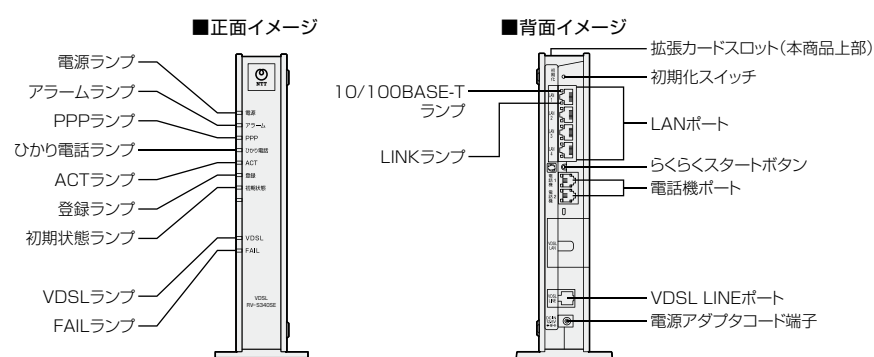
ひかり電話対応機器 (PR-S300NE/SE) 基本接続例



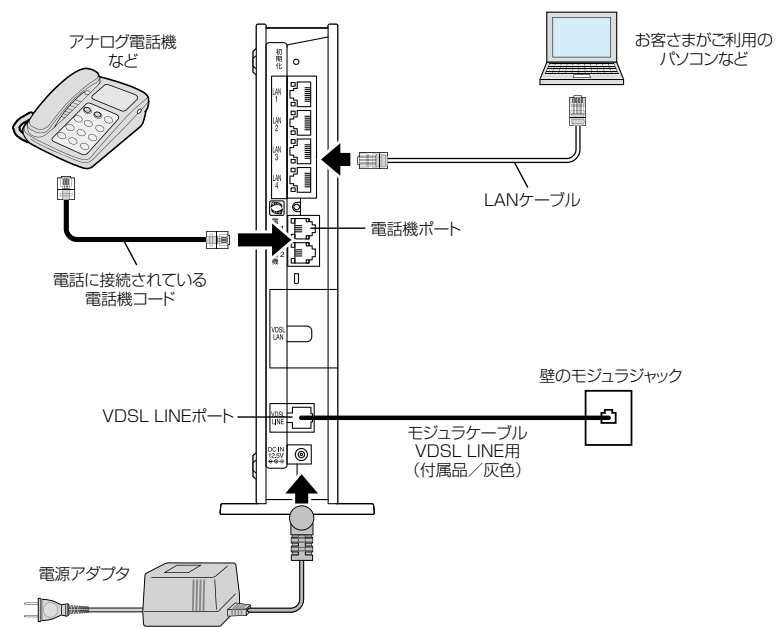
フレッツ 光ネクストで
ご契約の場合

2. ひかり電話対応機器 (RV-S340NE/SE) VDSL一体型

ひかり電話対応機器概要 (RV-S340NE/SE)



ひかり電話対応機器 (RV-S340NE/SE) 基本接続例

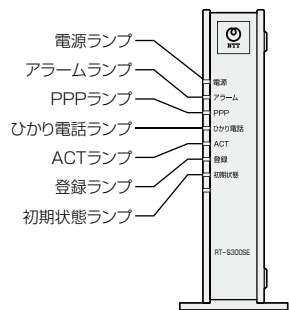


3.ひかり電話対応機器 (RT-S300NE/SE)

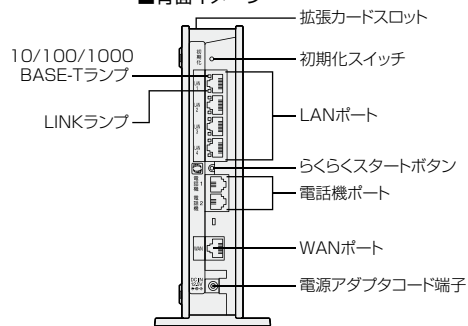
単体型

ひかり電話対応機器概要 (RT-S300NE/SE)

■正面イメージ

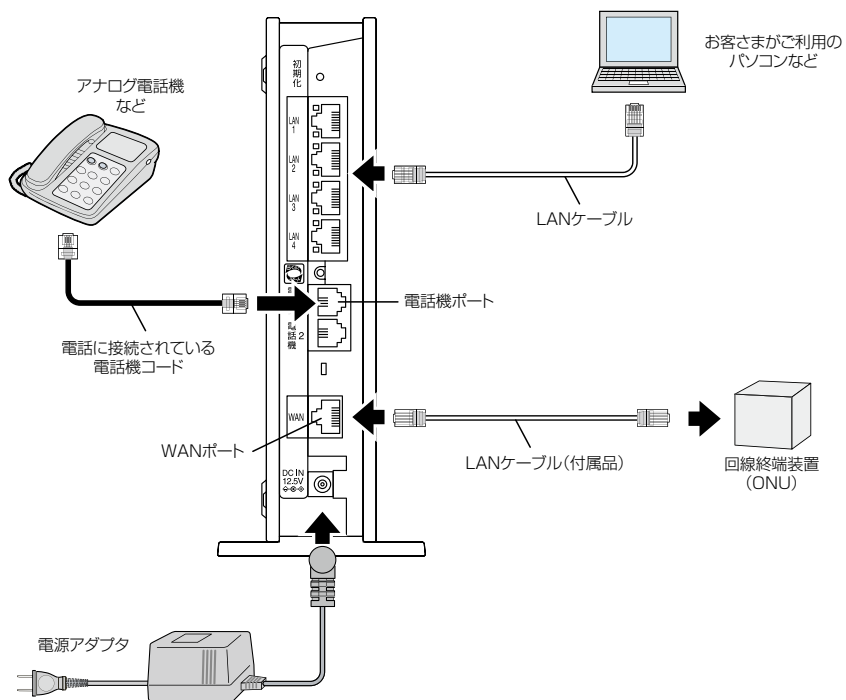


■背面イメージ



ひかり電話対応機器 (RT-S300NE/SE)

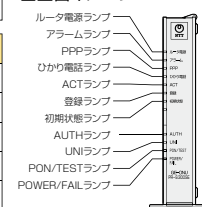
基本接続例



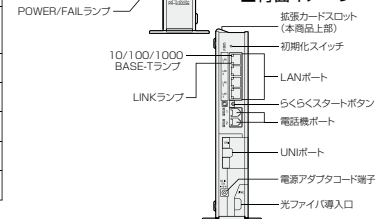
ひかり電話対応機器「PR-S300NE/SE」

| 機器名 | PR-S300NE/SE | |
|----------|---|---|
| 項目 | ハードウェア仕様 | |
| インターフェイス | LAN側 | 1000BASE-T/100BASE-TX / 10BASE-T ×1 オートネゴシエーション |
| | WAN側 | 1000BASE-T/100BASE-TX / 10BASE-T ×1 オートネゴシエーション |
| | LAN側 | 1000BASE-T/100BASE-TX / 10BASE-T ×4 オートネゴシエーション |
| | 電話機 | アナログ回線×2 |
| 無線拡張 | PC Card Standard (CardBus) スロット ※オプションの無線LANカードSC-32NE、SC-32SE、SC-32KI専用 | |
| | 設定方法 | Webブラウザによる設定 |
| 消費電力 | 最大27W (電源アダプタ含む) | |
| 動作環境 | 温度:0~40℃、湿度:30~85% (結露しないこと) | |
| 外形寸法 | 約40(W)×175(D)×240(H)mm (突起部を除く) | |
| 質量 | 約0.7kg以下 (電源アダプタ含まず) | |

■正面イメージ



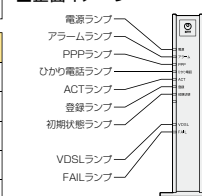
■背面イメージ



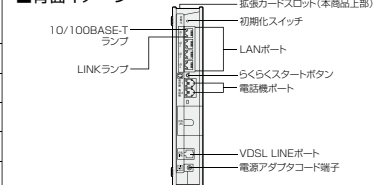
ひかり電話対応機器「RV-S340NE/SE」

| 機器名 | RV-S340NE/SE | |
|--------------|---|--------------------------------------|
| 項目 | ハードウェア仕様 | |
| VDSL インタフェース | 伝送方式 | DMT変調 / FDD方式 |
| | LINE側 | 6ピンモジュラージャック (RJ-11) |
| | LAN側 | 100BASE-TX / 10BASE-T ×1 オートネゴシエーション |
| | WAN側 | 100BASE-TX / 10BASE-T ×1 オートネゴシエーション |
| 無線拡張 | PC Card Standard (CardBus) スロット ※オプションの無線LANカードSC-32NE、SC-32SE、SC-32KI専用 | |
| | 設定方法 | WebブラウザによるGUI画面 |
| 消費電力 | 最大24W (電源アダプタ含む) | |
| 動作環境 | 温度:0~40℃、湿度:20~80% (結露しないこと) | |
| 外形寸法 | 約40(W)×175(D)×230(H)mm (突起部を除く) | |
| 質量 | 約0.7kg以下 (電源アダプタ含まず) | |

■正面イメージ



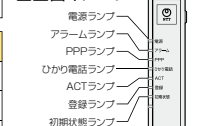
■背面イメージ



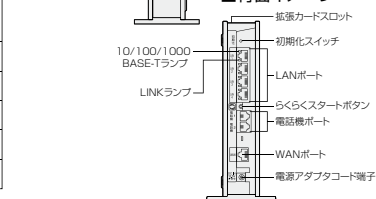
ひかり電話対応機器「RT-S300NE/SE」

| 機器名 | RT-S300NE/SE | |
|----------|---------------------------------|---|
| 項目 | ハードウェア仕様 | |
| インターフェイス | WAN側 | 1000BASE-T/100BASE-TX / 10BASE-T ×1 オートネゴシエーション |
| | LAN側 | 1000BASE-T/100BASE-TX / 10BASE-T ×4 オートネゴシエーション |
| | 電話機 | アナログ回線×2 |
| | 無線拡張 | PC Card Standard (CardBus) スロット ※オプションの無線LANカードSC-32NE、SC-32SE、SC-32KI専用 |
| 設定方法 | Webブラウザによる設定 | |
| 消費電力 | 最大15W (電源アダプタ含む) | |
| 動作環境 | 温度:0~40℃、湿度:20~85% (結露しないこと) | |
| 外形寸法 | 約40(W)×175(D)×195(H)mm (突起部を除く) | |
| 質量 | 約0.5kg (電源アダプタ含まず) | |

■正面イメージ



■背面イメージ



ひかり電話対応機器のひかり電話に関連する主な機能は以下のとおりです。

| 機能 | 概要 |
|-----------------------|--|
| 端末接続インタフェース | アナログ端末(電話機/FAX等)およびIP端末(電話機/テレビ電話端末)を接続して利用することができます。 ^{*1} |
| 発信電話番号設定 | 「契約者電話番号」および「追加電話番号」の中から1つの電話番号を発信電話番号として設定できます。 |
| 着信電話番号設定 | 「契約者電話番号」および「追加電話番号」の中から複数の電話番号を着信電話番号として設定できます。 |
| 一斉鳴動 | 1電話番号を複数の電話機ポート等に着信番号として設定することにより、複数の電話機等を一斉に鳴動させることができます。 |
| 個別鳴動 | 1電話番号を1つの電話機ポート等のみに着信番号として設定することにより、電話機等を個別に鳴動させることができます。 |
| 着信音鳴り分け ^{*2} | 同一の電話機ポートに複数の着信番号を設定している場合は、着信番号ごとに着信音の鳴り分けを行うことができます。 |
| 内線転送 ^{*3} | ダイヤル操作でひかり電話対応機器に接続されている電話機等の内線番号を指定することにより、内線転送が行えます。 |
| 内線通話 | ひかり電話対応機器に接続されている電話機等との間で内線通話ができます。 |
| 割込音通知 | 「複数チャンネル」を契約した場合で1チャンネル通話中に2呼目の着信があった場合、通話中の端末へ割込音(フツッ..)にて通知させることができます。 |
| 優先着信ポート設定機能 | 2つの電話機ポートに同一の着信電話番号が設定されている場合、優先着信ポートを設定することにより、着信時に優先着信ポートで設定した電話機ポートのみを鳴動させることができます。 |
| 指定着信機能 | 1電話番号について1つの電話機ポートにのみ、指定着信番号を設定することによって特定の電話機等を着信させることができます。 |
| 簡易設定(PBダイヤル) | アナログ電話機からPBダイヤルすることで、本機器についての各種設定が簡単に行えます。 |

^{*1} 接続可能台数は、最大7台(アナログ端末2台/IP端末5台)となります。なお有線IP端末は4台まで、無線IP端末は5台まで接続可能です。
^{*2} アナログ電話機がIR/SIR(網から端末へ送信する呼出信号)音源を具備している必要があります。IP電話機の場合は、IP電話機の機能に依存します。
^{*3} 高音質通話の状態から通常音声通話への内線転送は行えません。また、通常音声通話の状態から高音質通話への内線転送は行えません。

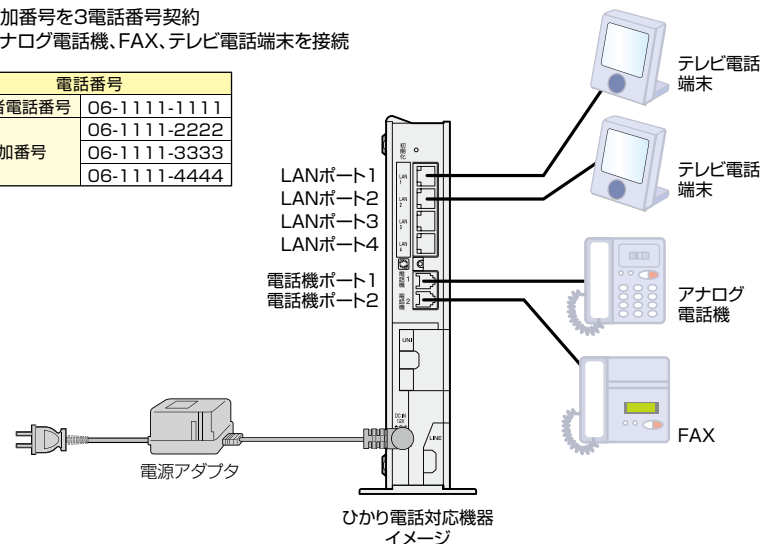
追加番号を契約した場合のひかり電話対応機器の設定状態(初期設定)は以下のとおりです。

- ・発信電話番号：契約者電話番号
- ・着信電話番号：契約者電話番号および追加番号の全電話番号

◇設定事例

- ・追加番号を3電話番号契約
- ・アナログ電話機、FAX、テレビ電話端末を接続

| 電話番号 | |
|---------|--------------|
| 契約者電話番号 | 06-1111-1111 |
| 追加番号 | 06-1111-2222 |
| | 06-1111-3333 |
| | 06-1111-4444 |



★内線番号、着信番号等の設定についての詳細は、ひかり電話対応機器の取扱説明書を参照してください。

初期設定

| ポート 内線番号 | 電話機ポート1 1 | 電話機ポート2 2 | LANポート1 3 | LANポート2 4 |
|-------------|--|--|--|--|
| 着信電話番号 | 06-1111-1111 06-1111-2222 06-1111-3333 06-1111-4444 | 06-1111-1111 06-1111-2222 06-1111-3333 06-1111-4444 | 06-1111-1111 06-1111-2222 06-1111-3333 06-1111-4444 | 06-1111-1111 06-1111-2222 06-1111-3333 06-1111-4444 |
| 発信電話番号 | 06-1111-1111 | 06-1111-1111 | 06-1111-1111 | 06-1111-1111 |



設定変更例

| 接続端末 | アナログ電話機 | FAX | テレビ電話端末 | テレビ電話端末 |
|-------------|--------------|------------------------------|------------------------------|--------------|
| ポート 内線番号 | 電話機ポート1 1 | 電話機ポート2 4 | LANポート1 2 | LANポート2 3 |
| 着信電話番号 | 06-1111-1111 | 06-1111-1111 06-1111-2222 | 06-1111-2222 06-1111-3333 | 06-1111-4444 |
| 発信電話番号 | 06-1111-1111 | 06-1111-2222 | 06-1111-3333 | 06-1111-4444 |

★1つの接続ポートに発信電話番号として設定できる電話番号は1つです。また、発信電話番号として設定できるのは、その接続ポートの着信電話番号として設定されている電話番号に限ります。

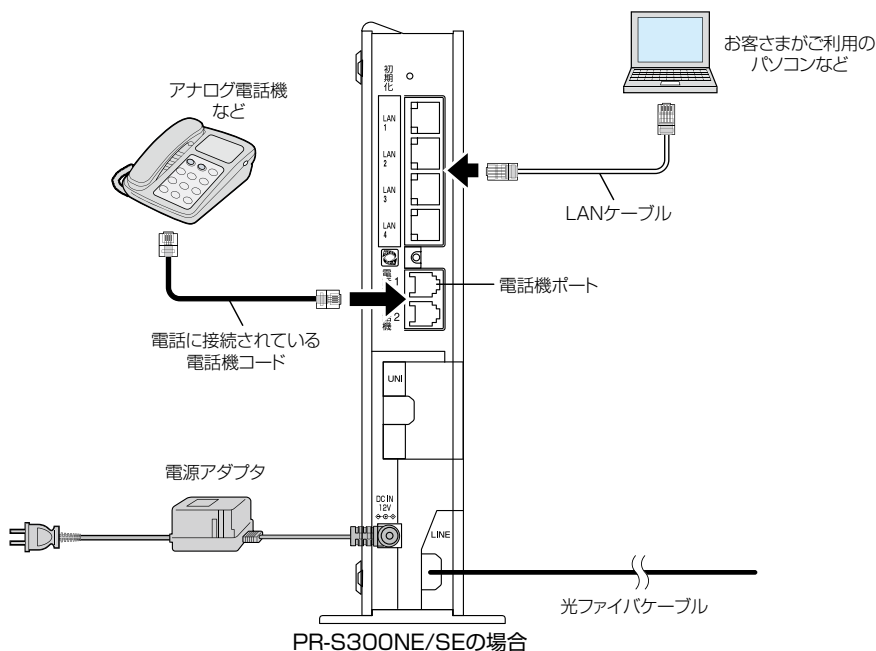
【PR-S300NE/SE】【RV-S340NE/SE】【RT-S300NE/SE】の場合※

フレッツ 光ネクストをご利用のお客さまがご利用いただく「PR-S300NE/SE」「RV-S340NE/SE」「RT-S300NE/SE」の設定方法を説明します。

※その他のひかり電話対応機器の設定方法については、各取扱説明書をご確認ください。

1. パソコンとの接続

本商品にアクセスするには、パソコンを接続する必要があります。
本商品のLAN ポートとパソコンのLAN ポートをLAN ケーブルで接続します。



2. 設定Web画面の表示

Webブラウザで本商品にアクセスすることで、管理メニューが表示されます。
設定の変更や、ご使用中の機器状態の確認ができます。

お知らせ 本商品へアクセスする場合は、パソコンの設定を行ったうえで、Webブラウザからアクセスしてください。

1 Webブラウザを起動します。

2 Webブラウザのアドレス欄に、下記のアドレスを入力し、Enterキーを押します。

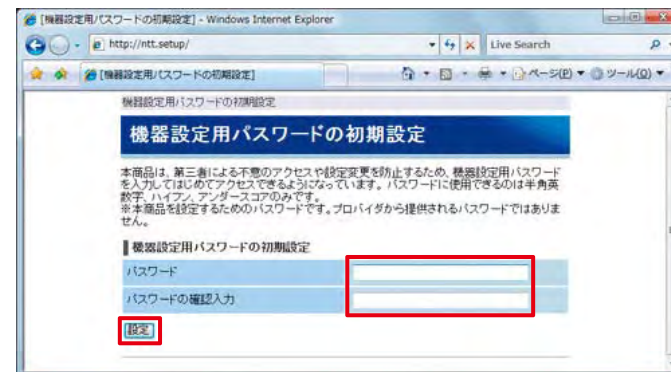
<http://ntt.setup/>

PR-S300NEの場合

3 パスワードの初期設定をしてください。

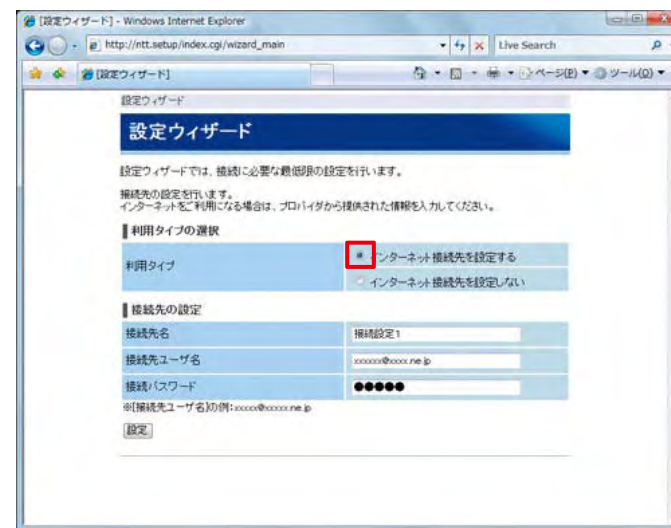
機器設定用パスワードの初期設定を行い、「設定」をクリックしてください。

★2回目以降のログイン時は手順5に進んでください。



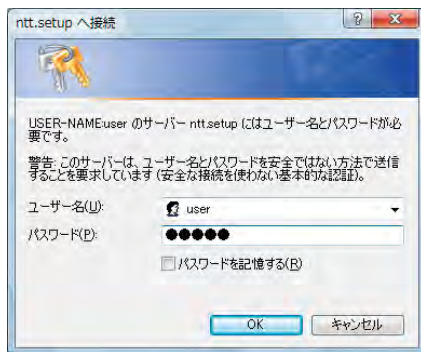
画面にしたがって任意の文字列(「PR-S300NE」「RV-S340NE」「RT-S300NE」の場合 半角英数字で最大64文字、「PR-S300SE」「RV-S340SE」「RT-S300SE」の場合 半角英数字で最大32文字まで)を入力してください。機器設定用パスワードは、本商品を設定する場合に必要となりますので、控えておいてください。

4 利用タイプで「インターネット接続先を設定する」を選択してください。



5 次のユーザ名およびパスワードを半角で入力し、OKをクリックしてください。

- ・ユーザ名：user
- ・パスワード：入力した機器設定用パスワード



お願い 本商品のLAN側IPアドレスやログインのパスワードを忘れた場合は、取扱説明書の「本商品の初期化」等を参照し、初期設定に戻してご使用ください。

6 「Web設定」のトップページが表示されます。



メニューの「基本設定」から「接続先設定」を選択ください。

お願い

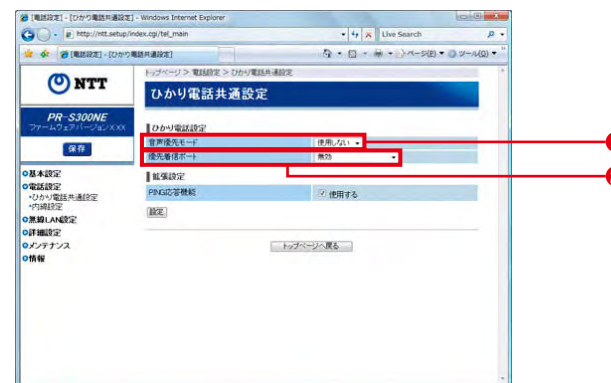
- ・説明に使用している画面表示は、お使いのWebブラウザやOSバージョンによって異なります。
- ・お使いのWebブラウザやWebブラウザの設定により、説明されている操作を行った際に、Webブラウザが以前に保存していた内容を表示する場合があります。この場合は、Webブラウザのインターネット一時ファイル(キャッシュ)を削除してから、画面を更新してください。(詳しくは、各Webブラウザのヘルプをご参照ください。)
- ・回線の状況や設定によっては、設定内容がWebブラウザに表示されるまでに時間がかかる場合があります。
- ・Webブラウザの(戻る)、(進む)、(進む)、(更新)のボタンを使用しないでください。本商品への操作が正しく行われない場合があります。

★その他の機種種のユーザ名とパスワードにつきましては、各端末の取扱説明書をご確認ください。

3.電話設定(設定をWeb画面から行う場合)

PR-S300NEの場合

1 【ひかり電話共通設定】画面で設定をし、「設定」をクリックしてください。



【ひかり電話設定】

- ① 音声優先モード**
 インターネットとひかり電話を同時にご使用になっている場合に、音声品質を改善するため音声パケットを優先的に送出する設定をします。
 ★音声パケットの優先処理に伴い、データ通信速度が低下する場合があります。
- ・「使用しない」音声優先制御を行いません。
 - ・「優先」音声パケットを優先処理します。
 - ・「最優先」音声パケットを最優先で処理します。(初期値：使用しない)

- ② 優先着信ポート**
 本商品の2つの電話機ポートにそれぞれアナログ端末を接続している場合、優先して着信する電話機ポートを選択します。

【アナログ端末(電話機1)】

電話機1ポートに接続したアナログ端末を優先的に呼び出します。

【アナログ端末(電話機2)】

電話機2ポートに接続したアナログ端末を優先的に呼び出します。

【無効】

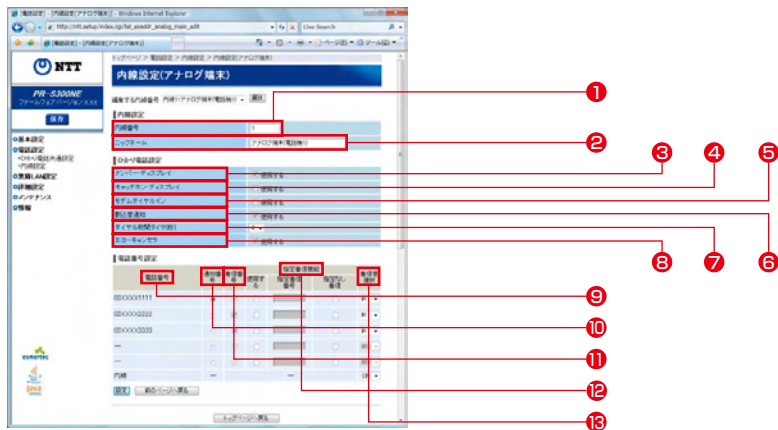
優先着信を行いません。

(初期値：無効)

★優先着信ポートを有効に設定する場合は、「電話設定」-「内線設定」で次の設定が必要です。

- ・「内線番号エントリ」で「アナログ端末(電話機1)」と、「アナログ端末(電話機2)」の「利用有無」にチェックしてください。
- ・「内線番号エントリ」で「IP端末1」～「IP端末5」の「利用有無」のチェックをすべて外してください。優先着信ポートをご利用になる場合、IP端末はご利用になれません。
- ・「内線設定(アナログ端末)」の「アナログ端末(電話機1)」と「アナログ端末(電話機2)」で同一の着信番号を1つ以上選択し、「割込音通知」を「使用しない」に設定してください。優先着信ポートを有効に設定する場合は、電話機1、2ポートで同一の着信番号を1つ以上設定している必要があります。電話機1、2ポートで同一の着信番号を設定しない場合、優先着信ポートの設定は無効になります。
- ・電話機1、2ポートで同一の着信番号が1つの場合、優先着信ポートと指定着信機能を合わせてご利用になるには、先に指定着信機能の設定を行ってください。指定着信機能の設定では、「指定なし着信」にチェックしてください。

2 【内線設定】画面で設定をし、「設定」をクリックしてください。



【内線設定】

① 内線番号

内線番号を入力します。「1～9」、「10～99」の1～2桁を設定できます。

※ 重複した内線番号は設定できません。

(初期値:下記の表を参照)

② ニックネーム

ニックネームを入力します。

任意の名前をキーボードから入力可能な文字で、半角64文字まで入力できます。

(初期値:下記の表を参照)

〈初期値〉

| 内線番号 | ニックネーム |
|------|--------------|
| 1 | アナログ端末(電話機1) |
| 2 | アナログ端末(電話機2) |

【ひかり電話設定】

③ ナンバーディスプレイ

ナンバーディスプレイを使用する場合にチェックします。

(初期値:使用する)

※ ナンバーディスプレイをご契約でない場合やナンバーディスプレイに対応していない電話機を接続する場合は[使用する]のチェックを外してください。

④ キャッチホンディスプレイ

キャッチホンディスプレイを使用する場合にチェックします。ナンバーディスプレイを[使用する]に設定している場合のみ設定できます。

(初期値:使用しない)

⑤ モデムダイヤルイン

モデムダイヤルインを使用する場合にチェックします。

(初期値:使用しない)

⑥ 割込音通知

複数チャネルでの通話中の電話機や、内線通話中の電話機に、電話がかかってきたことを通知する割込音を使用する場合にチェックします。

(初期値:使用する)

⑦ ダイヤル桁間タイマ(秒)

電話機からのダイヤルを受付する間隔を設定します。設定できる値は「4～8」(秒)です。ダイヤル桁間タイマの設定値を長めに設定すると、電話機からダイヤル操作を行った際に発信するまでの時間が長くなります。(初期値:4秒)

⑧ エコーキャンセラ

エコーやハウリングを防止する機能を使用する場合にチェックします。

(初期値:使用する)

【電話番号設定】

⑨ 電話番号

ご契約された電話番号(外線)が表示されます。

⑩ 通知番号

発信時、電話をかけた相手先に通知される発信者番号をどの電話番号にするかを選択します。

※ [通知番号]に設定した電話番号は[着信番号]に設定されます。

※ [通知番号]に設定した電話番号に[指定着信機能]を設定しても相手先に[指定着信番号]は通知されません。

(初期値:契約者回線番号)

⑪ 着信番号

各電話番号あてにかかってきた電話を着信させるかさせないかを設定します。着信番号は複数選択できます。

(初期値:すべての電話番号)

⑫ 指定着信機能

指定着信機能を使用する場合は、指定着信機能を使用する電話番号の[使用する]にチェックし、[指定着信番号]に使用する指定着信番号を入力します。

(1～19桁の数字を入力してください。)指定着信番号あり/なしの両方の着信を受ける場合は[指定なし着信]にチェックします。

※ 指定着信機能は電話機1,2ポートで1つの番号でのみ使用できます。他のポートや電話番号で指定着信機能を使用する場合は、いったん[使用する]のチェックを外してください。

(初期値:使用しない)

⑬ 着信音選択

電話番号ごとに着信音を設定できます。「IR」「SIR」から選択します。

・「IR」

着信音が「1秒あり+2秒なし」を繰り返します。

(「ブルルル、ブルルル…」と鳴動します。)

・「SIR」

着信音が「0.3秒あり+0.3秒なし+0.3秒あり+2.1秒なし」を繰り返します。

(「ブルルッ、ブルルッ…」と鳴動します。)

(初期値:外線用「IR」、内線用「SIR」)

4. 電話設定 (設定を電話機で行う場合)

PR-S300NEの場合

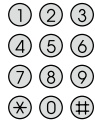
☆電話機(TEL)ポートに接続したアナログ電話機からダイヤルすることにより、ひかり電話に関する各種設定を行うことができます。

電話機による設定方法

1 電話機のハンドセット(受話器)を取り上げる
「ツー」という発音音が聞こえます。



2 プッシュボタンを押して設定する



3 「フブ、フブ、…」という受付音が聞こえたら、ハンドセット(受話器)を置く



電話機から行った設定はすぐに有効になります。

■ひかり電話共通設定

| 開始操作 | 機能番号 | 設定値：設定内容 | 操作終了 |
|---------------|------------------|--|------|
| ・音声優先モード | | | |
| * * * 9 0 | * 0 0 | * ①：使用しない * ②：優先 * ③：最優先 | # # |
| ・優先着信ポート | | | |
| * * * 9 0 | * 0 1 | * ①：電話機1ポート * ②：電話機2ポート * ③：無効 | # # |
| ・バージョンアップ | | | |
| * * * 1 1 | | | |
| ・バージョンアップ種別設定 | | | |
| * * * 8 8 | ②：自動更新 ⑨：手動更新 | * (時刻：00~23) * ①：再起動更新有効 * ②：再起動更新無効 | # # |

■内線設定

| 開始操作 | ポート番号 | 機能番号 | 設定値：設定内容 | 操作終了 |
|-------------|--------|-------|-----------------------|------|
| ・ナンバーディスプレイ | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 9 1 | * ①：使用する * ②：使用しない | # # |
| ・モデムダイヤルイン | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 9 2 | * ①：使用する * ②：使用しない | # # |
| ・割込音通知 | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 9 3 | * ①：使用する * ②：使用しない | # # |
| ・着信番号* | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 9 4 | * (着信番号) | # # |

| 開始操作 | ポート番号 | 機能番号 | 設定値：設定内容 | 操作終了 |
|---------------------------------|--------|-------|--|------|
| ・指定着信 | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 9 5 | * (着信番号) + * 指定着信番号 | # # |
| ・キャッチホン・ディスプレイ* | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 9 6 | * ①：使用する * ②：使用しない | # # |
| ・ダイヤル桁間タイマ | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 9 7 | * ④：4秒 * ⑤：5秒 * ⑥：6秒 * ⑦：7秒 * ⑧：8秒 | # # |
| ・エコーキャンセル | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 9 8 | * ①：使用する * ②：使用しない | # # |
| ・通知番号 | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 0 0 | * (通知番号) | # # |
| ・内線番号 ★(初期値)電話機1ポート:1、電話機2ポート:2 | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 0 1 | * ①：使用する * ②：使用しない | # # |
| ・着信音選択 ★(初期値)外線:IR、内線:SIR | | | | |
| * * * 9 9 | ① ② | * 0 2 | * ①：IR * ②：SIR | # # |

*ナンバードisplay機能が「使用する」に設定されている場合に設定可能です。

【設定例】

TEL1ポートの「ナンバー・ディスプレイ」を「使用しない」にする



注意事項

- ダイヤル式の電話機からは設定できません。(プッシュ信号送出機能を持つ電話機のみ設定可能)
- 通話中や転送・保留操作中の電話機から設定はできません。
- 設定の反映にひかり電話対応機器の再起動は必要ありません。
- 設定を中止するにはハンドセットを置いてください。
- 間違った番号をダイヤルすると、「設定に失敗しました。再度設定してください。」と音声ガイダンスが流れます。いったんハンドセットを置いて、はじめから設定をやり直してください。
- 本商品のファームウェアの更新中や本商品の再起動を行っている場合、ひかり電話設備の工事中、他の設定の実行中は、本商品の設定は行えません。

フレッツ・光プレミアムで
ご契約の場合

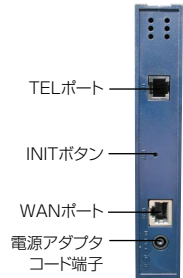
1. ひかり電話対応機器 (AD-100SE)

フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウン ひかり電話対応機器概要 (AD-100SE)

■正面イメージ



■背面イメージ



■側面イメージ



| | |
|--------------------|-----------------------|
| 外形寸法 (mm) (突起部を除く) | 約 69(W)×109(D)×168(H) |
| 質量 (電源アダプタ除く) | 約 240g |

フレッツ・光プレミアムで
ご契約の場合

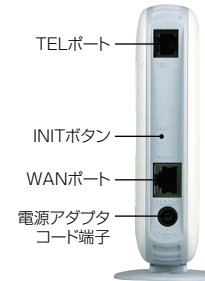
2. ひかり電話対応機器 (AD-101SE)

フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウン ひかり電話対応機器概要 (AD-101SE)

■正面イメージ



■背面イメージ

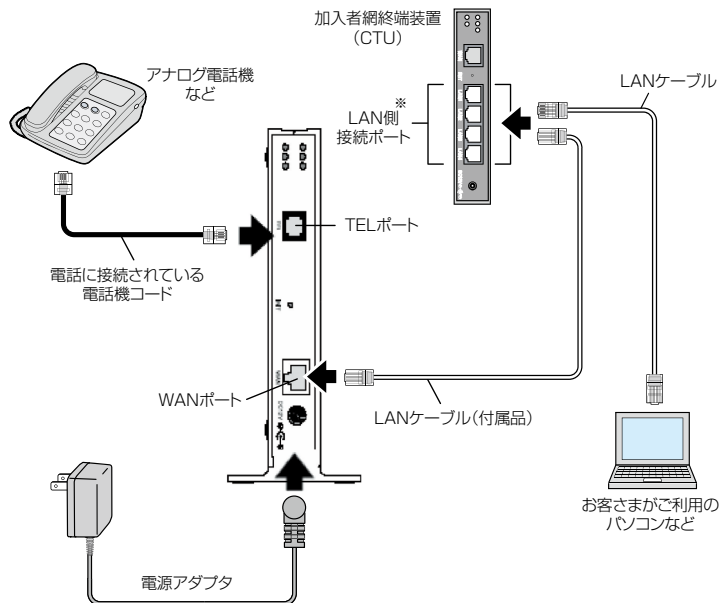


■側面イメージ



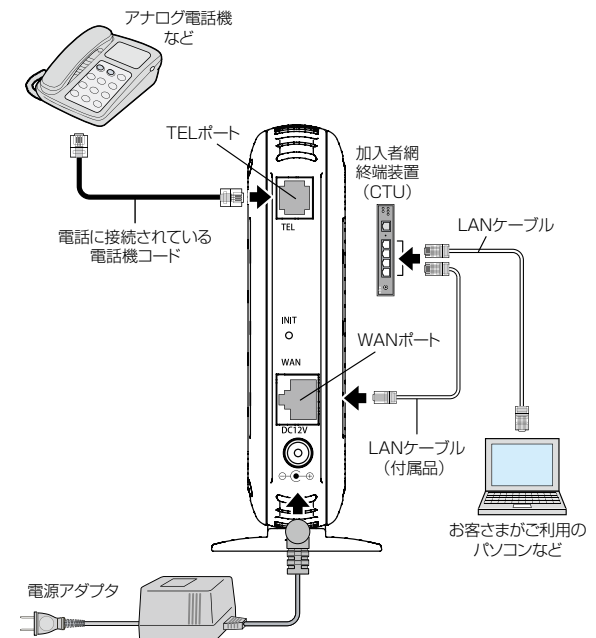
| | |
|--------------------|----------------------|
| 外形寸法 (mm) (突起部を除く) | 約 56(W)×97(D)×140(H) |
| 質量 (電源アダプタ除く) | 約 170g |

ひかり電話対応機器 (AD-100SE) 基本接続例



※加入者網終端装置 (CTU) の LAN 側接続ポート (1番～4番) のいずれかに接続してください。

ひかり電話対応機器 (AD-101SE) 基本接続例



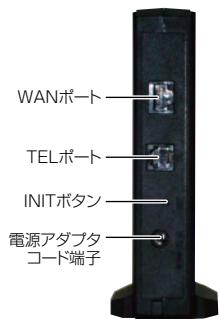
3. ひかり電話対応機器 (AD-100KI)

フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウン ひかり電話対応機器概要 (AD-100KI)

■正面イメージ



■背面イメージ



■側面イメージ



| | |
|------------------|---------------------------|
| 外形寸法(mm)(突起部を除く) | 約 54(W)×112.5(D)×151.5(H) |
| 質量(電源アダプタ除く) | 約 250g |

4. ひかり電話対応機器 (AD-200SE)

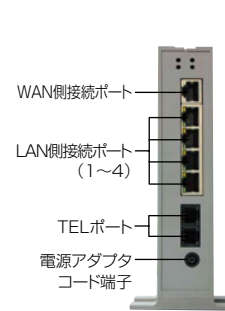
フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウン ひかり電話対応機器概要 (AD-200SE)

★「複数チャンネル」、「追加番号」、「テレビ電話」に対応

■正面イメージ



■背面イメージ

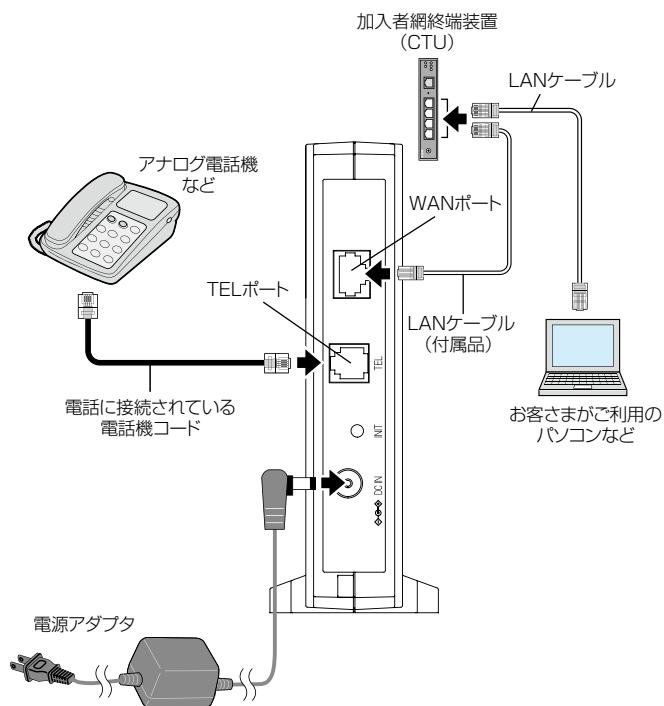


■上面イメージ



| | |
|------------------|-----------------------|
| 外形寸法(mm)(突起部を除く) | 約 71(W)×109(D)×168(H) |
| 質量(電源アダプタ除く) | 約 300g |

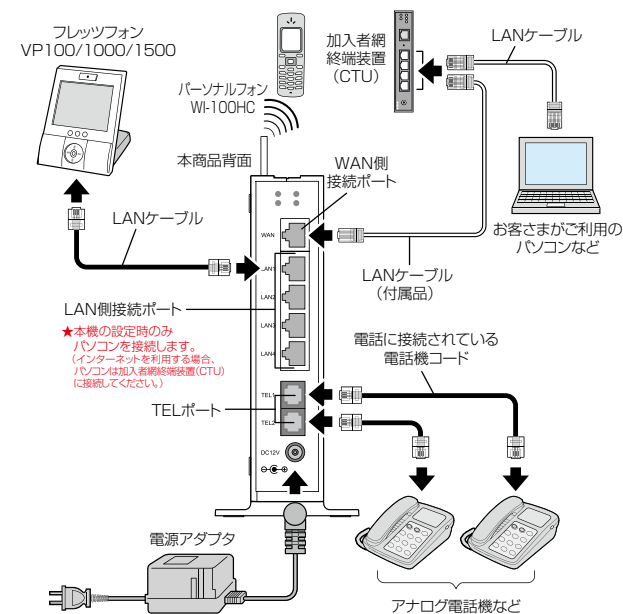
ひかり電話対応機器 (AD-100KI) 基本接続例



ひかり電話対応機器 (AD-200SE) 基本接続例

AD-200SEの
基本接続例

- パソコンは加入者網終端装置 (CTU) のLANポートへ接続してご利用ください。
- ひかり電話対応機器「AD-200SE」の電話設定をパソコンで行う場合は、「AD-200SE」のLANポートに接続してください。

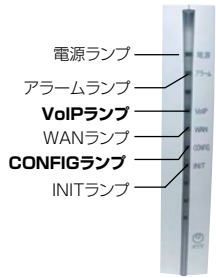


5. ひかり電話対応機器 (AD-200NE)

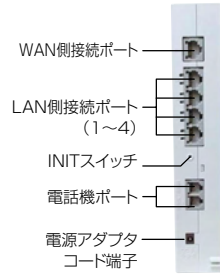
フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウン ひかり電話対応機器概要 (AD-200NE)

※「複数チャンネル」、「追加番号」、「テレビ電話」に対応

■正面イメージ



■背面イメージ



■側面イメージ

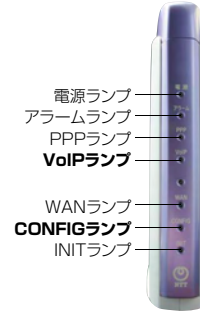


| | |
|------------------|-----------------------|
| 外形寸法(mm)(突起部を除く) | 約 42(W)×177(D)×219(H) |
| 質量(電源アダプタ除く) | 約 460g |

6. ひかり電話対応機器 (WBC V110M)

Bフレッツ マンションタイプ ひかり電話対応機器概要 (WBC V110M)

■正面イメージ



■背面イメージ



■側面イメージ

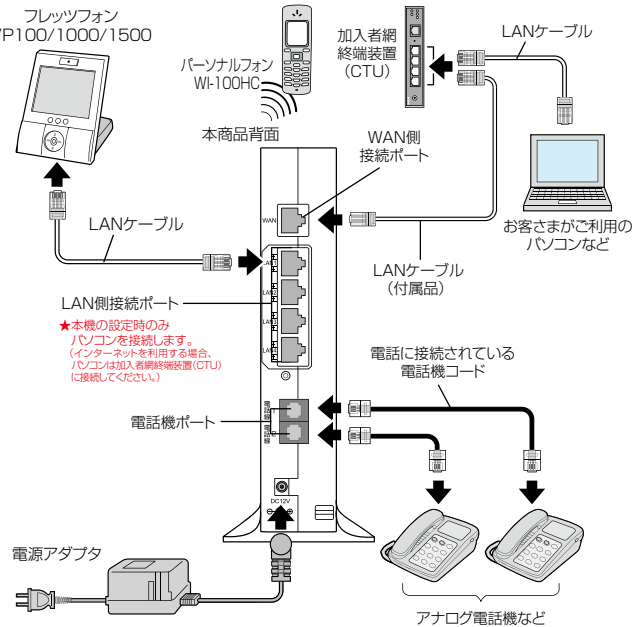


| | |
|------------------|-----------------------|
| 外形寸法(mm)(突起部を除く) | 約 70(W)×207(D)×216(H) |
| 質量(電源アダプタ除く) | 約 550g |

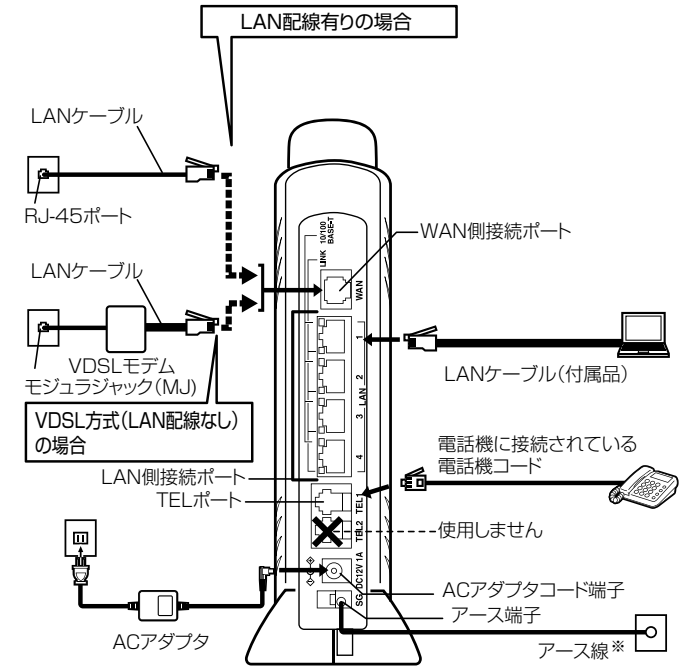
ひかり電話対応機器 (AD-200NE) 基本接続例

AD-200NEの
基本接続例

- パソコンは加入者網終端装置 (CTU) の LANポートへ接続してご利用ください。
- ひかり電話対応機器「AD-200NE」の電話設定をパソコンで行う場合は、「AD-200NE」の LANポートに接続してください。



ひかり電話対応機器 (WBC V110M) 基本接続例



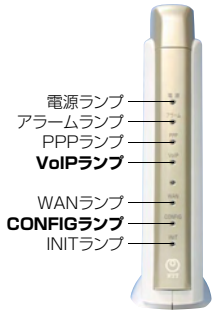
※アース線は付属品に含まれておりません。

Bフレッツでご契約の場合 **7.ひかり電話対応機器(RT-200KI)**

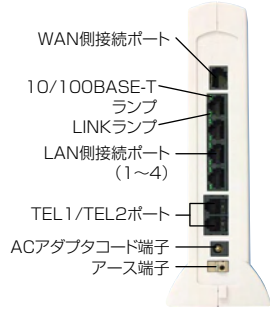
Bフレッツ マンションタイプ
ひかり電話対応機器概要(RT-200KI)

★「複数チャンネル」、「追加番号」、「テレビ電話」に対応

■正面イメージ



■背面イメージ

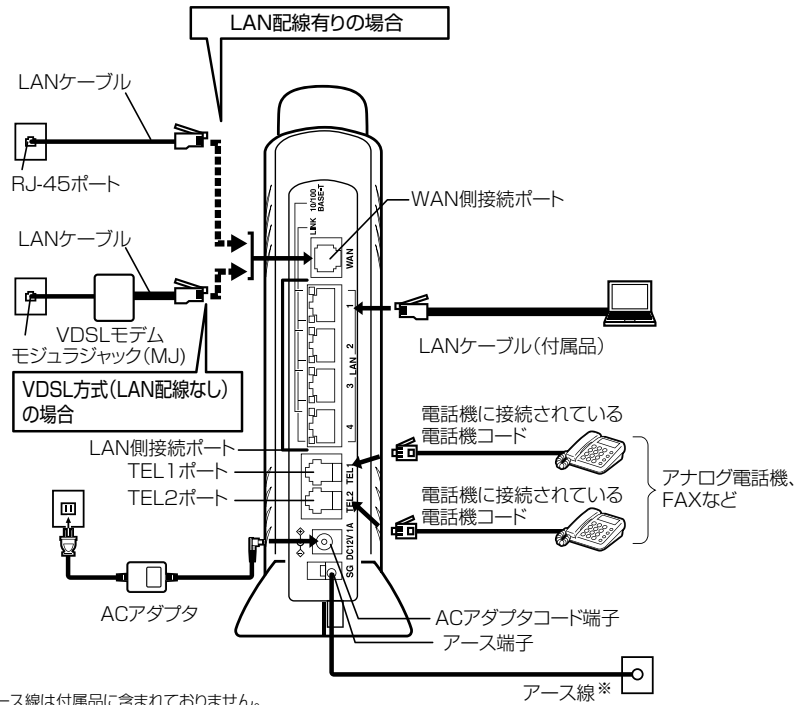


■側面イメージ



| | |
|------------------|-----------------------|
| 外形寸法(mm)(突起部を除く) | 約 70(W)×207(D)×216(H) |
| 質量(電源アダプタ除く) | 約 550g |

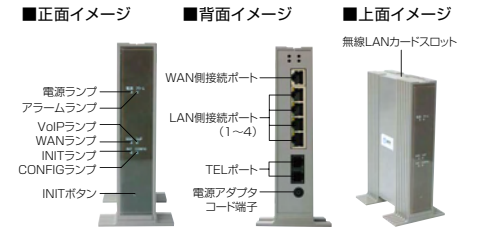
ひかり電話対応機器(RT-200KI)
基本接続例



※アース線は付属品に含まれておりません。

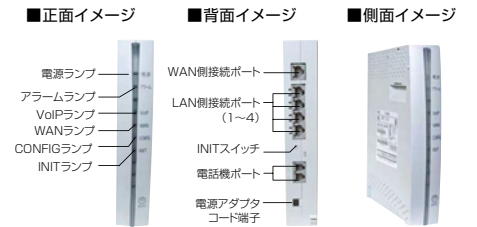
ひかり電話対応機器「AD-200SE」

| | | |
|---------|------------------------|---------------------------|
| 機器名 | AD-200SE | |
| 項目 | ハードウェア仕様 | |
| インタフェース | WAN側 | 100BASE-TX / 10BASE-T × 1 |
| | LAN側 | 100BASE-TX / 10BASE-T × 4 |
| | 電話機 | アナログ回線×2 (RJ-11) |
| 設定方法 | WebブラウザによるGUI画面 | |
| 消費電力 | 最大15W以下 | |
| 動作環境 | 温度:5~40℃、湿度:5~85% | |
| 外形寸法 | 約71(W)×109(D)×168(H)mm | |
| 質量 | 約300g(電源アダプタ除く) | |



ひかり電話対応機器「AD-200NE」

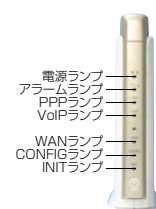
| | | |
|---------|---------------------------------|---------------------------|
| 機器名 | AD-200NE | |
| 項目 | ハードウェア仕様 | |
| インタフェース | WAN側 | 100BASE-TX / 10BASE-T × 1 |
| | LAN側 | 100BASE-TX / 10BASE-T × 4 |
| | 電話機 | アナログ回線×2 (RJ-11) |
| 設定方法 | WebブラウザによるGUI画面 | |
| 消費電力 | 最大12W | |
| 動作環境 | 温度:0~40℃、湿度:20~85%(結露しないこと) | |
| 外形寸法 | 約42(W)×177(D)×219(H)mm(突起部分を除く) | |
| 質量 | 約460g(電源アダプタ除く) | |



ひかり電話対応機器「RT-200KI」
Bフレッツ マンションタイプ対応機器

| | | |
|---------|------------------------|---------------------------|
| 機器名 | RT-200KI | |
| 項目 | ハードウェア仕様 | |
| インタフェース | WAN側 | 100BASE-TX / 10BASE-T × 1 |
| | LAN側 | 100BASE-TX / 10BASE-T × 4 |
| | 電話機 | アナログ回線×2 (RJ-11) |
| 設定方法 | WebブラウザによるGUI画面 | |
| 消費電力 | 最大12W | |
| 動作環境 | 温度:0~40℃、湿度:20~85% | |
| 外形寸法 | 約70(W)×207(D)×216(H)mm | |
| 質量 | 550g(電源アダプタ除く) | |

■正面イメージ



■背面イメージ



フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合 「AD-200SE/AD-200NE」「RT-200KI」の機能について

ひかり電話の付加サービス「複数チャネル」「追加番号」「テレビ電話」をご利用いただくためには、ひかり電話対応機器としてひかり電話対応機器「AD-200SE/AD-200NE」(フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウンをご利用のお客さま)、またはひかり電話対応機器「RT-200KI」(Bフレッツ マンションタイプをご利用のお客さま)をご利用いただく必要があります。ひかり電話対応機器「AD-200SE/AD-200NE」「RT-200KI」は、以下の機能をお使いいただけます。

「AD-200SE/AD-200NE」「RT-200KI」の機能

| 機能 | 概要 |
|----------|--|
| 発信電話番号設定 | 「契約者電話番号」および「追加電話番号」の中から1つの電話番号を発信電話番号として設定できます。 |
| 着信電話番号設定 | 「契約者電話番号」および「追加電話番号」の中から複数の電話番号を着信電話番号として設定できます。 |
| 一斉鳴動 | 1電話番号を複数の電話機ポート等に着信番号として設定することにより、設定した電話機ポート等に該当する複数の電話機等を一斉に鳴動させることができます。 |
| 個別鳴動 | 1電話番号を1つの電話機ポート等のみに着信番号として設定することにより、設定した電話機ポート等に接続されている電話機等を個別に鳴動させることができます。 |
| 着信鳴り分け* | 同一の電話機ポートに複数の着信番号を設定している場合は、着信番号ごとに鳴動音の鳴り分けを行うことができます。 |
| 内線通話 | ひかり電話対応機器に接続されている電話機等との間で内線通話ができます。 |
| 内線転送 | 通話をフッキング操作により保留した後のダイヤル操作で、ひかり電話対応機器に接続されている電話機等の内線番号を指定することにより、内線転送が行えます。 |

*アナログ電話機がIR/SIR(網から端末へ送信する呼出信号)音源を具備している必要があります。

フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合

注意事項

重要!

●「複数チャネル」「追加番号」等のご利用にあたり、ひかり電話対応機器をお客さまご自身でお取り替えいただく場合は、当該サービスの工事時間以降すみやかにご自身でお取り替えください。工事時間を過ぎますと新しいひかり電話対応機器に取り替えるまでの間、ひかり電話が発着信できなくなります。

★工事時間前にお取り替えいただいた場合、お取り替えいただいた時点から工事時間後、ひかり電話対応機器をお客さまご自身で再起動(電源OFF/ON)していただくまでの間、ひかり電話をご利用いただけません。

●「追加番号」をすでにご利用のお客さまが、電話番号の追加や廃止をする場合、工事時間以降、必ずひかり電話対応機器の再起動(電源OFF/ONなど)を実施してください。

★再起動いただけますと、電話番号の追加や廃止後の電話番号情報がひかり電話対応機器に設定され、ご利用いただけるようになります。

●「AD-200SE/AD-200NE」のLANポート1~4は、「フレッツフォンVP100/1000/1500」をひかり電話端末としてご利用の場合や「AD-200SE/AD-200NE」の設定時に使用します。インターネット等でパソコンをご利用になる場合は、加入者網終端装置(CTU)にパソコンを直接接続してご利用ください。

●「AD-200SE/AD-200NE」「RT-200KI」にはTELポートが2ポート、LANポートが4ポートあり、その他「AD-200SE/AD-200NE」では無線LANカードをご利用いただけますが、「AD-200SE/AD-200NE」「RT-200KI」に接続できる端末(アナログ電話機・フレッツフォンVP100/1000/1500・ひかりパーソナルフォンWI-100HC)合計上限数は5台です。

★「AD-200SE/AD-200NE」「RT-200KI」の仕様・注意事項詳細については、各端末の取扱説明書をご参照ください。

フレッツ・光プレミアム / Bフレッツでご契約の場合

「追加番号」ご契約時の「AD-200SE/AD-200NE」「RT-200KI」の初期設定について

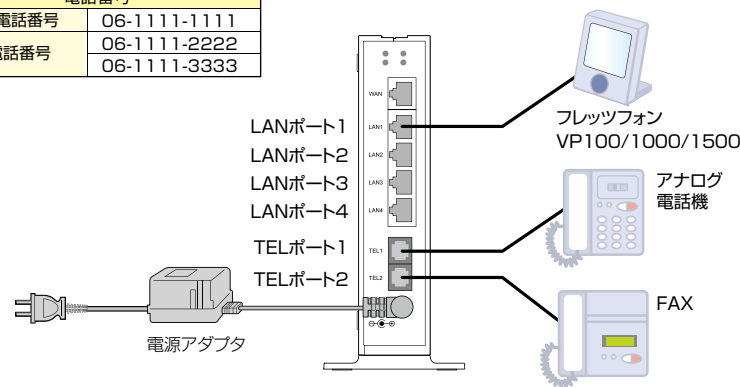
追加番号を契約した場合のひかり電話対応機器の設定状態(初期設定)は以下のとおりです。

- ・発信電話番号:契約者電話番号
- ・着信電話番号:契約者電話番号および追加番号の全電話番号

◇設定事例

- ・追加番号を1電話番号契約
- ・アナログ電話機、FAX、フレッツフォンを接続

| 電話番号 | |
|---------|------------------------------|
| 契約者電話番号 | 06-1111-1111 |
| 追加電話番号 | 06-1111-2222 06-1111-3333 |



「AD-200SE/AD-200NE」「RT-200KI」イメージ

- ★内線番号、着信番号等の設定についての詳細は、「AD-200SE/AD-200NE」および「RT-200KI」の取扱説明書を参照してください。
- ★「AD-200SE/AD-200NE」および「RT-200KI」の設定変更には、ひかり電話対応機器の再起動が必要になります。
- ★フレッツフォンVP100/1000/1500やひかりパーソナルフォンWI-100HCを接続する場合は、別途各端末への設定が必要になります。
- ★AD-200SE/AD-200NE用無線LANカードをご利用の場合は、別途無線LANカードに同梱の「まるごと設定ツール」にて設定が必要になります。

初期設定

| ポート 内線番号 | アナログポート1 1 | アナログポート2 2 | LANポート1 3 |
|-------------|--|--|--|
| 着信電話番号 | 06-1111-1111 06-1111-2222 06-1111-3333 | 06-1111-1111 06-1111-2222 06-1111-3333 | 06-1111-1111 06-1111-2222 06-1111-3333 |
| 発信電話番号 | 06-1111-1111 | 06-1111-1111 | 06-1111-1111 |



設定変更例

| 接続端末 | アナログ電話機 | FAX | フレッツフォンVP1000 |
|--------|--------------|------------------------------|------------------------------|
| ポート | アナログポート1 | アナログポート2 | LANポート1 |
| 内線番号 | 1 | 2 | 3 |
| 着信電話番号 | 06-1111-1111 | 06-1111-1111 06-1111-2222 | 06-1111-2222 06-1111-3333 |
| 発信電話番号 | 06-1111-1111 | 06-1111-2222 | 06-1111-3333 |

★1つの接続ポートに発信電話番号として設定できる電話番号は1つです。また、発信電話番号として設定できるのは、その接続ポートの着信電話番号として設定されている電話番号に限りです。

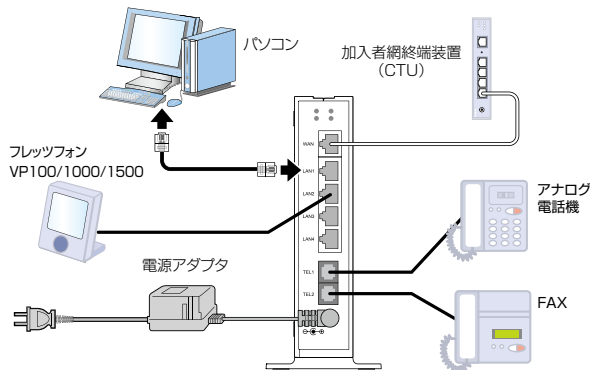
フレッツ・光プレミアム/フレッツ・光マイタウンをご利用のお客さまがご利用いただく「AD-200SE/AD-200NE」の設定方法を説明します。

*「RT-200K」の設定方法については、「RT-200K取扱説明書」をご確認ください。「AD-200SE/AD-200NE」の設定方法等詳細については「AD-200SE/AD-200NE取扱説明書」をご確認ください。

1. パソコンとの接続

本商品にアクセスするには、パソコンを接続する必要があります。

本商品のLANポートとパソコンのLANポートをLANケーブルで接続します。



お願い

本項目での説明は、AD-200SE/AD-200NEを設定するためにパソコンを接続しています。インターネットへの接続や、NTT西日本が提供する各種アプリケーションサービスを利用する場合は、加入者網終端装置 (CTU) にパソコンを接続します。
★詳しくは最新の「加入者網終端装置 (CTU) ガイドブック」をご参照ください。

2. 設定Web画面の表示

Webブラウザで本商品にアクセスすることで、管理メニューが表示されます。

設定の変更や、ご使用中の機器状態の確認ができます。

お知らせ

本商品へアクセスする場合は、パソコンの設定を行ったうえで、Webブラウザからアクセスしてください。

1 Webブラウザを起動します。

2 Webブラウザのアドレス欄に、下記のアドレスを入力し、Enterキーを押します。

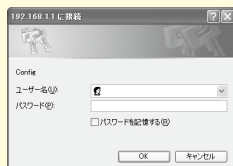
| | | | |
|-----------------|---|-----------------|---|
| AD-200SE の場合 | http://192.168.1.1/ | AD-200NE の場合 | http://ntt.setup/ |
| | アドレス欄に http://192.168.1.1/ を入力し、移動 | | アドレス欄に http://ntt.setup/ を入力し、移動 |

お知らせ

AD-200SEからDNSサーバアドレスが取得できていれば、<http://ntt.setup/>でもアクセスできます。

ネットワークパスワードの入力画面が表示されます。

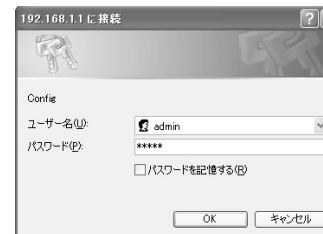
★ご使用のWebブラウザやOSのバージョンによって画面表示は異なりますが、入力が必要な項目は同じです。



AD-200SEの場合

3 次のユーザ名およびパスワードを半角で入力し、OKをクリックしてください。

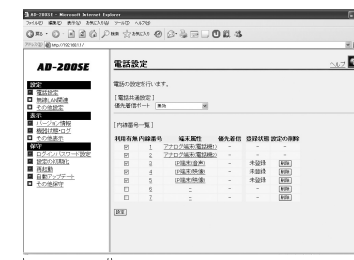
- ・ ユーザ名 : admin
- ・ パスワード : admin



お願い

このユーザ名、パスワードは初期値です。運用開始時には、セキュリティの観点から、ユーザ名とパスワードを変更して使用されることをお勧めします。
なお、本商品のLAN側IPアドレスやログインのパスワードを忘れた場合は、AD-200SEの取扱説明書の「本商品の初期化」等を参照し、初期設定に戻してご使用ください。

4 本商品の管理メニューが表示されます。



メニューフレーム 操作フレーム

管理メニューは、メニューフレームと操作フレームに分かれています。メニューフレームから、「設定」「表示」「保守」の各メニューを選択すると、操作フレームに設定ページや関連情報が表示されます。

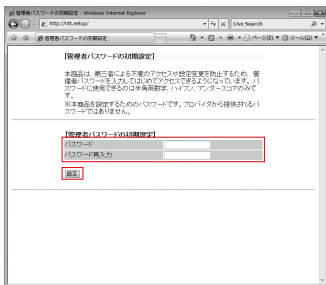
お願い

- ・ 操作フレーム右上にある マークをクリックすると、各ページのヘルプが表示されます。
- ・ 説明に使用している画面表示は、お使いのWebブラウザやOSバージョンによって異なります。
- ・ お使いのWebブラウザやWebブラウザの設定により、説明されている操作を行った際に、Webブラウザが以前に保存していた内容を表示する場合があります。この場合は、Webブラウザのインターネット一時ファイル (キャッシュ) を削除してから、画面を更新してください。(詳しくは、各Webブラウザのヘルプをご参照ください。)
- ・ 回線の状況や設定によっては、設定内容がWebブラウザに表示されるまでに時間がかかる場合があります。
- ・ Webブラウザの (戻る)、(進む) や、(更新) のボタンを使用しないでください。本商品への操作が正しく行われない場合があります。

AD-200NEの場合

3 パスワードの初期設定をしてください。

管理者パスワードの初期設定を行い、「設定」をクリックしてください。



画面にしたがって任意の文字列(半角英数字で最大64文字まで)を入力してください。管理者パスワードは、本商品を設定する場合に必要となりますので、控えておいてください。

4 次のユーザ名およびパスワードを半角で入力し、OKをクリックしてください。

- ・ ユーザ名：user
- ・ パスワード：設定した管理者パスワード



お願い 本商品のLAN側IPアドレスやログインのパスワードを忘れた場合は、AD-200NEの取扱説明書の「本商品の初期化」等を参照し、初期設定に戻してご使用ください。

5 「Web設定」のトップページが表示されます。



メニューの「電話設定」から「ひかり電話共通設定」を選択し、「ひかり電話共通設定」画面で設定をしてください。

お願い

- ・ 説明に使用している画面表示は、お使いのWebブラウザやOSバージョンによって異なります。
- ・ お使いのWebブラウザやWebブラウザの設定により、説明されている操作を行った際に、Webブラウザが以前に保存していた内容を表示する場合があります。この場合は、Webブラウザのインターネット一時ファイル(キャッシュ)を削除してから、画面を更新してください。(詳しくは、各Webブラウザのヘルプをご参照ください。)
- ・ 回線の状況や設定によっては、設定内容がWebブラウザに表示されるまでに時間がかかる場合があります。
- ・ Webブラウザの(戻る)、(進む)や、(更新)のボタンを使用しないでください。本商品への操作が正しく行われない場合があります。

★その他の機種種のユーザ名とパスワードにつきましては、各端末の取扱説明書をご確認ください。

3.電話設定(設定をWeb画面から行う場合)

電話設定画面では、本商品に接続する端末機の設定を行います。

AD-200NEの場合

1 メニューフレームの「電話設定」をクリックします。

操作フレームに電話設定画面が表示されます。



1 優先着信ポート

優先的に着信するTELポートを選択します。

- ・ アナログ端末(電話機1)：TEL1ポートに接続した電話機を優先的に呼び出します。
- ・ アナログ端末(電話機2)：TEL2ポートに接続した電話機を優先的に呼び出します。
- ・ 無効：優先着信を行いません。(初期値)

お知らせ

- ・ 本機能の設定を有効にした場合、IP端末はご利用になれません。IP端末をご利用になる場合は本機能の設定を無効にしてください。
- ・ 本機能の設定を有効にした場合、割込音通知はご利用になれません。割込音通知をご利用になる場合は本機能の設定を無効にしてください。
- ・ 優先着信設定はTELポート1～2に接続された電話機に対して有効です。

2 利用有無

内線端末として利用する端末を選択します。

お知らせ

当該内線番号で通話中にチェックを外すと通話が切断されます。

3 内線番号

端末に割り当てられた内線番号を表示します。『内線番号』をクリックすると、設定画面が表示されます。

4 端末属性

接続されている内線端末の属性を表示します。『端末属性』をクリックすると、設定画面が表示されます。

5 優先着信

優先的に着信するTELポートの選択状態を表示します。

- 「優先」：優先着信ポートに設定されている。
- 「非優先」：他のアナログポートに設定されている。
- 「 - 」：優先着信ポートが無効に設定されている。

6 指定着信

指定着信番号を設定可能とし、特定の通信機器に着信させる状態を表示する。

- 「有効」：サブアドレス機能が有効に設定されている。
- 「 - 」：サブアドレス機能が無効に設定されている。

7 登録状態

内線端末から本商品への内線登録状態を表示します。

- 「未登録」：現在利用できない状態(内線端末に本商品と接続するための設定が未設定)
- 「登録済み」：現在利用できる状態
- 「 - 」：現在利用できない状態

8 設定の削除

「削除」をクリックすることで、内線端末の登録情報を削除します。ただし、内線番号は初期化されません。

お知らせ

当該内線番号で通話中に「削除」をクリックすると通話が切断されます。

2 設定する「内線番号」をクリックします。

対応する電話設定画面が表示されます。

アナログ端末設定画面

1 内線番号

内線番号として使用する電話番号を1～99の範囲で設定してください。

お知らせ

- ・0もしくは00を設定することはできません。
- ・重複した内線番号は設定できません。

2 着信音選択

外線や内線からの着信時に、アナログ電話機の着信音を選択できます。「IR(リン・リン)」と「SIR(リン・リン)」のどちらかを選択できます。

★電話番号欄にはお客様の
ご契約電話番号が表示されます

設定方法

- 着信音を設定したい電話機の「電話設定」画面を表示させます(上図)。
- 【内線番号設定】の着信時の「着信音選択」で内線からの着信に対する着信音を設定します。
- 【電話番号設定】の着信時の「着信音選択」で外線からの着信に対する着信音を設定します。
- 最後に「設定」をクリックします。

お知らせ

- ・「SIR」を選択した場合、電話機のメロディ着信機能が正常に動作しない場合があります。その場合は「IR」に設定してください。
- ・実際の呼出音は使用される電話機によって異なります。

3 通知番号

「契約者電話番号」および「追加電話番号」の中から1つの電話番号を発信電話番号として設定できます。

★電話番号欄にはお客様の
ご契約電話番号が表示されます

設定方法

- 発信者番号通知を設定したい電話機の「電話設定」画面を表示させます(上図)。
- 【電話番号設定】の「通知番号」で外線発信時の通知番号を選択します。
- 最後に「設定」をクリックします。

4 着信番号

契約している電話番号のうち、この端末への着信番号として使用する番号を選択します。

着信に対して、複数の電話機を呼び出すことができます。

一斉着信：ひかり電話対応機器に接続されたすべてのアナログ電話機、IP端末を呼び出します。

着信番号選択：ひかり電話対応機器に接続されたアナログ電話機、IP端末から選択して呼び出します。

設定方法

- 着信させたい電話機の「電話設定」画面を表示させます(上図)。
- 【電話番号設定】の「着信番号」で、この電話機に着信させたい電話番号を選択します。
- 一斉着信させる場合、すべての電話機で同様の設定を行います。
- 最後に「設定」をクリックします。

お知らせ

- ・他の端末設定画面で、同じ電話番号を選択することができます。
- ・その場合、複数の電話機から同時に着信音が鳴ります。

5 指定着信機能

指定着信機能の“使用する”チェックボックスにチェックを入れた電話番号が指定着信対象の電話番号になります。

「有効」：サブアドレス機能が有効に設定されている。

「-」：サブアドレス機能が無効に設定されている。

設定方法

- 指定着信機能を利用する場合はチェックを入れてください。初期値はチェックなし(使用しない)です。
- 指定着信番号(1～19桁の数字)を半角で入力してください。
- 相手方からの発信に指定着信番号がない場合にも着信を受ける場合には、「指定なし着信」にチェックします。

⑥ ナンバーディスプレイ☆

ナンバーディスプレイ機能(発信者の電話番号を表示する機能)を使用するか設定します。サービス契約および、接続した端末がナンバーディスプレイに対応している必要があります。

- ・使用する **初期設定**
- ・使用しない

⑦ モデムダイヤルイン☆

電話の着信時にモデムダイヤルイン(着信番号情報をモデム信号として通知する機能)を使用するか設定します。着信した電話番号をモデム信号としてアナログ通信機器に送信します。FAX付き電話機でFAXと電話を別の電話番号で呼び分けるときなどに使います。接続した端末がモデムダイヤルインに対応している必要があります。

- ・使用する
- ・使用しない **初期設定**

⑧ 割込音通知☆

「複数チャンネル」契約時に、通話中の着信を割込音にて通知するか設定します。

- ・使用する
- ・使用しない **初期設定**

※2回線とも通話/通信中の場合は、割込音は通知されません。

「RT-200K」の初期設定は、割込音通知が「使用する」になっております。

⑨ ダイヤル桁間タイマ(秒)

ダイヤルを入力してから、次のダイヤルの入力待ち状態を満了するまでの時間を選択します。設定された秒数以内にダイヤル入力がない場合は、入力済のダイヤル番号で発信します。

- ・4~8秒(初期設定は4秒)

「RT-200K」は初期設定の4秒から変更できません。

⑩ エコー・キャンセラ

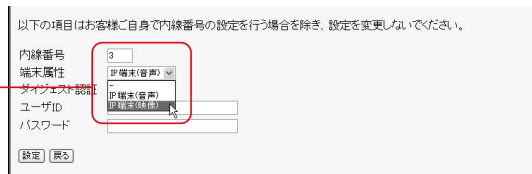
ファクス通信時にエコー・キャンセラを使用するか設定します。ファクス通信が正常にできない場合は「使用しない」に設定してお試しください。

- ・使用する **初期設定**
- ・使用しない

■ テレビ電話

「フレッツフォンVP100/1000/1500」および「クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)」等を接続することで、FOMA®やひかり電話のテレビ電話ご契約者とテレビ電話がご利用できます。

※別途、テレビ電話の契約が必要です。



設定方法

- テレビ電話で利用したいIP端末の「電話設定」画面を表示させます(上図)。
- 「内線番号設定」の「端末属性」を「IP端末(映像)」にします。
- 最後に「設定」をクリックします。

「フレッツフォンVP100/1000/1500」および「クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)」につきましても別途設定が必要です。詳細は「フレッツフォンVP100/1000/1500」および「クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)」の取扱説明書を参照ください。

4. 電話設定(設定を電話機で行う場合)

AD-200NEの場合

☆「ナンバーディスプレイ」「モデムダイヤルイン」「割込音通知」の設定は、TEL1/TEL2ポートに接続した電話機からも行うことができます。設定方法については以下のとおりです。

電話機による設定方法

1 電話機のハンドセット(受話器)を取り上げる
「ツー」という発着音が聞こえます。



2 プッシュボタンを押して設定する



3 「ブブ、ブブ、…」という受着音が聞こえたら、ハンドセット(受話器)を置く



電話機から行った設定はすぐに有効になります。

設定開始 * * * * * 9 9

設定終了 # #

設定継続 #

① TELポート

| ダイヤル | 意味 |
|------|---------|
| ① | TEL1ポート |
| ② | TEL2ポート |

② 機能

| ダイヤル | 意味 |
|-------|------------|
| * 9 ① | ナンバーディスプレイ |
| * 9 ② | モデムダイヤルイン |
| * 9 ③ | 割込音通知 |

③ 設定値

| ダイヤル | 意味 |
|------|-------|
| * ① | 使用する |
| * ② | 使用しない |

【設定例】

TEL1ポートの「ナンバーディスプレイ」を「使用しない」にする

* * * * * 9 ① * 9 ① * ② # #

電話機からの設定開始を示す ②機能 設定終了を示す
① TELポート ③ 設定値

TEL1ポートの「ナンバーディスプレイ」を「使用しない」にし、TEL2ポートの「モデムダイヤルイン」を「使用する」にする

設定開始 TELでナンバーディスプレイを「使用しない」(設定1)

* * * * * 9 ① * 9 ① * ②

② * 9 ② * ① #

設定継続 TEL2でモデムダイヤルインを「使用する」(設定2) 設定終了

★「TELポート」「機能」「設定値」の組を1つの設定として、6組までの設定を一度に行うことができます。設定区切りには「#」を押します。

注意事項

- IP端末(フレッツフォンVP100/1000/1500、ひかりパーソナルフォンWI-100HC)から設定を行うことはできません。
- ダイヤル式の電話機からは設定できません。(プッシュ信号送出機能を持つ電話機のみ設定可能)
- 設定ボタンを押した後に「ピーピー」という高い音が聞こえる場合は、設定内容が誤っています。受話器を置いて設定をやり直す必要があります。
- 6組以上の設定を行った場合や、設定ダイヤルを途中で間違えた場合、すべてのダイヤルが無効になります。
- 通話中や転送・保留操作中の電話機から設定はできません。
- 設定の反映にひかり電話対応機器の再起動は必要ありません。

フレッツ 光ネクストで
ご契約の場合

高音質電話機 ひかりクリアフォン「HQ-100」

フレッツ 光ネクストのひかり電話の高音質電話に対応した電話機 クリアな音声でのコミュニケーションが実現!

高音質電話機 ひかりクリアフォン「HQ-100」は、フレッツ 光ネクスト対応ひかり電話をご契約のお客さま向けの電話機です。従来の電話機で使用している周波数帯(300Hz~3.4kHz)よりも広帯域(100Hz~7kHz)での音声通話ができるため、クリアで聞き取りやすい音声で会話をお楽しみいただけます。



特徴

【クリアな音声を実現する広帯域通話機能】

「広帯域通話機能」

本商品は、従来の電話機に比べ、高い音や低い音も再生できるようになり、話し声も聞き取りやすくなっています。

「擬似広帯域通話機能」

通話先が従来の電話機や「Bフレッツ」および「フレッツ・光プレミアム」(NTT西日本)を利用した「ひかり電話」、携帯電話の場合でも、従来の通話に比べ、高音の帯域を広げた300Hz~約6kHzの擬似広帯域音声で通話できるため、クリアな音声で通話ができます。

【広帯域通話機能をさらに活かす機能】

「高音質スピーカ」

高音質スピーカを搭載しており、ハンズフリーで通話をする際も、相手の声がクリアに聞こえます。

「音質設定(イコライザ)機能」

受話音質を「低音強調」、「高音強調」、「強調なし」の3段階から選択することができるので、聞き取りやすい音質に設定できます。

【コミュニケーションツールとしての基本機能】

「留守番電話機能」 「漢字対応液晶ディスプレイ」 「着信拒否機能」

【仕様】

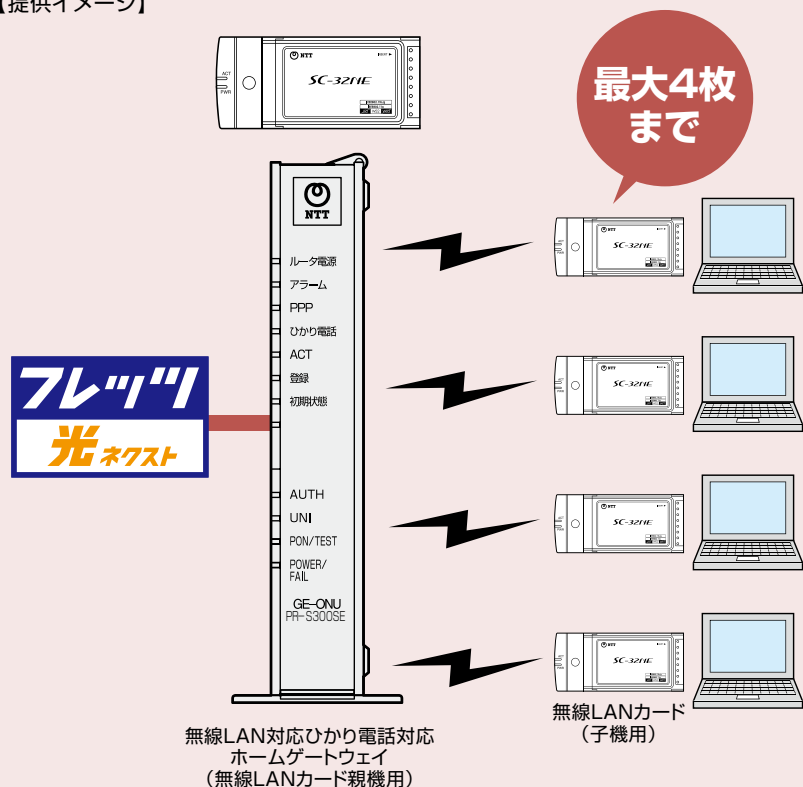
| 項目 | 仕様 |
|------------|---|
| 適用回線 | フレッツ 光ネクスト(ひかり電話) |
| 高音質通話 | 広帯域通話(100Hz~7kHz音声帯域) |
| | 擬似広帯域通話(300Hz~約6kHz音声帯域) ※相手側が一般の電話機の場合でも、擬似広帯域の高音質通話が可能 |
| 発信/着信 | 電話帳ダイヤル機能(200件) |
| | ワンタッチダイヤル機能(3件) |
| | メロディ着信音機能(5曲)+3曲(IR) |
| | 受話音量調節(5段階) ※ハンドセット、スピーカ |
| | 受話音質調整(3段階) ※イコライザ機能 |
| | 着信音量調節(6段階) ※消音含む |
| | 発信・着信の履歴(20件) |
| 保留 | 保留機能(保留音3曲) |
| 留守番電話 | 留守番電話機能(最大録音時間99分、99件、一件につき5分) |
| ナンバーディスプレイ | ナンバーディスプレイ対応 |
| | 着信拒否機能 |
| その他 | 内線転送機能 |
| | キャッチホン機能 |
| | バージョンアップ機能 |
| 外形寸法 | 257mm(幅)×221mm(奥行)×101(高さ) ※ハンドセット含む |

無線LANカード(子機用)

ひかり電話対応機器「PR-S300NE」「RV-S340NE」「PR-S300SE」「RT-S300SE」「RV-S340SE」をご利用中のお客さまにおいてお使いいただける「無線LANカード(子機用)」を提供いたします。

- 月額利用料 300円(税込315円)／枚
- 機器工事費 2,900円(税込3,045円)／枚
※パソコンへのインストール等設定は別途工事費が必要となる場合がございます。
- 提供可能枚数 最大4枚まで
- 提供するカード機種は「SC-32NE」「SC-32SE」「SC-32K」となります。
- カードの設定につきましては、フレッツ 光ネクスト開通時にお渡ししております「フレッツ 光ネクスト超カンタン設定ガイド／超カンタン設定CD-ROM」をご利用ください。

【提供イメージ】



【仕様】「SC-32NE」の場合

| | | | | |
|----------|--|--|------------------------|-----------------------------------|
| 無線LANポート | 端末インタフェース | PC Card Standard (CardBus) スロット Type II 準拠 | | |
| | 規格 | IEEE802.11a (W52) | IEEE802.11b | IEEE802.11g |
| | 周波数帯域 | 5.2GHz帯 (5150~5250MHz) | 2.4GHz帯 (2400~2497MHz) | 2.4GHz帯 (2400~2484MHz) |
| | チャンネル | 36, 40, 44, 48ch | 1~14ch | 1~13ch |
| | 伝送方式 | OFDM(直交周波数分割多重)方式 | DS-SS(スペクトラム直接拡散)方式 | OFDM(直交周波数分割多重)方式 |
| | 伝送速度 ^{※1} | 54/48/36/24/18/12/9/6Mbit/s(自動切換) | 11/5.5/2/1Mbit/s(自動切換) | 54/48/36/24/18/12/9/6Mbit/s(自動切換) |
| | アンテナ | ダイバーシティアンテナ(内蔵) | | |
| | セキュリティ | SSID, WEP(152/128/64bit) ^{※2} , WPA-PSK(TKIP/AES), WPA2-PSK(TKIP/AES) | | |
| ランプ表示 | PWR(緑)1個, ACT(緑)1個 | | | |
| 利用可能OS | Windows Vista [®] および Windows XP [®] /2000 | | | |
| 環境動作 | 温度: 0~40℃ 湿度: 0~85%(結露しないこと) | | | |
| 外形寸法 | 約54(W)×5(D)×118(H)mm(突起部分を除く) | | | |
| 電源 | DC 3.3V 最大710mA (パソコンから給電) | | | |
| 消費電力 | 最大2.4W | | | |
| 質量 | 約0.05kg | | | |
| 電磁妨害波規格 | VCCIクラスB | | | |

※1. 無線LANの規格値であり、実際のデータ転送速度を示すものではありません。

※2. Windows Vista[®]をご利用の場合、WEP 152bitはご使用になれません。

クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)

●「ひかり電話」と「クルリモ」で安心・便利な見守り

「クルリモ」*1をひかり電話対応機器*2に接続することで、外出先から携帯電話*3(FOMA®)を使って、動画でご自宅の様子をリアルタイムで見ることができます。

また、遠隔操作でカメラの向きを変えられるので、お部屋の隅々まで見回すことができ、大切なペットの様子を見たり、話しかけたりすることもできて安心です。

- *1：別途、ひかり電話の付加サービス「テレビ電話」のご契約が必要となります。
- *2：複数チャネル対応のひかり電話対応機器が必要となります。
- *3：現在、対応している携帯電話はNTTドコモのFOMA®です。



クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)
29,400円(税込)

| | |
|----------|---------------------------|
| 外形寸法(mm) | 約 98.2(W)×103.8(D)×122(H) |
| 質量 | 約 300g |

留守中のお部屋にいるペットの見守り



自宅の様子を遠隔でモニタリング!

NTTドコモのFOMA®から「0AB～J」の電話番号によるテレビ電話発信で簡単に接続ができ、ご自宅の様子をいつでも確認することができます。

Webブラウザでパソコンからもモニタリング!

ルータ等に接続したパソコンのWebブラウザからインターネットを利用して、ご自宅の様子を見ることができます。

クルリモのリモート操作ができる!

カメラのレンズの方向を携帯電話(FOMA®)を使って遠隔操作。ズーム、上下、左右、マイク/スピーカ音量の調整などができます。



赤外線センサが自動で検知!

クルリモの赤外線センサが作動したら、あらかじめ指定されたメールアドレスや電話番号に自動送信できるよう設定ができます。

*本商品は侵入による犯罪を未然に防止したり、被害を小さくしたり、遠隔監視をするためには有効ですが、侵入による被害を完全に防いだり、家電機器の操作を完全にできるものではありません。万一、本商品の稼働中に人命、財産、ペット等に対する損害が生じてもNTT西日本は一切の責任は負いかねます。

●無線LAN対応

無線LAN対応なので、設置場所を選びません。IEEE802.11a(W52、W53)、IEEE802.11b/gに対応しているため、電波の届く範囲であれば、ご家庭内の様々な場所でご利用いただけます。

*クルリモを無線LANで利用する場合は、無線LAN対応のひかり電話対応機器と専用の無線カード(1枚)が必要です。

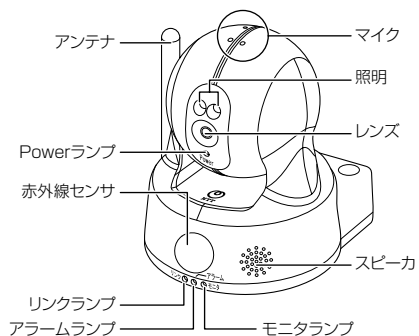


クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)

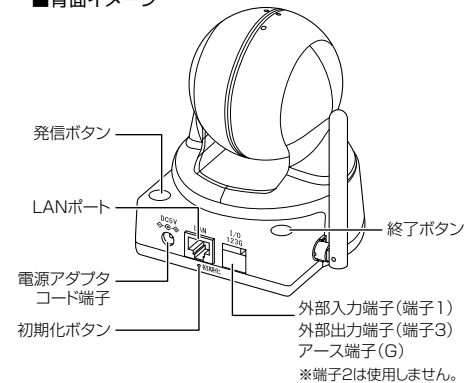
クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)概要

★「テレビ電話」に対応

■前面イメージ

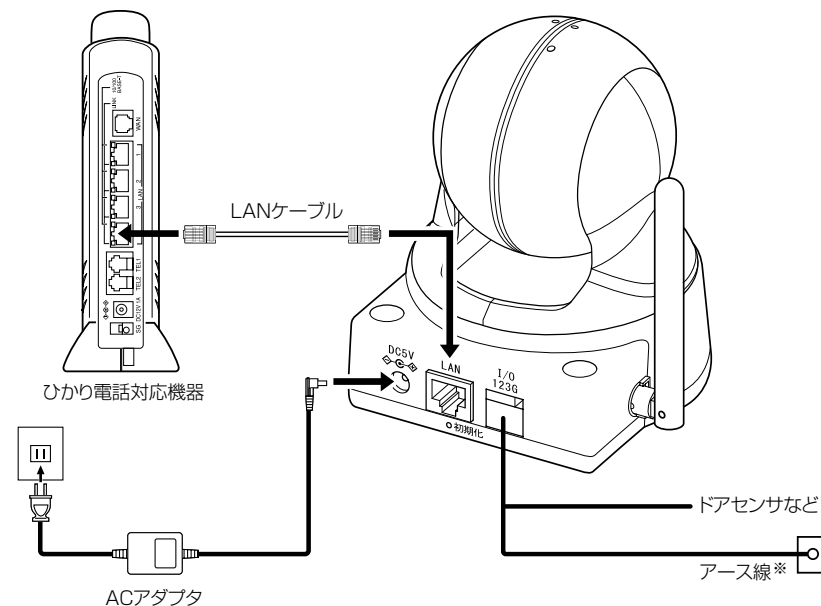


■背面イメージ



クルリモ(ひかりホームカメラ HC-1000)

基本接続例



*アース線は付属品に含まれておりません。

ひかりパーソナルフォン WI-100HC

●手軽に個人専用の電話機として利用が可能

「ひかり電話」および「ひかり電話」の付加サービス「追加番号」を組み合わせることにより、個人専用の電話番号を持った電話機として利用できます。さらに、ひかり電話対応機器に接続した電話機間で内線通話や、かかってきた電話の転送もできます。

●通信コストの低減

本商品から電話をかける際、「ひかり電話」のお得な通話料でご利用いただけます。

●コンパクトなデザイン

手のひらサイズのコンパクトなデザインで、持ち運びに便利です。

●便利な電話帳機能

最大300件の電話帳登録ができます。また市販の携帯電話番号編集ソフト*をご利用いただくことにより、本商品に携帯電話端末の電話帳データを転送することができます。

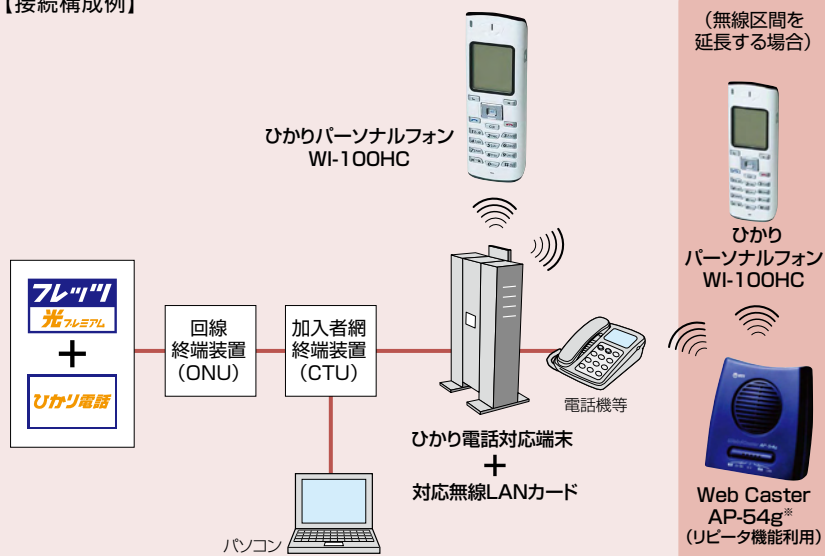
*動作確認のとれているソフトに限ります。



ひかりパーソナルフォン WI-100HC
17,850円(税込)

| | |
|--------------|----------------------|
| 外形寸法(mm) | 約 43(W)×20(D)×130(H) |
| 質量(電池/バック含む) | 約 102g |

【接続構成例】



*「ひかり電話対応端末」が「AD-200SE」の場合です。「AD-200NE」の場合は、「Web Caster AP-54g」が2台必要です（対向での利用となります）。

内線通話のご利用方法

1

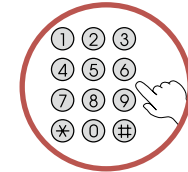
電話機のハンドセット(受話器)を取り上げます。
ハンドセット(受話器)から「ツー」という発信音が聞こえます。



2

相手の内線番号をダイヤルします。

呼出音が聞こえます。
相手先が通話中だった場合は、「ツーツーツー」という音が聞こえます。



3

相手の方が出たら、会話します。

4

会話が終われば、ハンドセット(受話器)を置きます。



お知らせ

続けてひかり電話や内線をご利用になる場合は、ハンドセット(受話器)を3秒以上置いた後にダイヤルしてください。

内線転送のご利用方法

1

通話中、フッキングします。

フックスイッチ(受話器を置くところ)は下までポン、フックボタンは軽くポンと押してください。

(フックボタンを「フラッシュ」「⑦」等と表示している電話機もあります。)



2

相手の内線番号をダイヤルします。

呼出音が聞こえます。



3

相手の方が出たら、ハンドセット(受話器)を置きます。

契約約款等

契約約款等

音声利用 I P 通信網サービス契約約款（抜粋）

第1章 総則

実施 平成15年10月29日

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、条約付国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）及び国際海事衛星機構（インマルサット）に関する条約（昭和54年条約第5号）の規定に基づき、この音声利用 I P 通信網サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）以下「事業法」といいます。）第19条第1項及び同法第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより音声利用 I P 通信網サービス（当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

ただし、別段の合意（事業法第20条第5項の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。（注）本条のほか、当社は、音声利用 I P 通信網サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|-------------------------|--|
| 1 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備 |
| 2 電気通信サービス | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。 |
| 3 国内通信 | 通信のうち本邦内で行われるもの |
| 4 国際通信 | 通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）及び当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるもの |
| 5 通話 | 音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信 |
| 6 音声利用 I P 通信網 | 主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信（電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）に規定する電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）を相互に用いて行うものとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。） |
| 7 音声利用 I P 通信網サービス | 音声利用 I P 通信網を使用して行う電気通信サービス |
| 7の2 契約約款等 | 契約約款又は電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約 |
| 8 音声利用 I P 通信網サービス取扱所 | (1) 音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する契約事務を行う者の事業所 |
| 9 所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所 | その音声利用 I P 通信網サービスの契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所 |
| 10 第1種契約 | 当社から第1種サービスの提供を受けるための契約 |
| 10の2 第1種契約者 | 当社と第1種契約を締結している者 |
| 10の3 第2種契約 | 当社から第2種サービスの提供を受けるための契約 |
| 10の4 第2種契約者 | 当社と第2種契約を締結している者 |
| 11 契約者 | 第1種契約者又は第2種契約者 |
| 12 相互接続点 | 当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点（当社が協定事業者（当社が別に定める者に限ります。以下この欄において同じとします。）へ提供している都道府県の区域（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。）をまたがる伝送に関する卸電気通信役務（事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。）に係る区間との分界点を含みます。） |
| 13 接続契約者回線 | 音声利用 I P 通信網と相互に接続する電気通信回線（別記1の（1）に定めるものとします。）であって、専ら第1種サービスの利用のために設置されたもの |
| 13の2 利用回線 | 別記1の（2）から（4）に定める電気通信回線であって、音声利用 I P 通信網サービスに係るもの |
| 13の3 接続契約者回線等 | (1) 接続契約者回線 (2) 利用回線 (3) 当社が必要により設置する電気通信設備 |
| 14 回線収容部 | 接続契約者回線を収容するために当社が設置する電気通信設備 |
| 15 端末設備 | 接続契約者回線等の一端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所を同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 16 サービス接続点 | 音声利用 I P 通信網と当社が別に定める電気通信設備との接続点 (注) 本欄に規定する当社が別に定める電気通信設備は、電話サービス契約約款に規定する電話網、総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網又は I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網とします。 |
| 17 自営端末設備 | 契約者が設置する端末設備 |
| 18 自営電気通信設備 | 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの |
| 19 協定事業者 | 当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者 |
| 19の2 リルーティング通信等 | 協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用 I P 通信網内で接続する通信 |

| | |
|-----------|---|
| 20 相互接続通信 | 相互接続点との間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等（サービス接続点を介して行われるものを含みます。） |
| 21 契約者回線等 | (1) 接続契約者回線等 (2) 相互接続点 (3) 電話サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の29欄の（1）に規定するもの (4) 総合デジタル通信サービス契約約款第3条（用語の定義）の表の26欄の（1）に規定するもの |
| 22 消費税相当額 | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

(外国における取扱いの制限)

第4条 音声利用 I P 通信網サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第1章の2 音声利用 I P 通信網サービスの種類

(音声利用 I P 通信網サービスの種類)

第4条の2 当社が提供する音声利用 I P 通信網サービスには、次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|---------|---|
| 第1種サービス | 接続契約者回線等相互間において、内線通信機能の利用により内線番号を用いた通信を行うことが可能なもの |
| 第2種サービス | 第1種サービス以外のもの |

2 音声利用 I P 通信網サービスには、料金表に規定する通信又は保守の態様による細目があります。

第2章 音声利用 I P 通信網サービスの提供区域

(音声利用 I P 通信網サービスの提供区域)

第5条 当社の音声利用 I P 通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第3章 契約

第1節 第1種サービスに係る契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに1の第1種契約を締結します。この場合、第1種契約者は、1の第1種契約につき、1人に限ります。（接続契約者回線の収容）

第7条 当社は、当社が指定する音声利用 I P 通信網サービス取扱所の1の回線収容部に1の接続契約者回線を収容します。2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、他の音声利用 I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。（注）当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、他の音声利用 I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行うことがあります。

(契約申込の方法)

第8条 第1種契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 接続契約者回線の終端の場所又は利用回線の契約者回線番号

(2) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第9条 当社は、第1種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1) 第1種契約の申込みをした者が、その第1種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同一の者とならないとき。
(2) 第1種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
(3) 第1種契約の申込みをした者が第1種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
(5) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
(6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第10条 削除

(契約者回線番号)

第11条 第1種サービスの契約者回線番号は、1の回線収容部又は1の利用回線ごとに当社が定めます。

2 第1種契約者は、接続契約者回線に係る終端の場所又は利用回線の契約者回線番号について変更の申込みを行うときは、その内容について契約事務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所に届け出てください。

3 前項の届出又は利用回線の移転等により、その回線収容部又は利用回線について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

4 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第1種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。
5 前2項の規定により、第1種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第1種契約者に通知します。（注）当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第1種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

(請求による契約者回線番号の変更)

第12条 第1種契約者は、迷惑電話（いたずら、いやがらせその他これに類する通信であって、現にその通信の受信者が迷惑であると認めるものをいいます。）又は間違い電話（現に使用している契約者回線番号に対して、反復継続して誤って接続される通信をいいます。）を防止するために、契約者回線番号を変更しようとするときは、所属音声利用 I P 通信網サービス取扱所に対し当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、当社の業務の遂行上支障がある場合を除いて、その請求を承諾します。（回線収容部の変更）

第13条 第11条（契約者回線番号）第2項に規定する届出により、その接続契約者回線について他の音声利用 I P 通信網サービス取扱所の回線収容部への収容の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

ただし、第9条（契約申込の承諾）第2項各号のいずれかに該当する場合は、その変更を行わないことがあります。

(その他の契約内容の変更)

第14条 第1種契約者は、第8条（契約申込の方法）第1項第2号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第9条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

契約約款等

(利用の一時中断)

第15条 当社は、第1種契約者から請求があったときは、第1種サービスの利用の一時中断（その回線収容部及び契約者回線番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第1種契約に係る利用権の譲渡)

第16条 第1種契約に係る利用権（契約者が契約に基づいて音声利用IP通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第1種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第1種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用回線を使用している場合は、その利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
 - (2) 第1種契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその第1種契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同じの者とならないとき。
 - (3) 第1種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第1種契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 相互接続点との間の通信を伴う第1種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- 4 第1種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第1種契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

(第1種契約者が行う第1種契約の解除)

第17条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属音声利用IP通信網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第18条 当社は、第23条（利用停止）の規定により第1種サービスの利用を停止された第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種契約を解除することがあります。

2 当社は、第1種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種サービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第1種契約を解除することがあります。

- (1) 利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。
 - (2) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第1種サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
 - (3) 利用回線の移転等により音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。
 - (4) 接続契約者回線等について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。
- 4 当社は、前3項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第19条 第1種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第2節 第2種サービスに係る契約

(契約の単位)

第19条の2 当社は、1の利用回線ごとに1の第2種契約を締結します。この場合、第2種契約者は、1の第2種契約につき、1人に限ります。

(契約申込の方法)

第19条の3 第2種契約の申込みをすときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 第2種サービスの細目
- (2) 利用回線の契約者回線番号
- (3) その他契約申込の内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

第19条の4 当社は、第2種契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第2種契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第2種契約の申込みをした者が、その第2種契約に係る利用回線の契約を締結している者と同じの者とならないとき。
- (2) 第2種サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第2種契約の申込みをした者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(細目の変更)

第19条の5 第2種契約者は、細目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の4（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線番号)

第19条の6 第2種サービスの契約者回線番号は、1の利用回線ごとに当社が定めます。

2 利用回線の移転等により、その第2種サービスの契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。

3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

4 前2項の規定により、第2種サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことを第2種契約者に通知します。

(注) 当社は、本条の規定によるほか、第40条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、第2種サービスの契約者回線番号を変更することがあります。

(その他の契約内容の変更)

第19条の7 第2種契約者は、第19条の3（契約申込の方法）に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第19条の4（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第2種契約に係る利用権の譲渡)

第19条の8 第2種契約に係る利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、その第2種契約に係るIP通信網契約に関する権利の譲渡の承認の請求に併せて、当事者が連署した当社所定の書面により所属音声利用IP通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第2種契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用回線に関する権利の譲渡に伴うものでないとき。
- (2) 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が、その第2種契約に係る利用回線の利用権を譲り受けようとする者と同じの者とならないとき。

(3) 第2種契約に係る利用権を譲り受けようとする者が第2種サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 相互接続点との間の通信を伴う第2種契約に係る利用権の譲渡の場合にあっては、その譲渡がその相互接続通信に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

4 第2種契約に係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第2種契約者の有していた一切の権利及び義務（第33条（通信料金の支払義務）の規定により、協定事業者が定める相互接続通信の料金のうち当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。）を承継します。

(当社が行う第2種契約の解除)

第19条の9 当社は、第23条（利用停止）の規定により第2種サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第2種契約を解除することがあります。

2 当社は、第2種契約者が第23条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第2種サービスの利用停止をしないでその第2種契約を解除することがあります。

3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、次の場合は、その第2種契約を解除します。

- (1) 利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。
- (2) 利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、第2種契約に係る利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- (3) 利用回線の移転等により音声利用IP通信網サービスの提供区域外となったとき。
- (4) 利用回線について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知ったとき。

4 当社は、前3項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第19条の10 請求による契約者回線番号の変更、利用の一時中断、第2種契約者が行う第2種契約の解除の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。

2 前項に規定するほか、第2種契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表第1類（基本料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

(付加機能の利用の一時中断)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第22条 当社は、次の場合には、音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上、工事又は音声利用IP通信網サービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- (2) 特定の接続契約者回線等から、多数の完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）が発生させたことにより、既に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがある当社が認めたとき。
- (3) 第26条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- (4) 利用回線に係る電気通信サービスの利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定める方法は、次のとおりとします。

- (1) 本条第1項第1号、第3号及び第4号に該当するとき
当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メールによる通知、それ以外の場合は当社が指定するホームページによる周知を行います。
- (2) 本条第1項第2号に該当するとき
当社は、当社から電子メールによる通知を行うことを条件としてあらかじめ契約者からメールアドレスの通知をいただいている場合は電子メール等による通知、それ以外の場合は電話又は書面等による通知を行います。

3 第1項に規定する場合のほか、音声利用IP通信網サービスに関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その音声利用IP通信網サービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)

第23条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった音声利用IP通信網サービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その音声利用IP通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他の音声利用IP通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 接続契約者回線を第1種サービスの利用以外の用途に使用したと当社が認めたとき。
- (4) 第45条（利用に係る契約者の義務）又は第47条（利用上の制限）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (5) 前4号のほか、この約款の規定に反する行為であって音声利用IP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により音声利用IP通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本条第1項第4号により、音声利用IP通信網サービスの利用停止を行うときであって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 通信

(相互接続点との間の通信等)

第24条 相互接続通信は、相互接続協定に基づき当社が別に定めた通信に限り行うことができるものとします。

2 相互接続通信を行うことができる地域（以下「接続対象地域」といいます。）、は、当社が相互接続協定により定めた地域に限り行うことができるものとします。

(通信の切断)

第25条 当社は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第15条第2項の規定による警報事項の通知に当たり必要がある場合は、通信を切断することがあります。

契約約款等

この場合、あらかじめその通信をしている者にそのことを通知します。

(通信利用の制限等)

第26条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）を行うことがあります。

| 機 関 名 | | |
|--------|--------------------|----------------------------------|
| 気象機関 | 防衛機関 | 水道の供給の確保に直接関係がある機関 |
| 水防機関 | 輸送の確保に直接関係がある機関 | 輸送管理機関 |
| 消防機関 | 通信の確保に直接関係がある機関 | 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 |
| 災害救助機関 | 電力の供給の確保に直接関係がある機関 | 預貯金業務を行う金融機関 |
| 警察機関 | ガスの供給の確保に直接関係がある機関 | 国又は地方公共団体の機関 |

- 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 前2項に規定するほか、契約者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、その契約に係る接続契約者回線等を使用することができない場合においては、その音声利用IP通信網サービスを利用できないことがあります。

(通信時間等の制限)

第27条 前2条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線等への通信の利用を制限することができます。

(通信時間の測定等)

第28条 通信時間の測定等については、料金表第1表第2類（通信料金）に定めるところによります。

(付加機能を利用した通信)

第28条の2 当社は、第2種契約者が付加機能を利用した通信を行う場合に限り、当社が別に定める通信を取り扱います。

(国際通信の取扱い地域)

第29条 国際通信の取扱い地域は、料金表第1表第2類（通信料金）に定めるところによります。

(契約者回線番号等通知)

第30条 接続契約者回線等から契約者回線等への通信については、その接続契約者回線等に係る契約者の契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知します。

ただし、次の通信については、この限りではありません。

- 通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
- 契約者回線番号非通知（契約者の請求により、接続契約者回線等から行う通信について、その契約者回線番号を着信先の契約者回線等へ通知しないことをいいます。）の扱いを受けている接続契約者回線等から行う通信（当社が別に定める方法により行う通信を除きます。）
- その他当社が別に定める通信
- 第1項の規定により、その接続契約者回線等の契約者回線番号を着信先の接続契約者回線等へ通知しない扱いとした通信については、着信先の契約者回線等が当社が別に定める付加機能を利用している場合はその通信が制限されます。
- 当社は、前2項にかかわらず、接続契約者回線等から、電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合は、その契約者回線番号、氏名又は名称及び接続契約者回線等に係る終端の場所を、その着信先の機関へ通知することがあります。
ただし、通信の発信に先立ち「184」をダイヤルして行う通信については、この限りではありません。
- 当社は、前3項の規定により、契約者回線番号等を着信先の契約者回線等へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
(注1) 本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。
(注2) 本条第2項に規定する当社が別に定める付加機能は、発信電話番号通知要請機能とします。
(注3) 契約者は、本条の規定等により通知を受けた契約者回線番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第31条 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの料金は、基本料金、通信料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する音声利用IP通信網サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する基本料金は、当社が提供する音声利用IP通信サービスの態様に応じて、基本額、番号使用料、付加機能使用料及びユニバーサルサービス料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第32条 契約者は、その契約に基づいて当社が音声利用IP通信網サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1類（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

- 前項の期間において、利用の一時中断等により音声利用IP通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、音声利用IP通信網サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

| 区 別 | 支払いを要しない料金 |
|---|--|
| 1 契約者の責めにやらない理由により、その音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合又は接続契約者回線に係る電気通信サービスに起因する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとの日数を計算し、その日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりその音声利用IP通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金 |

| | |
|---|--|
| 3 回線収容部の変更、接続契約者回線等に係る終端の場所の変更、利用回線の変更若しくは移転又は第1種サービスに係る接続契約者回線と利用回線との間の変更に伴って、音声利用IP通信網サービスを利用できなかった期間が生じたとき（契約者の都合により音声利用IP通信網サービスを利用しなかった場合であって、その設備又は契約者回線番号を保留したときを除きます。）。 | 利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその音声利用IP通信網サービスについての料金 |
|---|--|

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通信料金の支払義務)

第33条 契約者は、接続契約者回線等から接続契約者回線等へ行った通信について、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2 契約者は、接続契約者回線等と第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)又は(4)に規定するものとの間の通信について、音声利用IP通信網サービスに係る部分と電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る部分とを合わせて、当社が測定した通信時間と料金表第1表第2類（通信料金）の規定とに基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

ただし、第3条（用語の定義）の表の21欄の(3)又は(4)に規定するものから接続契約者回線等へ行った通信料金については、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。

3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。相互接続協定に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

4 前3項の規定にかかわらず、付加機能等を利用して行った通信の通信料金について、料金表第1表第1類（基本料金）又は同表第2類（通信料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

5 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この条において同じとします。）は、通信の料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2類に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参照するものとします。

(注) 本条に規定する当社が別に定めるところは、別記4及び別記12から別記15に定めるところによります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第34条 契約者は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第35条 契約者は、契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、四半の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第8章 保守

(契約者の切分責任)

第39条 契約者は、音声利用IP通信網サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、音声利用IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第40条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定められたものに限ります。

| 順 位 | 修理又は復旧する電気通信設備 |
|-----|--|
| 1 | 気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの |

| | |
|---|---|
| 2 | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 運送管理機関に設置されるもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。） |
| 3 | 第1順位及び第2順位に該当しないもの |

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的に回線収容部又は契約者回線番号を変更することがあります。

**第9章 損害賠償
(責任の制限)**

第41条 当社は、音声利用 I P 通信網サービス（当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスを含みます。以下この条において同じとします。）を提供すべき場合において、当社又はその協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブルテレビ局（複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいいます。以下同じとします。）若しくは固定衛星地球局より外国側若しくは衛星側の電気通信回線設備における障害であるとき又は接続契約者回線に係る電気通信サービスによるものであると認めるときを除きます。）は、その音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、音声利用 I P 通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間（24時間の倍数である部分に限りません。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその音声利用 I P 通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

- (1) 料金表第 1 表第 1 類（基本料金）に規定する基本料金
 - (2) 料金表第 1 表第 2 類（通信料金）に規定する通信料金（音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月（1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前 6 料金月の 1 日当たりの平均通信料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）
- 3 当社の故意又は重大な過失により音声利用 I P 通信網サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表第 1 表第 1 類に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注 1) 本条第 2 項第 2 号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、音声利用 I P 通信網サービスを全く利用できない状態が生じた日直前の実績を把握できる期間における 1 日当たりの平均通信料金とします。

(注 2) 本条第 2 項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第42条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に接続契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

(協定事業者との電気通信サービスに係る契約の締結)

第43条 契約の申込みの承諾を受けた者又は利用権を譲り受けることの承諾を受けた者（以下この条において「契約者等」といいます。）は、別記16に定める協定事業者（事業法第 9 条に基づき、総務大臣の登録を受けた者）に限ります。以下この条において同じとします。）がそれぞれ定める契約約款の規定に基づいて、その協定事業者と別記16に定める電気通信サービスに係る契約を締結したこととなります。

ただし、契約者等からその協定事業者に対してその契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により契約を締結した者は、該当する協定事業者に係る電気通信サービスの利用があったときに、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することとなります。

ただし、その契約を締結した者が、その契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その協定事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

(承諾の限界)

第44条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときは又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第45条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に接続契約者回線等を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換又は音声利用 I P 通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (2) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要費用を支払っていただきます。

(技術資料の閲覧)

第46条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、音声利用 I P 通信網サービスを利用するうえで参考となる別記17の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(利用上の制限)

第47条 契約者が、次に掲げる態様で通信を行うことを禁じます。

契約者が、コールバックサービス（本邦から発信する国際通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させること。

| 方式 | 概要 |
|---------------|---|
| ポーリング方式 | 外国側から本邦宛に継続して電話の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式 |
| アンサーサプレッション方式 | その提供に際して、当社が国際通信の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式 |

(契約者の氏名等の通知)

第48条 契約者は、協定事業者（その契約者とは社相互接続通信（協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。以下同じとします。）に係る契約を締結している者に限ります。）から請求があったときは、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等を、その協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 相互接続通信（当社が別に定める付加機能によりその相互接続通信に転送されることとなる通信を含みます。以下この項において同じとします。）に係る契約を締結している者は、その相互接続通信を行うときに、当社がその相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報を、その相互接続通信に係る協定事業者に通知することについて、同意していただきます。

3 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。）は、契約者回線等から、当社が別に定める付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合、その通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等（電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。）、その通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容を記載した電子メールを、その付加機能を利用する契約者の指定するメールアドレスに送信することがあることについて、同意していただきます。

4 契約者（相互接続通信の利用者を含みます。以下この項において同じとします。）は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報、当社の委託により音声利用 I P 通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者からの通知)

第49条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第50条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
 - (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による音声利用 I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第51条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
 - (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(電話帳の発行)

第52条 当社は、別記5に定めるところにより、電話帳の発行を行います。

(番号案内)

第53条 当社は、当社が付与した契約者回線番号若しくは契約者回線番号以外の番号又は当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号の案内（以下「番号案内」といいます。）を行います。

2 前項に規定するほか、番号案内に係る料金その他の提供条件は、電話サービス契約約款第99条（電話番号案内）から第101条（相互接続番号案内に係る料金の取扱い）の規定に準じて取り扱います。

(番号情報の提供)

第54条 当社は、当社の番号情報（電話帳掲載又は番号案内に必要な情報（第52条（電話帳の発行）及び第53条（番号案内）の規定により電話帳掲載及び番号案内を省略することとなった第 1 種契約又は第 2 種契約に係る情報を除きます。）をいいます。以下この条において同じとします。）について、番号情報データベース（番号情報を収容するために当社が設置するデータベース設備をいいます。以下この条において同じとします。）に登録します。

2 契約者は、当社が前項の規定により登録した番号情報を電話帳発行又は番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等（当社が別に定める者に限ります。）に提供することについて、同意していただきます。

(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定める者は、当社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。

(注 2) 本条第 2 項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。

(注 3) 当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。

(注 4) 番号案内のみを行うものとした番号情報については、番号案内の目的に限定してその番号情報を電気通信事業者等が利用する場合に当社が提供します。

(法令に規定する事項)

第55条 音声利用 I P 通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5に定めるところによります。

(閲覧)

第56条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第57条 音声利用 I P 通信網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記7から10の2に定めるところによります。

別記

1 接続契約者回線等に係る電気通信サービスの名称等

(1) 第 1 種サービスについて、接続契約者回線に係る電気通信サービスの名称及び品目、取扱いの単位、チャネル数の上限並びに終端の場所として指定することができる区域は以下のとおりとします。この場合において、第 1 種サービスの提供区域は、接続契約者回線の終端とすることができる区域とします。

| 電気通信サービスの名称 | 契約者回線の品目等 | 取扱いの単位 | チャネル数の上限 | 終端の場所とすることができる区域 | |
|--|-----------|---|-------------------------|-----------------------------|--------------|
| | | | | 終端のうち回線収容部に収容されるもの | 終端のうち左記以外のもの |
| 1 LAN型通信網サービス契約約款に規定する第 2 種サービス（西企管第118号（平成18年3月29日）の附則により提供しているプラン1に係るものに限ります。） | 100Mb/s | 左記の電気通信サービスに係る2の契約者回線であって、互いの契約者回線のみが通信相手先となるものを1の接続契約者回線として取扱いします。 | 接続契約者回線1回線ごとに600 チャネルまで | 当社が別に定める音声利用 I P 通信網サービス取扱所 | 当社が別に定める区域 |

| | | | | | |
|---|---|---|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 2 L A N型通信網サービス 契約約款に規定する第1種 サービス | 1 Mb/s | 左記の電気通信サービス に係る契約者回線等の区 別が同一である2の契約 者回線（1のL A N型通 信網契約に係るものであ って、互いの契約者回 線のみが通信相手となる ものに限り、）を1 の接続契約者回線として 取扱います。 | 接続契約者回線1回線ごと に5チャンネルまで | 当社が別に定める 音声利用I P通信 網サービス取扱所 | 当社が別に 定める区域 |
| | 2 Mb/s | | 接続契約者回線1回線ごと に10チャンネルまで | | |
| | 5 Mb/s | | 接続契約者回線1回線ごと に30チャンネルまで | | |
| | 10 Mb/s | | 接続契約者回線1回線ごと に90チャンネルまで | | |
| | 100 Mb/s | | 接続契約者回線1回線ごと に600チャンネルまで | | |
| 備考 L A N型通信網契約（接続契約者回線に係るものとします。）に係る中継回線の区別及び収容部分に収容される契約者回線の数等については、第1種サービスの提供において支障が生じないことについて当社が認めるものに限り、ます。 | | | | | |
| 3 L A N型通信網サービス 契約約款に規定する第2種 サービス | 1 Mb/s | 左記の電気通信サービス に係る2の契約者回線 であって、互いの契約者 回線のみが通信相手とな るものを1の接続契約者 回線として取り扱います。 ただし、料金表に規定す る多重回線収容機能を利用 している場合は、1の 論理パスを1の接続契約 者回線としてみなして取 り扱います。 | 左記の電気通信サービスに係る契 約者回線ごとに5チャンネルまで | 当社が別に定める 音声利用I P通信 網サービス取扱所 | 当社が別に 定める区域 |
| | 2 Mb/s | | 左記の電気通信サービスに係る契 約者回線ごとに10チャンネルまで | | |
| | 3 Mb/s | | 左記の電気通信サービスに係る契 約者回線ごとに20チャンネルまで | | |
| | 4 Mb/s | | 左記の電気通信サービスに係る契 約者回線ごとに30チャンネルまで | | |
| | 5 Mb/s | | 左記の電気通信サービスに係る契 約者回線ごとに40チャンネルまで | | |
| | 10 Mb/s | | 左記の電気通信サービスに係る契 約者回線ごとに90チャンネルまで | | |
| | 20 Mb/s | | 左記の電気通信サービスに係る契 約者回線ごとに190チャンネルまで | | |
| | 30 Mb/s | | 左記の電気通信サービスに係る契 約者回線ごとに290チャンネルまで | | |
| | 100 Mb/s | | 左記の電気通信サービスに係る契 約者回線ごとに600チャンネルまで | | |
| | 備考 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用I P通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社が認めるものに限り、ます。 | | | | |
| 4 協定事業者の契約約款等 に規定する電気通信サー ビス（当社が別に定めるもの に限り、） | 当社が別に定 める品目等 | 左記の電気通信サービス に係る電気通信設備であ って2の終端の間の通信 のみを行うことができる ものを1の接続契約者回 線として取扱います。た だし、多重回線収容機能 を利用している場合は、 1の論理パスを1の接続 契約者回線とみなして取 り扱います。 | 接続契約者回線1回線ごと に当社が別に定める数まで | 当社が別に定める 音声利用I P通信 網サービス取扱所 | 当社が別に 定める区域 |
| | 備考 1 その電気通信サービスの態様又は提供条件について、音声利用I P通信網サービスの提供に支障が生じないことを当社が認めるものに限り、ます。 2 上記の2の終端は、同一の都道府県の区域内に設置されたものとします。 | | | | |

(2) 第1種サービスについて、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位、チャンネル数の上限並びにその電気通信サービスを利用回線とする第1種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

| 電気通信サービスの名称及び品目等 | 取扱いの単位 | チャンネル数の上限 | その電気通信サービスを利用回線とする第1種サービスの提供区域 |
|--|---------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| 1 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（メニュー5-1の100Mb/sのプラン2に係るものに限り、） | 左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。 | 左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに30チャンネルまで | 当社が別に定める区域 |
| 2 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（メニュー5-1の1Gb/sのプラン1に係るものに限り、） | 左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。 | 左記の電気通信サービスに係る契約者回線ごとに100チャンネルまで | 当社が別に定める区域 |

(3) 第2種サービス（タイプ1に係るものに限り、）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

| 区 分 | 電気通信サービスの名称及び品目等 | 取扱いの単位 | その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域 |
|----------------|--|---------------------------------------|--------------------------------|
| メニュー1 に係るもの | 1 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るものに限り、） | 左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。 | 当社が別に定める区域 |
| | 2 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー1に係るものに限り、） | 左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。 | 当社が別に定める区域 |
| | 3 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー2に係るものに限り、） | 左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。 | 当社が別に定める区域 |
| メニュー2 に係るもの | I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（メニュー5-1の100Mb/sのプラン4に係るものに限り、） | 左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。 | 当社が別に定める区域 |

(4) 第2種サービス（タイプ2に係るものに限り、）について、利用回線とすることができる電気通信サービスの名称及び品目等、取扱いの単位並びにその電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域は以下のとおりとします。

| 電気通信サービスの名称及び品目等 | 取扱いの単位 | その電気通信サービスを利用回線とする第2種サービスの提供区域 |
|--|---------------------------------------|--------------------------------|
| 1 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（メニュー5-1の100Mb/sのプラン5に係るものに限り、） | 左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。 | 当社が別に定める区域 |
| 2 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（メニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3に係るものに限り、） | 左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。 | 当社が別に定める区域 |
| 3 I P通信網サービス契約約款に規定するI P通信網サービス（メニュー5-1の1Gb/sのプラン2に係るものに限り、） | 左記の電気通信サービスに係る1の契約者回線を1の利用回線として取扱います。 | 当社が別に定める区域 |
| 備考 メニュー1に係るものについては、I P通信網サービスのメニュー5-1の1Gb/sのプラン2に係るものを利用回線とすることができません。 | | |

(5) 当社の音声利用I P通信網サービスの提供区域は、次の区域とします。
 ア 回線収容部と回線収容部（当社が必要により設置する電気通信設備を含みます。以下(5)において同じとします。）又は相互接続点との間
 イ サービス接続点と回線収容部、サービス接続点（I P通信網とのサービス接続点に限り、）、利用回線（タイプ2に係るものに限り、）
 ウ 利用回線と回線収容部、利用回線又は相互接続点との間

- 2 契約者の地位の承継
 (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分別により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属音声利用I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
 (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（接続契約者回線等に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者としていただきます。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。
 (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
 (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、契約者の地位の承継において(1)の届出がないときは、当社は、その契約に係る接続契約者回線等の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。
- 3 契約者の氏名等の変更の届出
 (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに所属音声利用I P通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
 ただし、その変更があったにもかかわらず所属音声利用I P通信網サービス取扱所に届出がないときは、第18条（当社が行う第1種契約の解除）、第19条の9（当社が行う第2種契約の解除）及び第23条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
 (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出の事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- 4 相互接続通信の料金の取扱い
 (1) 別記15（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(3)から(6)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記15に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。
 ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類（基本料金）、同表第2類（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
 (2) (1)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
 (3) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち無線呼出し事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記12に規定する中継事業者若しくは無線呼出し事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通信（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る相互接続通信については、当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限り、）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
 ア 無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る他社相互接続通信については、当社が別に定めるものに限ります。以下この別記4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。
 その相互接続通信の料金は、その通信と、無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。
 イ 無線呼出し事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。
 その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

契約約款等

- (4) 別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記12に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。
 ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
 イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。
- (5) (1)から(4)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれ業務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものに相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。
- (6) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。
 ア イ以外のとき。
 その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。
 イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信
 その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

5 電話帳

- (1) 当社は、電話サービス契約約款に基づき発行される電話帳（以下「電話帳」といいます。）に契約者の氏名、職業、契約者回線番号等を掲載します。
 (2) 電話帳の普通掲載、掲載省略、重複掲載その他の取扱いについては、電話サービスの加入電話の場合に準ずるものとします。
 (3) 契約者は、重複掲載の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（重複掲載料）に規定する料金の支払いを要します。

6 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政令第30号）に適合するように維持します。

7 料金明細内訳情報の提供

当社は、あらかじめ第2種契約者から請求があったときは、料金明細内訳情報を、当社が別に定めるところにより、料金明細蓄積装置（料金明細内訳情報を蓄積する装置を言います。）に登録した電子データにより提供します。

7の2 時報サービス

- (1) 当社は、次により時報サービスを提供します。

| 区 別 | 内 容 | 電気通信番号 |
|--------|-------------------------|--------|
| 時報サービス | 日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス | 117 |

- (2) 時報サービスは、1の通信について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

8 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
 ただし、証明の請求があった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
 ア 契約の申込みの承諾年月日
 イ 契約者回線番号
 ウ 契約者の住所又は居所及び氏名
 エ 接続契約者回線等の終端のある場所
 オ その音声利用IP通信網サービスの種類及び細目
 カ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
 キ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、所属音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第4表第1（証明手数料）に規定する手数料の支払いを要します。
 (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

9 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、所属音声利用IP通信網サービス取扱所において、その音声利用IP通信網サービス及び付帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
 (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第4表第2（支払証明書の発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。
 (3) 契約者は、当社が(1)の取扱いを行うことについて、同意していただきます。

10 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、音声利用IP通信網サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

10の2 端末設備の提供

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、端末設備を提供します。
 (2) 契約者は、(1)の請求をし、その端末設備の提供を受けたときは、当社が別に定めるところにより、端末設備に係る料金及び工事に関する費用を支払っていただきます。

11 新聞社等の基準

| 区 分 | 基 準 |
|---------|--|
| 1 新聞社 | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者 |
| 3 通信社 | 新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 |

12 他社相互接続通信に係る協定事業者

| 協定事業者 | 内 容 |
|---------------|--|
| 1 端末系事業者 | 電気通信番号規則第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を用いて国内固定電気通信役務を提供する協定事業者 |
| 2 中継事業者 | 電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者（東日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除きます。） |
| 3 携帯・自動車電話事業者 | 電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービス（別記13（携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス）に規定するものに限ります。）を提供する協定事業者 |
| 4 PHS事業者 | 電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者 |
| 5 無線呼出し事業者 | 無線設備規則（昭和25年電波管理委員会規則第18号）第49条の5に規定する無線呼出し通信を行う電気通信事業者 |
| 6 IP電話事業者 | 電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号（別記14（IP電話事業者の電気通信番号）に規定するものに限ります。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者 |

13 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス

| 区 分 | 電気通信サービス |
|---------|------------------|
| グループ1-A | 当社が別に定める電気通信サービス |
| グループ1-B | 当社が別に定める電気通信サービス |
| グループ1-D | 当社が別に定める電気通信サービス |

14 IP電話事業者の電気通信番号

| 区 分 | 使用される電気通信番号 |
|---------|-------------|
| グループ2-A | 当社が別に定める番号 |
| グループ2-B | 当社が別に定める番号 |
| グループ2-C | 当社が別に定める番号 |

15 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

| 接 続 形 態 | 料金を定める事業者 | 料金を請求する事業者 | 料金の支払いを要する者 | 料金に関するその他の取扱い |
|--|--|--------------|---|---|
| 1 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等 着信側の電気通信設備：端末系事業者、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、中継事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS事業者、無線呼出し事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限ります。） | 当社 | 当社 | その通信の発信に係る契約者 | この約款の定めるところによります。 |
| 2 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等 | (1) (2)から(5)以外の場合 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | 同左 当社 | その端末系事業者の契約約款等に規定する者 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者 | その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。 |
| (3) 東日本電信電話株式会社に係る電気通信設備（電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものに限ります。）から発信し、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | 東日本電信電話株式会社 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、東日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。 |
| (4) 電気通信番号規則第5条に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合（(2)又は(3)の場合を除く。） | その電気通信番号の指定を受けた中継事業者 | 同左 | その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者 | その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。 |
| (5) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合 | 当社 | 同左 | その通信の着信に係る契約者 | この約款の定めるところによります。 |

契約約款等

| | | | | | | |
|---|--|----------------------------|-------------|----|---------------------------|----------------------------------|
| 3 | 発信側の電気通信設備・携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備・接続契約者回線等 | (1) (2)以外の場合 | 携帯・自動車電話事業者 | 同左 | その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者 | その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。 |
| | | (2) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合 | 当社 | 同左 | その通信の着信に係る契約者 | この約款の定めるところによります。 |
| 4 | 発信側の電気通信設備・PHS事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備・接続契約者回線等 | (1) (2)以外の場合 | PHS事業者 | 同左 | そのPHS事業者の契約約款等に規定する者 | そのPHS事業者の契約約款等に定めるところによります。 |
| | | (2) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合 | 当社 | 同左 | その通信の着信に係る契約者 | この約款の定めるところによります。 |
| 5 | 発信側の電気通信設備・IP電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備・接続契約者回線等 | | IP電話事業者 | 同左 | そのIP電話事業者の契約約款等に規定する者 | そのIP電話事業者の契約約款等に定めるところによります。 |

16 協定事業者との利用契約の締結

| | |
|--------------|------------|
| 契約相手となる協定事業者 | 締結する利用契約 |
| KDDI株式会社 | 第2種一般電話等契約 |

17 技術資料の項目

- 1 電気通信回線設備と端末設備の分界点
- 2 基本的な通信形態とインタフェース等

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信に関する料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日に音声利用IP通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日に音声利用IP通信網サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始等）があり、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止等があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にチャネル数の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第32条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第32条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 通話料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。（端数処理）
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。（料金等の支払い）
- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 9 第2種契約者は、当社が指定する音声利用IP通信網サービス取扱所における通話料金（当社が別に定める通信に係るものを除きます。）の支払いについては、電話サービス契約約款及び総合デジタル通信サービス契約約款に規定するテレホンカード（未使用のものに限りません。）を利用することができるものとし、この場合の取扱いについては、電話サービス契約約款に規定するテレホンカードによる通話料金の支払いの場合に準ずるものとし、（注）当社が別に定める通信は、フリーアクセス通信とします。（料金の一括後払い）
- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。（前受金）
- 11 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。（注）11に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。（消費税相当額の加算）
- 12 第32条（基本料金の支払義務）の規定から第35条（工事費の支払義務）の規定、第53条（番号案内）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。ただし、国際通信に係る料金についてはこの限りではありません。（注1）12において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとし、（注2）この料金表において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。（注3）この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。（料金等の臨時減免）
- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の音声利用IP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（重複掲載料及び付帯サービスの料金を除きます。）

第1類 基本料金 第1 第1種サービスに係るもの 1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|---------------------------------|---|
| (1) 基本額の適用 | 当社は、基本額について、1回線収容部又は1利用回線ごとに適用します。 |
| (2) 事業所番号ルーチング機能の付加機能使用料の加算額の適用 | 事業所番号ルーチング機能の付加機能使用料の加算額は、この機能を利用する回線収容部又は利用回線において利用することができるすべてのチャネルについて適用します。 |
| (3) ユニバーサルサービス料の適用 | 2-4に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する第1種サービス又は付加機能の提供を受けている第1種契約について、それぞれ右欄の右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。 |

| 区 分 | 電気通信番号 |
|------------------------|---------|
| 第1種サービス | 契約者回線番号 |
| 着信課金機能（フリーアクセス・ひかりワイド） | 着信課金番号 |

- (4) サービス品質（稼働率SLA）に係る利用料金の返還
- ア 当社は、当社又は接続契約者回線に係る協定事業者（以下この欄において「当社等」といいます。）の責めに帰すべき理由により、第1種サービス（当社が別に定める接続契約者回線に係るものに限りません。以下この欄において同じとします。）を全く利用できない状態（その第1種契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合（次の各号のいずれかに該当する理由により生じた場合を除きます。）に、イに規定するSLA基準期間における稼働率が99.9%未満であったときは、その第1種契約者に対してエに規定するSLA返還額を、そのSLA基準期間終了後に返還します。ただし、そのSLA基準期間の終了日以前に第1種契約の解除があった場合又は接続契約者回線等について当社が別に定める接続契約者回線以外のものへの変更があった場合は、この限りではありません。（ア）当社等が第1種サービス又は接続契約者回線に係る電気通信サービスの利用の中止をあらかじめその第1種契約者にお知らせしたとき。（イ）特定の接続契約者回線から、多数の不完了呼を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあるとき。（ウ）通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったとき。（エ）回線収容部の変更又は接続契約者回線に係る終端の場所の変更に伴うとき。（オ）端末設備によるものであるとき。（注）アの規定によりSLA返還額を返還する場合には、利息を付さないこととします。イ SLA基準期間は、12月1日から翌年の11月30日までの1年間とします。ただし、12月1日以外の日に第1種サービスの提供を開始した場合又は接続契約者回線等を当社が別に定める接続契約者回線以外のものから当社が別に定める接続契約者回線に変更した場合は、その第1種サービスの提供を開始した日又は接続契約者回線を変更した日から11月30日までとします。ウ 稼働率は、次の算式により算出します。

$$\text{稼働率 (\%)} = \left[1 - \frac{\text{アに規定する第1種サービスが全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知ったときからその状態が継続した時間の累積時間}}{\text{SLA基準期間に相当する時間}} \right] \times 100$$

(注)この場合における時間の測定は、分単位で行います。

エ SLA返還額は、SLA基準期間において第32条（基本料金の支払義務）及び料金表通則の規定により支払いを要することとなった基本額及び番号使用料の合計額に、次表に規定するSLA減額率を乗じて得た額とします。

| 稼働率 | SLA 減額率 |
|----------------|---------|
| 99.8%以上99.9%未満 | 1% |
| 98.0%以上99.8%未満 | 3% |
| 95.0%以上98.0%未満 | 5% |
| 90.0%以上95.0%未満 | 10% |
| 90%未満 | 20% |

オ 当社は、アの規定によりSLA返還額を返還する場合において、第32条（基本料金の支払義務）の規定により支払いを要しないこととする料金又は第41条（責任の制限）の規定により当社が賠償する額は、この欄の適用前の基本額及び番号使用料に基づいて算定することとします。

2 料金額

2-1 基本額

1チャネルごとに800円（税込価格840円）

2-2 番号使用料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|-------|--------------|----------------|
| 番号使用料 | 1 契約者回線番号ごとに | 100円（税込価格105円） |

2-3 付加機能使用料

| 区 分 | 単 位 | 料金額(月額) |
|------|------|--|
| 代表機能 | 基本機能 | 2以上の契約者回線番号（同一の接続契約者回線等に係るものに限りません。）について、それらの契約者回線番号を代表する代表番号を定め、その代表番号に着信があった場合に、通信が可能ないずれか1の契約者回線番号（代表番号を除きます。）に接続することができる機能 |

| | | | | | | |
|-------------------|------|----------------|--|---|--|--------------------|
| | 追加機能 | 代表番号 通知機能 | この機能に係る接続契約者回線等から行う通信について、代表番号を着信先の契約者回線等に通知する機能 | — | — | |
| 着信転送機能 | 基本機能 | | その契約者回線番号に着信する通信を、応答後又は応答前に、第1種契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。))に転送することができる機能 | — | — | |
| | 追加機能 | 指番号 着信転送機能 | その契約者回線番号に着信する通信のうち、第1種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限ります。))から着信する通信のみを転送する機能 | — | — | |
| | 備考 | | 1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 4 この機能に係る通信(応答後に転送した場合を除きます。))については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 この機能に係る通信(応答後に転送した場合に限ります。))については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信、この機能に係る接続契約者回線等から転送先への呼出しを行う通信及びこの機能に係る接続契約者回線等から転送先への通信のうち呼出し以外のものの3の通信として取扱います。 6 着信転送機能については、スケジュールパターン(その機能の利用開始時刻及び終了時刻を第1種契約者があらかじめ定めたものをいいます。以下同じとします。))を当社が指定する方法により登録していただくことに基づいて、そのスケジュールパターンによりその機能を利用することができます。 | 1 契約者回線番号 又は内線番号ごとに | 200円 (税込価格210円) | |
| 複数転送先着信転送機能(ラージミ) | | | その契約者回線番号又は内線番号(当社が別に定めるものを除きます。))に着信する通信に対して端末設備が応答しない場合に、その通信を第1種契約者が指定する第1順位又は第2順位の番号(当社が別に定めるものに限ります。))へ転送することができる機能 | 1 契約者回線番号 又は内線番号ごとに | 200円 (税込価格210円) | |
| | | 備考 | 1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。 2 第2順位の番号を指定する場合は、第1順位の番号として内線番号を指定していただきます。 3 第1順位の番号として内線代表番号を指定した場合は、第2順位の番号へ転送することはできません。 4 この機能による第2順位の番号への転送については、第1順位の番号へ着信する通信に対して端末設備が応答しない場合に限り行います。 5 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 6 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は内線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 7 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 | | | |
| 着信許可機能 | | | 第1種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定める数以下とします。以下の欄において同じとします。))又は登録した番号以外の番号からの着信のみを通信可能にする機能 | — | — | |
| | | 備考 | 1 当社は、この機能を利用している第1種契約について、第1種サービスに係る利用権の譲渡があったときは、その指定通信着信許可機能を廃止します。 2 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。 | | | |
| 内線通信機能 | 基本機能 | | 当社が別に定めるところにより内線番号を用いた通信を行うことができる機能 | ア 追加機能の利用が可能なもの 1 回線収容部又は1 利用回線において当社が利用可能とした1の内線番号ごとに | 600円 (税込価格630円) | |
| | | | | イ 以外のもの(簡易内線通信機能) | 1 回線収容部又は1 利用回線において当社が利用可能とした1の内線番号ごとに | 100円 (税込価格105円) |
| | 追加機能 | 内線代表番号 基本機能 | 内線代表番号グループ(2以上であって40以下の内線番号(同一の接続契約者回線等に係るものに限ります。))からなるグループをいいます。以下同じとします。))について、それらの内線番号を代表する内線代表番号(内線番号(その内線代表番号グループに属するものを除きます。))又は契約者回線番号とします。))に着信があった場合に、通信可能ないずれか1の内線番号に接続することができる機能 | — | — | |
| | | 追加機能 | 変更機能 応答前着信先 | 第1種契約者があらかじめ指定した1以上の内線代表番号グループに係る番号に着信する通信を、応答前に、それらの内線代表番号グループに属する内線番号からの要求により、その内線番号に着信先を変更することができる機能 | — | — |
| | | グループ | 保留機能 | 内線代表番号グループに係る番号に着信する通信を、応答後に保留状態にしたのち、その内線代表番号グループに属する内線番号からの要求により、その内線番号に着信することができる機能 | — | — |
| | 着信転送 | | その内線番号に着信する通信を、応答後又は応答前に、第1種契約者が指定した他の番号(当社が別に定めるものに限ります。))に転送することができる機能 | — | — | |
| | 規制通信 | | 特定の内線番号からの発信の一部を規制できる機能 | — | — | |

| | | | | | |
|--------------|--------|----------|---|--|--|
| | 着信識別機能 | 指番号 | 第1種契約者が属する回線収容部グループ(第1種契約者が指定する1以上の回線収容部又は利用回線(その回線収容部又は利用回線に係る第1種契約者がその指定を行う者と同じ者となるものに限ります。))からなるグループをいいます。以下同じとします。))に係る契約者回線番号又は内線番号(当社が別に定めるものを除きます。))から着信したことを識別するための信号を送出する機能 | — | — |
| | ロミング機能 | | 第1種契約者が属する同一回線収容部グループに含まれる他の回線収容部又は利用回線(以下この欄において「ロミング先回線」といいます。))において、この機能を利用する内線番号(内線代表番号を除きます。以下、この欄において同じとします。))を用いた通信を行うことができる機能 | 1 回線収容部又は利用回線につき1 内線番号ごとに | 100円 (税込価格105円) |
| | 備考 | | 1 基本機能を利用した通信の着信は、基本機能又は事業所番号ルーチング機能を利用している回線収容部又は利用回線であって、同一の回線収容部グループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。 2 内線通信着信転送機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。 3 内線通信着信転送機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は内線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いのため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。 4 内線通信着信転送機能を利用する通信(応答後に転送した場合を除きます。))については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。 5 内線通信着信転送機能を利用する通信(応答後に転送した場合に限ります。))については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信、この機能に係る接続契約者回線等から転送先への呼出しを行う通信及びこの機能に係る接続契約者回線等から転送先への通信のうち呼出し以外のものの3の通信として取扱います。 6 内線通信着信転送機能については、スケジュールパターンを当社が指定する方法により登録していただくことにより、そのスケジュールパターンに従ってその機能を利用することができます。 7 拠点間ロミング機能を利用してロミング先回線から内線番号以外の番号への通信を行うときは、ロミング先回線に付与された契約者回線番号のうち、あらかじめ第1種契約者が指定するものから発信していただきます。 8 拠点間ロミング機能を利用する場合、ロミング先回線において内線代表機能を利用した通信を行うことはできません。 | | |
| 多重回線収容機能 | | | 1又は複数の論理バス(この機能を利用するために、当社があらかじめ指定する方法により別記1に規定する電気通信サービスに係る2の契約者回線に上記設定された論理的な電気通信回線をいいます。以下同じとします。))について、1の論理バスごとに1の回線収容部へ収容する機能 | 1の多重回線収容部グループ(1の当社が別に定める契約者回線に係る論理バスを収容する回線収容部からなるグループをいいます。以下同じとします。))ごとに | 30,000円 (税込価格31,500円) |
| | 備考 | | 1 1の多重回線収容部グループを構成する回線収容部の数は、22までとします。 2 1の多重回線収容部グループを構成するチャネル数は、600までとします。 3 当社は、料金返還その他の場合において1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料を確定する必要が生じたときは、料金月ごとに次の算式により算出します。 $\frac{\text{その多重回線収容部グループに係る回線収容部の利用日数}}{\text{その多重回線収容部グループに係るすべての回線収容部の延べ利用日数}}$ 4 3の場合において、その多重回線収容部グループに係る多重回線収容機能の付加機能使用料から、その多重回線収容部グループを構成するすべての回線収容部について3の規定により算出した1の回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を当社が指定する回線収容部に係る多重回線収容機能の付加機能使用料に加算します。 | | |
| 事業所番号ルーチング機能 | | | 事業所番号(同一の回線収容部グループに属する回線収容部又は利用回線を識別するための番号をいいます。))を用いて発信された通信を、その事業所番号に係るルーチング先番号(この機能を利用する回線収容部又は利用回線に付与された契約者回線番号であって第1種契約者が指定したものをいいます。))に着信させ、発信者が付加した番号をその接続契約者回線等に接続される端末設備に送出する機能 | 基本額(1回線収容部又は1利用回線ごとに) 加算額(1回線収容部又は1利用回線に係る1のチャネルごとに) | 1,000円 (税込価格1,050円) 100円 (税込価格105円) |
| | 備考 | | この機能を利用した通信は、事業所番号ルーチング機能又は内線通信機能を利用している回線収容部又は利用回線であって、同一の回線収容部グループに属するものから発信された場合に限り行うことができます。 | | |
| 着信転送機能 | 基本機能 | | 1 回線収容部又は利用回線に係る契約者回線番号又は内線番号に着信するすべての通信を、応答前に、第1種契約者がそれぞれあらかじめ指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。))に転送することができる機能 | 1 回線収容部又は1 利用回線ごとに | 3,000円 (税込価格3,150円) |
| | 追加機能 | 故障情報通知機能 | 音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される監視装置から、第1種契約者の指定する契約者回線番号(以下「監視対象番号」といいます。))に監視信号を送信し、その監視対象番号に係る自営端末設備が稼働していない状態であると当社が判断した場合に、その旨を記載した電子メールを第1種契約者が指定するメールアドレスへ送信する機能及び自営端末設備が稼働していないと判断される間、基本機能に係る転送を行うことができる機能 | 監視対象番号の数が1のもの 監視対象番号の数が2のもの | 5,000円 (税込価格5,250円) 9,000円 (税込価格9,450円) |

| | | | | |
|--------|---|---|---|----------------------------------|
| 不在案内機能 | 備考 | <p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上にわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保証できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は内線番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違いないように、その転送が行われないようにしたい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することができます。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る接続契約者回線等への通信とこの機能に係る接続契約者回線等から転送先の番号への通信の2の通信として取扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> <p>5 故障情報通知機能を利用する場合において、第1種契約者は、あらかじめ故障情報通知機能に係る区分、監視対象番号及びその他必要な事項について記載した当社所定の書面により申込みをしていただきます。</p> <p>6 第1種契約者は5の申込み内容について変更する場合は、あらかじめ当社に当社所定の書面により届け出ていただきます。</p> <p>7 故障情報通知機能において、第1種契約者は、監視対象番号が1のものについては1監視装置ごとに1の監視番号を、監視対象番号が2のものについては1監視装置ごとに2の監視番号を指定していただきます。</p> <p>8 当社は、故障情報通知機能の提供に当たっては、1監視装置ごとに1のチャネルを使用します。</p> <p>9 故障情報通知機能において、次の場合には、自営端末設備の状態について、正しく判断できないことがあります。</p> <p>(1) 監視対象番号において他の付加機能を利用しているとき。</p> <p>(2) 監視対象番号に係る自営端末設備において、故障情報通知機能に係る通信以外の通信が行われているとき。</p> <p>(3) その他監視対象番号に係る自営端末設備の種類等により技術上やむを得ないとき。</p> <p>10 第1種契約者は、故障情報通知機能を利用する回線番号又は利用回線ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は1の回線番号又は利用回線につき当社が別に定める数以内とします。</p> <p>11 当社は、当社が送信する電子メールについて、監視対象番号等を記載します。</p> <p>12 第1種契約者に電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いないためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>13 当社は、第41条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | | |
| | 基本機能 | その契約者回線番号又は内線番号に着信する通信の発信者に対し、不在の旨等のガイダンスを音声により案内する機能 | 同時に案内が可能な1の通信ごとに | 700円 (税込価格735円) |
| | 追加機能 | オリジナルガイダンス機能 | 不在案内機能におけるガイダンスについて、オリジナルガイダンス(第1種契約者が、当社が別に定める方法によりあらかじめ作成するガイダンスをいいます。以下同じとします。)を登録し、利用することができる機能 | 回線収容部グループにおいて登録する1のオリジナルガイダンスごとに |
| 備考 | <p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 不在案内機能については、当社が定めた音声ガイダンスを利用することができます。</p> <p>3 不在案内機能において、発信者に対し同時に案内が可能な通信の数は回線収容部グループごとに500までとします。</p> <p>4 オリジナルガイダンス機能において、第1種契約者があらかじめ登録できるオリジナルガイダンスの数は回線収容部グループごとに当社が別に定める数以内とします。</p> <p>5 オリジナルガイダンスは1の回線収容部グループにおいて、共通して利用することができます。</p> <p>6 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又は契約者が登録するオリジナルガイダンスが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該オリジナルガイダンスの案内を停止し、又はオリジナルガイダンスを消去することができます。この場合において、現に登録されているオリジナルガイダンスの案内を停止し、又はオリジナルガイダンスを消去する場合は、当社はあらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>7 当社は6の規定により、現に登録されているオリジナルガイダンスの案内を停止し、又はオリジナルガイダンスを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>8 当社は、料金返還その他の場合において1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を確定する必要があるときは、料金月ごとに次の算式により算定します。</p> $\frac{1 \text{の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料}}{\text{その回線収容部グループに係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料}} \times \frac{\text{その回線収容部又は利用回線の延べ利用日数}}{\text{その回線収容部グループのうち不在案内機能を利用している回線収容部又は利用回線の延べ利用日数}}$ <p>9 8の場合において、回線収容部又は利用回線の延べ利用日数の算定に当たっては、各々の回線収容部又は利用回線の延べ利用日数を合計したものとします。</p> <p>10 8の場合において、回線収容部グループに係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料からその回線収容部グループのうち不在案内機能を利用しているすべての回線収容部又は利用回線について8の規定により算出した1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を当社が指定する回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料に加算します。</p> <p>11 不在案内機能については、スケジュールパターンを当社が指定する方法により登録していただくことにより、そのスケジュールパターンに従ってその機能を利用することができます。</p> | | | |
| | 基本機能 | その契約者回線番号に着信する通信の発信者に対し不在の旨等のガイダンスを音声により案内する機能、発信者のメッセージを録音し当社が別に定める方法によりその再生、消去を行うことができる機能及びメッセージの録音があった旨を記載した電子メールを第1種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能 | 1の回線収容部又は1の利用回線につき録音することができるメッセージ10件ごとに | 300円 (税込価格315円) |
| 追加機能 | オリジナルガイダンス機能 | メッセージ録音機能におけるガイダンスについて、オリジナルガイダンスを登録し、利用することができる機能 | 回線収容部グループにおいて登録する1のオリジナルガイダンスごとに | 500円 (税込価格525円) |

| | | | | |
|--------|--------|--|---|-----------------------------|
| 不在案内機能 | 備考 | <p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 第1種契約者は、この機能を利用する回線収容部又は利用回線に係る契約者回線番号ごとに、当社が指定する方法によりスケジュールパターンを登録していただきます。</p> <p>3 第1種契約者は、基本機能を利用する場合において、定型ガイダンス(当社があらかじめ用意する音声ガイダンスをいいます。)のほか、個別ガイダンス(第1種契約者が、契約者回線等を利用して録音する音声ガイダンスをいいます。以下この欄において同じとします。)を指定することができます。</p> <p>4 第1種契約者は、この機能を利用する回線収容部又は利用回線ごとに録音することができるメッセージの数を、10を単位として指定していただきます。</p> <p>5 第1種契約者は、契約者回線番号ごとに録音することができるメッセージの数を、10を単位として指定していただきます。この場合において、この機能を利用する回線収容部又は利用回線に係るすべての契約者回線番号において録音することができるメッセージの数の合計は、4の規定より指定したメッセージの数以内とします。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に登録されているメッセージを消去することがあります。この場合において、当社はあらかじめそのことを第1種契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>7 当社は、6の規定により、現に登録されているメッセージを消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>8 1メッセージあたりの録音時間及び保存期間は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>9 第1種契約者は、契約者回線番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスを指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は1の契約者回線番号につき1とします。</p> <p>10 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)、着信があった契約者回線番号、録音時間及び録音件数等を記載します。この場合において、あらかじめこの機能を利用する第1種契約者から申出があった場合は、その録音されたメッセージについて当社が別に定める方法により保存した電子ファイルを添付します。</p> <p>11 第1種契約者に録音があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、間違いないためその送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>12 オリジナルガイダンスは1の回線収容部グループにおいて、共通して利用することができます。</p> <p>13 オリジナルガイダンス機能において、第1種契約者があらかじめ登録できるオリジナルガイダンスの数は当社が別に定める数以下とします。</p> <p>14 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又は第1種契約者が登録するオリジナルガイダンス又は個別ガイダンス(以下「オリジナルガイダンス等」といいます。)が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該オリジナルガイダンス等の案内を停止し、又はオリジナルガイダンス等を消去することがあります。この場合において、現に登録されているオリジナルガイダンス等の案内を停止し、又はオリジナルガイダンス等を消去する場合は、当社はあらかじめそのことを第1種契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>15 当社は14の規定により、現に登録されているオリジナルガイダンス等の案内を停止し、又はオリジナルガイダンス等を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>16 当社は、料金返還その他の場合において1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を確定する必要があるときは、料金月ごとに次の算式により算出します。</p> $\frac{1 \text{の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料}}{\text{その回線収容部グループに係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料}} \times \frac{\text{その回線収容部又は利用回線の延べ利用日数}}{\text{その回線収容部グループのうちオリジナルガイダンス機能を利用している回線収容部又は利用回線の延べ利用日数}}$ <p>17 16の場合において、回線収容部又は利用回線の延べ利用日数の算定に当たっては、各々の回線収容部又は利用回線の延べ利用日数を合計したものとします。</p> <p>18 16の場合において、回線収容部グループに係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料からその回線収容部グループのうちオリジナルガイダンス機能を利用しているすべての回線収容部又は利用回線について16の規定により算出した1の回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料を合計した額を控除し、残額が生じたときは、当社は、その残額を当社が指定する回線収容部又は利用回線に係るオリジナルガイダンス機能の付加機能使用料に加算します。</p> <p>19 当社は、第41条（責任の制限）に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | | |
| | 基本機能 | その契約者回線番号に係る着信先へ、あらかじめ契約者が指定する地域の契約者回線等から着信課金番号(契約者の請求により、当社が付した番号であって、着信課金機能を利用するための番号をいいます。以下同じとします。))により行う通信(以下「フリーアクセス通信」といいます。))に関する料金(振分接続機能又は受付先変更機能を利用している契約者回線番号へ行う通信であって、第1種契約者があらかじめ指定した契約者回線番号へ着信先が変更された通信に関する料金)については、その通信の着信があった契約者回線番号に係る第1種契約者となります。とし、その契約者回線番号に係る第1種契約者に課金する機能 | 基本額(1着信課金番号ごと) | 2,000円 (税込価格2,100円) |
| | 追加機能 | 複数着信先機能 | 1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号に着信させる機能 | 加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号ごとに) |
| 追加機能 | 迂回機能 | この機能を利用する契約者回線番号(以下この表において「迂回元回線番号」といいます。))がフリーアクセス通信により通信中の場合に、その契約者回線番号へのフリーアクセス通信を、第1種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能 | 加算額(1着信課金番号につき1の迂回元回線番号ごとに) | 800円 (税込価格840円) |
| 追加機能 | 振分接続機能 | 1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ(第1種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号(着信課金機能を利用しているものに限ります。))又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。))を構成する着信先ごとに、第1種契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能 | 加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごとに) | 700円 (税込価格735円) |

| | | | | |
|------|---|--|------------------------------|------------------------|
| | 変更機能 | 第1種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号(以下この表において「受付先変更元番号」といいます。)へのフリースペル通信を、第1種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に着信させる機能 | 加算額(1着信課金番号につき1の受付先変更元番号ごとに) | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | 案内機能 | 第1種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外の時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号へのフリースペル通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能 | 加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号ごとに) | 650円 (税込価格682.5円) |
| 備考 | <p>1 当社は、1 契約者回線番号ごとに1の着信課金番号を付与します。ただし、その契約者回線番号において複数拠点共通番号機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号に1の着信課金番号を付与します。</p> <p>2 着信課金番号を付与された第1種契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p>3 この機能を利用している契約者回線番号へ着信課金番号より行う通信は、一般通信、移動体通信、PHS通信又は公衆通信に限ります。</p> <p>4 当社は、第1種契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>5 第1種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号に係る第1種契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。</p> <p>6 複数拠点共通番号、話中時迂回機能、振分接続機能又は受付先変更機能を利用する場合は、当社は基本機能に係る基本額を、第1種契約者(第1種契約者が2人以上ある場合は、その第1種契約者すべての同意に基づき指定される代表者とします。)があらかじめ指定する回線収容部又は利用回線に請求し、その支払いを要する者をその回線収容部又は利用回線に係る第1種契約者とします。</p> <p>7 1の契約者回線番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>8 複数拠点共通番号機能、話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリースペル通信の着信先として指定することができる着信先の数は、当社が別に定める数(当社が別に定める協定事業者の電気通信設備に転送する場合は、その転送先において指定する着信先の数を含みます。)の範囲内とします。</p> <p>9 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリースペル通信の着信先として指定することができる契約者回線番号は、同一の着信課金番号を付与した契約者回線番号に限ります。この場合、その着信先がこの機能を利用する契約者回線番号に係る第1種契約者と異なる者に係るものとする場合は、その着信先となる契約者回線番号に係る第1種契約者からの同意がある場合に限り提供します。</p> <p>10 受付先変更機能又は時間外案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>11 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注1) 7に規定する当社が別に定める数は、複数拠点共通番号機能の場合は640、話中時迂回機能及び振分接続機能の場合はそれぞれ50、受付先変更機能の場合は5とします。</p> <p>(注2) 9に規定する当社が別に定める時間は、10分とします。</p> | | | |
| 特定番号 | この機能を利用する接続契約者回線等(着信課金機能の提供を受けているものに限ります。)から行う通信について、その接続契約者回線等の契約者回線番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能 | 1契約者回線番号ごと | 100円 (税込価格105円) | |

2-4 ユニバーサルサービス料

月額

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|-------------|------------|--------------|
| ユニバーサルサービス料 | 1電気通信番号ごとに | 8円(税込価格8.4円) |

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

| 区 分 | 内 容 | | | | | | |
|------------------------|--|-----|-----|---------|----------------------|---------|--|
| (1)第2種サービスの細目に係る料金の適用等 | 当社は、料金を適用するに当たって、次のとおり細目を定めます。 ア 提供の形態による区別 | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>複合通信機能により高品質通話(当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)を利用することができるもの</td> </tr> </tbody> </table> | 区 別 | 内 容 | タイプ1 | タイプ2以外のもの | タイプ2 | 複合通信機能により高品質通話(当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)を利用することができるもの |
| 区 別 | 内 容 | | | | | | |
| タイプ1 | タイプ2以外のもの | | | | | | |
| タイプ2 | 複合通信機能により高品質通話(当社が別に定めるものとします。以下同じとします。)を利用することができるもの | | | | | | |
| | イ チャンネル数の態様による区別 | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1</td> <td>同時に2チャンネルまでの通信が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー2</td> <td>同時に8チャンネルまでの通信が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 第2種サービスは、基本機能としてメニュー1にあっては1チャンネル、メニュー2にあっては3チャンネルによる通信が可能です。</p> | 区 別 | 内 容 | メニュー1 | 同時に2チャンネルまでの通信が可能なもの | メニュー2 | 同時に8チャンネルまでの通信が可能なもの |
| 区 別 | 内 容 | | | | | | |
| メニュー1 | 同時に2チャンネルまでの通信が可能なもの | | | | | | |
| メニュー2 | 同時に8チャンネルまでの通信が可能なもの | | | | | | |
| | ウ メニュー1に係る基本機能の態様による区別 | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1-1</td> <td>メニュー1-2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー1-2</td> <td>基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おこわり機能及び着信情報送信機能に相当する機能を有するもの</td> </tr> </tbody> </table> | 区 別 | 内 容 | メニュー1-1 | メニュー1-2以外のもの | メニュー1-2 | 基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おこわり機能及び着信情報送信機能に相当する機能を有するもの |
| 区 別 | 内 容 | | | | | | |
| メニュー1-1 | メニュー1-2以外のもの | | | | | | |
| メニュー1-2 | 基本機能として、2(料金額)2-2(付加機能使用料)に規定する通信中着信機能、着信転送機能、発信電話番号受信機能の基本機能、発信電話番号通知要請機能、迷惑電話おこわり機能及び着信情報送信機能に相当する機能を有するもの | | | | | | |

| | 備考 | <p>1 メニュー1-2のものについては、その第2種契約について、通信の料金細目訳を当社が別に定める方法により記録している場合に限り提供します。</p> <p>2 メニュー1-2が有する各機能の提供条件(料金に関するものを除きます。)については、各機能に相当する付加機能の提供条件に準じます。</p> <p>3 メニュー1-2の基本機能のうち着信転送機能及び着信情報送信機能に相当する機能は、1の契約者回線番号又は追加番号について利用することができます。</p> <p>4 メニュー1-2の基本機能のうち迷惑電話おこわり機能に相当する機能については、1の登録応答装置を利用することができます。</p> <p>5 タイプ1のメニュー1-2に係る第2種契約において、同時通信機能又は映像通信機能を利用する場合は、通信中着信機能に相当する機能を利用することができません。</p> <p>6 メニュー1-2に係る第2種契約において、ファクシミリ情報着信機能を利用している場合は、着信転送機能に相当する機能を利用することができません。</p> <p>7 メニュー1-2の適用を受ける第2種契約者は、第2種(通信料金)に定めるところにより、基本通信料の支払いを要します。</p> | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|-----|-----|-------|---------|--------|---------|----------------|------|--|-----------------------|--------|--|
| (2) ユニバーサルサービス料の適用 | 2-3に規定するユニバーサルサービス料は、次表の左欄に規定する第2種サービス又は付加機能の提供を受けている契約者回線について、それぞれ右欄に規定する電気通信番号1番号ごとに適用します。 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種サービス</td> <td>電気通信番号</td> <td>契約者回線番号</td> </tr> <tr> <td>番号情報送出機能(追加番号)</td> <td>追加番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>着信課金機能(フリースペル・ひかりワイフ)</td> <td>着信課金番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | 第2種サービス | 電気通信番号 | 契約者回線番号 | 番号情報送出機能(追加番号) | 追加番号 | | 着信課金機能(フリースペル・ひかりワイフ) | 着信課金番号 | |
| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 | | | | | | | | | | | | |
| 第2種サービス | 電気通信番号 | 契約者回線番号 | | | | | | | | | | | | |
| 番号情報送出機能(追加番号) | 追加番号 | | | | | | | | | | | | | |
| 着信課金機能(フリースペル・ひかりワイフ) | 着信課金番号 | | | | | | | | | | | | | |

2 料金額

2-1 基本額

月額

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|------------|--------------|---|
| メニュー1に係るもの | メニュー1-1に係るもの | 1利用回線ごとに 500円(税込価格525円) |
| | メニュー1-2に係るもの | 1利用回線ごとに 1,020円(税込価格1,071円) (メニュー1-1に係る料金額に相当する額を含みます。) |
| メニュー2に係るもの | 1利用回線ごとに | 1,300円(税込価格1,365円) |

2-2 付加機能使用料

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額(月額) |
|----------------------------|---|--|
| 番号情報送出機能 (追加番号) | その利用回線に着信通信があった場合に、その契約者回線番号又は追加番号(第2種契約者からの請求により当社がその契約者回線に付した契約者回線番号以外の番号をいいます。以下同じとします。)の情報、その利用回線に接続される端末設備に送出する機能 | 1追加番号ごとに 100円 (税込価格105円) |
| 備考 | <p>1 第2種契約者は、当社が付与した追加番号について、付加機能の利用の一時中断の請求をすることができます。</p> <p>2 1の利用回線に付与することができる追加番号の数は、メニュー1のものにあっては4以内、メニュー2のものにあっては31以内とします。</p> <p>3 追加番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> | |
| 通信中着信機能 (キキアホ) | 通信中に他から着信があることを知らせ、その利用回線(メニュー1に係るものに限ります。)に接続されている電話機のフックボタン等の操作により、現に通信中の通信を保留し、その着信に応答して通信を行った後再び保留中の通信を行うことができるようになる機能 | 1利用回線ごとに 300円 (税込価格315円) |
| 備考 | この機能及び複合通信機能が提供されている第2種契約について、通信中に複合通信機能を利用した通信の着信があった場合は、複合通信機能の利用が一部制限されることがあります。 | |
| 着信転送機能 (ボイスワープ) | その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合(通信中に他から着信があった場合を含みます。)その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるものに限ります。)から着信する通信のみを、応答前に、第2種契約者が指定した番号(当社が別に定めるものに限ります。)に転送することができる機能 | 1契約者回線番号 又は1追加番号ごとに 500円 (税込価格525円) |
| 備考 | <p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号及び追加番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 この機能を利用する場合において、転送が2回以上におわたる等通常と異なる利用形態となるときは、通信品質を保證できないことがあります。</p> <p>3 この機能を利用する場合、転送元の契約者回線番号又は追加番号が転送先に通知されることがあるほか、この機能に係る転送先から、その転送される通信について間違のため、その転送が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その転送を中止することがあります。</p> <p>4 この機能に係る通信については、発信者からこの機能に係る利用回線への通信とこの機能に係る利用回線から転送先の番号への通信の2の通信として取り扱います。この場合の通信時間については、転送先に転送して通信ができる状態とした時刻に双方の通信ができる状態にしたものとして測定します。</p> | |
| 発信電話番号受信機能 (ナンバーディスプレイ) | この機能を利用する利用回線へ通知される発信電話番号等(電話番号サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等をいいます。)を受信することができる機能 | ア メニュー1に係るもの 1利用回線ごとに 400円 (税込価格420円) |
| | | イ メニュー2に係るもの 1利用回線ごとに 1,200円 (税込価格1,260円) |
| 追加機能 | 発信電話番号通知要請機能 | ア メニュー1に係るもの 1利用回線ごとに 200円 (税込価格210円) |
| | | イ メニュー2に係るもの 1利用回線ごとに 600円 (税込価格630円) |
| 備考 | 当社は、発信電話番号等を知りたくてほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。 | |

| | | | |
|------------------------------|--|--|--------------------|
| 迷惑電話おとり機能 | 迷惑電話を防止したい旨の申出があった第2種契約者のために、登録応答装置(その第2種契約の契約者が指定した契約者回線番号等(当社が別に定めるもの)に限ります。)を登録し、その登録された番号からの以後の着信に対しておとりする旨の案内を自動的に行うために、音声利用IP通信網サービス取扱所内に設置される装置をいいます。)を利用して提供する機能 | 1 登録応答装置ごとに | 200円 (税込価格210円) |
| | 備考 | <p>1 この機能には、次の区分があります。</p> <p>ア 個別着信応答(1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用するもの)</p> <p>イ 共同着信応答(複数の契約者回線番号又は追加番号において、1の登録応答装置を利用するもの)</p> <p>2 第2種契約者は、1の契約者回線番号又は1の追加番号ごとに、1の登録応答装置を利用していただきます。</p> <p>3 1の登録可能番号装置に登録できる契約者回線番号又は追加番号(以下「登録可能番号数」といいます。)は、30以内とします。</p> <p>4 登録可能番号数を超えて登録しようとするときは、登録されている契約者回線番号等のうち最初に登録されたものから順に消去して登録を行います。</p> <p>5 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておとりする旨を案内する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>6 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事中やむを得ないときは、現に登録中の番号を消去することがあります。</p> <p>7 当社は、この機能を利用している第2種契約者について、利用権の譲渡があったときは、その迷惑電話おとり機能を廃止します。</p> <p>8 当社は、現に登録中の番号に係る契約者回線等からの着信に対しておとりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | |
| 同時通信機能 (複数チャンネル) | 1の利用回線において同時に通信できるチャンネルの数を追加することができる機能 | 下記以外のもの | 400円 (税込価格420円) |
| | | タイプ2であってメニュー1に係るもの | 200円 (税込価格210円) |
| 映像通信機能 | この機能を利用する第2種サービスに係る利用回線(タイプ1であってメニュー1に係るもの)に限ります。以下、この欄において同じとします。)と、他の第2種サービスに係る利用回線(この機能又は複合通信機能を利用しているもの)に限ります。)又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間において、通話に付随した映像の通信を行うことができる機能 | — | — |
| | 備考 | <p>1 この機能を利用した通信は、通信相手先が映像による通信を音容した場面に限り行うことができます。</p> <p>2 この機能を利用する第2種サービスにおいて、着信転送機能を利用している場合は、映像による通信が一部制限されることがあります。</p> <p>3 1の利用回線において、この機能を利用した通信と、同時通信機能を利用した通信を同時に行うことはできません。</p> <p>4 この機能を利用した通信については、通話と、通話に付随した映像による通信とを合わせて1の通信として取り扱います。</p> | |
| 複合通信機能 | この機能を利用する第2種サービスに係る利用回線(タイプ2に係るもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)と、他の第2種サービスに係る利用回線(この機能又は映像通信機能を利用しているもの)に限ります。)又は当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスとの間において、高音質通話又は映像若しくは符号による通信を行うことができる機能 | — | — |
| | 備考 | <p>1 この機能が提供される第2種契約者(メニュー1に係るもの)については、同時通信機能が提供されるものに限ります。)については、次の区別を選択していただきます。</p> <p>(1) 1のチャンネル以外すべてのチャンネルにおいてこの機能を利用した通信を行うことができるもの</p> <p>(2) すべてのチャンネルにおいてこの機能を利用した通信を行うことができるもの</p> <p>2 発信者は、この機能を利用した通信を行う場合において、その通信に係る通信種別(音声その他の音響、映像又は符号の区別をいいます。以下同じとします。)のチャンネルにおける同時通信数又は伝送速度(以下「通信種別等」といいます。)を指定するものとします。</p> <p>3 この機能を利用した通信中、発信者又は着信者の指定により、その通信に係る通信種別等を変更することができます。</p> <p>4 この備考の2又は3の場合において、その通信種別等による通信を通信相手先が拒否しない場合(限りの通信を行うことができます)。</p> <p>5 通信がふくそしている等通信の利用状況によっては、この機能を用いた通信ができないことがあります。</p> <p>6 この機能を利用する第2種サービスにおいて着信転送機能を利用している場合は、この機能を利用した通信が一部制限されることがあります。</p> <p>(注)同時通信機能及び複合通信機能の提供を受けている第2種契約者は、その利用回線において、IP通信網サービス契約約款に規定する帯域確保機能を利用した通信を行っているときは、同時通信機能及び複合通信機能を利用した通信を行うことができせん。</p> | |
| 着信情報お知らせ機能 (着信お知らせメール) | その契約者回線番号又は追加番号に着信があった場合、その着信する通信又は着信する通信のうち第2種契約者があらかじめ登録した番号(当社が別に定めるもの)に限ります。)からのものについて、着信があった旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能 | 1契約者回線番号又は1追加番号ごとに | 100円 (税込価格105円) |
| | 備考 | <p>1 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合において、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>2 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、発信電話番号等(電話サービス契約約款に規定する電話番号その他当社が別に定める番号等)をいいます。)着信があった契約者回線番号又は追加番号、着信に対する応答状況及び呼び出し時間等を記載します。</p> <p>3 第2種契約者に着信があった旨を記載した電子メールを送信する場合において、送信先から、その送信される電子メールについて、開かないの旨の送信が行われないようにしてほしい旨の申出がある場合であって当社が必要と認めるときは、その送信を中止していただくことがあります。</p> <p>4 当社は、第41条(責任の制限)に規定するほか、この機能を提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> | |
| ファクシミリ通信蓄積機能 (FAXお知らせメール) | その契約者回線番号又は追加番号にファクシミリ通信に係る着信があった場合に、その通信を当社が別に定めるところにより画像ファイル形式に変換、蓄積し、当社が別に定める方法によりその取出し又は消去を行うことができる機能及びファクシミリ通信の蓄積があった旨を記載した電子メールを第2種契約者が指定するメールアドレスへ送信することができる機能 | 1契約者回線番号又は1追加番号ごとに | 100円 (税込価格105円) |
| | 備考 | <p>1 当社は、利用の一時中断の契約者回線番号については、この機能を提供しません。</p> <p>2 着信のあったファクシミリ通信に係る原稿の用紙サイズがA4判及びB4版以外の規格のものにより送信されたものであった場合は、そのファクシミリ通信を変換できないことがあります。</p> <p>3 第2種契約者は、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号ごとに、電子メールの送信先となるメールアドレスをあらかじめ指定していただきます。この場合、電子メールの送信先となるメールアドレスの数は、1の契約者回線番号又は追加番号につき5以内とします。</p> <p>4 当社は、当社が送信する電子メールについて、着信があった日時、着信があった契約者回線番号又は追加番号及び変換蓄積結果等を記載します。</p> <p>5 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事中やむを得ないときその他当社の業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積されているファクシミリ通信を消去することがあります。</p> | |

| | | | | | |
|----------------------------|--|--|--|-----------------------------|----------------------|
| 着信課金機能 (フリーアクセス・ひかりワイゼ) | 基本機能 | フリーアクセス通信に関する料金について、その支払いを要する者をその契約者回線番号に係る第2種契約者とし、その契約者回線番号に係る第2種契約者に課金する機能 | 基本額(1着信課金番号ごとに) | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | 追加機能 | 発信地域・振分機能 | 1の着信課金番号によるフリーアクセス通信を、その通信が発信される地域ごとにあらかじめ指定された着信課金機能を利用している契約者回線番号又は追加番号(同一の利用回線に係るもの)に限ります。)に着信させる機能 | 加算額(1着信課金番号ごとに) | 350円 (税込価格367.5円) |
| | | 話中時・迂回機能 | この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「迂回元回線番号」といいます。)がフリーアクセス通信により通信中の場合に、その契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号(同一の利用回線に係るもの)に限ります。)に着信させる機能 | 加算額(1着信課金番号につき1の迂回元回線番号ごとに) | 800円 (税込価格840円) |
| | 振分接続機能 | 1の着信課金番号によるフリーアクセス通信について、振分グループ(第2種契約者があらかじめ指定した複数の契約者回線番号又は追加番号(着信課金機能を利用しているものであって、同一の利用回線に係るもの)に限ります。)からなるグループをいいます。以下この表において同じとします。)を構成する着信先ごとに、第2種契約者があらかじめ指定した着信回数の割合に振り分け、契約者回線番号又は追加番号に着信させる機能 | 加算額(1着信課金番号につき1の振分グループごとに) | 700円 (税込価格735円) | |
| | 受付先変更機能 | 第2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外(時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号(以下この表において「受付先変更元番号」といいます。)へのフリーアクセス通信を、第2種契約者があらかじめ指定した着信課金機能を利用している他の契約者回線番号又は追加番号(同一の利用回線に係るもの)に限ります。)に着信させる機能 | 加算額(1着信課金番号につき1の受付先変更元番号ごとに) | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | 時間帯・案内機能 | 第2種契約者があらかじめ指定した利用時間帯以外(時間帯に、この機能を利用する契約者回線番号又は追加番号へのフリーアクセス通信の発信者に対して、利用時間帯以外である旨の案内をする機能 | 加算額(1着信課金番号につき1の契約者回線番号又は追加番号ごとに) | 650円 (税込価格682.5円) | |
| 備考 | <p>1 当社は、1契約者回線番号又は1追加番号ごとに1の着信課金番号を付与します。ただし、その契約者回線番号又は追加番号において発信地域振分機能を利用している場合には、それらの機能を利用しているすべての契約者回線番号又は追加番号に1の着信課金番号を付与します。</p> <p>2 着信課金番号を付与された第2種契約者は、1の着信課金番号により同時に接続できる通信の数を指定していただきます。これを変更するときも同じとします。</p> <p>3 この機能を利用している契約者回線番号又は追加番号へ着信課金番号により行う通信は、一般通信(おおむね3kHzの帯域による通話に限ります。)、移動体通信(映像通信機能を利用した通信を除きます。)、PHS通信又は公衆通信に限ります。</p> <p>4 当社は、第2種契約者から請求があったときは、移動体通信又はPHS通信を着信できる取扱いを行います。これを変更するときも同様とします。</p> <p>5 第2種契約者は、着信課金機能により通信料金をその契約者回線番号又は追加番号に係る第2種契約者に課金することを許容する地域を、当社が別に定めるところに従って指定していただきます。</p> <p>6 1の契約者回線番号又は追加番号において話中時迂回機能と振分接続機能を同時に利用することはできません。</p> <p>7 話中時迂回機能、振分接続機能及び受付先変更機能においてフリーアクセス通信の着信先として指定することができる契約者回線番号又は追加番号は、同一の着信課金番号を付与したものに限りません。</p> <p>8 受付先変更機能又は時間帯案内機能において指定することができる着信課金機能の利用時間帯は、当社が別に定める時間を単位とします。</p> <p>9 着信課金番号に関するその他の取扱いについては、契約者回線番号の場合に準ずるものとします。</p> <p>(注)8に規定する当社が別に定める時間は、10分とします。</p> | | | | |
| 特定費機能 | この機能を利用する利用回線(着信課金機能の提供を受けているもの)に限ります。)から行う通信について、その利用回線の契約者回線番号に替えて、着信課金番号を着信先の契約者回線等へ通知する機能 | 1契約者回線番号ごとに | 100円 (税込価格105円) | | |

2-3 ユニバーサルサービス料 月額

| 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
|-------------|------------|--------------|
| ユニバーサルサービス料 | 1電気通信番号ごとに | 8円(税込価格8.4円) |

第2類 通信料金
第1 第1種サービスに係るもの
1 適用

| 区 分 | 内 容 | |
|------------|----------|--|
| (1)国内通信の種類 | 種 類 | 内 容 |
| | 1 一般通信 | 2、3、4又は5以外のもの |
| | 2 移動体通信 | 携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信 |
| | 3 PHS通信 | PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信 |
| | 4 IP電話通信 | IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則表第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信 |
| | 5 公衆通信 | 接続契約者回線等と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信 |

| (2) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用 | <p>当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、一般通信及び公衆通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1" data-bbox="280 167 1001 335"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県内通信</td> <td>接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> <tr> <td>2 県間通信</td> <td>1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 適用する通信 | 1 県内通信 | 接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信 | 2 県間通信 | 1以外のもの |
|---|---|-----|--------|--------|---|--------|------------|
| 区 分 | 適用する通信 | | | | | | |
| 1 県内通信 | 接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。以下この欄において同じとします。)又は利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における接続契約者回線の終端、利用回線の終端、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信 | | | | | | |
| 2 県間通信 | 1以外のもの | | | | | | |
| (3) 区域内通信及び区域外通信の適用 | <p>当社は、PHS通信の通信料金を適用するため、PHS通信について、次のとおり区分します。</p> <table border="1" data-bbox="280 359 1001 510"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域内通信</td> <td>PHS設備(接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域(電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。)と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。)に接続された移動無線装置とします。)との間の通信</td> </tr> <tr> <td>区域外通信</td> <td>区域内通信以外の通信</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 適用する通信 | 区域内通信 | PHS設備(接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域(電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。)と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。)に接続された移動無線装置とします。)との間の通信 | 区域外通信 | 区域内通信以外の通信 |
| 区 分 | 適用する通信 | | | | | | |
| 区域内通信 | PHS設備(接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域(電話サービス契約約款に規定する単位料金区域と同一の区域をいいます。以下同じとします。)と同一の単位料金区域内に設置される無線基地局設備(移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるためのPHS設備とします。以下同じとします。)に接続された移動無線装置とします。)との間の通信 | | | | | | |
| 区域外通信 | 区域内通信以外の通信 | | | | | | |
| (4) 通信時間の測定等 | <p>ア 通信時間は、双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。</p> <p>イ 次の時間は、アの通信時間には含まれません。</p> <p>(7) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中に一時通信ができなかった時間</p> <p>(8) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分數又は秒數に満たない端数の通信時間</p> | | | | | | |
| (5) 通信地域間距離の測定 | <p>通信地域間距離の測定方法は、次のとおりとします。</p> <p>ア 当社は、全国の区域を一边2kmの正方形に区分し、その区分した区画(以下「方形区画」といいます。)にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)又は利用回線の終端が設置されている場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画又はPHS事業者に係る移動無線装置が接続された無線基地局設備のある場所が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。</p> <p>ウ 通信地域間距離の測定に関するその他の適用については電話サービス契約約款に規定する通信地域間距離の測定方法に準ずるものとします。</p> | | | | | | |
| (6) 無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用 | <p>無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金については、無線呼出し事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。</p> | | | | | | |
| (7) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金の取扱い | <p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにおいては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月における1日平均の通信料金を最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金を最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)本欄に規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日間の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料金を最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合</p> <p>機器の故障等により正しく算定することができなかった日間の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> | | | | | | |
| (8) 一般通信の通信料金の適用 | <p>ア 同一の回線収容部グループ内における一般通信(フリーアクセス通信に係るものを除きます。)については、2(料金額)の規定にかかわらず、通信料金を適用しません。</p> <p>イ 一般通信の通信料金については、2-1(国内通信に係るもの)(1)①、②、③及び(4)以外のものに規定する2のプランがあり、それぞれあらかじめいずれか1つ(着信課金機能を利用している場合は、フリーアクセス通信)及びそれ以外のものについて、それぞれあらかじめいずれか1つ(着信課金機能)を選択していただきます。この場合、第1種契約者からプランの変更の申出があったときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>ウ エステティアン・コミュニケーションズ株式会社が発信する災害用伝言ダイヤル通話に係る音声蓄積装置へ行う通信については、イの規定にかかわらず、2-1(国内通信に係るもの)(1)に規定するプラン2の料金を適用します。</p> | | | | | | |
| (9) 付加機能等を利用した通信料金の適用 | <p>接続契約者回線等から電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線(電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。)への通信に係る通信料金の適用については、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。</p> | | | | | | |
| (10) 国際通信に係る着信先の地域の取扱い | <p>国際通信に係る着信先の地域については、接続契約者回線等から発信した国番号に係る地域を着信先の地域として取扱いします。</p> | | | | | | |
| (11) 本邦にインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い | <p>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局又は特定衛星携帯端末との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局又は特定衛星携帯端末の所在地にかかわらず、国際通信として取扱いします。</p> | | | | | | |
| (12) 国内通信に関する料金の免責 | <p>次の通信については、第33条(通信料金の支払義務)の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p> <p>イ 電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして行う通信</p> <p>イ 電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のために当社が設置する電気通信設備等であって、当社が指定したもへの通信</p> | | | | | | |

2 料金額

2-1 国内通信に係るもの

- (1) (2)、(3)及び(4)以外のもの
ア プラン1に係るもの

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|---------|---------|----------------|
| 県内通信 | 3分までごとに | 6円(税込価格6.3円) |
| 県間通信 | 3分までごとに | 10円(税込価格10.5円) |

イ プラン2に係るもの

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|------------|---------|--------------|
| 県内通信及び県間通信 | 3分までごとに | 8円(税込価格8.4円) |

(2) 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 | |
|---------|------------------------------------|---------|--------------------|
| 移動体通信 | グループ1-Aに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信 | 1分までごとに | 16円(税込価格16.8円) |
| | グループ1-Bに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信 | 1分までごとに | 18円(税込価格18.9円) |
| | グループ1-Dに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信 | 3分までごとに | 10.8円(税込価格11.34円) |
| IP電話通信 | グループ2-Aに区分される電気通信番号を用いた通信 | 3分までごとに | 10.4円(税込価格10.92円) |
| | グループ2-Bに区分される電気通信番号を用いた通信 | 3分までごとに | 10.5円(税込価格11.025円) |
| | グループ2-Cに区分される電気通信番号を用いた通信 | 3分までごとに | 10.8円(税込価格11.34円) |

(3) PHS通信に係るもの

| 料 金 種 別 | 料 金 額 | |
|-------------------|-------------------------|-----|
| 通信料金 | 次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円) | |
| 区域内通信 | 60秒 | |
| 区域外通信 | 160kmまで | 45秒 |
| | 160kmを超えるもの | 36秒 |
| 上記の通信料金のほか通信1回ごとに | 10円(税込価格10.5円) | |

(4) 公衆通信(フリーアクセス通信に係るものに限ります。)に係るもの

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|---------|---------|----------------|
| 県内通信 | 1分までごとに | 20円(税込価格21円) |
| 県間通信 | 1分までごとに | 30円(税込価格31.5円) |

2-2 国際通信に係るもの

2-2-1 国際通信の取扱地域

| 地域区分 | 地 域 |
|--------------|---|
| アジア | アフガニスタン・イスラム共和国 アラブ首長国連邦 イエメン共和国 イスラエル国 イラク共和国 イラン・イスラム共和国 インドインドネシア共和国 ホンコン 香港特別行政区 キプロス共和国 クウェート国 サウジアラビア王国 シリア アラブ共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主主義共産主義共和国 タイ王国 大韓民国 台湾 中華人民共和國 朝鮮民主主義人民共和國 ネパール連邦民主共和国 パーレン王国 パキスタン・イスラム共和国 パレスチナ パングラデシュ人民共和国 東ティモール民主共和国 フリビク共和国 ブータン王国 ブルネイ・ダルサラーム国 ベトナム社会主義共和国 香港 マカオ マレーシア ミャンマー連邦 モルディブ共和国 モンゴル国 オルダン・ハシェミット王国 ラオス人民民主共和国 レバノン共和国 |
| アメリカ | アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) アルゼンチン共和国 アルバニア アンティグア・バーブーダ ウルグアイ 東方諸島 英領バレーズ諸島 エクアドル共和国 エルサルバドル共和国 オランダ領アンティール カナダ ケニア共和国 グアテマラ共和国 グアドループ島 ケイマン諸島 コスタリカ共和国 コロンビア共和国 サンビエル島・ミクロン島 ジャマイカ スリナム共和国 セントビンセント及びグレナディーン諸島 チリ共和国 ドミニカ共和国 トリニダード・トバゴ共和国 ニカラガ共和国 ハイチ共和国 パナマ共和国 パパマ国 パミューダ諸島 パラグアイ共和国 パルバース エルトリコ フォークランド諸島 フランス連邦共和国 フランス領ギアナ 米領バレーズ諸島 ペネズエラ・ボリバル共和国 ペルー共和国 ボリバル共和国 ホンジュラス共和国 マルチニク島 メキシコ合衆国 |
| 大洋州 | オーストラリア連邦 キリバス共和国 グアム、クック諸島 クリスマス島 ココス・キーリング諸島 サイパン サモア独立国 ソロモン諸島 ツルテウ諸島 トンガ王国 ナウル共和国 ニュージーランド ニューゼーランド ノーフォーク島 パプアニューギニア独立国 パラオ共和国 ハワイ フィジー諸島共和国 フランス領ポリネシア フランス領ワリス・フチュナ諸島 米領サモア マーシャル諸島共和国 ミクロネシア連邦 |
| ヨーロッパ | アイスランド共和国 アイルランド アゼルバイジャン共和国 アレス諸島 アルバニア共和国 アルメニア共和国 アンドラ公国 イタリア共和国 ウクライナ ウズベキスタン共和国 エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 カザフスタン共和国 カナリア諸島 キリギス共和国 キルギスタン共和国 グリーンランド グレナート・ブリチア及び北アイルランド連合王国 クロアチア共和国 サマリヤ共和国 ジブラルタル スイス連邦 スウェーデン王国 スイス連邦北アフリカ スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 タジキスタン共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルクメニスタン共和国 ルウェー王国 パチカン市国 ハンガリー共和国 フィンランド共和国 フォロ諸島 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベラルーシ共和国 ベルギー王国 ボーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ベルギー共和国 マドガスカール共和国 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 モーリタニア共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン |
| アフリカ | アルジェリア民主共和国 アンゴラ共和国 ウガンダ共和国 エジプト・アラブ共和国 エチオピア連邦民主共和国 エリトリア共和国 ガーナ共和国 ガンボウエド共和国 ガボン共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ケニア共和国 コートジボワール共和国 コモロ連合 コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ民主共和国 ザンビア共和国 シェラレオネ共和国 ジブチ共和国 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマ・ヒリヤ国 ジンバブエ共和国 スーダン共和国 スワジランド王国 赤道ギニア共和国 セネガル共和国 ソマリヤ民主共和国 タンザニア連合共和国 チャド共和国 チュニジア共和国 トーゴ共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ニジェール共和国 ブルキナファソ ブルンジ共和国 ベナン共和国 ボツワナ共和国 マイオット島 マダガスカル共和国 マラウイ共和国 マリ共和国 南アフリカ共和国 モーリタニア共和国 モーリタニア・イスラム共和国 モザンビーク共和国 モロッコ王国 リベリア共和国 ルワンダ共和国 レソト王国 レユニオン |
| インマルサット移動地球局 | インマルサット-B インマルサット-M インマルサット-ミニM |
| 特定衛星携帯端末 | イリジウム スラーク |

備考 インマルサットシステムに係る移動地球局には、その設備等によりB、M、ミニMの区別があります。

契約約款等

2-2-2 国際通信に関する料金額

(単位：円)

| 着信先の地域 | 料金額 | 1分までごとに次に規定する額 |
|--------------------|-----|----------------|
| アイスランド共和国 | | 70 |
| アイルランド | | 20 |
| アゼルバイジャン共和国 | | 70 |
| アゾレス諸島 | | 35 |
| アフガニスタン・イスラム共和国 | | 160 |
| アメリカ合衆国(ハワイを除きます。) | | 9 |
| アラブ首長国連邦 | | 50 |
| アルジェリア民主人民共和国 | | 127 |
| アルゼンチン共和国 | | 50 |
| アルバ | | 80 |
| アルバニア共和国 | | 120 |
| アルメニア共和国 | | 202 |
| アンギラ | | 80 |
| アンゴラ共和国 | | 45 |
| アンティグア・バーブーダ | | 80 |
| アンドラ公国 | | 41 |
| イエメン共和国 | | 140 |
| イスラエル国 | | 30 |
| イタリヤ共和国 | | 20 |
| イラク共和国 | | 225 |
| イラン・イスラム共和国 | | 80 |
| インド | | 80 |
| インドネシア共和国 | | 45 |
| ウガンダ共和国 | | 50 |
| ウクライナ | | 50 |
| ウズベキスタン共和国 | | 100 |
| ウルグアイ東方共和国 | | 60 |
| 英領バージン諸島 | | 55 |
| エクアドル共和国 | | 60 |
| エジプトアラブ共和国 | | 75 |
| エストニア共和国 | | 80 |
| エチオピア連邦民主共和国 | | 150 |
| エリトリア国 | | 125 |
| エルサルバドル共和国 | | 60 |
| オーストラリア連邦 | | 20 |
| オーストリア共和国 | | 30 |
| オマーン国 | | 80 |
| オランダ王国 | | 20 |
| オランダ領アンティール | | 70 |
| ガーナ共和国 | | 70 |
| カーボヴェルデ共和国 | | 75 |
| カザフスタン共和国 | | 70 |
| カタール国 | | 112 |
| カナダ | | 10 |
| カナリア諸島 | | 30 |
| ガボン共和国 | | 70 |
| カメルーン共和国 | | 80 |
| ガンビア共和国 | | 115 |
| カンボジア王国 | | 90 |
| ギニア共和国 | | 70 |
| キプロス共和国 | | 45 |
| キューバ共和国 | | 112 |
| ギリシャ共和国 | | 35 |
| ギリバス共和国 | | 155 |
| キルギス共和国 | | 140 |
| グアテマラ共和国 | | 50 |
| グアドループ島 | | 75 |
| グアム | | 20 |

| | | |
|---------------------------|--|-----|
| クウェート国 | | 80 |
| クック諸島 | | 155 |
| グリーンランド | | 91 |
| クリスマス島 | | 20 |
| グルジア | | 101 |
| グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国 | | 20 |
| クロアチア共和国 | | 101 |
| ケイマン諸島 | | 70 |
| ケニア共和国 | | 75 |
| コートジボワール共和国 | | 80 |
| ココス・キリング諸島 | | 20 |
| コスタリカ共和国 | | 35 |
| コモロ連合 | | 80 |
| コロンビア共和国 | | 45 |
| コンゴ共和国 | | 150 |
| コンゴ民主共和国 | | 75 |
| サイパン | | 30 |
| サウジアラビア王国 | | 80 |
| サモア独立国 | | 80 |
| サントメ・プリンシペ民主共和国 | | 200 |
| ザンビア共和国 | | 70 |
| サンビエール島・ミクロン島 | | 50 |
| サンマリノ共和国 | | 60 |
| シエラレオネ共和国 | | 175 |
| ジブチ共和国 | | 125 |
| ジブラルタル | | 90 |
| ジャマイカ | | 75 |
| シリア・アラブ共和国 | | 110 |
| シンガポール共和国 | | 30 |
| ジンバブエ共和国 | | 70 |
| スイス連邦 | | 40 |
| スウェーデン王国 | | 20 |
| スーダン共和国 | | 125 |
| スペイン王国 | | 30 |
| スペイン領北アフリカ | | 30 |
| スリナム共和国 | | 80 |
| スリランカ民主主義共和国 | | 75 |
| スロバキア共和国 | | 45 |
| スロベニア共和国 | | 100 |
| スワジランド王国 | | 45 |
| 赤道ギニア共和国 | | 120 |
| セネガル共和国 | | 125 |
| セルビア共和国 | | 120 |
| セントビンセント及びグレナディーン諸島 | | 80 |
| ソマリア民主共和国 | | 125 |
| ソロモン諸島 | | 159 |
| タイ王国 | | 45 |
| 大韓民国 | | 30 |
| 大リビア・アラブ社会主義人民ジャマール・ヒリーヤ国 | | 70 |
| 台湾 | | 30 |
| タジキスタン共和国 | | 60 |
| タンザニア連合共和国 | | 80 |
| チェコ共和国 | | 45 |
| チャド共和国 | | 250 |
| 中華人民共和国 | | 30 |
| チュニジア共和国 | | 70 |
| 朝鮮民主主義人民共和国 | | 129 |
| チリ共和国 | | 35 |
| ツバル | | 120 |
| デンマーク王国 | | 30 |

| | | |
|-----------------|--|-----|
| ドイツ連邦共和国 | | 20 |
| トーゴ共和国 | | 110 |
| トケラウ諸島 | | 159 |
| ドミニカ共和国 | | 35 |
| トリニダード・トバゴ共和国 | | 55 |
| トルクメニスタン | | 110 |
| トルコ共和国 | | 45 |
| トンガ王国 | | 105 |
| ナイジェリア連邦共和国 | | 80 |
| ナウル共和国 | | 110 |
| ナミビア共和国 | | 80 |
| ニカラグア共和国 | | 55 |
| ニジール共和国 | | 70 |
| ニューカレドニア | | 100 |
| ニュージーランド | | 25 |
| ネパール連邦民主共和国 | | 106 |
| ノーフォーク島 | | 79 |
| ノルウェー王国 | | 20 |
| バーレーン王国 | | 80 |
| ハイチ共和国 | | 75 |
| パキスタン・イスラム共和国 | | 70 |
| パチカン市国 | | 20 |
| パナマ共和国 | | 55 |
| バヌアツ共和国 | | 159 |
| バハマ国 | | 35 |
| バプアニューギニア独立国 | | 50 |
| バミューダ諸島 | | 50 |
| パラオ共和国 | | 100 |
| パラグアイ共和国 | | 60 |
| バルバドス | | 75 |
| パレスチナ | | 30 |
| ハワイ | | 9 |
| ハンガリー共和国 | | 35 |
| バングラデシュ人民共和国 | | 70 |
| 東ティモール民主共和国 | | 126 |
| フィジー諸島共和国 | | 50 |
| フィリピン共和国 | | 35 |
| フィンランド共和国 | | 30 |
| ブータン王国 | | 70 |
| フェルトリコ | | 40 |
| フェロー諸島 | | 75 |
| フョークランド諸島 | | 190 |
| ブラジル連邦共和国 | | 30 |
| フランス共和国 | | 20 |
| フランス領ギアナ | | 50 |
| フランス領ポリネシア | | 50 |
| フランス領ワリス・フデュナ諸島 | | 230 |
| ブルガリア共和国 | | 80 |
| ブルキナファソ | | 80 |
| ブルネイ・ダルサラーム国 | | 62 |
| ブルンジ共和国 | | 70 |
| 米領サモア | | 50 |
| 米領バージン諸島 | | 20 |
| ベトナム社会主義共和国 | | 85 |
| ベナン共和国 | | 80 |
| ベネズエラ・ボリバル共和国 | | 50 |
| ベラルーシ共和国 | | 80 |
| ベリーズ | | 55 |
| ペルー共和国 | | 55 |
| ベルギー王国 | | 20 |

| | | |
|------------------|--|-----|
| ポーランド共和国 | | 40 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | | 60 |
| ボツワナ共和国 | | 75 |
| ボリビア共和国 | | 55 |
| ポルトガル共和国 | | 35 |
| 香港 | | 30 |
| ホンジュラス共和国 | | 65 |
| マーシャル諸島共和国 | | 110 |
| マイヨット島 | | 150 |
| マカオ | | 55 |
| マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 | | 80 |
| マダガスカル共和国 | | 160 |
| マディラ諸島 | | 35 |
| マラウイ共和国 | | 127 |
| マリ共和国 | | 55 |
| マルタ共和国 | | 70 |
| マルチニーク島 | | 55 |
| マレーシア | | 30 |
| ミクロネシア連邦 | | 79 |
| 南アフリカ共和国 | | 75 |
| ミャンマー連邦 | | 90 |
| メキシコ合衆国 | | 35 |
| モーリシャス共和国 | | 70 |
| モリタニア・イスラム共和国 | | 80 |
| モザンビーク共和国 | | 127 |
| モナコ公国 | | 25 |
| モルディブ共和国 | | 105 |
| モロッコ王国 | | 70 |
| モンゴル国 | | 60 |
| モンテネグロ | | 120 |
| ヨルダン・ハシエミット王国 | | 110 |
| ラオス人民民主共和国 | | 105 |
| ラトビア共和国 | | 90 |
| リトアニア共和国 | | 60 |
| リヒテンシュタイン公国 | | 30 |
| リベリア共和国 | | 75 |
| ルーマニア | | 60 |
| ルクセンブルク大公国 | | 35 |
| ルワンダ共和国 | | 125 |
| レソト王国 | | 70 |
| レバノン共和国 | | 112 |
| レユニオン | | 70 |
| ロシア | | 45 |
| インマルサットーB | | 307 |
| インマルサットーM | | 363 |
| インマルサットーミニM | | 209 |
| イリジウム | | 250 |
| スラーヤ | | 175 |

第2 第2種サービスに係るもの
1 適用

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|-----|--------|--------|---|---------|--|---------|---|----------|--|--------|--|
| (1) 区域内通信及び区域外通信の適用等 | 区域内通信及び区域外通信の適用、通信地域間距離の測定、無線呼出し事業者等に係る相互接続通信の料金の適用、当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通信料金の取扱い、国際通信に係る着信先の地域の取扱い、本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局等との間の通信の取扱い、国内通信に関する料金の減免の取扱いについては、第1種サービスの場合に準ずるものとします。 | | | | | | | | | | | | |
| (2) 国内通信の種類 | 国内通信には、次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般通信</td> <td>2、3、4又は5以外のもの</td> </tr> <tr> <td>2 移動体通信</td> <td>携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>3 PHS通信</td> <td>PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>4 IP電話通信</td> <td>IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信</td> </tr> <tr> <td>5 公衆通信</td> <td>利用回線と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> </tbody> </table> | 種 類 | 内 容 | 1 一般通信 | 2、3、4又は5以外のもの | 2 移動体通信 | 携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信 | 3 PHS通信 | PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信 | 4 IP電話通信 | IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信 | 5 公衆通信 | 利用回線と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信 |
| 種 類 | 内 容 | | | | | | | | | | | | |
| 1 一般通信 | 2、3、4又は5以外のもの | | | | | | | | | | | | |
| 2 移動体通信 | 携帯・自動車電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信 | | | | | | | | | | | | |
| 3 PHS通信 | PHS設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信 | | | | | | | | | | | | |
| 4 IP電話通信 | IP電話設備(協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則別表第1第11号に規定する電気通信番号により識別されるものをいいます。以下同じとします。)に係る他社通信を伴って行われる通信 | | | | | | | | | | | | |
| 5 公衆通信 | 利用回線と電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信 | | | | | | | | | | | | |
| (3) 県内通信及び県間通信に係る通信料金の適用 | 当社は、一般通信及び公衆通信の通信料金を適用するため、一般通信及び公衆通信について、次のとおり区分します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用する通信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 県内通信</td> <td>利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用回線の終端、接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信</td> </tr> <tr> <td>2 県間通信</td> <td>1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分 | 適用する通信 | 1 県内通信 | 利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用回線の終端、接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信 | 2 県間通信 | 1以外のもの | | | | | | |
| 区 分 | 適用する通信 | | | | | | | | | | | | |
| 1 県内通信 | 利用回線の終端と同一の都道府県の区域内における利用回線の終端、接続契約者回線の終端(回線収容部に収容されるもの以外のものとします。)、当社が必要により設置する設備、第3条(用語の定義)の表の21欄の(3)若しくは(4)に規定するもの、端末系事業者の端末系伝送路設備の終端、電話サービス契約約款第5条(電話サービスの種類)に規定する公衆電話の電話機等又は総合デジタル通信サービス第4条(総合デジタル通信サービスの種類等)に規定するデジタル公衆電話サービスの電話機等との間の通信 | | | | | | | | | | | | |
| 2 県間通信 | 1以外のもの | | | | | | | | | | | | |
| (4) 通信時間の測定等 | ア 通信時間は、双方の契約者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの経過時間と、当社の機器(相互接続通信の場合には協定事業者の機器を含みます。以下同じとします。)により測定します。 イ 次の時間は、アの通信時間には含まれません。 (ア) 回線の故障等通信の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通信の途中で一時通信ができなかった時間 (イ) 回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により通信を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分數又は秒數に満たない端數の通信時間 ウ アの場合に、タイプ2に係る通信(一般通信であって県内通信及び県間通信に限ります。以下この欄において同じとします。)について、その経過時間内に通信種別等の変更があった場合は、次の区分ごとに測定した経過時間を通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。 (ア) 双方の契約者回線を接続して通信できる状態にした時刻から起算し、最初に通信種別等の変更があった時刻までの時間 (イ) 最後に通信種別等の変更があった時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通信終了の信号を受けてその通信をできない状態にした時刻までの時間 (ウ) (ア)及び(イ)以外の時間であって、通信種別等の変更があった時刻から起算し、その次の通信種別等の変更があった時刻までの時間 エ タイプ2に係る通信については、双方の契約者回線を接続して通信できる状態にしたときは通信種別等の変更があったときのその指定された通信種別等(その通信に係る同時通信數が2以上の場合の伝送速度については、それらに係る伝送速度の合計とします。)に基づき、ウに規定する区分ごとにそれぞれ2-1-2(タイプ2に係るもの)(1)に規定する料金額の通信料金を適用します。 ただし、ウに規定する区分について、適用される料金額が同一となるものがある場合は、アに規定する1の経過時間ごとと、それぞれの区分に係る経過時間を合計したものを、その料金額に係る通信料金を算出するときの通信時間として取り扱います。 オ エの場合において、実際に行われた通信に係る伝送速度が、発信者又は着信者が指定した伝送速度を下回る場合においても、当社は、発信者又は着信者が指定した伝送速度に基づき、通信料金を適用します。 | | | | | | | | | | | | |
| (5) 選択制による通信料金の月極割引の適用 | ア 当社は、第2種契約者(メニュー1-1に係るものに限ります。)から申出があったときは、その第2種契約に係る通信料金について、通信料金別表に定める選択制による通信料金の月極割引を適用します。 ただし、その月極割引の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、その月極割引等を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。 イ 現に月極割引の適用を受けている第2種契約について、利用回線の移転等に伴い契約者回線番号が変更となる場合等であって、当社の業務の遂行上やむを得ないときは、通信料金別表の規定にかかわらず、その契約者回線番号の変更日を含む料金月における通信に関する料金について、その月極割引を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。 | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|-----------------------|---|--|----------------|
| (6)メニュー1-2に係る通信料金の適用 | ア メニュー1-2に係る第2種契約者は、通信料金として、次表に定める基本通信料の支払いを要します。 | | 月額 |
| | 区 分 | 単 位 | 料 金 額 |
| | 基本通信料 | 1利用回線ごとに | 480円(税込価格504円) |
| | イ メニュー1-2に係る通信料金のうち規定する控除対象通信に関する料金については、2(料金額)の規定により算定した月間累計額から、アに規定する基本通信料を控除して得た額を適用します。 ただし、その月間累計額が基本通信料に満たない場合は、基本通信料から月間累計額を控除して得た額(以下「繰越額」といいます。)、を翌料金の月間累計額から控除します。この場合において、繰越額の控除は、基本通信料の控除の前に行います。 ウ 控除対象通信は、次に該当しないものに限ります。 (ア) 相互接続通信(当社が別に定めるものを除きます。) (イ) 当社が別に定める付加機能等(協定事業者が提供するものを含みます。)を利用して行う通信 エ. メニュー1-2の利用の開始等があった場合におけるアからウの規定の適用については、次表に規定するとおりとします。この場合において、2から4の規定に該当する場合が生じたときは、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。 | | |
| | 区 分 | 適 用 | |
| | 1 メニュー1-2の利用の開始又はメニュー1-2への細目の変更があったとき。 | 利用の開始日又は細目の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。 | |
| | 2 メニュー1-1又はメニュー2への細目の変更があったとき。 | 細目の変更日を含む料金月の末日までの通信について適用します。 | |
| | 3 第2種契約の解除があったとき。 | 契約解除日までの通信について適用します。 | |
| | 4 利用回線の移転等に伴い第2種サービスの契約者回線番号の変更があったとき。 | 契約者回線番号の変更日を含む料金月については、その契約者回線番号の変更日までの通信に限り適用し、契約者回線番号の変更日以降の通信については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月から適用します。 | |
| | オ 利用回線の移転等があった場合であって当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、アからウの規定を適用できないことがあり、その料金月において生じた繰越額は無効とし、その料金月の翌料金月における繰越額の控除は行いません。この場合、当社は、その旨を第2種契約者に通知します。 カ 第2種契約者がアからウの規定により基本通信料が適用される料金月において、利用の一時中断若しくは利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかった期間が生じた場合又は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、基本通信料の支払いを要します。 ただし、第2種契約者の責めによらない理由により、第2種サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態を継続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍數である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する基本通信料については、その支払いを要しません。この場合において、その料金月の翌料金月については、繰越額は生じません。 キ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注) 基本通信料については、日割は行いません。 | | |
| (7) 付加機能等を利用した通信料金の適用 | ア 利用回線から電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線(電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める付加機能であって当社が別に定めるものを利用しているものに限ります。)への通信に係る通信料金の適用については、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。 イ 映像通信機能を利用した通信の料金については、2-1-1(タイプ1に係るもの)(2)(映像通信機能を利用した通信に係るもの)に規定する通信料金を適用します。 | | |

- 2 料金額
- 2-1 国内通信に係るもの
 - 2-1-1 タイプ1に係るもの
 - (1) (2) 以外のもの
 - ア イ及びウ以外のもの

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|------------|---------|--------------|
| 県内通信及び県間通信 | 3分までごとに | 8円(税込価格8.4円) |

イ 移動体通信及びIP電話通信に係るもの

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 | |
|---------|------------------------------------|---------|--------------------|
| 移動体通信 | グループ1-Aに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信 | 1分までごとに | 16円(税込価格16.8円) |
| | グループ1-Bに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信 | 1分までごとに | 18円(税込価格18.9円) |
| | グループ1-Dに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信 | 3分までごとに | 10.8円(税込価格11.34円) |
| IP電話通信 | グループ2-Aに区分される電気通信番号を用いた通信 | 3分までごとに | 10.4円(税込価格10.92円) |
| | グループ2-Bに区分される電気通信番号を用いた通信 | 3分までごとに | 10.5円(税込価格11.025円) |
| | グループ2-Cに区分される電気通信番号を用いた通信 | 3分までごとに | 10.8円(税込価格11.34円) |

ウ PHS通信に係るもの

| 料 金 種 別 | | 料 金 額 |
|-------------------|---------|-------------------------|
| 通信料金 | | 次の秒数までごとに10円(税込価格10.5円) |
| 区域外通信 | 区域内通信 | 60秒 |
| | 160kmまで | 45秒 |
| | | 160kmを超えるもの |
| 上記の通信料金のほか通信1回ごとに | | 10円(税込価格10.5円) |

エ 公衆通信（フリーアクセス通信に係るものに限ります。）に係るもの

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|---------|---------|----------------|
| 県内通信 | 1分までごとに | 20円(税込価格21円) |
| 県間通信 | 1分までごとに | 30円(税込価格31.5円) |

(2) 映像通信機能を利用した通信に係るもの

ア イ以外のもの

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|------------|---------|-----------------|
| 県内通信及び県間通信 | 3分までごとに | 15円(税込価格15.75円) |

イ 移動体通信に係るもの

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|---------|---------|----------------|
| 移動体通信 | 1分までごとに | 30円(税込価格31.5円) |

2-1-2 タイプ2に係るもの

(1) (2) 及び (3) 以外のもの

| 料 金 種 別 | | 単 位 | 料 金 額 |
|------------|---|---------|-----------------|
| 県内通信及び県間通信 | ア その通信に係る通信種別がおおむね3kHzの帯域の音声その他の音響のみであって、1のチャネルにおける同時通信数が1のもの | 3分までごとに | 8円(税込価格8.4円) |
| | イ その通信に係る通信種別が高音質通話に係る音声その他の音響のみであって、1のチャネルにおける同時通信数が1のもの | 3分までごとに | 8円(税込価格8.4円) |
| | ウ ア及びイ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sまでのもの | 3分までごとに | 15円(税込価格15.75円) |
| | エ ア及びイ以外のものであって、伝送速度が2.6Mbit/sを超えるもの | 3分までごとに | 100円(税込価格105円) |

(2) 移動体通信に係るもの

| 料 金 種 別 | | 単 位 | 料 金 額 | |
|---------|---------|------------------------------------|----------------|-------------------|
| 移動体通信 | 通話のみのもの | グループ1-Aに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信 | 1分までごとに | 16円(税込価格16.8円) |
| | | グループ1-Bに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信 | 1分までごとに | 18円(税込価格18.9円) |
| | | グループ1-Dに区分される電気通信サービスに係る電気通信設備との通信 | 3分までごとに | 10.8円(税込価格11.34円) |
| | 上記以外のもの | 1分までごとに | 30円(税込価格31.5円) | |

(3) I P電話通信、PHS通信及び公衆通信（フリーアクセス通信に係るものに限ります。）に係るもの
タイプ1に係るものに準ずるものとします。

2-2 国際通信に係るもの

第1種サービスの場合に準ずるものとします。

通信料金別表 選択制による通信料金の月極割引
県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---------------------------|-----|-------------------------|-----------------|----------|-----------------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------|----------|-----------------------------|---------------------------|--------------------------|------------------------|
| (1)定義等 | <p>ア 「県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引」とは、すべての時間帯における県内通信及び県間通信のうち、イの規定によりこの月極割引の対象となる通信について、2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。この場合、この月極割引には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <p style="text-align: center;">1利用回線ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額</th> <th>月極割引を選択した場合の料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(ア) プラン1</td> <td>0円から1,280円(税込価格1,344円)までの部分</td> <td>900円(税込価格945円)(最低通信料)</td> </tr> <tr> <td>1,280円(税込価格1,344円)を超える部分</td> <td>左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(イ) プラン2</td> <td>0円から4,800円(税込価格5,040円)までの部分</td> <td>3,400円(税込価格3,570円)(最低通信料)</td> </tr> <tr> <td>4,800円(税込価格5,040円)を超える部分</td> <td>左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この月極割引の対象となる通信は、次に該当しないものに限ります。 (ア) 相互接続通信(当社が別に定めるものを除きます。) (イ) 当社が別に定める付加機能等(協定事業者が提供するものを含まず。)を利用して行う通信</p> | | 種 類 | 2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額 | 月極割引を選択した場合の料金額 | (ア) プラン1 | 0円から1,280円(税込価格1,344円)までの部分 | 900円(税込価格945円)(最低通信料) | 1,280円(税込価格1,344円)を超える部分 | 左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額 | (イ) プラン2 | 0円から4,800円(税込価格5,040円)までの部分 | 3,400円(税込価格3,570円)(最低通信料) | 4,800円(税込価格5,040円)を超える部分 | 左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額 |
| 種 類 | 2(料金額)の規定により算定した額の月間累計額 | 月極割引を選択した場合の料金額 | | | | | | | | | | | | | |
| (ア) プラン1 | 0円から1,280円(税込価格1,344円)までの部分 | 900円(税込価格945円)(最低通信料) | | | | | | | | | | | | | |
| | 1,280円(税込価格1,344円)を超える部分 | 左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額 | | | | | | | | | | | | | |
| (イ) プラン2 | 0円から4,800円(税込価格5,040円)までの部分 | 3,400円(税込価格3,570円)(最低通信料) | | | | | | | | | | | | | |
| | 4,800円(税込価格5,040円)を超える部分 | 左欄に該当する部分の額に0.9を乗じて得た額 | | | | | | | | | | | | | |

| (2)承諾 | <p>当社は、この月極割引を選択する申出があったときは、その申出のあった第2種契約について、通信の料金明細内訳を記録しているもの(当社が別に定める方法により記録しているものに限ります。)である場合に限り、これを承諾します。</p> | | | | | | | | |
|------------------|---|-----|---------|------------------|--|--------------|--|--------------|------------------------------------|
| (3)月極割引の適用 | <p>ア 県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月間累計は、料金月単位で行います。 イ この月極割引の開始は、その申出を当社が承諾した日(第2種サービスの提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月からとします。 ウ 当社は、この月極割引の適用を受けている第2種契約について、次のいずれかに該当する場合は、この月極割引を廃止します。 (ア) 利用権の譲渡があったとき。 ただし、譲渡人が譲渡人の同意を得て、この月極割引の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。 (イ) 第2種契約の解除があったとき。 エ この月極割引の廃止があった場合の取扱いについては、次表に規定するとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の規定による月極割引の廃止後2欄から3欄の規定に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄から3欄の規定によるものとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>月極割引の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から3以外により、月極割引</td> <td>月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>2 利用権の譲渡があった</td> <td>その承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> <tr> <td>3 第2種契約の解除があ</td> <td>契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ この月極割引の種類の変更があったときは、その変更の承諾日を含む料金月の翌料金月以降の通信に関する料金について、変更後の種類に係る月極割引を適用します。 カ 第2種契約者が、この月極割引を選択している場合であって、その利用回線の移転に伴い契約者回線番号が変更となるときは、次のとおり取り扱います。 (ア) 契約者回線番号の変更日を含む料金月については、契約者回線番号の変更日までの通信に関する料金に限りこの月極割引を適用します。 (イ) 契約者回線番号の変更日以降の通信に関する料金については、契約者回線番号の変更日を含む料金月の翌料金月以降、この月極割引を適用します。 キ 第2種契約者がこの月極割引が適用される料金月において、利用の一時中断又は利用停止があったときその他第2種サービスを利用することができなかった期間が生じた場合は料金月の起算日の変更により料金月の期間が短くなった場合でも、最低通信料の支払いを要します。 ただし、第2種契約者の責めによらない理由により、第2種サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻以降の料金月に属するすべての日についてその状態が継続したときは、そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった料金月(1料金月の倍数である部分に限ります。)について、料金月ごとに料金月数を計算し、その料金月数に対応する最低通信料については、その支払いを要しません。 ク 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 (注)最低通信料については、日割は行いません。</p> | 区 分 | 月極割引の適用 | 1 2から3以外により、月極割引 | 月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。 | 2 利用権の譲渡があった | その承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。 | 3 第2種契約の解除があ | 契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。 |
| 区 分 | 月極割引の適用 | | | | | | | | |
| 1 2から3以外により、月極割引 | 月極割引の廃止日を含む料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。 | | | | | | | | |
| 2 利用権の譲渡があった | その承諾日を含む料金月の前料金月の末日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。 | | | | | | | | |
| 3 第2種契約の解除があ | 契約解除日までの通信に関する料金について、この月極割引を適用します。 | | | | | | | | |

第3類 手続きに関する料金
1 適用

| 区 分 | 内 容 | |
|--------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 手続きに関する料金の適用 | 手続きに関する料金は、次のとおりとします。 | |
| | 種 別 | 内 容 |
| | 契約料 | 第1種契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 |
| | 譲渡承認手数料 | 利用権の譲渡の承認の請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 |

2 料金額

| 料 金 種 別 | 単 位 | 料 金 額 |
|---------|--------|----------------|
| 契約料 | 1契約ごとに | 800円(税込価格840円) |
| 譲渡承認手数料 | 1契約ごとに | 800円(税込価格840円) |

第2表 工事に関する費用

工事費

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|-------------|---|
| (1)工事費の算定 | 工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線収容部等工事費を合計して算出します。 |
| (2)基本工事費の適用 | 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事にみなして、基本工事費を適用します。 |

| | | |
|---------------------------------------|---|---|
| (3) 交換機等工事費及び回線収容部等工事費の適用 | 交換機等工事費及び回線収容部等工事費は次の場合に適用します。 | |
| | 区 分 | 交換機工事費等の適用 |
| | ア 交換機等工事費 | 音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等(第1種サービスの利用回線と接続するために当社が設置する電気通信設備を除きます。以下この欄において同じとします。)において工事を要する場合に適用します。 (注)回線収容部等(回線収容部及び第1種サービスの利用回線と接続するために当社が設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)において工事を要する場合であって、当社が別に定めるとき以外は、音声利用IP通信網サービス取扱所の交換設備等において工事を要します。 |
| | イ 回線収容部等工事費 | 第1種サービスについて、回線収容部等において工事を要する場合(当社が別に定めるときに限り)に適用します。 |
| (4) 請求による契約者回線番号の変更に関する工事費の適用 | 契約者からの請求により契約者回線番号を変更した場合の工事費の額は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、1の工事ごとに2,500円(税込価格2,625円)とします。 | |
| (5) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用 | 現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送受信機能の利用の廃止若しくはボート識別情報送受信機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータル(注)接統料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条に規定するものをいいます。)によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2(工事費の額)の額に2,000円(税込価格2,100円)を加算して適用します。 | |
| (6) 割増工事費の適用 | 次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 | |
| | 工事を施工する時間帯 | 割増工事費の額 |
| | 午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。) | その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額 |
| | 午後10時から翌日の午前8時30分まで | その工事に関する工事費の合計額から1,000円(税込価格1,050円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,050円)を加算した額 |
| (7) 工事費の適用の除外 | 次の工事については、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。 ア 映像通信機能又は複合通信機能に係る工事 イ 第2種サービスのメニュー1-2からメニュー1-1への細目の変更の工事 ウ イの工事と同時に施工する工事であつて、メニュー1-2が基本機能として有する付加機能の利用の開始に関するもの(着信転送機能、迷惑電話おこわり機能又は着信情報送受信機能については、細目の変更前においてそれらの付加機能に相当する機能を利用していた契約者回線番号、追加番号又は登録応答装置に係るものに限り)。 エ 第2種サービスに係る付加機能(着信課金機能、特定番号通知機能及びメニュー2に係る番号情報送受信機能を除きます。)の利用の開始に係る工事であつて、第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更又は利用回線の移転若しくは変更の工事と同時に施工する場合 | |
| (8) 工事費の減額適用 | 当社は、2(工事費の額)の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。 | |

2 工事費の額

2-1 回線収容部等の設置若しくは変更、チャネル数の増加、契約者回線番号の増加、契約者回線番号非通知の扱いの変更、第2種サービスの利用の開始若しくは細目の変更、第2種サービスの利用回線の移転若しくは変更、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

| | 区 分 | 単 位 | 工事費の額 | |
|--|-------------------------------------|--|------------------------------|------------------------|
| (1) 基本工事費 | | 1の工事ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| (2) 交換機等工事費 | ア イからカ以外の工事の場合 | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | イ 第1種サービスに係る契約者回線番号の増加工事の場合 | 1契約者回線番号ごとに | 700円 (税込価格735円) | |
| | ウ 第1種サービスに係る付加機能の利用の開始又は変更に関する工事の場合 | (ア) (イ)から(ス)以外の工事のとき | 1契約者回線番号又は当社が利用可能とする1内線番号ごとに | 700円 (税込価格735円) |
| | | (イ) 複数転送先着信転送機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | (ウ) 内線通信機能に係る基本機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき(アの工事と同時に施行する場合を除きます。) | 1回線収容部又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| (エ) 事業所番号ルーチング機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき(アの工事と同時に施行する場合を除きます。) | | 1回線収容部又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |

| | | | | | |
|--------------------------------|---|--|--------------------------------|------------------------|------------------------|
| オ | (オ) 不在案内機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき | 基本機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | | 追加機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき | 登録する1オリジナルガイドンスごとに | 2,000円 (税込価格2,100円) | |
| | (カ) メッセージ録音機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき | 基本機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | | 追加機能の利用開始又は内容の変更に関する工事のとき | 登録する1オリジナルガイドンスごとに | 2,000円 (税込価格2,100円) | |
| | (キ) スケジュールパターンの登録又は変更に関する工事のとき | | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | (ク) 指定番号着信識別機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき | | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | (ケ) 拠点間ローミング機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | (コ) 多重回線収容機能に関する工事のとき | | 1の多重回線収容部グループごとに | 2,400円 (税込価格2,520円) | |
| | (サ) 着信一括転送機能の利用の開始又は内容の変更に関する工事のとき | 基本機能の利用開始若しくは内容の変更又は追加機能の内容の変更(当社が別に定めるものに限り)の工事 | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | | 追加機能の利用開始又は内容の変更(上欄に規定するものを除きます。)の工事 | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 2,000円 (税込価格2,100円) | |
| (シ) 着信課金機能に関する工事のとき | 基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | 1着信課金番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | | |
| | 追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | 1着信課金番号につき1の追加機能ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | | |
| (ス) 特定番号通知機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | | 1契約者回線番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | | |
| エ | 契約者回線番号の非通知の扱いの変更の工事の場合(第2種サービスに係るものであつてアの工事と同時に施工する場合を除きます。) | | 1契約者回線番号又は1追加番号ごとに | 700円 (税込価格735円) | |
| オ | 第2種サービスに係る付加機能の利用の開始又は変更に関する工事の場合 | (ア) 番号情報送受信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき | 1追加番号ごとに | 700円 (税込価格735円) | |
| | | (イ) 通信中着信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき | 1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | | (ウ) 着信転送機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき | 1契約者回線番号又は1追加番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | | (エ) 発信電話番号受信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき | 基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | 1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | | 発信電話番号通知要請機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | 1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | (オ) 迷惑電話おこわり機能の利用の開始、区分の変更又は登録応答装置の追加に関する工事のとき | | 1登録応答装置ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | (カ) 同時通信機能の利用の開始又は変更に関する工事のとき | | 追加する1のチャネルごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | (キ) 着信情報送受信機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | | 1契約者回線番号又は1追加番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | (ク) ファクシミリ通信蓄積機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | | 1契約者回線番号又は1追加番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | (ケ) 着信課金機能に関する工事のとき | 基本機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | 1着信課金番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| 追加機能の利用開始又は内容の変更の工事のとき | 1着信課金番号につき1の追加機能ごとに | | 1,000円 (税込価格1,050円) | | |
| カ | 第1種サービスに係るその他契約内容の変更(当社が別に定めるものに限り)に関する工事のとき | | 1契約者回線番号ごとに | 700円 (税込価格735円) | |
| (3) 回線収容部等工事費 | | 1回線収容部又は1利用回線ごとに | 2,400円 (税込価格2,520円) | | |

| 2-2 利用の一時中断に関する工事 | | 区 分 | 単 位 | 工事費の額 |
|---------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------|------------------------|
| (1)利用の一時中断の工事 | ア 基本工事費 | | 1の工事ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | イ 交換機等工事費 | (ア) (イ)から(キ)以外の工事 | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに |
| | | (イ) 第1種サービスに係る契約者回線番号の一時中断の工事 | 1契約者回線番号ごとに | 700円 (税込価格735円) |
| | (ウ) 第1種サービスに係る付加機能の利用の一時中断に関する工事 | ① ②から⑬以外の工事のとき | 1契約者回線番号又は当社が利用可能とする1内線番号ごとに | 700円 (税込価格735円) |
| | | ② 複数転送先着信転送機能の利用の一時中断に関する工事 | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | ③ 事業所番号ルーティング機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 1回線収容部又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | ④ 内線通信機能に係る基本機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | ⑤ 不在案内機能の基本機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | ⑥ 不在案内機能の追加機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 登録している1オリジナルガイドスごとに | 2,000円 (税込価格2,100円) |
| | | ⑦ メッセージ録音機能の基本機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | ⑧ メッセージ録音機能の追加機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 登録している1オリジナルガイドスごとに | 2,000円 (税込価格2,100円) |
| | | ⑨ 視点間ローミング機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | ⑩ 多重回線収容機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 1の多重回線収容グループごとに | 2,400円 (税込価格2,520円) |
| | | ⑪ 着信一括転送機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | ⑫ 着信課金機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 1着信課金番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| | ⑬ 特定番号通知機能の利用の一時中断に関する工事のとき | 1回線収容部ごと又は1利用回線ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| (エ) 第2種サービスに係る番号情報送受信機能の利用の一時中断の工事 | ① ②以外のとき | 1契約者回線番号又は1追加番号ごとに | 700円 (税込価格735円) | |
| | ② 追加番号のみの利用の一時中断のとき | 利用の一時中断をする1追加番号ごとに | 700円 (税込価格735円) | |
| (オ) 第2種サービスに係る迷惑電話おこわり機能の利用の一時中断の工事 | | 1登録応答装置ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| (カ) 第2種サービスに係る着信情報送信機能の利用の一時中断の工事 | | 1契約者回線番号又は1追加番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| (キ) 第2種サービスに係るファクシミリ通信蓄積機能の利用の一時中断の工事 | | 1契約者回線番号又は1追加番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| (ク) 着信課金機能の利用の一時中断に関する工事のとき | | 1着信課金番号ごとに | 1,000円 (税込価格1,050円) | |
| (2)再利用の工事 | | | | 2-1の工事費の額と同じ |

第3表 重複掲載料
電話帳発行のつど1掲載ごとに 500円(税込価格 525円)

第4表 付帯サービスに関する料金等
第1 証明手数料
1契約ごとに 300円(税込価格 315円)

第2 支払証明書の発行手数料
支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 420円)
(注)支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

附 則
この約款は、平成15年10月29日から実施します。
(中略)

附 則 (平成21年1月29日西企営第150号)
(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年2月1日から実施します。
(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成21年1月31日」を「平成21年5月31日」に改めます。
2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成21年1月31日」を「平成21年5月31日」に改めます。

端末設備貸出サービスに係る利用規約

(総則)

第1条 当社は、当社が別に定める音声利用IP通信網サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「端末設備貸出サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、約款で定める音声利用IP通信網サービスに関する付帯サービスとして端末設備貸出サービス(当社から音声利用IP通信網サービスの提供を受けるために必要となる約款別記10の2で定める端末設備を契約者へ貸与するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 この規約の規定が、約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定がこの規約の規定に優先して適用されるものとします。
3 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

(用語)

第2条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

(契約の単位)

第3条 当社は、第1種契約又は第2種契約1契約ごとに1の本サービスに係る利用契約を締結します。

(利用契約)

第4条 契約者は、本サービスの利用の申込みをするときは、本規約を承諾のうえ当社所定の申込書を出していただきます。

2 当社は、前項に規定する利用申込があったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。
(1) 申込のあった端末設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
(2) 申込のあった端末設備を提供するために必要な電気通信設備に余裕がないとき。
(3) 契約者が、音声利用IP通信網サービス又は本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(端末設備の移転)

第5条 当社は、契約者から請求があったときは、その端末設備の移転を行います。
ただし、利用回線の移転に伴うものでない場合はこの限りではありません。

(端末設備の利用の一時中断)

第6条 当社は、その端末設備に係る第1種契約又は第2種契約において利用の一時中断があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(譲渡)

第7条 当社は、端末設備を提供している第1種契約又は第2種契約に係る利用権の譲渡があった場合は、その利用権を譲り受ける者に、本サービスを利用する権利も譲渡されることとします。この場合において、譲受人は、契約者が本規約に基づき有していた一切の権利及び義務を継承します。

(契約者による利用契約の解除)

第8条 契約者は、本サービスに係る利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただきます。

(当社が行う利用契約の解除)

第9条 当社は、第10条(端末設備の利用停止)の規定により端末設備の利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。
2 当社は、第10条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、端末設備の利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3 当社は、第1項又は第2項に規定する場合のほか、端末設備に係る第1種契約又は第2種契約について契約の解除があったときは、その利用契約を解除します。
4 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(端末設備の利用停止)

第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、端末設備の利用を停止することがあります。

(1) 第1種契約又は第2種契約において利用停止があったとき。
(2) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(3) 第16条(利用に係る義務)の規定に違反したと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により端末設備の利用を停止をするときは、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。

(端末設備の種類)

第11条 当社は、タイプ1のメニュー1に係る第2種契約者(その利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-2に係るIP通信網サービスである場合に限ります。)から請求があったときは、その1の利用契約につき1のIP電話対応装置又は同時通信機能対応型IP電話対応装置を無償で貸与します。

ただし、当社は、同時通信機能対応型IP電話対応装置については、第2種契約者が同時通信機能、番号情報送受信機能又は映像通信機能を利用する場合その他当社が必要と認める場合に限り提供します。

2 当社は、タイプ2のメニュー1に係る第2種契約者(その利用回線に係る電気通信サービスがIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン5又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ-3に係るIP通信網サービスである場合に限ります。)から請求があったときは、その1の利用契約につき1のルータ機能付IP電話対応装置を無償で貸与します。
3 前2項の規定によるほか、当社は、第1種契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1又は複数の端末設備を、第2種契約者から請求があったときは、その1の利用契約につき1の端末設備を料金表第1表(料金)の定めるところにより提供します。

(料金及び工事に関する費用の支払義務)

第12条 契約者は、その利用契約に基づいて当社から端末設備の提供を受けたとき又は工事を要する請求をし承諾を受けたときは、本規約に規定する料金及び工事に関する費用の支払いを要します。

2 料金の計算方法、料金及び工事に関する費用の支払方法、割増金、延滞利息並びにその他料金の取扱いについては約款の規定を準用します。

(設置場所の提供等)

第13条 音声利用IP通信網サービスに係る利用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が提供する端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

2 当社が提供する端末設備に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

契約約款等

(切分責任)

第14条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が当社が提供する端末設備に接続されている場合であって、当社が提供する端末設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、音声利用IP通信網サービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が提供する端末設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(免責等)

第15条 当社は、当社が提供する端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、その契約者の損害(約款の規定により当社が賠償することとなる部分を除きます。)を賠償します。

(利用に係る義務)

第16条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- 当社が提供する端末設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときは自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - 当社が提供する端末設備を改造又は改変等し、通信の伝送交換又は音声利用IP通信網サービスの品質確保に妨害を与える行為を行わないこと。
 - 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が提供する端末設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - 端末設備を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させないこと。
 - 当社が提供する端末設備を善良な管理者の注意をもって使用及び保管すること。
 - 端末設備に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知し、当社の指示に従うこと。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して当社が提供する端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要なる費用を支払っていただきます。

(端末設備の返還等)

第17条 第8条(契約者による利用契約の解除)又は第9条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除となったときは、その端末設備の利用契約を締結していた者は、端末設備を原状に復したうえで、当社が指定する期限までに当社が指定する場所に送付することにより当社へ返還するものとします。

2 前項で定める期限までに端末設備が返還されない場合、当社は、その端末設備の利用契約を締結していた者に対し、違約金として当社が別途指定する当該端末機器の購入代金に相当する額を請求することができます。

(その他)

第18条 本規約に定めのない事項は、約款の規定を準用します。

料金表

第1表 料金

1 機器利用料

1-1 第1種サービスに係るもの

1装置ごとに月額

| 区 分 | | 料 金 額 |
|--|---------------------------|---------------------|
| 優先制御機能付ルータ装置 | | 1,900円 (税込価格1,995円) |
| I P電話対応装置 | アナログインターフェースを有するもの | 900円 (税込価格945円) |
| | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,200円 (税込価格1,260円) |
| | ISDN (PRI) インターフェースを有するもの | 5,400円 (税込価格5,670円) |
| 備考 | | |
| 1 優先制御機能付ルータ装置については、利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のプラン2に係るI P通信網サービスである場合に限り提供します。 | | |
| 2 I P電話対応装置(アナログインターフェースを有するもの)を利用する場合、同時に通信可能なチャネル数は1装置ごとに4までとします。 | | |
| 3 I P電話対応装置 (ISDN (BRI) インターフェースを有するもの)を利用する場合、同時に通信可能なチャネル数は1装置ごとに4までとします。 | | |
| 4 I P電話対応装置 (ISDN (PRI) インターフェースを有するもの)を利用する場合、同時に通信可能なチャネル数は1装置ごとに23までとします。 | | |

1-2 第2種サービスに係るもの

(1) メニュー1に係るもの

1装置ごとに月額

| 区 分 | | 料 金 額 |
|-----------|--------------------------------|-----------------|
| タイプ1に係るもの | ルータ機能付IP電話対応装置 | 300円 (税込価格315円) |
| | 同時通信機能対応型ルータ機能付I P電話対応装置 | 300円 (税込価格315円) |
| | 同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置 | 600円 (税込価格630円) |
| | 同時通信機能・無線LAN対応型I P電話対応装置 | 300円 (税込価格315円) |
| タイプ2に係るもの | 無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置 | 300円 (税込価格315円) |

| | |
|----|--|
| 備考 | <ol style="list-style-type: none"> タイプ1に係るルータ機能付I P電話対応装置、同時通信機能対応型ルータ機能付I P電話対応装置及び同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置は、利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ1に係るI P通信網サービスである場合に限り提供します。 当社は、同時通信機能対応型ルータ機能付I P電話対応装置については、第2種契約者が同時通信機能、番号情報送出機能又は映像通信機能を利用する場合その他当社が必要と認める場合に限り提供します。 タイプ1に係る同時通信機能・無線LAN対応型I P電話対応装置は、利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン4又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ2に係るI P通信網サービスである場合に限り提供します。 タイプ2に係る無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置については、利用回線に係る電気通信サービスがI P通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の100Mb/sのプラン5又はメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリ3に係るI P通信網サービスである場合に限り提供します。 同時通信機能・無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置、同時通信機能・無線LAN対応型I P電話対応装置又は無線LAN対応型ルータ機能付I P電話対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式(当社が別に定めるものとします。)により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。 |
|----|--|

(2) メニュー2に係るもの

1装置ごとに月額

| 区 分 | | 料 金 額 | | |
|---|-----------|-------|---------------------------|---------------------|
| タイプ1に係るもの | I P電話対応装置 | I型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | II型 | | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格1,575円) |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格1,575円) |
| タイプ2に係るもの | I P電話対応装置 | I型 | アナログインターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,000円 (税込価格1,050円) |
| | II型 | | アナログインターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格1,575円) |
| | | | ISDN (BRI) インターフェースを有するもの | 1,500円 (税込価格1,575円) |
| 備考 | | | | |
| I P電話対応装置について、I型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が4までのもの、II型は1装置において同時に通信可能なチャネルの数が8までのものとします。 | | | | |

第2表 工事に関する費用

1 適用

| 区 分 | 内 容 |
|---------------|--|
| (1) 工事費の算定 | 工事費は、基本工事費と施工した工事に係る機器工事費を合計して算定します。 |
| (2) 基本工事費の適用 | ア 機器工事に係る工事費の額が29,000円(税込価格30,450円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格30,450円)を超える場合は29,000円(税込価格30,450円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。 |
| (3) 機器工事費の適用 | 機器工事費は、端末機器の工事を要する場合に適用します。 |
| (4) その他工事費の適用 | 基本工事費の適用、割増工事費の適用、工事費の減額適用については約款の規定を準用します。 |

2 工事費の額

端末設備の設置又は移転に関する工事

| 区 分 | 単 位 | 工事費の額 | |
|-------|---------|----------|---------------------|
| 基本工事費 | 1の工事ごとに | 基本額 | 4,500円 (税込価格4,725円) |
| | | 加算額 | 3,500円 (税込価格3,675円) |
| 機器工事費 | 1装置ごとに | 別に算定する実費 | |

附 則

(実施期日)

本規約は平成16年9月15日から実施します。

(中略)

附 則 (平成20年9月30日西企営第96号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第3条 西企営第113号(平成20年3月27日)の附則第7条中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に改めます。

2 西企営第110号(平成20年3月28日)の附則第2項中「平成20年9月30日」を「平成21年1月31日」に改めます。

附 則 (平成20年10月2日西企営第102号)

この改正規定は、平成20年10月2日から実施します。

Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)利用規約

- 1 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」をお申し込みいただけるのは、ひかり電話のご契約者または料金のお支払者とさせていただきます。なお、一括送付、一括請求、分割請求、等についてはお申し込みいただけません。
- 2 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」でご覧いただけるのは、前日までのご利用料金・通話明細です。(通話明細をご覧いただく際は、別途書面によるお申し込みが必要となります。なお、Lモード端末からは通話明細はご覧いただけません。)
- 3 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」のご利用料金は通話明細の作成料も含めて無料です。ただし、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」をご利用いただくに必要となるインターネットへの接続等の利用環境についてはご利用になるお客様の負担で整えていただきます。また、インターネットへの接続にかかる費用はご利用になるお客様にご負担いただきます。
- 4 ユーザIDとパスワードはご利用者の責任において管理していただくものとし、弊社は、ユーザID、パスワードの誤渡・貸与・忘失・盗用等に関する一切の責任を負いません。
- 5 ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会は「Myビリング」サイトへ掲載した時点をもって、通知したものとさせていただきます。
- 6 「通話明細」は過去2ヶ月分についてご覧いただけます。(「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」開始前の請求分についてはご覧いただけません。)なお、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の解約またはお客さま番号の変更を伴う異動をされた場合は、当該工事日までの請求分をもって「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」は解約となり、解約の約2ヶ月後をもって「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供を終了させていただきます。
- 7 回線の譲渡または承継をされた場合は、譲渡日または承継日の前料金月請求分をもって「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」は解約となり、解約の約2ヶ月後をもって「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供を終了させていただきます。
- 8 パスワードは5回連続して誤入力すると失効し、ログインすることができなくなります。万一失効した場合は、弊社お問い合わせ先フリーダイヤルまでご連絡下さい。パスワードを再発行させていただきます。
- 9 弊社は、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供に関し、ユーザID、パスワード、お客さま番号によるセキュリティのチェックを行います。それ以上の保証を行うものではありません。
- 10 ご利用者が次のいずれかに該当すると弊社が判断した場合、弊社は、お申し込みをお断りすること、又は何らの事前の通知または承諾なくして、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供を中止することがあります。
 - (1) ご利用者が第1項の条件に適合しなくなった場合
 - (2) 本規約の規定に違反した場合
 - (3) 上記(1)、(2)の他、弊社がご利用者として不適切であると判断した場合
- 11 ご利用者は、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の利用にあたり、次の行為を行ってはけません。
 - (1) 他人のユーザID、パスワードの不正使用
 - (2) 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」のシステムに権限なくアクセスする等、不正なアクセスを試みる行為
 - (3) その他弊社がご利用者として不適切と判断する行為
- 12 弊社は、次のいずれかに該当する場合、ご利用者への事前の通知または承諾なくして、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供を中断または中止することがあります。なお、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の中断または中止に起因して生じたいかなる損害についても弊社は一切責任を負わないものとします。
 - (1) システム保守、その他「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」運用上の必要がある場合
 - (2) 予期せぬ事故、天災(地震、洪水、津波等)、事変(戦争、暴動等)により「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供ができなくなった場合
 - (3) その他弊社が必要と判断した場合
- 13 弊社は、ご利用者への事前の通知または承諾なくして、「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」の提供内容の全部または一部を変更することがあります。
- 14 「Myビリング(ひかり電話通話明細内訳・通話発生状況照会)」を解約する場合は、「弊社お問い合わせ先」にお申し出ください。
- 15 弊社は、ご利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。本規約の変更については、弊社ウェブサイト上に公開するなどの方法により、変更後の規約を掲載することで通知したものとさせていただきます。

